

令和6年経済センサス - 基礎調査

産 業 分 類

分類項目名、説明及び内容例示

ま え が き

経済センサス - 基礎調査は、我が国における経済活動を行う全ての事業所及び企業を対象とする国の重要な基幹統計調査で、事業所の名称、事業の種類、従業者数など、各事業所及び企業の事業活動の基本的な事項を調査するものである。

この調査の結果は、我が国の産業の実態を明らかにするために、対象となる事業所及び企業を経済活動の種類（産業）によって体系的に区分し、産業分類別に事業所数、従業者数等を表章することとしている。

本書は、令和6年経済センサス - 基礎調査の事業所に係る産業分類について、各分類項目に関する定義の説明とともに、その具体的な内容を最新の事例に基づいて例示に掲げ記述したものである。

令和6年経済センサス - 基礎調査で用いる産業分類は、日本標準産業分類（令和5年6月改定）を基に編集したもので、産業小分類項目については、一部、日本標準産業分類の小分類の分割や細分類項目の格上げなどを行い、経済センサス - 基礎調査の小分類項目を設定している。

目 次

本書の構成と利用上の注意	1
第1部 産業分類の一般原則	3
1 産業の定義	5
2 事業所の定義	5
3 分類の基準	6
4 分類の構成	7
5 分類の適用単位	8
6 事業所の分類に際しての産業の決定方法	8
7 公務の範囲	9
8 農・林・漁業に属する個人経営事業所の取扱い	9
第2部 分類項目名、説明及び内容例示	11
参 考	
参考1 令和3年経済センサス-活動調査との産業分類相違項目比較表	393
参考2 日本標準産業分類との相違項目比較表	394

本書の構成と利用上の注意

1 本書の構成

本書は、第1部「産業分類の一般原則」、第2部「分類項目名、説明及び内容例示」で構成する。第1部では、産業の定義、決定方法など産業分類の一般原則を説明し、第2部では、各分類項目についてその内容の概略的な説明、他の分類項目との区分を明らかにするための注意を掲げ、さらに、小分類の各項については、その内容を示すための具体的な例示を、次の記号を付して掲げた。

○……その小分類項目に分類する例示

×……その小分類項目に分類しない例示で誤りやすいもの

() 内は、正しい分類符号を示す。

巻末には、参考として「令和3年経済センサス - 活動調査との産業分類相違項目比較表」及び「日本標準産業分類との相違項目比較表」を掲げた。

また、ネットワーク型産業（※）の分類項目名には「★」を付して掲載した。

ただし、構成する大分類にネットワーク型産業と非ネットワーク型産業の両方がある場合は、大分類項目名に「☆」を付し、総説の最後に該当する中分類項目名を掲載した。

（※） ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上（収入）金額を表章しない。また、ネットワーク型産業以外の産業を非ネットワーク型産業という。

なお、ネットワーク型産業は、日本標準産業分類（令和5年6月改定）の次表の大分類又は中分類に該当する産業である。

ネットワーク型産業に該当する分類項目

大分類	中分類
D 建設業 ★	06 総合工事業 ★ 07 職別工事業 （設備工事業を除く） ★ 08 設備工事業 ★
F 電気・ガス・熱供給・水道業 ★	33 電気業 ★ 34 ガス業 ★ 35 熱供給業 ★ 36 水道業 ★
G 情報通信業 ☆	37 通信業 ★ 38 放送業 ★ 41 映像・音声・文字情報制作業 ★
H 運輸業、郵便業 ★	42 鉄道業 ★ 43 道路旅客運送業 ★ 44 道路貨物運送業 ★ 45 水運業 ★ 46 航空運輸業 ★ 47 倉庫業 ★ 48 運輸に附帯するサービス業 ★ 49 郵便業（信書便事業を含む） ★
J 金融業、保険業 ★	62 銀行業 ★ 63 協同組織金融業 ★ 64 貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関 ★ 65 金融商品取引業、 商品先物取引業 ★ 66 補助的金融業等 ★ 67 保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む） ★
O 教育、学習支援業 ☆	81 学校教育 ★
Q 複合サービス事業 ☆	86 郵便局 ★
R サービス業 （他に分類されないもの） ☆	93 政治・経済・文化団体 ★ 94 宗教 ★

2 本書の利用上の注意

各分類項目に掲げてある具体的な例示は、全ての事業を網羅しているわけではないため、求める例示が見いだせない場合は、各々の分類項目に付されている説明やその項目に掲げている例示を参考に、該当する分類項目を探し出すようにされたい。

第 1 部

産 業 分 類 の 一 般 原 則

産業分類の一般原則

1 産業の定義

令和6年経済センサス - 基礎調査産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

2 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
- (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内に幾つかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。
- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。）。
- なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。
- (8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。
- また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。
- (9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

3 分類の基準

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

4 分類の構成

本分類は、大分類、中分類及び小分類で構成する。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁の分類番号によりそれぞれ表記する（日本標準産業分類の細分類の一部について格上げを行ったものは3桁目がアルファベットで示されている。）。

大分類	中分類	小分類
A 農業、林業	2	11
B 漁業	2	6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7
D 建設業	3	23
E 製造業	24	179
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10
G 情報通信業	5	22
H 運輸業、郵便業	8	33
I 卸売業、小売業	12	78
J 金融業、保険業	6	24
K 不動産業、物品賃貸業	3	17
L 学術研究、専門・技術サービス業	4	31
M 宿泊業、飲食サービス業	3	24
N 生活関連サービス業、娯楽業	3	39 [1]
O 教育、学習支援業	2	28
P 医療、福祉	3	29
Q 複合サービス事業	2	6
R サービス業（他に分類されないもの）	8 [1]	33 [2]
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5
[T 分類不能の産業]	[1]	[1]
合計 19 [1]	97 [2]	605 [4]

（注） []内は、令和6年経済センサス-基礎調査では用いないが、日本標準産業分類との関連上、本書に掲載してある項目数を示す。

5 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、「2 事業所の定義」に示す事業所である。

他方、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類する場合には、本分類を準用する。

6 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを小分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは實際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業を用い決定する。（注）

（注）事業所の産業を本分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類を決定する。

上述のように事業所の産業は、付加価値等の最も大きい経済活動によって決定されるのが原則であるが、この原則によることが困難な場合又は適切でない場合は、従業員の数又は設備によって決定することがある。

なお、個人経営の農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。

また、事業転換、休業中及び設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。
- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。
- (4) 設立準備中の事業所の産業は、開始する経済活動によって決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」の「72F 純粋持株会社」に分類する。

7 公務の範囲

本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

8 農・林・漁業に属する個人経営事業所の取扱い

経済センサス－基礎調査では、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」に属する事業所で個人経営に係るものは、調査の対象としない。

なお、農・林・漁業に属する個人経営の事業所のうち、構内（屋敷内）に工場、作業所、店舗等があり農・林・漁業以外の経済活動を行い、なおかつ、専従の常用従業者（家族従業者を含む）を使用している場合は、別にそれらの事業所があるものとし、それらの工場、作業所、店舗を調査対象として、その事業内容により産業を決定する。

第 2 部

分類項目名、説明及び内容例示

目 次

大分類A－農業、林業	13
大分類B－漁業	22
大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業	27
大分類D－建設業	32
大分類E－製造業	44
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業	183
大分類G－情報通信業	190
大分類H－運輸業、郵便業	202
大分類I－卸売業、小売業	217
大分類J－金融業、保険業	264
大分類K－不動産業、物品賃貸業	277
大分類L－学術研究、専門・技術サービス業	285
大分類M－宿泊業、飲食サービス業	298
大分類N－生活関連サービス業、娯楽業	309
大分類O－教育、学習支援業	324
大分類P－医療、福祉	335
大分類Q－複合サービス事業	347
大分類R－サービス業（他に分類されないもの）	352
大分類S－公務（他に分類されるものを除く）	374
大分類T－分類不能の産業	390

大分類 A－農業、林業

個人経営の農業・林業活動は、経済センサス - 基礎調査では対象外

総 説

この大分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

(1) 耕種農業とは

ア 水稻、陸稻、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培をいう。

イ しいたけ、たけのこ、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、つばきなどを栽培し、単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）を行っている場合は耕種とみなす。

ウ 天然性のしいたけ、たけのこ、わさびなどの採取並びに用材又は薪炭材の生産を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 畜産農業とは

ア 乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとり、あひる、うずら、七面鳥、うさぎ、たぬき、きつね、ミンクなどの飼養、ふ卵、育すうを行うことで、種付け目的のものも含まれる。

モルモット、マウス、ラット、カナリア、文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいたち、きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖、飼育する場合も含まれる。

イ 蚕の飼育及び蚕種の製造も含まれる。

ウ 競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。

エ 店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれない。

(3) 林業とは

山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟などをいう。

◎ 事業所

農業又は林業を営んでいる事業所又は事業主の住居が、分類を適用する単位としての農業又は林業事業所である。

農家又は林家が農業又は林業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、専従の常用従業員のいる店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

◎ 農業又は林業と他産業との関係

(1) 農家又は林家で製造活動を行っている場合

ア 主として他から購入した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とはしない。

イ 主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは農業又は林業の活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。農業協同組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う農業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

(3) 森林組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。森林組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う森林組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

中分類 01－農 業

総 説

この中分類には、耕種農業、畜産農業（養さん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

なお、請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

010 管理、補助的経済活動を行う事業所（01 農業）

主として農業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は農業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

011 耕種農業

主として米作農業、米作以外の穀作農業、野菜作農業、果樹作農業、花き作農業、工芸農作物農業、ばれいしょ・かんしょ作農業及びその他の耕種農業を行う事業所をいう。

○米作農業 水稲作農業 陸稲作農業	○野菜作農業（きのこ類の栽培を含む） 果菜類作農業（えだまめ、 すいか、いちご、メロン など） 葉茎菜類作農業（はくさい、 キャベツ、ねぎなど） 根菜類作農業（だいこん、 にんじん、さといもなど） きのこ類栽培業（しめじ、 しいたけ、えのきなど） たけのこ栽培農業 発芽野菜（スプラウト）生 産業	水耕等の養液栽培業（トマト、 レタス、かいわれ大根など） もやし栽培農業 じゅん菜栽培業
○米作以外の穀作農業 麦類作農業 雑穀作農業（あわ、ひえ、 きび、そば、とうもろこし、 もろこしなど） 豆類作農業（大豆、ささげ、 小豆、そらまめ、いんげん まめ、らっかせい、えんどう、 りょくとうなど）		○果樹作農業（みかん、りんご、 ぶどう、かき、くり、なし、 もも、くるみ） 観光農園（みかん狩り、ぶ どう狩り、いちご狩り、 芋掘りなど）

○花き作農業 切り花類栽培業 球根類栽培業 鉢物類栽培業 芝類栽培業 植木栽培業（緑化木、庭公園樹など） 盆栽業	○工芸農作物農業（なたね、葉たばこ、さとうきび、生茶、てんさい、こんにゃくいも、い（藺）、みつまた、こうぞ、ホップ、薬用になじん、ハーブなど）	○ばれいしょ・かんしょ作農業 ○その他の耕種農業 飼肥料作物栽培業 採種用作物栽培業 果樹苗木栽培業 桑苗栽培業
--	---	---

×米作作業請負業（013） 農作業請負業（013） 天然きのご採取業（023） 造林用種苗業（029） 山林用苗木栽培業（029） きのご種菌製造業（099） 植木業（庭園・花壇の手入れなどを行うもの）（014）	しいたけ種駒製造業（099） 製茶業（購入茶葉によるもの）（103） しいたけほだ木製造業（32D） 貸植木業（70B） 農業試験場附属農場（711） 大学附属農場（816）
--	--

012 畜産農業

主として酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業及びその他の畜産農業を行う事業所をいう。

畜産類似業とは、実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育並びにかぶと虫、すず虫などの昆虫類（みつばち、蚕を除く）の飼育及びへびなどの飼育をいう。

○酪農業	○畜産類似業	○その他の畜産農業
○肉用牛生産業 肉用牛肥育業 肉用子牛生産業	実験用動物飼育業（マウス、ラット、モルモット、うさぎなど） 愛がん用動物飼育業（カナリア、文鳥、犬など） きじ飼育業 昆虫類飼育業（かぶと虫、すず虫など） へび飼育業 ブリーダー業（愛がん用動物の繁殖を行う事業所）	馬育成業 競走馬生産牧場 競走馬生産育成牧場（オーナーブリーダー牧場） めん羊・やぎ飼育業 うさぎ飼育業（実験用、愛がん用を除く） 養ほう（蜂）業 うずら、あひる、七面鳥などの飼育業
○養豚業	○養蚕農業 蚕種製造業	
○養鶏業 ブロイラー養鶏業 鶏卵生産業		

×ふ卵業（013）	ブロイラー処理加工業（091）
昆虫類採捕業（029）	犬調教事業所（72H）
へび採捕業（029）	警察犬訓練所（民間のもの）（72H）
ごかい養殖業（041）	警察犬訓練所（警察）（981）
糸みみず養殖業（042）	
競走馬育成牧場（803）	
競走馬育成請負業（803）	
はちみつ処理加工業（養ほう（蜂）業を除く）（091）	

013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

請負で穀物、野菜、果樹、その他の作物の育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製など、栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所並びに果実及び野菜の出荷のための共同選果・選別を行う事業所、主として請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所並びに請負で稚蚕飼育など、生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所をいう。

○穀作サービス業	○野菜作・果樹作サービス業	ふ卵業
育苗センター	共同選果場	装てい（蹄）業
各種米作作業請負業	野菜共同選別場	てい（蹄）鉄修理業
ライスセンター	野菜作作業請負業	雌雄鑑別業
カントリーエレベーター		羊毛刈請負業
脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの）	○穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	集乳所
農業用施設維持管理業	さとうきび作作業請負業	共同選卵所
土地改良区	花き共同選別場	G P（グレードパッキング）センター
農業用水供給業		実験用動物飼育請負業（マウス、ラット、モルモット、うさぎなど）
水利組合	○畜産サービス業（獣医業を除く）	稚蚕共同飼育場
稲害虫駆除業	人工授精業	
農作物害虫駆除業	種鶏業	

×獣医業（741）	競馬きゅう舎（803）
普及指導センター（749）	実験用動物管理業（929）
選果場・選別場（業者から委託によるもの）（929）	
精米業（業者から委託されて精米を行うもの）（096）	
精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）（79E）	
農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているもの）（871）	

014 園芸サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は「062 土木事業（舗装工事業を除く）」に分類される。

○園芸サービス業	樹木医業	ゴルフ場コース管理業
植木業（庭園・花壇の手 入れなどを行うもの）	芝ばり業（庭、公園などに 行うもの）	ゴルフ場芝・植木管理請負 業
造園業（庭園・花壇の手 入れなどを行うもの）	街路樹手入れ請負業	庭園樹手入れ請負業
	街路樹害虫駆除業	

×植木栽培業（緑化木、庭公園樹など）（011）

造園工事業（062）

芝ばり工事業（路肩や崖に芝ばり工事を行うもの）（062）

中分類 02－林 業

総 説

この中分類には、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。

なお、昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

020 管理、補助的経済活動を行う事業所（02 林業）

主として林業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は林業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

021 育林業

将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。

○育林業 私有林経営業 生産森林組合等の育林を主 とする協業体 桐栽培業 油桐栽培業	竹林業（たけのこ栽培を除 く） 薪炭林経営業 パルプ材育林業 漆樹栽培業	地方公共団体（財産区を含 む）の経営する山林の事 業所 森林管理局 森林管理署 森林事務所
---	--	--

×たけのこ栽培農業（011） 果樹苗木栽培業（011） 森林研究・整備機構森林総合研究所（711） 森林組合（信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているもの）（871）	山林用種苗業（029） 大学演習林（816）
--	---------------------------

022 素材生産業

立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。

○素材生産業 一般材生産業 パルプ材生産業 くい丸太生産業	足場丸太生産業 立木販売業（立木を購入し 伐木して素材のまま販売 するもの）	立木買付事務所（立木を購 入し伐木するもの）
--	---	---------------------------

×製材業（121）

立木仲買業（682）

023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）

森林原野において産出される産物のうち、一般用材を除く薪、木炭、松やに、漆などの特用林産物（きのこ類の栽培を除く）を生産する事業所をいう。

○製薪炭業 薪製造業 炭焼業（焼子を除く） 製炭会社 木炭製造業 黒炭製造業 枝炭製造業 白炭製造業	漆採取業 漆かき業 樹脂精油採取業（抽出・蒸 留を含む） 杉皮採取業 しゅろ皮はぎ業 つる採取業 樹皮採取業 林内種実採取業 粗製しょう脳採取業 コルク皮採取業 ささ採取業	そだ採取業 竹皮採取業 かや採取業 ふし（五倍子）採取業 松葉採取業 天然きのこ採取業 松たけ採取業 野草採取業（薬草、山菜な ど） じゅん菜（淡水野菜）採取 業
---	---	---

×しめじ栽培農業（011）

しいたけ栽培農業（011）

たけのこ栽培農業（011）

じゅん菜栽培業（011）

薪請負製造業（024）

炭焼請負業（024）

炭賃焼業（024）

しょう脳製造業（169）

オガライト製造業（32D）

024 林業サービス業

主として請負で造林、保育、保護を行う事業所、伐木又は伐木と運材を兼ねて行う事業所、山林用苗木の育成を行う事業所及び炭焼、山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○育林サービス業 育林請負業 植林請負業	伐木運材請負業 共同貯木場（森林組合、同 連合会の経営によるもの）	○その他の林業サービス業 薪請負製造業 炭焼請負業 炭賃焼業 山番業
○素材生産サービス業 素材生産請負業 木材伐出請負業	○山林種苗生産サービス業 山林用種苗生産請負業	

×電線支障木枝打ち伐採業（929）

029 その他の林業

他に分類されない林業、狩猟業を営む事業所をいう。

なお、毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲、害鳥獣の捕獲又は昆虫類、へびなどの採捕並びに山林用種苗業も本分類に含まれる。

○その他の林業 狩猟業 わなかけ業	猟師業 昆虫類採捕業 へび採捕業	みみず採捕業 山林用種苗業 山林用苗木栽培業
-------------------------	------------------------	------------------------------

×果樹苗木栽培業（011）
昆虫類飼育業（012）

へび飼育業（012）
ごかい採捕業（031）

大分類 B－漁 業

個人経営の漁業活動は、経済センサス - 基礎調査では対象外

総 説

この大分類には、海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

漁業における事業所の漁業活動は、漁場の位置、漁法、漁獲物の種類によって分類される。また、水産養殖業における事業所の漁業活動は、養殖を行う場所、養殖の方法、養殖の対象によって分類される。

◎ 事 業 所

漁業を営んでいる事業所又は事業主の住居が、分類を適用する単位としての漁業事業所である。

漁家が漁業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、専従の常用従業員のいる店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

◎ 漁業、水産養殖業と他産業との関係

(1) 漁家で製造活動を行っている場合

ア 主として他から購入した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業活動とはしない。

イ 主として自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業活動とする。
ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは漁業活動とはしない。

(2) 漁船内で行う製造、加工は漁業活動の一部とみなして本分類に含まれる。

(3) 漁業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。漁業協同組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う漁業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

(4) 冷蔵倉庫業は「472 冷蔵倉庫業」に分類される。

中分類 03－漁業（水産養殖業を除く）

総 説

この中分類には、海面又は内水面において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する事業所が分類される。

030 管理、補助的経済活動を行う事業所（03 漁業）

主として漁業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は漁業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場

自家用補修所
自家用集荷所

031 海面漁業

海面において、底びき網、まき網、刺網、釣、はえ縄、定置網、地びき網、船びき網などの漁具を使用して水産動植物を採捕する事業所、各種の方法で貝・藻類を採取する事業所、主として鯨類を捕獲する事業所及びうに、なまこなど他に分類されない水産動植物を採捕する事業所をいう。

○底びき網漁業
手操網漁業
うたせ網漁業
けた網漁業
浮びき網漁業

○まき網漁業
縫切網漁業
揚操網漁業
巾着網操業

○刺網漁業
流網漁業

○釣・はえ縄漁業
一本釣漁業
いかつり漁業
手釣漁業
文鎮こぎ漁業
はえ縄漁業
ひき縄漁業

○定置網漁業
落網漁業
台網漁業
ます網漁業

○地びき網・船びき網漁業

○採貝・採藻業
採貝業
真珠採取業
あさり採取業
はまぐり採取業
かき採取業
あわび採取業
さざえ採取業
採藻業
こんぶ採取業
のり採取業

わかめ採取業 天草採取業 海女による採貝・採藻業	○その他の海面漁業 たこつぼ漁業 うに採取業 なまこ採取業 さんご採取業 海綿採取業 潜水器漁業 つぼ漁業	かご漁業 筒漁業 やす漁業 突棒漁業 敷網漁業（棒受網、四そう 張網など） ごかい採捕業 貝けた漁業
--------------------------------	--	---

×みみず採捕業（029） のり養殖業（041） ごかい養殖業（041） 貝のむき身製造業（092）	真珠養殖業（041） 淡水真珠養殖業（042） のり製造業（加工品）（092）
--	---

032 内水面漁業

河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する事業所をいう。

○内水面漁業 河川漁業 湖沼漁業 う飼漁業 ため池漁業 やな漁業 えり漁業 肥料用藻類採取業	川のり採取業 ひき網漁業（内水面漁業の もの） まき網漁業（内水面漁業の もの） 敷網漁業（内水面漁業のも の）	かぶせ網漁業（内水面漁業 のもの） 投網漁業（内水面漁業のも の） 魚釣業（内水面漁業のもの） はえ縄漁業（内水面漁業の もの）
---	--	--

中分類 04－水産養殖業

総 説

この中分類には、海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集中的に生産する事業所が分類される。

なお、陸上における養殖のうち海水を用いて養殖を行う事業所は「041 海面養殖業」に分類される。

040 管理、補助的経済活動を行う事業所（04 水産養殖業）

主として水産養殖業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は水産養殖業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所
自家用集荷所

041 海面養殖業

海面において行う養殖業で、築堤、小割、いかだ式垂下、はえ縄、網びきなどにより水産動植物を養殖する事業所をいう。

○魚類養殖業
ぎんざけ養殖業
まあじ養殖業
しまあじ養殖業
ぶり養殖業
ひらまさ養殖業
かんぱち養殖業
まだい養殖業
ちだい養殖業
くろだい養殖業
はまち養殖業
ひらめ養殖業
ふぐ類養殖業

○貝類養殖業
ほたてがい養殖業
かき類養殖業
あわび類養殖業
もがい養殖業
あかがい養殖業
いたやがい養殖業
ひおうぎがい養殖業
あさり養殖業
かき養殖用いかだの移動請
負業

○藻類養殖業
わかめ類養殖業
こんぶ類養殖業
のり類養殖業
もずく養殖業

○真珠養殖業

○種苗養殖業
ぶり類種苗養殖業
たい類種苗養殖業
くるまえばい種苗養殖業
真珠母貝養殖業
ほたてがい種苗養殖業

かき類種苗養殖業 わかめ種苗養殖業 種苗（稚魚）の養殖用の網 の設置請負業	○その他の海面養殖業 くるまえび養殖業 ほや類養殖業 がざみ養殖業	うに養殖業 ごかい養殖業
--	--	-----------------

×のり採取業（031） 真珠採取業（031） 淡水真珠養殖業（042） 淡水真珠母貝養殖業（042）	さけ・ます類養殖業（042） 貝のむき身製造業（092） 人造真珠製造業（219）
---	---

042 内水面養殖業

内水面において行う養殖業で、池中養殖、ため池養殖、水田養魚、いけす養魚を行う事業所をいう。

○内水面養殖業 こい養殖業 ふな養殖業 うなぎ養殖業 さけ・ます類養殖業 さけ人工ふ化業 あゆ養殖業	水田養魚業 どじょう養殖業 ぼら養殖業 わかさぎ養殖業 すっぽん養殖業 金魚養殖業 錦鯉養殖業	熱帯魚養殖業（淡水） ティラピア養殖業 淡水真珠養殖業 淡水真珠母貝養殖業 糸みみず養殖業
--	---	---

×みみず養殖業（糸みみずを除く）（012）

大分類 C－鉱業、採石業、砂利採取業

総 説

この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業、開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業及びその他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。

なお、探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。

ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

◎ 鉱業、採石業、砂利採取業と他産業との関係

- (1) 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は「中分類 22－鉄鋼業」又は「中分類 23－非鉄金属製造業」に分類される。
- (2) 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造を行う事業所は「173 コークス製造業」に、石炭からガスを製造し、導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。
- (3) 天然ガスを導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。
- (4) 石油の精製を行う事業所は「171 石油精製業」に分類される。
- (5) 掘採された岩石の破砕、粉砕を行う事業所及び一定の大きさの石に切る事業所は「218 骨材・石工品等製造業」に、碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する事業所は「60G 他に分類されないその他の小売業」に分類される。

ただし、採石現場において岩石の掘採から加工まで一貫して行うものは本分類に含まれる。

中分類 05－鉱業、採石業、砂利採取業

総 説

この中分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業、開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業及びその他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。

ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

050 管理、補助的経済活動を行う事業所（05 鉱業、採石業、砂利採取業）

主として鉱業、採石業、砂利採取業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は鉱業、採石業、砂利採取業における活動を促進するため、同一企業のお事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

051 金属鉱業

主として金鉱、銀鉱、砂金、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱などの掘採を行う事業所、白金鉱、銅鉱、硫化鉄鉱など他に分類されない金属鉱の掘採を行う事業所及び選鉱（青化处理、とう（搗）鉱処理を含む）を行う事業所をいう。

○金・銀鉱業 金鉱業 銀鉱業 金銀鉱業 砂金鉱業 輝銀鉱業 濃紅銀鉱業	○鉛・亜鉛鉱業 鉛鉱業 亜鉛鉱業 鉛亜鉛鉱業 方鉛鉱業 閃亜鉛鉱業 ○鉄鉱業 赤鉄鉱業	磁鉄鉱業 褐鉄鉱業 ○その他の金属鉱業 白金鉱業 砂白金鉱業 銅鉱業 黄銅鉱業 赤銅鉱業
---	--	---

斑銅鉱業	ひ（砒）鉱業	砂ウラン鉱業
硫化鉄鉱業	砂鉄鉱業	二酸化マンガン鉱業
黄鉄鉱業	タングステン鉱業	クロム鉱業
磁硫鉄鉱業	トリウム鉱業	砂クロム鉱業
イリジウム鉱業	マンガン鉱業	モリブデン鉱業
オスミウム鉱業	金属マンガン鉱業	アンチモン鉱業
すず鉱業	ニッケル鉱業	金属鉱試掘請負業
砂すず鉱業	コバルト鉱業	金属鉱開発請負業
水銀鉱業	鉄マンガン鉱業	金属鉱試さく請負業
そう（蒼）鉛鉱業	ウラン鉱業	金属鉱探鉱請負業

052 石炭・亜炭鉱業

無煙炭、せん石、れき青炭、亜れき青炭、かつ（褐）炭、亜炭の掘採及びこれに附随する選炭処理を行う事業所をいう。

また、主として廃石、選炭廃水から石炭を選別し又は回収する事業所も本分類に含まれる。

○石炭鉱業（石炭選別業を含む）	れき青炭採掘業	廃石選別業
炭鉱業	かつ（褐）炭鉱業	石炭回収業
無煙炭鉱業	石炭選別業	○亜炭鉱業
	石炭水洗業	

053 原油・天然ガス鉱業

主として原油、天然ガスの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを生産する事業所をいう。

○原油鉱業	○天然ガス鉱業	ガス油田試掘請負業
石油鉱業	炭酸ガス鉱業	液化石油ガス（LPG）
天然アスファルト鉱業	天然ガス採取業	生産業（天然ガスから製造するもの）
土れき（瀝）青鉱業	圧縮天然ガス生産業	
油田さく井請負業	天然ガソリン生産業	
油田試掘請負業	ガス油田さく井請負業	

×さく井工事業（089）	石油精製業（171）
圧縮ガス製造業（162）	試すい（錐）業（鉱山用を除く）（74C）
液化石油ガス（LPG）製造業（石油精製によるもの）（171）	
天然ガス業（導管により供給するもの）（341）	

054 採石業、砂・砂利・玉石採取業

主として花こう岩、石英粗面岩、安山岩、大理石、ぎょう灰岩、砂岩、粘板岩、砂、砂利、玉石、かんらん岩、蛇紋岩などの岩石及びそれらの類似岩石の採石又は採取を行う事業所をいう。

○花こう岩・同類似岩石採石業 せん緑岩採石業 はんれい（斑糲）岩採石業 片麻岩採石業 花こうはん岩採石業 御影石採石業	○大理石採石業 結晶質石灰岩採石業 ○ぎょう灰岩採石業 大谷石採石業 芦野石採石業 伊豆若草石採石業 小室石採石業 白河石採石業 七沢石採石業 房州石採石業 ○砂岩採石業 出雲石採石業（碧玉・青めのうでないもの） 多胡石採石業 ○粘板岩採石業 すずり石採石業 と石用石材切出業（粘板岩のもの） 玄昌石採石業	○砂・砂利・玉石採取業 バラスト採取業（粉碎した岩石でないもの） 壁砂採取業 川砂採取業 玉砂利採取業 ○その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業 かんらん岩採石業 輝石かんらん岩採石業 オリビンサンド採取業 蛇紋岩採石業 玄武岩採石業 粗面玄武岩採石業 黒よう石採石業 真珠岩採石業 火山灰採掘業 軽石採掘業 庭石採取業
--	---	---

×碎石バラスト製造業（218）

055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）

主として耐火粘土、ろう石（ダイアスポアを含む）、ドロマイト、長石、石灰石、陶石、カオリン、磁土などの鉱物及び岩石の掘採及び選鉱を行う事業所並びにけい石、天然けい砂の掘採、選鉱及び粉碎を行う事業所をいう。

○耐火粘土鉱業 けつ岩粘土鉱業 木節粘土鉱業 がいろ目粘土鉱業 ばん土けつ岩鉱業	○ろう石鉱業 ダイアスポア鉱業 ろう石クレー製造業 ○ドロマイト鉱業 苦灰石鉱業 白雲石鉱業	○長石鉱業 半花こう岩鉱業 風化花こう岩鉱業 アプライト鉱業 まさご（真砂）鉱業 サバ（砂婆）鉱業 そうけい（藻珪）鉱業
--	---	--

○けい石鉱業 白けい石鉱業 軟けい石鉱業 炉材けい石鉱業	○石灰石鉱業 ○その他の窯業原料用鉱物鉱業 陶石鉱業 天草陶石鉱業 陶石クレー製造業 カオリン鉱業	石こう鉱業 らん晶石鉱業 けい線石鉱業 紅柱石鉱業 陶土鉱業 磁土鉱業
---------------------------------------	--	--

×普通粘土鉱業（059）

クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）（218）

059 その他の鉱業

主として酸性白土、ベントナイト、けいそう土の掘採及び選鉱を行う事業所並びに滑石、普通粘土、絹雲母、緑泥石、ふっ（沸）石、ひる石、重晶石、ざくろ石などの鉱物及び岩石の掘採、選鉱及び粉砕を行う事業所をいう。

○酸性白土鉱業	雲母鉱業	宝石鉱業
○ベントナイト鉱業	絹雲母鉱業	飾石鉱業
○けいそう土鉱業	緑泥石鉱業	電気石鉱業
○滑石鉱業	ふっ（沸）石鉱業	石けん石鉱業
滑石採掘粉砕業	ひる石鉱業	溶岩鉱業
○他に分類されない鉱業	重晶石鉱業	方解石鉱業
粘土鉱業（窯業原料用を除く）	重晶石採掘粉砕業	天然氷採取業
普通粘土鉱業	ざくろ石鉱業	ほたる石鉱業
	エメリー鉱業	明ばん石鉱業
	トリポリー鉱業	りん鉱石業
	黒鉛鉱業	土木建設用土採取業
	めのう鉱業	鹿沼土採取業
	こはく鉱業	出雲石採石業（碧玉・青めのうのもの）
	工芸用水晶鉱業	

×製氷業（104）

ベントナイト精製業（218）

雲母精製業（218）

耐火粘土鉱業（けつ岩粘土・木節粘土・がいろ目粘土鉱業を含む）（055）

大分類 D－建設業 ★

総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

◎ 建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること

◎ 事業所

建設業の事業所は、本店（個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居）、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

◎ 建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は「中分類05－鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の代理業、仲介業、建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く）、土地分譲業（自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く）は「中分類68－不動産取引業」に、土地、建物などの不動産の賃貸業、管理業は「中分類69－不動産賃貸業・管理業」に分類される。
- (4) 主として建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は「74A 建築設計業」に、測量を行う事業所は「74B 測量業」に、試すい（錐）（鉱山用を除く）を行う事業所は「74C その他の土木建築サービス業」にそれぞれ分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は「74A 建築設計業」に分類される。
- (6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は「749 その他の技術サービス業」に分類される。

中分類 06－総合工事業 ★

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事をを行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事をを行う事業所は「中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）」又は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

060 管理、補助的経済活動を行う事業所（06 総合工事業） ★

主として総合工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所又は総合工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用資材置場
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------

061 一般土木建築工事業 ★

各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。

完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか又は最近において双方を施工した実績を有することである。

○一般土木建築工事業		
------------	--	--

×土木工事業（舗装工事業を除く）（062）

建築工事業（木造建築工事業を除く）（064）

062 土木工事業（舗装工事業を除く） ★

一般土木建築工事業に属さないで、主として土木工事を行い、土木施設を完成する事業所、庭園、公園、緑地等の苑地の築造工事を行う事業所、しゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

ただし、主として舗装工事を行う事業所は「063 舗装工事業」に分類される。

○土木工事業（舗装工事業を除く） 河川工事業 護岸工事業 砂防工事業 海岸工事業 治山施設工事業 ダム工事業 貯水池建設工事業 用水池建設工事業 下水道工事業（下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場など） 道路工事業 駐車場工事業 宅地造成工事業 飛行場・水上飛行場工事業	水路工事業 かんがい排水施設工事業 港湾施設工事業（防波堤、岸壁、栈橋など） 埋立工事業 干拓工事業 開墾工事業 地下鉄工事業 地下工作物工事業 運動競技場・競馬場・競輪場工事業 法面工事業 土地分譲業（自ら土地造成を行うもの） 芝ばり工事業（路肩や崖に芝ばり工事を行うもの）	鉄道施設工事業（軌条敷設、停車場、伏せどい、溝橋など） ドック建設工事業 高架道路・高架施設工事業 橋りょう工事業（鋼橋上部工事を除く） トンネル工事業（ずい道） 上水道工事業（水源・浄水・送水・配水施設など） ○造園工事業 公園造成工事業 ゴルフ場工事業 ○しゅんせつ工事業
---	---	---

×土地改良区（013） 舗装工事業（063） 鋼橋上部工事業（073） 芝ばり業（庭、公園などに行うもの）（014） 造園業、植木業（庭園、花壇の手入れなどを行うもの）（014） 土地分譲業（自ら造成工事を行わないもの）（681）	上水道配管工事業（083） 鉄道線路補修業（489）
--	-------------------------------

063 舗装工事業 ★

主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

○舗装工事業 道路舗装工事業	アスファルト舗装工事業 ブロック舗装工事業	コンクリート舗装工事業
-------------------	--------------------------	-------------

×道路工事業（舗装工事を伴わないもの）（062） 道路標示・区画線工事業（077）
--

064 建築工事業（木造建築工事業を除く） ★

主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物（ユニット住宅を含む）、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。

○建築工事業（木造建築工事業を除く） 建築工事請負業 鉄骨造建築工事請負業 組立鉄筋コンクリート造建築工事業	れんが造建築工事業 石造建築工事業 無筋コンクリート造建築工事業 コンクリートブロック造建築工事業	プレハブ리케이션建築工事業 建売業（自ら建築施工するもので木造建築工事業を除く）
×	×	×
木造建築工事業（065） 建築リフォーム工事業（066）		鉄骨工事業（073） 建売業（自ら建築施工しないもの）（681）

065 木造建築工事業 ★

主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。

○木造建築工事業 木造住宅建築工事業 木造モルタル造建築工事業	大工工事業（木造建築物の完成まで請負うもの） ログハウス建築工事業 堂宮大工業（総合的に請負うもの）	建売業（自ら木造建築工事業を施工するもの）
×	×	×
建築工事業（木造建築工事業を除く）（064） 鉄骨モルタル造建築工事業（064） 木造建築リフォーム工事業（066）		大工工事業（大工工事のみを請負うもの）（071） 堂宮大工業（総合請負をしないもの）（071） 建売業（自ら建築施工しないもの）（681）

066 建築リフォーム工事業 ★

主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。

ただし、塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は「中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）」又は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

○建築リフォーム工事業	住宅リフォーム工事業	木造建築リフォーム工事業
×	×	×
金属製屋根工事業（076） 塗装工事業（077） 内装工事業（078）		かわら・スレート屋根工事業（079） 冷暖房設備工事業（083） 給排水・衛生設備工事業（083）

中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く） ★

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07 職別工事業） ★

主として職別工事業の事業所を統括する本社等として、保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所又は職別工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用資材置場
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------

071 大工工事業 ★

主として大工工事（型枠大工工事を含む）を行う事業所をいう。

ただし、建築物建設について、大工工事のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は「065 木造建築工事業」に分類される。

○大工工事業 造作大工業 木造りゅう骨工事請負業	船台大工業 堂宮大工業（総合請負を しないもの）	○型枠大工工事業 仮枠大工工事業 型枠工事業 型枠解体工事業
--------------------------------	--------------------------------	---

×木造建築工事業（065）

堂宮大工業（総合的に請負うもの）（065）

大工工事業（木造建築物の完成まで請負うもの）（065）

船大工業（313）

072 とび・土工・コンクリート工事業 ★

主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事、土工工事、一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所及び潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事、場所打ちコンクリートぐい工事、独立コンクリート煙突工事などを行う事業所をいう。

○とび工事業 ぐい打工事業 足場組立業 家屋解体移転業 ひき屋工事業 家屋地上げ工事業 メタルフォーム組立業 建方業（とび工事を主とするもの） 組立鉄筋コンクリート組立業	○土工・コンクリート工事業 機械土工工事業 コンクリート圧送工事業 生コン圧送業 コンクリート打設工事業 地盤改良工事業 ウエルポイント工事業 薬液注入工事業 モルタル吹付工事業（法面に行うもの）	○特殊コンクリート工事業 特殊コンクリート基礎工事業 独立コンクリート煙突工事業 場所打ちコンクリートぐい工事業 プレストレストコンクリート工事業 潜かん（函）（ケーソン）工事業
---	--	--

×型枠解体工事業（071） コンクリートブロック工事業（074）	板金煙突工事業（076） ビル解体工事業（079）
-------------------------------------	------------------------------

073 鉄骨・鉄筋工事業 ★

主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、溶接工事及びコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。

○鉄骨工事業 橋りょう工事業（鋼橋上部工事業） 鉄骨アングル組立工事業	鉄骨組立工事業 びょう接工事業 溶接工事業 ビニルハウス鉄骨組立業	○鉄筋工事業
---	--	--------

×建築用鉄骨製造業（244） 橋りょう工事業（鋼橋上部工事を除く）（062）	建設用鋼橋製造業（244）
---	---------------

074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 ★

主として現場で天然石又は人造石の造形、取付け仕上げを行う事業所、れんが工事、タイル・モザイク・テラコッタ工事及びコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。

○石工工事業 石工業（建設工事を行うもの） 石垣築造業 軌道石工事業 道路石工事業	○れんが工事業 ○タイル工事業 モザイク工事業 テラコッタ工事業	○コンクリートブロック工事業 歩道用コンクリートブロック工事業
---	---	------------------------------------

×土工工事業（072） 築炉工事業（089） コンクリート製品製造業（212） モザイクタイル加工業（214）	石工品製造業（218） 船体ブロック製造業（313） 建築材料卸売業（531） 墓石彫刻小売業（60G）
--	---

075 左官工事業 ★

主として左官工事、モルタル工事、吹付け工事、木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事などを行う事業所をいう。

○左官工事業 左官業 研ぎ出し工事業 洗い出し工事業	木舞業 漆くい工事業 磨き出し工事業	モルタル左官業 モルタル吹付工事業（建築物に行うもの）
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------------

×モルタル吹付工事業（法面に行うもの）（072）	吹付塗装業（構造物）（077）
--------------------------	-----------------

076 板金・金物工事業 ★

主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所、とい（樋）、水切、雨押、スカイライト、ブリキ煙突などの板金工事、面格子、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。

注文を受けて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取り付ける事業所も含まれる。

○金属製屋根工事業 鉄板屋根ふき業 銅板屋根ふき業 アルミニウム屋根ふき業	○板金工事業 とい（樋）工事業 ブリキ煙突工事業 板金煙突工事業	○建築金物工事業 メタルラス張り業 装飾金物工事業
--	---	---------------------------------

×スレート屋根ふき業（079）

かわら屋根ふき業（079）

建築用金物製造業（242）

建築用金属製サッシ製造業（244）

建築用ラス製品製造業（244）

金物卸売業（55B）

金物小売業（602）

077 塗装工事業 ★

主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所及び道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。

○塗装工事業

吹付塗装業（構造物）

鋼橋塗装工事業

ペンキ塗装業（建物）

船舶塗装業

電車塗装業

航空機塗装業

建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）

塗床工事業

○道路標示・区画線工事業

×道路標識設置工事業（089）

木製家具塗装業（漆塗りを除く）（131）

金属製品塗装業（246）

モルタル吹付工事業（法面に行うもの）（072）

モルタル吹付工事業（建築物に行うもの）（075）

塗料卸売業（532）

自動車板金塗装業（891）

看板書き業（929）

078 床・内装工事業 ★

主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事をを行う事業所並びにテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事をを行う事業所をいう。

○床工事業

床張工事業

フローリング工事業

船舶床張請負業

カーペット取付工事業

○内装工事業

テックス工事業

壁紙工事業

室内装飾工事業

船舶内装工事業

カーテンレール取付工事業

間仕切工事業

パーティション工事業

練付工事業

×家具・建具卸売業（551）

畳卸売業（551）

室内装飾繊維品卸売業（551）

家具小売業（601）

表具業（903）

079 その他の職別工事業 ★

主としてガラス、金属製建具（サッシ、ドア、シャッター、防火扉、非常階段など）、木製建具の取付工事のみを行う事業所、屋根工事（金属製屋根工事を除く）を行う事業所、アスファルト・モルタル防水工事などを行う事業所、工作物の解体又はコンクリート構造物のはつり、破壊を行う事業所及び潜水工事、建設揚重業など他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は「531 建築材料卸売業」又は「60G 他に分類されないその他の小売業」に分類される。
- (2) 個人の注文を受けて建具を製作しこれを取り付ける事業所は「601 家具・建具・畳小売業」に分類される。

○ガラス工事業	○屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	○他に分類されない職別工事業
○金属製建具工事業	屋根ふき業（板金を除く）	サンドブラスト工事業
金属製建具取付業	木羽屋根ふき業	潜水工事業
金属製サッシ取付工事業	とんとんぶき業	建設揚重業（クレーン業）
金属製ドア取付工事業	かわら屋根ふき業	フェンス工事業
金属製シャッター取付工事業	スレート屋根ふき業	カーテンウォール工事業
防火扉取付工事業	かや屋根ふき業	炉解体業
非常階段取付工事業	○防水工事業	電気防蝕工事業
	アスファルト防水工事業	テント工事請負業
○木製建具工事業	モルタル防水工事業	サイディング工事業
つりこみ業（木製建具工事業）	コーキング防水工事業	外構工事業
	○解体・はつり工事業	エクステリア工事業
	コンクリート構造物破壊工事業	
	ビル解体工事業	

×生コン圧送業（072）	金属製組枠製造業（244）
家屋解体移転業（072）	金属製窓枠製造業（244）
板金屋根ふき業（076）	板ガラス卸売業（531）
金属製屋根工事業（076）	家具・建具卸売業（551）
建具製造業（133）	建具小売業（601）
コンクリート製品製造業（212）	板ガラス小売業（60G）
金属製くり形製造業（244）	自動車ガラス修理業（891）
金属製扉製造業（244）	建物あく洗業（92B）
芝ばり業（庭、公園などに行うもの）（014）	
芝ばり工事業（路肩や崖に芝ばり工事を行うもの）（062）	

中分類 08－設備工事業 ★

総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所及び下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業） ★

主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所又は設備工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用資材置場
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------

081 電気工事業 ★

主として一般電気工事、電気設備工事及び電気配線工事、電気配線設備工事の全て又はいずれかを施工する事業所をいう。

○一般電気工事業 送配電電線路工事業（地 中線工事を含む） 電線路工事業（電気鉄道、 トロリーカー、ケーブ ルカーなど） 海底電線路配線工事業 しゅんせつ船電路工事業 電気設備工事業（水力発 電所、火力発電所など） 変電所変電設備工事業	開閉所設備工事業 変流所設備工事業 船内電気設備工事業 電気医療装置設備工事業 ○電気配線工事業 電灯照明配線工事業（建 築物、建造物の屋内、屋 側及びその構内外） 電灯照明電力機器配線工事 業（一般工場、事業場、 会社、商店、住宅など）	照明設備配線工事業（屋外、 アーケード、道路など） 自家用受変電設備工事業 空港配線工事業 ネオン装置工事業（ネオン 広告塔、電気サイン広告 塔、ネオン看板、電気看 板など） 船内配線業 電子計算機設置工事業 太陽光発電システム取付 工事業
--	---	---

×太陽熱利用温水装置取付工事業（083）	電気機械器具卸売業（543）
ネオンサイン製造取付業（32D）	電気機械器具小売業（593）
屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）（731）	

082 電気通信・信号装置工事業 ★

主として電話線路（ケーブルを含む）、無線電信電話空中線設備（支持柱を含む）、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所及び有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所、閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。

○電気通信工事業 電話線路工事業 通信土木工事業 有線・無線電話機械設備 設置工事業 電信機械設備設置工事業	無線テレビジョン放送設備 設置工事業 有線・無線ラジオ放送設備 設置工事業 アンテナ工事業 LAN配線工事業	○有線テレビジョン放送設備 設置工事業 ○信号装置工事業 火災報知機工事業 警報装置設置工事業
---	---	---

×通信機械器具卸売業（543）

083 管工事業（さく井工事業を除く） ★

主として一般管工事（冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事を全て施工する工事）、冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事を施工する事業所及びガス導管配管、プラント配管などその他の配管工事を行う事業所をいう。

○一般管工事業 ○冷暖房設備工事業 温湿度調節装置工事業 乾燥装置工事業 冷凍冷蔵装置工事業 製氷装置工事業 空気調節装置工事業 換気装置工事業 冷却塔工事業	○給排水・衛生設備工事業 給水設備工事業 排水設備工事業 給湯設備工事業 消火設備工事業 スプリンクラー設置工事業 ちゅう房設備工事業 井戸ポンプ工事業 衛生設備工事業 水洗便所設備工事業 汚物浄化槽工事業 汚水汚物処理装置工事業 じんかい（塵芥）処理装 置工事業	○その他の管工事業 ガス導管配管工事業 ガス内管配管工事業 配管工事業 送油管配管工事業 プラント配管工事業 太陽熱利用温水装置取付 工事業 ダクト工事業
---	---	---

×上下水道工事業（062）

衛生用陶磁器卸売業（531）

太陽光発電システム取付工事業（081）

084 機械器具設置工事業 ★

主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施工する事業所及びエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所をいう。

○機械器具設置工事業 収じん（塵）装置工事業 索道架設工事業	自動ドア設置工事業 自動改札機設置工事業 計装工事業 プラント据付工事業	○昇降設備工事業 エレベータ設備工事業 エスカレータ設備工事業 機械式立体駐車場設備工事業
--------------------------------------	---	--

×エレベータ製造業（253）

エレベータ保守業（901）

プラントエンジニアリング業（749）

089 その他の設備工事業 ★

主として築炉工事、熱絶縁工事、道路標識設置工事及びさく井工事を行う事業所をいう。

○築炉工事業 溶鉱炉築炉工事業 平炉工事業 石灰窯築炉工事業 れんが窯築炉工事業 融解窯築炉工事業 じんあい（塵埃）焼却炉工事業 火葬場炉築炉工事業	○熱絶縁工事業 保温保冷工事業 ボイラ熱絶縁工事業 管熱絶縁工事業 ○道路標識設置工事業 消火栓標識設置工事業	○さく井工事業 さく泉工事業 観測井工事業 還元井工事業 温泉掘さく工事業 井戸掘業 ボーリング業（さく井工事のためのもの）
---	--	--

×原油鉱業（053）

油田さく井請負業（053）

天然ガス鉱業（053）

れんが工事業（074）

温泉試掘請負業（74C）

ボーリング業（地質調査）（74C）

大分類 E－製 造 業

総 説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

◎ 製 造 業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。

また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

ア 卸売業者又は小売業者に販売すること

イ 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売すること

エ 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

◎ 事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

◎ 製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

ア 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「大分類A－農業、林業」又は「大分類B－漁業」に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは製造業に分類される。

イ 漁船内において行う製造加工は製造業とせず「大分類B－漁業」に分類される。

ウ 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず「大分類A－農業、林業」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

ア 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

イ 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

ア 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。
ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

イ 主として製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

ウ 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

ア 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行ってなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

イ 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

ウ と 畜 場

と畜場は「952 と畜場」に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

◎ 各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ小分類に分類される。

中分類 09－食料品製造業

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
- (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
- (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
- (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
- (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造

ただし、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。

また、家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）

主として食料品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は食料品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

091 畜産食料品製造業

主として部分肉、冷凍肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品、牛乳、粉乳、練乳、バター、チーズ、アイスクリームなどの乳製品を製造する事業所及び加工卵、はちみつ・食鳥処理加工など他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

なお、これらの缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として生乳、クリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「中分類 58－飲食料品小売業」に分類される。

○部分肉・冷凍肉製造業 ブロック肉製造業	○肉加工品製造業 ハム製造業 ソーセージ製造業	ベーコン製造業 牛乾肉製造業 肉製品缶詰製造業
-------------------------	-------------------------------	-------------------------------

○処理牛乳・乳飲料製造業 市乳製造業 粉乳製造業 練乳製造業 乳酸菌飲料製造業 飲用乳製造業	○乳製品製造業 バター製造業 チーズ製造業 アイスクリーム製造業 発酵乳製造業 カゼイン製造業 ヨーグルト製造業 乳糖製造業	○その他の畜産食料品製造業 加工卵製造業 乾燥卵製造業 液卵製造業 はちみつ処理加工業 食鳥処理加工業 ブロイラー処理加工業
---	---	--

×鯨ベーコン製造業（092） 魚肉ハム・ソーセージ製造業（092） アイスクャンデー製造業（097） マーガリン製造業（098）	冷凍調理食品製造業（099） 牛乳小売業（58B） と畜場（952）
---	--

092 水産食料品製造業

主として魚介類（鯨を含む）、海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰、海藻加工品、水産練製品、塩干・塩蔵魚介類、冷凍水産物、冷凍水産食品、素干（すぼし）・煮干・くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産つくだ煮、水産漬物などの水産食料品を製造する事業所をいう。

ただし、主として水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○水産缶詰・瓶詰製造業 （いわし、さんま、さけ、ます、まぐろ、さば、かに、鯨肉、貝類、海藻、うに、塩辛、水産つくだ煮など）	おぼろこんぶ製造業 切りこんぶ製造業 青板こんぶ製造業 甘味こんぶ製造業	○冷凍水産物製造業 冷凍魚介類製造業
○海藻加工業 こんぶ製造業 とろろこんぶ製造業 酢こんぶ製造業 焼のり製造業 味付けのり製造業 わかめ製造業 あらめ製造業 ふのり製造業 ひじき製造業 海藻類つぼ詰製造業 寒天製造業 天屋（寒天を製造するもの）	○水産練製品製造業 かまぼこ製造業 焼ちくわ製造業 揚げかまぼこ製造業 さつま揚げ製造業 はんぺん製造業 魚肉ハム・ソーセージ製造業 ○塩干・塩蔵品製造業 塩干魚介類製造業 塩魚製造業 塩蔵魚介類製造業 塩たらこ製造業 塩かずのこ製造業	○冷凍水産食品製造業 冷凍すり身製造業 ○その他の水産食料品製造業 節類製造業 鯨節製造業 削節製造業 するめ製造業 いりこ製造業 干魚製造業 干しアワビ製造業 身欠きにしん製造業 切するめ製造業 明ほう（鮑）製造業 さめひれ製造業 開きにしん製造業 鯨ベーコン製造業

干しかずのこ製造業	みりん干製造業	塩辛製造業
素干(すばし)魚介類製造業	水産珍味加工品製造業	辛子明太子製造業
煮干魚介類製造業	つくだ煮製造業(水産物のもの)	水産漬物製造業
煮干いわし製造業	のりつくだ煮製造業	魚介類つぼ詰製造業
水産くん製品製造業	海藻つくだ煮製造業	刺身製造業
生すり身製造業		貝のむき身製造業

×のり採取業(採取し乾燥するもの)(031) ところてん製造業(099)
 冷凍野菜・果物製造業(093) かまぼこ製造小売業(58B)
 冷凍調理食品製造業(099)
 ハム・ソーセージ製造業(肉製品のもの)(091)

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

主として果実及び野菜を原料として保存食料品(缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)及び漬物を製造する事業所をいう。

○野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	乾燥芋製造業	ピーナッツバター製造業
野菜缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	干しがき製造業	果実・野菜の水煮製造業
果実缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	かんぴょう製造業	果実シロップ漬け製造業
野菜漬物缶詰製造業(瓶詰、つぼ詰を含む)	干ししいたけ製造業	果実バター製造業
乾燥野菜製造業	マッシュポテト製造業	果実・野菜のスープ製造業
乾燥果物製造業	冷凍野菜製造業	○野菜漬物製造業
乾燥きのこ製造業	冷凍果物製造業	果実漬物製造業
	ジャム製造業	梅干製造業
	マーマレード製造業	
	ジュース原液製造業	
	ゼリー製造業	

×水産漬物製造業(092) 煮豆製造業(099)
 ゼリー菓子製造業(097) バナナ熟成加工業(099)
 バターピーナッツ製造業(097) 粉末ジュース製造業(099)
 冷凍調理食品製造業(099) ジュース製造業(101)
 野菜つくだ煮製造業(099)
 砂糖漬け製造業(甘納豆、ざぼん漬けなど)(097)

094 調味料製造業

主として味そ、しょう油、食用アミノ酸、ソース類、食酢を製造する事業所及び香辛料、カレー粉、うま味調味料など他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

○味そ製造業 醸造業（主として味そを製造するもの） 粉味そ製造業	ウスターソース製造業 マヨネーズ製造業 ドレッシング製造業 野菜ソース製造業	につけい粉製造業 わさび粉製造業 こしょう製造業 魚しょう製造業 うま味調味料製造業 にんにく粉（ガーリックパウダー）製造業 グルタミン酸ナトリウム製造業 スープの素製造業（コンソメなど） だしの素製造業 みりん風調味料製造業 濃縮そば汁製造業 顆粒だし製造業 固形ブイヨン製造業
○しょう油・食用アミノ酸製造業 醸造業（主としてしょう油を製造するもの） 粉しょう油製造業 固形しょう油製造業	○食酢製造業 醸造業（主として食酢を製造するもの） ビネガー製造業 ○その他の調味料製造業 香辛料製造業 カレー粉製造業 固形カレー製造業 とうがらし粉製造業 七味とうがらし製造業	
○ソース製造業 トマトソース製造業 トマトケチャップ（トマトピューレ）製造業		

×砂糖製造業（095）	こうじ製造業（099）
食用油製造業（098）	みりん製造業（102）
インスタント味そ汁製造業（099）	塩製造業（162）
なめ味そ製造業（金山寺味そ、ひしお味そ、たい味そ、ゆず味そなど）（099）	

095 砂糖・でんぷん糖類製造業

主として甘味資源作物を原料として又は購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所及びぶどう糖、水あめ、異性化糖、果糖を製造する事業所をいう。

なお、購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

○砂糖製造業 甘しゃ（蔗）糖製造業（粗糖、含みつ糖又は地白糖を製造するもの） てん菜糖製造業（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）	○砂糖精製業 氷砂糖製造業 角砂糖製造業 糖みつ製造業 糖みつ加工処理業 グラニュー糖製造業	○でんぷん糖類製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 グルコース製造業 麦芽糖製造業 異性化糖製造業 果糖製造業
--	---	---

×はちみつ処理加工業（091）	人工甘味料製造業（163）
乳糖製造業（091）	ガラクトース製造業（163）
砂糖菓子製造業（097）	
シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの）（101）	

096 精穀・製粉業

主として米穀のとう（搗）精や大麦、裸麦の精穀を行う事業所、小麦粉を製造する事業所及び米粉、大豆粉、そば粉などを製造する事業所をいう。

○精米・精麦業 （砕精米を含む） ひき割麦製造業 押麦製造業 圧搾麦製造業	○その他の精穀・製粉業 穀粉製造業 米粉製造業 みじん粉製造業 白玉粉製造業 そば粉製造業 はったい粉製造業	香せん（煎）製造業 豆粉製造業 大豆粉製造業 きな粉製造業 こんにゃく粉製造業 とうもろこし粉製造業
○小麦粉製造業		

×マッシュポテト製造業（093） パン粉製造業（099） かんしょでんぷん製造業（099） プレミックス食品製造業（099） 精米業（家庭消費者から原料持ちで委託されたものを賃加工するもの）（79E）	ばれいしょでんぷん製造業（099） こんにゃく製造業（099） 片くり粉製造業（099） 配合飼料製造業（106）
--	--

097 パン・菓子製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類、ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子、ようかん、まんじゅうなどの和生菓子、ビスケット、クラッカーなどのビスケット類・干菓子、あられ、せんべいなどの米菓を製造する事業所及びチョコレートなど他に分類されないパン・菓子を製造する事業所をいう。

ただし、せんべい生地を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○パン製造業 食パン製造業 菓子パン製造業	まんじゅう製造業 あんもち製造業 蒸しパン製造業	○その他のパン・菓子製造業 キャンデー製造業 チョコレート製造業 油菓製造業（かりんとうなど） 砂糖漬け製造業（甘納豆、ざぼん漬けなど） ウエハース製造業 豆菓子製造業 氷菓製造業（アイスキャンデーなど） チューインガム製造業 砂糖菓子製造業 ドロップ製造業
○生菓子製造業 洋生菓子製造業 ケーキ製造業 ドーナツ製造業 パイ製造業 カステラ製造業 ゼラチン菓子製造業 和生菓子製造業 ようかん製造業 最中製造業	○ビスケット類・干菓子製造業 クッキー製造業 クラッカー製造業 乾パン製造業 ○米菓製造業 あられ製造業 せんべい製造業	

×アイスクリーム製造業（091） ピーナッツバター製造業（093）	水あめ製造業（095） サンドイッチ製造業（099）
--------------------------------------	-------------------------------

×調理パン製造業（099）	菓子種製造業（099）
もち製造業（あんもちを除く）（099）	あん類製造業（099）
パン屋（製造小売するもの）（586）	せんべい生地製造業（099）
アイスクリームコーン製造業（099）	最中かわ製造業（099）
いり豆製造業（099）	
洋生菓子小売業（製造小売するもの）（586）	
和生菓子小売業（製造小売するもの）（586）	

098 動植物油脂製造業

主として圧搾、抽出により牛脂、魚油、大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの動植物油脂を製造する事業所及び動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどの食用油脂を製造する事業所をいう。

また、動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所及び植物油の副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所並びに粗製の動植物油脂を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 粗製の動植物油脂を購入して医療用として精製する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。

○動植物油脂製造業	植物油（大豆・菜種・ごま・落花生・あまに・えごま・米・つばき・ひまし・きり・オリーブ・やし・カポック・パーム・綿実・べに花油など）製造業	○食用油脂加工業
動物油〔牛脂、豚脂、さなぎ油、鯨油、魚油（いわし・たら・にしん・さめ油など）、内臓油〕製造業	油かす（ケーキミール）製造業	食用精製油脂製造業
グリース（動物の油脂、骨、肉から製造するもの）製造業	サラダオイル製造業	マーガリン製造業
タロー（動物の油脂、骨、肉から製造するもの）製造業	食用油製造業	ショートニング製造業
	食用精製油製造業	精製ラード製造業
		精製ヘット製造業

×油かす製造業（肥料）（106）	医療用動植物油脂製造業（165）
石けん製造業（164）	天然精油製造業（香料）（169）
脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業（164）	

099 その他の食料品製造業

主としてでんぷん、めん類、豆腐、油揚げ、あん類を製造する事業所、魚フライ、コロッケなどの冷凍調理食品、そう（惣）菜、すし、弁当、調理パン、レトルト食品を製造する事業所及びふくらし粉、こうじ、こんにゃく、ふ（麴）、納豆など他に分類されない食料品を製造する事業所をいう。

○でんぷん製造業 かんしょでんぷん製造業 ばれいしょでんぷん製造業 片くり粉製造業 コーンスターチ製造業	中華そう(惣)菜製造業(し ゅうまい、ぎょうざなど) 洋風そう(惣)菜製造業(コ ロッケ、カツレツ、フラ イ、サラダ、グラタンな ど)	こんにゃく製造業 ふ(麩)製造業 焼ふ(麩)製造業 納豆製造業 ゆば製造業 玄米乳製造業 甘酒製造業 いり豆製造業 落花生加工業 粉末ジュース製造業 食品添加物製造業 カット野菜製造業 即席ココア製造業 菓子種製造業 最中かわ製造業 せんべい生地製造業 なめ味そ製造業(金山寺味 そ、ひしお味そ、たい味 そ、ゆず味そなど) 野菜つくだ煮製造業 アイスクリームコーン製 造業 バナナ熟成加工業 人造米製造業 強化米製造業 インスタント味そ汁製造業 オブラート製造業 カラメル製造業 エッセンス製造業(飲食料 品用) ぎょうざの皮製造業 セントラルキッチン(集中 調理施設)(外食産業)
○めん類製造業 製めん業 うどん製造業 そうめん製造業 そば製造業 マカロニ製造業 スパゲティ製造業 手打めん製造業 中華めん製造業 即席めん類製造業 インスタントラーメン製 造業	○すし・弁当・調理パン製 造業 サンドイッチ製造業 ○レトルト食品製造業 レトルトカレー製造業 ○他に分類されない食料品 製造業 ふくらし粉製造業 イースト製造業 パン種製造業 きのこ種菌製造業 酵母剤製造業 クロレラ製造(培養)業 しいたけ種駒製造業 こうじ製造業 種こうじ製造業 麦芽製造業 パン粉製造業 フラワーペースト製造業 豆乳原液製造業 ところてん製造業 ビーフン製造業 春雨(豆素めん)製造業 麦茶製造業 はま茶製造業 こぶ茶製造業 プレミックス食品製造業 もち製造業(あんもちを 除く)	
○豆腐・油揚げ製造業 しみ豆腐製造業		
○あん類製造業 生あん製造業 練あん製造業 乾燥あん製造業		
○冷凍調理食品製造業 (魚類フライ、コロッ ケ、しゅうまい、ぎょう ざ、ピラフなど)		
○そう(惣)菜製造業 和風そう(惣)菜製造業(煮 豆、うま煮、焼魚、たま ご焼、野菜いため、きん ぴら、天ぷら、酢れんこ んなど)		

×もやし製造業（011）	ウエハース製造業（097）
はちみつ処理加工業（091）	あんもち製造業（097）
加工卵製造業（液卵、乾燥卵など）（091）	ジュース原液製造業（093）
寒天製造業（092）	ジュース製造業（101）
焼きちくわ製造業（092）	茶系・コーヒー飲料製造業（101）
かまぼこ製造業（092）	コーヒー豆ばいせん（焙煎）業（103）
つくだ煮製造業（水産物のもの）（092）	薬用酵母剤製造業（165）
冷凍水産食品製造業（092）	香料製造業（169）
冷凍野菜・果物製造業（093）	きのこ菌床製造業（32D）
ピーナッツバター製造業（093）	そう（惣）菜製造小売業（58A）
バターピーナッツ製造業（097）	豆腐製造小売業（58B）
異性化糖製造業（095）	そば屋（763）
果糖製造業（095）	給食センター（773）
こんにゃく粉製造業（096）	機内食製造業（773）
野菜缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）（093）	
エッセンス製造業（飲食料品用以外のもの）（169）	
弁当小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）（58A）	
持ち帰りすし店（客の注文によって調理するもの）（771）	

中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業

総 説

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される。

なお、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、食料品を製造する事業所は「中分類 09－食料品製造業」に、たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。

また、家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）

主として飲料・たばこ・飼料製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は飲料・たばこ・飼料製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

101 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。

ただし、主として天然炭酸水の瓶詰を行い販売する事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

○清涼飲料製造業 嗜好飲料製造業 サイダー製造業 ラムネ製造業 コーラ飲料製造業 炭酸水製造業	ジュース製造業 果実飲料製造業 シロップ製造業（糖みつ 製造業でないもの） ミネラルウォーター製造 業	ウーロン茶飲料製造業 茶系飲料製造業 コーヒー飲料製造業 ミルクコーヒー製造業 豆乳飲料製造業 イオン飲料製造業
--	--	---

×乳酸菌飲料製造業（091）
 発酵乳製造業（091）
 はちみつ処理加工業（091）
 ジュース原液製造業（093）
 糖みつ製造業（095）

粉末ジュース製造業（099）
 豆乳原液製造業（099）
 麦茶製造業（099）
 コーヒー製造業（103）
 製茶業（103）

102 酒類製造業

主として果実酒、発泡性酒類、清酒、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒（又は再製酒）類を製造する事業所をいう。

ただし、主として購入した果実酒の瓶詰を行うだけで製造混合を行わず販売する事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

○果実酒製造業 ぶどう酒製造業 りんご酒製造業 いちご酒製造業 みかん酒製造業 ワイン製造業 スパークリングワイン製造業	○清酒製造業 清酒醸造業 濁酒製造業 ○醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く） どぶろく製造業 黄酒（老酒、紹興酒）製造業	ジン製造業 ラム酒製造業 ○混成酒類製造業 洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの） みりん製造業（本みりんを含む） 薬用酒製造業 梅酒製造業 甘味果実酒製造業 合成清酒製造業 白酒製造業 リキュール製造業 薬味酒製造業
○発泡性酒類製造業 ビール製造業 醸造業（主としてビールを製造するもの） 発泡酒製造業	○蒸留酒類製造業 焼酎製造業 泡盛製造業 スピリッツ製造業 ウイスキー製造業 ブランデー製造業 ウォッカ製造業	

×甘酒製造業（099）

工業用アルコール製造業（163）

103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所及びコーヒー生豆をばいせん（焙煎）、粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

○製茶業 荒茶製造業（緑茶、紅茶） 茶再製業（緑茶、紅茶、輸出茶）	ウーロン茶製造業 ○コーヒー製造業 粗びきコーヒー製造業	インスタントコーヒー製造業 コーヒー豆ばいせん（焙煎）業
---	--	---------------------------------

×はま茶製造業（099）

こぶ茶製造業（099）

麦茶製造業（099）

即席ココア製造業（099）

茶系飲料製造業（101）

コーヒー飲料製造業（101）

104 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 天然氷の採取貯蔵を行う事業所は「059 その他の鉱業」に分類される。

(2) ドライアイスを製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

○製氷業	冷凍業（主として氷の製造	人造氷製造業
氷製造業（天然氷を除く）	を行うもの）	ロックアイス製造業

×天然氷採取業（059）

105 たばこ製造業

主として紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこなどを製造する事業所及び葉たばこの処理（再乾燥、除骨、たる詰など）を行う事業所をいう。

○たばこ製造業	○葉たばこ処理業	日本たばこ産業株式会社
日本たばこ産業株式会社		原料工場
たばこ工場		

×農家共同の葉たばこ乾燥場（013）

日本たばこ産業株式会社支社（55B）

たばこ卸売業（55B）

日本たばこ産業株式会社研究所（711）

106 飼料・有機質肥料製造業

主として穀類や購入した動植物性加工副産物などを原料として、家畜、家きん（禽）、愛が
ん・観賞用動物などの配合飼料及び単体飼料を製造する事業所並びに動物性、植物性の有機質
肥料を製造する事業所をいう。

○配合飼料製造業	○単体飼料製造業	骨粉肥料製造業
動物性たん白質混合飼料製造業	酵母飼料製造業	魚肥製造業
植物性たん白質混合飼料製造業	魚粉飼料製造業	植物かす肥料製造業
フィッシュソリュブル吸着	羽毛粉飼料製造業	腐葉土製造業
飼料製造業	貝殻粉飼料製造業	油かす（肥料）製造業
観賞魚用飼料製造業		たい（堆）肥製造業
ペットフード製造業	○有機質肥料製造業	バークたい（堆）肥製造業
ドッグフード製造業	海産肥料製造業	

×化成肥料製造業（161）

栄養肥育促進剤製造業（165）

化学肥料製造業（161）

飼料添加剤製造業（成長促進剤など）（165）

中分類 11－繊維工業

総 説

この中分類には、主として製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) グラスウールなどの紡織を行う事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) ロックウールなどの紡織を行う事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）

主として繊維工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は繊維工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所
自家用倉庫

111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

主として生糸、化学繊維、炭素繊維を製造する事業所、綿、アセテート短繊維、羊毛などから紡績糸を製造する事業所及びねん糸、かさ高加工糸（伸縮加工糸等を含む）を製造する事業所をいう。

○製糸業
器械生糸製造業
座繰生糸製造業
玉糸製造業
さく蚕糸製造業
天蚕糸製造業
野蚕糸製造業
副蚕糸製造業
生糸再繰業
生糸賃繰業

○化学繊維製造業
合成繊維製造業
レーヨン糸製造業
レーヨンフィラメント製造業
強力レーヨン糸製造業
キュプラ（銅アンモニア
糸）製造業
ビニロン繊維製造業
アクリル繊維製造業
スフ（ビスコース短繊維）
製造業

アセテート長繊維製造業
アセテート短繊維製造業
ナイロン繊維製造業
スパンデックス（弾性繊
維）製造業
ポリ塩化ビニリデン繊維製
造業
ポリ塩化ビニル繊維製造業
ポリエステル繊維製造業
ポリエチレン繊維製造業
ポリプロピレン繊維製造業

○炭素繊維製造業	○ねん糸製造業 絹ねん糸製造業 綿ねん糸製造業 毛ねん糸製造業 麻ねん糸製造業 レーヨンねん糸製造業 スフねん糸製造業 ナイロンねん糸製造業 合成繊維ねん糸製造業 網糸ねん糸製造業 カタン糸製造業 小町糸製造業 レース糸製造業 刺しゅう糸製造業 意匠より糸製造業 縫糸製造業 金銀ねん糸製造業 飾りより糸製造業	○その他の紡績業 絹紡績業 亜麻紡績業 絹紡ちゅう糸製造業 絹糸製造業 さく紡糸製造業 ちょ麻紡績業 黄麻紡績業 麻紡績業 桑繊維紡績業 楮繊維紡績業 マオラン繊維紡績業 芭蕉繊維紡績業 くず繊維紡績業 再生糸製造業 更生糸紡績業 手紡績業 和紡紡績業 ガラ紡績業
○綿紡績業 落綿紡績業 特紡紡績業		
○化学繊維紡績業 スフ紡績業 レーヨン紡績業 スフ糸製造業 ビニロン紡績糸製造業 アセテート紡績業 合成繊維紡績業 ナイロン紡績糸製造業 レーヨンステープル紡績業 ステープルファイバー紡績糸製造業 アクリル紡績糸製造業 エステル紡績糸製造業	○かさ高加工糸製造業 ウーリーナイロン加工糸製造業	
○毛紡績業 そ（梳）毛紡績業 紡毛紡績業		

×金銀糸製造業（ねん糸を除く）（115）
真綿製造業（115）
製綿業（115）
刺しゅうレース・編レース製造業（115）
ペニー製造業（115）
分繊糸製造業（115）

麻製織業（115）
抄紙糸製造業（149）
紙ねん糸製造業（149）
ガラス繊維製造業（211）
岩綿布製造業（219）
医療用縫合糸製造業（274）

112 織物業

主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、生糸、絹紡糸、レーヨン、そ毛糸、紡毛糸、亜麻糸などの繊維糸で織物（細幅織物を含む）を製造する事業所をいう。

ゴム糸入織物を製造する事業所も本分類に含まれる。

○綿・スフ織物業 和紡織物業 タオル地織物業 てんじく（天竺）織業	べっちゃん（別珍）製造業 ネル織業 クレーブ織業 帆布地織業	蚊帳地織業 ナイロン紡績糸織物業 アクリル紡績糸織物業 かすり（緋）地織業
--	---	--

ガーゼ地織業 綿タイヤコード織業 コール天製造業 かなきん（金巾）織業 小倉織業 寒冷紗織業 ○絹・人絹織物業 絹紡織物業 ちりめん（縮緬）織物業 つむぎ（紬）織業 絹ビロート織物業 羽二重織業 しゅす（縞子）織業 ろ（紹）織業 しゃ（紗）織業 ポリエステル長繊維織物業 化学繊維タイヤコード製造業 ナイロン長繊維織物業 帯地織業 お召ちりめん織業	○毛織物業 そ（梳）毛織物業 紡毛織物業 モスリン織業 らしや（羅紗）織業 織フェルト製造業 毛布地織業 サージ（そ毛織物）織業 ○麻織物業 亜麻織物業 ちよ麻織物業 黄麻織物業 麻布賃織業 上布織業 亜麻帆布製造業 ホース地織物業	○細幅織物業 光輝畳縁製造業 リボン製造業 織マーク製造業 テープ製造業 ゴム糸入織物製造業 ○その他の織物業 芭蕉布織物業 抄紙織物業 紙繊維織物業 紙糸織物業 くず繊維織物業
---	---	--

×機織準備請負業（115） 整経業（115） おさ（箆）通し業（115） そうこう（綜統）通し業（115） レース製造業（115） プレスフェルト製造業（115）	ガーゼ・ほう帯製造業（119） 抄紙糸製造業（149） ゴム引布製造業（199） ガラス繊維織物業（211） 針布（紡績機械用）製造業（263）
--	--

113 ニット生地製造業

主として丸編ニット生地又は丸編ニット半製品、たて編ニット生地、横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし、主としてニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」から「119 その他の繊維製品製造業」のそれぞれに分類される。

○丸編ニット生地製造業 丸編ニット半製品製造業	○たて編ニット生地製造業	○横編ニット生地製造業 横編ニット半製品製造業
----------------------------	--------------	----------------------------

×ニット製アウターシャツ類製造業（116） ニット製外衣製造業（116） セーター類製造業（116）	ニット製下着製造業（117） ニット製手袋製造業（118） 丸編ニット製靴下製造業（118）
--	--

114 染色整理業

主として綿状繊維、糸、織物、ニット、レース、繊維雑品などに精練、漂白、浸染、なっ染及び整理仕上げ {つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しゅう（皺）、防虫、柔軟、シルケット、硬化、擬麻、のり付け、押型、防ばい（黴）、固定など}、その他の処理を行う事業所をいう。

○綿・スフ・麻織物機械染色業 綿・スフ・麻織物機械無地染色業 綿・スフ・麻風合成繊維織物機械無地染色業 綿・スフ・麻織物機械整理仕上げ業 綿・スフ・麻風合成繊維織物機械整理仕上げ業 ○絹・人絹織物機械染色業 絹・レーヨン織物機械漂白業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械漂白業 絹・レーヨン織物機械無地染色業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械無地染色業 絹・レーヨン織物機械なっ染業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械なっ染業 絹・レーヨン織物機械整理仕上げ業 絹・レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上げ業 ○毛織物機械染色整理業 毛織物・毛風合成繊維織物機械漂白業 毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染色業 毛織物・毛風合成繊維織物機械なっ染業	毛織物・毛風合成繊維織物機械整理仕上げ業 ○織物整理業 織物幅出業 織物乾燥業 ○織物手加工染色整理業 手なっ染業（スクリーン又は板上げの方法による友禅柄、スカーフ柄、マフラー柄、さらさ柄、小紋柄、ふろしき柄などのなっ染を含む） 注染業（中形、手ぬぐい染めを含む） かすり巻き業（後染め） かすり括り業（後染め） かすりしぼり業（後染め） かすり締め業（後染め） 和ざらし（晒）業 手描染業 印はんでん染業 長板本染業 精練・漂白業（白張を含む） 浸染業（あい染、紅染を含む） 染色型置業 染色下絵業 しぼり業 印金加工業 引染業 旗染業 織物手加工修整業 手加工染色整理仕上げ業	紋入れ業（個人より注文のものを除く） 紋書業 紋絵付業 紋上絵業 紋染業 紋絵刷業 ○綿状繊維・糸染色整理業 綿状繊維・糸漂白業 綿状繊維・糸染色業 綿状繊維・糸整理仕上げ業 かすりしぼり業（先染め） かすり巻き業（先染め） ○ニット・レース染色整理業 ニット・レース漂白業 ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース漂白業 ニット・レース染色業 ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース染色業 ニット・レース整理仕上げ業 ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース整理仕上げ業 ○繊維雑品染色整理業 タオル染色整理業 細幅織物染色整理業 組ひも染色整理業 綱網染色整理業
---	---	---

×整毛業（115）	布地印刷業（151）
反毛業（115）	毛皮染色業（208）
羊毛洗上業（115）	い草染色業（328）
せん（剪）毛業（115）	染物取次業（78C）
機織準備請負業（115）	
油布製造業（上塗りしたもの）（115）	
たて糸のり付（サイジング）業（115）	
染物屋（個人からの注文によるもの）（78C）	
紋入れ業（個人からの注文によるもの）（78C）	

115 網・網・レース・繊維粗製品製造業

主としてマニラ麻、サイザル、綿糸、合成繊維糸などで網を製造する事業所、綿糸、絹糸、麻糸、合成繊維糸などで網地（漁網地を含む）を製造する事業所、レース、組ひもを製造する事業所、整毛を行う事業所、フェルト、不織布、上塗り又は防水した織物を製造する事業所及び綿、編ひもなど他に分類されない繊維粗製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織フェルトを製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) ゴム引布を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (3) わら縄を製造する事業所は「328 畳等生活雑貨製品製造業」に分類される。

○網製造業	ギュピヤーレース製造業	○整毛業
トワイン製造業	プレネット製造業	反毛業
ロープ製造業（麻、合成繊維など繊維製のもの）	編レース製造業	洗毛化炭業
コード製造業（綿などの繊維製のもの）	きっこうしゃ（亀甲紗）製造業	トップ製造業
	リバーレース製造業	羊毛洗上業
	トーションレース製造業	○フェルト・不織布製造業
○漁網製造業	ボビンカーテンレース製造業	プレスフェルト製造業
（綿、麻、ナイロン、ビロン、合成繊維糸など）	ラッセルレース製造業	不織布製造業
漁網地製造業	ボビンレース製造業	
		○上塗りした織物・防水した織物製造業
○網地製造業	○組ひも製造業	油布製造業（オイルクロス）
（棚網用、運動用、包装用、運搬用、ヘアネット用など）	帯締め（組ひも）製造業	タイプライタリボン製造業
	さなだひも製造業	（ベースが布のもの）
	靴ひも製造業（繊維製のもの）	ガムテープ製造業（ベースが布のもの）
○レース製造業		トレーシングクロス製造業
刺しゅうレース（エンブroidアリーレース）製造業		ブラインドクロス製造業
ケミカルレース製造業		絶縁布製造業
		擬革布製造業

オイルシルク製造業 アスファルトルーフィング 製造業（ベースが布のもの） ろう引布製造業 防水布製造業（ゴム引布を除く） ○その他の繊維粗製品製造業 製綿業 真綿製造業 中入綿製造業 ふとん綿製造業 麻製織業 せん（剪）毛業	べっちんせん（剪）毛業 コール天せん（剪）毛業 絹ラップ製造業 ホーコン製造業 ペニー製造業 分繊糸製造業 金銀糸製造業（ねん糸を除く） カバードヤーン製造業 ジャカードカード（紋紙） 製造業 模様形製造業 モール製造業 ふさ類製造業 巻・編・よりひも製造業	電着植毛業（ベースのいかんを問わない） フロック加工業（ベースのいかんを問わない） たて糸のり付（サイジング）業 たて糸繰返業 整経業 おさ（箆）通し業 そうこう（綜統）通し業 管巻返し業 機織準備請負業 巻糸業 はたごしらえ（機拵）業 型紙彫刻業
---	--	---

×金銀ねん糸製造業（111）	ゴム引布・同製品製造業（199）
織フェルト製造業（112）	医療用縫合糸製造業（274）
繊維製衛生材料製造業（119）	わら縄製造業（328）
紙製生理用品製造業（149）	
織物製ブックバイディングクロス製造業（143）	
ガムテープ（ベースが紙のもの）製造業（149）	
獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）（32D）	

116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）

主として織物製・ニット製の成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、シャツ類（下着を除く）、セーター類を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む） （織物製ジャンパー・ズボン・背広・コートなど）	織物製制服製造業（学校服を除いた警察・消防・鉄道職員制服、自衛隊制服など） 織物製外とう製造業	○織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む） （織物製ブラウス・スカート・コート・スーツ・ドレス・スラックスなど）
---	--	--

織物製制服製造業（学校服を除いた警察・消防・鉄道職員制服、自衛隊制服など） ○織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）（織物製ロンパース・ズボン・スカート・オーバーオールなど） ○織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含む、下着を除く） 織物製ワイシャツ製造業 織物製開襟シャツ製造業 織物製アロハシャツ製造業 織物製カッターシャツ製造業 ○織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	織物製事務服製造業 織物製作業服製造業 織物製衛生衣製造業（美容衣、看護衣、医務服、助産着、白衣など） 織物製エプロン製造業 織物製割ぼう着製造業 織物製スポーツ用衣服製造業（スキー服、登山服、狩猟服、乗馬服、野球ユニホームなど） 織物製学校服製造業（学童・中学・高校・大学生服など） ○ニット製外衣製造業 ニット製成人男子・少年服製造業 ニット製成人女子・少女服製造業 ニット製乳幼児服製造業 ニット製ジャケット製造業 ニット製ブレザー製造業 ニット製ジャンパー製造業	○ニット製アウターシャツ類製造業 Tシャツ製造業 ニット製スポーツシャツ製造業 ニット製開襟シャツ製造業 ○セーター類製造業 カーディガン製造業 ベスト製造業 ○その他の外衣・シャツ製造業 ニット製事務服製造業 ニット製作業服製造業 ニット製学校服製造業 ニット製スポーツ用衣服製造業（トレーニングウェア、スキー服、野球ユニホーム、水着類など）
--	---	--

×ニット製下着類製造業（117） 柔道着・剣道着製造業（118） ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）（189） ゴム引布製外衣製造業（一貫作業によるもの）（199）	なめし革製衣服製造業（118） 毛皮製衣服製造業（118）
---	---

117 下着類製造業

主として織物製、ニット製のアンダーシャツ（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く）、ズボン下、パンツ、ペチコート、スリッパなどの下着類及びパジャマ、ナイトガウンなどの寝着類を製造する事業所並びに材料のいかんを問わずブラジャー、ボディスーツなどの補整着を製造する事業所をいう。

○織物製・ニット製下着製造業 アンダーシャツ製造業（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く）	ズボン下製造業 パンツ製造業 ペチコート製造業 スリッパ製造業	キャミソール製造業
---	---	------------------

○織物製・ニット製寝着類製造業 パジャマ製造業 ナイトガウン製造業 ネグリジェ製造業	○補整着製造業 ブラジャー製造業 ガードル製造業 ブラスリップ製造業 ボディスーツ製造業	ウエストニッパー製造業 コルセット製造業（医療用を除く）
---	--	---------------------------------

×織物製シャツ製造業（116） ニット製アウターシャツ製造業（116） 寝間着製造業（和式）（118）	寝具製造業（119） 浴衣製造業（118） 医療用コルセット製造業（274）
---	--

118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業

主として和服、和服用繊維製身の回り品、繊維製のネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子などを製造する事業所及び毛皮製のコート、ジャケット、えり巻など他に分類されない衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。

なめし革製衣服（スカート、ベストなど）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ゴム製手袋を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) なめし革製手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○和装製品製造業（足袋を含む） 帯製造業 コート製造業（和装用） はかま製造業 浴衣製造業 寝間着製造業 柔道着製造業 剣道着製造業 半てん製造業 ショール製造業（和装用） 羽織製造業 半えり製造業 足袋製造業 足袋カバー製造業 丹前製造業 帯締め製造業（組ひもを除く） 帯揚げ製造業 羽織ひも製造業 ふろしき製造業 ふくさ製造業 長着製造業 じゅばん製造業	○ネクタイ製造業 織ネクタイ製造業 ○スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業 ネッカチーフ製造業 ショール製造業（和装用を除く） タオル地ハンカチ製造業 ○靴下製造業 タイツ製造業 パンティストッキング製造業 ニット製靴下製造業 ○手袋製造業 布製手袋製造業 ニット製手袋製造業 繊維製手袋製造業 レース製手袋製造業 軍手製造業	○帽子製造業（帽体を含む） フェルト帽子・帽体製造業 ニット製帽子製造業 織物製帽子製造業 レース製帽子製造業 ○他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 毛皮製品製造業 毛皮コート製造業 毛皮ジャケット製造業 毛皮えり巻製造業 毛皮チョッキ製造業 毛皮マフ製造業 毛皮装飾品製造業 毛皮製衣服製造業 毛皮帽子製造業 革製帽子製造業 サスペンダー製造業 ガーター製造業 アームバンド製造業 ズボン吊製造業
--	---	---

靴下止め製造業	よだれ掛製造業	サポーター製造業（医療用を含む）
衣服用ベルト製造業（繊維製のもの）	おしめカバー製造業	ウェットスーツ製造業（他から受け入れたゴム引布から製造するもの）
繊維製靴製造業	衛生バンド製造業	
繊維製スリッパ製造業	なめし革製衣服製造業	
繊維製草履・同附属品製造業	布製甲被製造業	
	衛生用ショーツ製造業	

× 帽子用リボン製造業（112）	なめし革製手袋製造業（205）
帯締め製造業（組ひものもの）（115）	かばん製造業（206）
ニット製コート製造業（116）	袋物製造業（207）
織物製コート製造業（116）	毛皮縫製業（208）
手ぬぐい製造業（119）	毛皮製造業（208）
ウェイスト・防災用手袋製造業（119）	帽子つば革製造業（209）
地下足袋製造業（192）	麦わら帽子製造業（328）
ゴム製手袋製造業（199）	紙糸帽子製造業（328）
皮なめし業（201）	経木帽子製造業（328）
革製鼻緒製造業（203）	パナマ帽子製造業（328）
ウェットスーツ製造業（ゴム引布から一貫して製造するもの）（199）	
ウェットスーツ製造業（ゴム製のもの）（199）	

119 その他の繊維製品製造業

主として寝具、毛布、じゅうたん、帆布製品、繊維製袋を製造する事業所、刺しゅう加工を行う事業所、タオル、繊維製衛生材料を製造する事業所及びどん帳、テーブル掛など他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 毛布地を製造する事業所は「112 織物業」又は「113 ニット生地製造業」に分類される。
- (2) 毛布地製の衣類などを製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (3) かばんを製造する事業所は材料のいかんを問わず「206 かばん製造業」に分類される。
- (4) 袋物を製造する事業所は材料のいかんを問わず「207 袋物製造業」に分類される。
- (5) 畳表、ござ、花むしろなどを製造する事業所は「328 畳等生活雑貨製品製造業」に分類される。
- (6) リノリウム製の床敷物などを製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○寝具製造業	ポリウレタンフォーム製寝具製造業	タオルケット製造業
フォームラバー製寝具製造業	寝袋製造業	寝具用カバー製造業
掛・敷ぶとん製造業	ベッドスプレッド（ベッドカバー）製造業	シーツ製造業
まくら製造業	マットレス製造業（和室用）	座ぶとん製造業
羽根ぶとん製造業		クッション製造業

○毛布製造業 敷毛布製造業 こたつ掛け毛布製造業 ひざ掛け毛布製造業	○刺しゅう業 手刺しゅう業 機械刺しゅう業 ネーム刺しゅう業 刺しゅう製品製造業	○他に分類されない繊維製品 製造業 テーブル掛製造業 テーブルセンター製造業 ドイリー製造業 ナプキン製造業 手ぬぐい製造業 布きん製造業 ぞうきん製造業 旗製造業 のぼり製造業 引幕製造業 どん帳製造業 ウェスト手袋製造業 防災用手袋製造業 カーテン製造業 蚊帳製造業 研磨用バフ製造業
○じゅうたん・その他の繊維 製床敷物製造業 だん通製造業 麻マット製造業	○タオル製造業 フェイスタオル製造業 バスタオル製造業	
○帆布製品製造業 テント製造業 シート製造業 日よけ製造業 ほろ製造業	○繊維製衛生材料製造業 脱脂綿製造業 繊維製生理用品製造業 ガーゼ製造業 ほう帯製造業 眼帯製造業 衛生マスク製造業 ばんそうこう製造業（ベ スが布のもの）	
○繊維製袋製造業 綿袋・麻袋製造業 ヘッシャンバッグ製造業 ガンニーバッグ製造業 合成繊維袋製造業 スフ袋製造業		

×タオル地織物業（112）	袋物製造業（207）
毛布地織物製造業（112）	携帯用袋物製造業（207）
毛布地ニット製造業（113）	ハンドバッグ製造業（207）
刺しゅうレース製造業（115）	電気毛布製造業（293）
タオル地ハンカチ製造業（118）	羽毛成品製造業（322）
竹・とう製敷物製造業（129）	ござ製造業（328）
マットレス製造業（ベッド用）（131）	畳表製造業（328）
紙製生理用品製造業（149）	はたき製造業（328）
紙タオル製造業（149）	花むしろ製造業（328）
紙製衛生材料製造業（149）	リノリウム製造業（32D）
かばん製造業（206）	

中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）

総 説

この中分類には、主として製材及び単板（ベニヤ）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 家具、建具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 木型、木製の楽器、がん具、運動用具、ほうき、くま手などを製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。
- (3) 建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改装などを行う事業所は「大分類 D－建設業」に分類される。
- (4) 個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）

主として木材・木製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は木材・木製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

121 製材業、木製品製造業

主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行う事業所、単板（ベニヤ）、木材チップを製造する事業所及び屋根板、経木、げた材、鉛筆軸板など他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

なお、竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木製サッシ（窓、戸の枠）、その他の造作材及び合板を製造する事業所は「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に分類される。

- (2) 購入した材料から菓子・果物かご、木箱、包装木箱などを製造する事業所は「123 木製容器製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (3) 土木建築の一部として工事現場で行う製材は「大分類D－建設業」に分類される。

○一般製材業	立木販売業（立木を購入し	木毛製造業
製材業	伐木して製材して販売す	木羽製造業
製板業	るもの)	木粉製造業
ひき（挽）材業	立木製材業	たる材製造業
仕組板製材業	賃びき業（業者からの委託	おけ材製造業
ひき割業	で行うもの)	木栓製造業
木ずり製造業		たる丸製造業
矢板製造業	○単板（ベニヤ）製造業	和たる用材製造業
標柱製造業	突（つき）板製造業	洋たる用材製造業
箱材製造業	化粧用単板製造業	げた材製造業
荷造用仕組材製造業	竹単板製造業	鉛筆軸板製造業
木材小割業（薪製造を除く）	合板用単板製造業	木管素地製造業
唐木製材業		竹ひご製造業
まくら木製造業	○木材チップ製造業	さらし竹製造業
支柱製造業		成形竹製造業
梱包用材製造業	○その他の特殊製材業	竹・とう・きりゅう・枝づ
パレット用材製造業	屋根板製造業	る加工基礎資材製造業
コンテナ用床材製造業	屋根まさ製造業	野球用バット素材製造業
パルプ用材製造業	経木製造業	印材製造業
家具木取業	経木箱仕組材製造業	竹皮製造業
腕木製造業	経木マット製造業	そぎ板製造業
標準材製造業	経木さなだ製造業	
面取材製造業	経木モール製造業	

×くい丸太生産業（022）	経木折箱製造業（123）
木製サッシ製造業（122）	たる製造業（123）
合板製造業（122）	おけ製造業（123）
磨き丸太製造業（122）	コルク栓製造業（129）
床柱製造業（122）	野球用バット製造業（32B）
床板製造業（122）	鉛筆軸製造業（326）
木箱製造業（123）	マッチ箱製造業（328）
木質ペレット製造業（32D）	

122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所、ベニヤ合板、特殊合板、集成材、建築用木製組立材料、パーティクルボード（削片板）、繊維板、銘木及び床板を製造する事業所をいう。

ただし、標準材や面取り材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○造作材製造業（建具を除く） サッシ製造業（木製のもの） 羽目板製造業 ドアフレーム製造業（木製のもの） 敷居製造業（木製のもの） 窓枠製造業（木製のもの） 天じょう（井）板製造業（木製のもの） 階段手摺製造業（木製のもの） さお縁製造業	特殊合板製造業 竹合板製造業 ランバーコア合板製造業 ○集成材製造業 積層材製造業 幅はぎ板製造業 台形集成材製造業 ○建築用木製組立材料製造業 プレカット材製造業 バンガロー組立材製造業 プレハブ建築用木製組立材料製造業 ○パーティクルボード製造業 削片板製造業 チップボード製造業	○繊維板製造業 硬質繊維板（ハードボード）製造業 軟質繊維板製造業 テックス製造業 吸音繊維板製造業 半硬質繊維板製造業 ファイバーボード製造業 ○銘木製造業 床柱製造業 磨き丸太製造業 ○床板製造業 フローリングボード製造業 縁甲板製造業 パネルボード製造業 フローリングブロック製造業 パーケットブロック製造業
○合板製造業 単板積層材（L V L）製造業 強化木製造業 化粧ばり合板製造業 ベニヤ合板製造業 ベニヤパネル製造業 プリント化粧合板製造業		

×単板（ベニヤ）製造業（121）
木質ペレット製造業（32D）

プラスチック化粧板製造業（181）

123 木製容器製造業（竹、とうを含む）

主として竹、とう、きりゅう、単板（ベニヤ）などから衣料かご、果物・野菜かごなどを製造する事業所及び木箱、たる、おけを製造する事業所をいう。

輸送用木製ドラム、通かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。
- (2) 主としてたる・おけ用材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○竹・とう・きりゅう等容器製造業 竹製容器製造業 とう製容器製造業 きりゅう製容器製造業 かご製造業 ざる製造業 こうり（行李）製造業 ベニヤかご製造業 つる茎製容器製造業	包装木箱製造業 工具木箱製造業 取枠製造業 巻枠製造業 梱包容器（木製）製造業 茶箱製造業 折箱製造業 経木折箱製造業 ささ折箱製造業 杉折箱製造業 桐箱製造業	味そたる製造業 しょう油たる製造業 漬物たる製造業 洋たる製造業 ビールたる製造業 薬品たる製造業 水おけ製造業 化学用おけ製造業 肥料用おけ製造業 たらい製造業 ふろおけ製造業 飯びつ製造業（木製おけ形のもの） 醸造おけ製造業
○木箱製造業 製かん（函）業 ベニヤ箱製造業 輸送用木製ドラム製造業	○たる・おけ製造業 和たる製造業 酒たる製造業	

×たる用材製造業（121）
おけ用材製造業（121）

びく製造業（32B）

129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理及び乾燥を行う事業所、コルク加工基礎資材、コルク製品を製造する事業所及び靴型（材料のいかんを問わない）、木製履物、曲輪、木製くり物など他に分類されない木製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として木、竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。

○木材薬品処理業 木材防腐処理業 木材注薬業 木材耐火処理業 木材乾燥業（天日乾燥を含む） まくら木薬品処理業	生圧搾コルク板製造業 コルクカーペット製造業 コルク製絶縁用品製造業	げた台製造業 木製履物塗装業（漆塗りを除く） つまようじ製造業 めん（麺）棒製造業 角せいろ製造業 洗濯板製造業 漆器素地製造業（木製くり物） くり物製造業 木ごて製造業 木製つまみ製造業 曲輪製造業 曲物製造業
○コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 コルク栓製造業 コルク粒製造業 コルクタイル製造業 炭化コルク板製造業	○他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む） 靴型製造業（材料のいかんを問わない） 靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない） 木製履物製造業 木製サンダル製造業 塗りげた製造業（漆塗りを除く）	

せいろ製造業 ひつ（櫃）製造業 彫刻物製造業（木製のもの） 旗ざお製造業（木・竹製のもの） 柄製造業（とう・竹製のもの） かい（櫛）製造業 寄木細工製造業（家具、置物を除く） 引手製造業 台木製造業 すのこ製造業	すりこぎ製造業 盆製造業（漆器製を除く） 機械器具木部製造業（紡績用木管を除く） 木製ハンガー製造業 木製品塗装業（鉛筆軸を除く） 竹製敷物製造業 とう製敷物製造業 はし製造業（木・竹製のもので漆塗りを除く） 割ばし製造業 竹ばし製造業	茶せん製造業（木・竹製のものでプラスチック製を除く） ふるい製造業 米びつ製造業 木製まな板製造業 木製しゃもじ製造業 重箱製造業（漆器製を除く） 木管製造業（紡績用を除く） 洋服掛製造業 オルゴール箱木地製造業 こけし木地製造業 よしず製造業 パネル（コンクリート工 用木枠）製造業
---	---	--

× 日よけ用すだれ製造業（139）	そろばん製造業（326）
盆製造業（プラスチック製のもの）（189）	鉛筆軸製造業（326）
盆製造業（漆器製のもの）（327）	はし製造業（漆塗りのもの）（327）
木管製造業（紡績用のもの）（263）	重箱製造業（漆器製のもの）（327）
ます製造業（273）	木製履物塗装業（漆塗りのもの）（327）
物差製造業（273）	マッチ軸製造業（328）
こけし人形製造業（32A）	木質ペレット製造業（32D）
茶せん製造業（プラスチック製のもの）（189）	
パレット製造業（荷役運搬用、材料のいかんを問わない）（32D）	

中分類 13－家具・装備品製造業

総 説

この中分類には、室内に備え付けられて使用される家庭用及び事務用家具、特定の目的や特有の機能を有する宗教用具、建具などの装備品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (2) 個人の注文により家具、建具を製造する事業所は「601 家具・建具・畳小売業」に分類される。
- (3) 家具類の改造、修理などを行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13 家具・装備品製造業）

主として家具・装備品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は家具・装備品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

131 家具製造業

主として木製家具、金属製家具を製造する事業所及び材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス、ベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。

なお、学校、集会所、図書館、研究室、病院、交通機関などで用いられる家具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 宗教用具を製造する事業所は「132 宗教用具製造業」に分類される。
- (2) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (3) 石製・プラスチック製の家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。
- (4) 交通機関に必要な安全基準や技術基準を満たす座席等を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (5) 個々のスプリングを製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○木製家具製造業（漆塗りを除く） 和家具製造業 たんす製造業 鏡台製造業 机製造業 座卓製造業 食卓製造業 水屋製造業 はえ帳製造業 食器戸棚製造業 木製火鉢製造業 竹製家具製造業 とう製家具製造業 きりゅう製家具製造業 アイロン台製造業 洋家具製造業 テーブル製造業 いす製造業（折りたたみ式を含む） 応接セット製造業 サイドボード製造業 ベッド製造業 育児用洋家具製造業	ラジオ・テレビジョン・ステレオ用木製キャビネット製造業 音響機器用木製キャビネット製造業 戸棚製造業 書棚製造業 書架製造業 船舶用木製家具製造業 学校用木製家具製造業 病院用木製家具製造業 薬品棚製造業 木製家具塗装業（漆塗りを除く） 木製システムキッチン製造業 ミシンテーブル製造業（脚を除く） ○金属製家具製造業 金属製キャビネット製造業 金属製ロッカー製造業 金属製書庫製造業	金属製ファイリングキャビネット製造業 金属製いす製造業 金属製ベッド製造業 金属製テーブル製造業 金属製机製造業 金属製カードキャビネット製造業 金属製システムキッチン製造業 金属製保管庫・戸棚類製造業（ノックダウン方式を含む） 金属製事務机製造業 金属製家具塗装業（漆塗りを除く） ○マットレス・組スプリング製造業 マットレス製造業（ベッド用） 組スプリング製造業（クッション用のもの） スプリングクッション製造業 フォームラバー製マットレス製造業（ベッド用） ポリウレタンフォーム製マットレス製造業（ベッド用）
--	---	--

×マットレス製造業（和室用）（119）
宗教用具製造業（132）
陳列ケース製造業（139）
石製家具製造業（139）
プラスチック製家具製造業（139）

金庫・金庫室製造業（249）
ワイヤスプリング製造業（249）
自動車用座席製造業（311）
漆塗り製家具製造業（327）

132 宗教用具製造業

主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具を製造する事業所をいう。

○宗教用具製造業 仏具製造業（位はい、仏具 台、香盤、霊具ぜん、木 魚、高つきなど）	神仏具製造業 お宮製造業 みこし製造業 仏壇製造業 神棚製造業	三方製造業（ひな祭用を 除く） じゅず製造業 木製仏像製造業 宗教用具附属品製造業
---	---	---

×陶磁器製神仏具製造業（214）

ひな祭用三方製造業（32A）

貴金属製仏具製造業（321）

葬具製造業（32D）

漆器製仏具製造業（327）

133 建具製造業

主として障子、雨戸格子、ふすま（骨及び縁を含む）を製造する事業所をいう。

○建具製造業 （木製）	戸製造業 障子製造業 欄間製造業（銘板を除く）	ふすま製造業 ふすま骨製造業 ふすま縁製造業
----------------	-------------------------------	------------------------------

×金属製建具工事業（079）

漆塗り建具製造業（327）

木製建具工事業（079）

建具屋（601）

サッシ製造業（木製のもの）（122）

表具業（903）

サッシ製造業（金属製のもの）（244）

表装業（903）

建具製造業（金属製）（244）

139 その他の家具・装備品製造業

主として材料のいかんを問わず、事務所用・店舗用装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所、窓・扉用日よけ、びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸及びその他部品、附属品を製造する事業所、鏡縁、額縁、画入れ額縁を製造する事業所並びに石製家具、黒板など他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

ブラインド（金属製を除く）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製ブラインドを製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。
- (2) 金庫及び金庫内箱を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。
- (3) 表具屋は「903 表具業」に分類される。

○事務所用・店舗用装備品製造業 つい立製造業（事務所用） 陳列棚製造業 陳列ケース製造業（網棚、台を含む） アコーデオンカーテン製造業 間仕切り製造業 飲食店装備品製造業 肉屋設備製造業	○窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業 日よけ製造業（部品・附属品製造を含む）（金属製及び帆布製を除く） ブラインド製造業（部品・附属品製造を含む）（金属製を除く） よろい戸製造業（金属製を除く） 掛軸製造業（業務用、広告用など） カーテン部品製造業（カーテンロッド、カーテンの部品・附属品） びょうぶ製造業 衣こう製造業 すだれ製造業 つい立製造業（事務所用を除く） 木製玉のれん製造業	○鏡縁・額縁製造業 画入れ額縁製造業 写真入れ額縁製造業 ○他に分類されない家具・装備品製造業 石製家具製造業 黒板製造業 プラスチック製家具・装備品製造業 強化プラスチック製家具製造業 コンクリート製家具製造業 ガラス製家具製造業 陶磁器製家具製造業（火鉢を除く）
--	---	---

×よしず製造業（129） 竹製家具製造業（131） とう製家具製造業（131） 金属製家具製造業（131） 陶磁器製火鉢製造業（214） 日よけ製造業（帆布製のもの）（119） 日よけ製造業（金属製のもの）（244） よろい戸製造業（金属製のもの）（244） ブラインド製造業（金属製のもの）（244） 金属製保管庫・戸棚類製造業（ロッカーを含む）（131）	金庫製造業（249） 冷凍・冷蔵ショーケース製造業（253） 電動式移動棚製造業（271） 電気冷蔵庫製造業（293） 漆塗り製鏡縁・額縁製造業（327） 表具業（903） さお縁製造業（122）
--	--

中分類 14－パルプ・紙・紙加工品製造業

総 説

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄紙紙糸を製造する事業所、セロハンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 抄紙紙織物を製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) 研磨紙を製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。
- (3) 写真感光紙を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14 パルプ・紙・紙加工品製造業）

主としてパルプ・紙・紙加工品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はパルプ・紙・紙加工品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場

自家用補修所
自家用倉庫
自家用資材置場

141 パルプ製造業

主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。

○パルプ製造業
製紙パルプ製造業
溶解パルプ製造業
溶解サルファイトパルプ製
造業
溶解クラフトパルプ製造業

サルファイトパルプ製造業
ケミグランドパルプ製造業
クラフトパルプ製造業
砕木パルプ製造業

木材以外のパルプ製造業
(ソーダパルプ、わらパ
ルプなど)
セミケミカルパルプ製造業

142 紙製造業

主として木材パルプ、古紙、こうぞ、みつまた、がんび、その他の繊維から洋紙、板紙、機械すき・手すき和紙を製造する事業所をいう。

○洋紙製造業	衛生用洋紙製造業	○機械すき和紙製造業
新聞用紙製造業	印画紙用原紙製造業	障子紙製造業
印刷用紙製造業	塗工印刷用紙製造業	せんか紙製造業
筆記用紙製造業	加工原紙製造業	薄葉和紙製造業
上質紙製造業	硫酸紙原紙製造業	雑種紙製造業
中質紙製造業	絶縁紙原紙製造業	衛生用紙製造業（ちり紙 用・トイレットペーパー 用・ティッシュペーパー 用・紙タオル用・ナプキン 用紙など）
下級紙製造業	アート紙製造業	書道用紙製造業（パルプ半 紙、書きぞめ用紙など）
模造紙製造業	つや紙原紙製造業	家庭用薄葉紙製造業
グラビア紙製造業	耐湿紙原紙製造業	紙ひも原紙製造業
ケント紙製造業	色紙原紙製造業	
便せん用紙製造業	図画用原紙製造業	
バンクペーパー製造業	トレーシングペーパー製 造業	
吸取紙製造業		
包装用紙製造業	○板紙製造業	
薄葉洋紙製造業	黄板紙製造業	○手すき和紙製造業
雑種洋紙製造業	白板紙製造業	障子紙製造業
クラフト紙製造業	色板紙製造業	こうぞ紙製造業
ロール紙製造業	段ボール原紙製造業	改良紙製造業
ハترون紙製造業	ルーフィング原紙製造業	温床紙製造業
コンデンサペーパー製造業	チップボール製造業	傘紙製造業
ライスペーパー製造業（紙 巻たばこ用）	建材原紙製造業	工芸紙製造業
カーボン原紙製造業	雑種板紙製造業	がんび紙製造業
複写用紙製造業		
コピー用紙製造業		
青写真用紙製造業		

×ライスペーパー製造業（食用）（099）	ティッシュペーパー製造業（149）
繊維板製造業（122）	トイレットペーパー製造業（149）
塗工紙製造業（143）	紙タオル製造業（149）
ふすま紙製造業（143）	紙ナプキン製造業（149）
段ボール製造業（143）	セロハン製造業（149）
段ボール箱製造業（145）	印画紙製造業（169）
図画用紙製造業（144）	折紙製造業（32A）

143 加工紙製造業

主として購入し、又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行って塗工紙を製造する事業所及び段ボール、壁紙、ふすま紙を製造する事業所をいう。

○塗工紙製造業（印刷用紙を除く） ろう加工紙製造業 油脂加工紙製造業 包装加工紙製造業 ターポリン紙製造業 防せい（錆）紙製造業 アスファルトルーフィング製造業（ベースが紙のもの） カーボン紙製造業 絶縁紙製造業 絶縁紙テープ製造業	ろう紙製造業 油紙製造業 人造竹皮製造業 ソリッドファイバー製造業 バルカナイズドファイバー製造業 ラミネート紙製造業 プラスチック加工紙製造業 プラスチック塗装紙製造業 紙製ブックバインディングクロス製造業 織物製ブックバインディングクロス製造業	プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業 ノーカーボン紙（感圧紙）製造業 防虫紙製造業 感熱紙製造業 ○段ボール製造業 ○壁紙・ふすま紙製造業
---	---	--

×絶縁布製造業（115） 油布製造業（115） ジャカードカード（紋紙）製造業（115） 繊維板製造業（122） 塗工印刷用紙製造業（142） ティッシュペーパー用紙製造業（142） 段ボール原紙製造業（142） 段ボール箱製造業（145） ガムテープ製造業（ベースが布のもの）（115） ガムテープ製造業（ベースが紙のもの）（149） ソリッドファイバー製箱・管・筒製造業（149） バルカナイズドファイバー製箱・管・筒製造業（149） 化粧ばり板製造業（プラスチック製のもの）（181）	セメント袋製造業（145） 印画紙製造業（169） 写真感光紙製造業（169） プラスチック積層フィルム製造業（182） 研磨紙製造業（217）
---	--

144 紙製品製造業

主として帳簿、ノート、便せん（箋）、包装紙など紙製品を製造する事業所をいう。

○事務用・学用紙製品製造業 帳簿類製造業 事務用書式類製造業 封筒製造業 事務用紙袋製造業 事務用せん（箋）製造業	手帳製造業 ノート製造業 学習帳製造業 伝票製造業 事務用紙製品製造業 紙製ファイル製造業	表紙類製造業（ブックバインディングクロスを除く） 事務用角底紙袋製造業 ルーズリーフ用紙製造業 図画用紙製造業 原稿用紙製造業
--	--	---

手形用紙製造業 バインダー製造業 スクラップブック製造業 手工・工作用紙製造業 方眼紙製造業 紙ばさみ（挟）製造業 請求書製造業 領収書製造業 仕切書製造業 フルスカップ製造業（事務用紙） けい紙製造業	○日用紙製品製造業 写真用紙製品製造業（アルバム、コーナー、台紙など） 祝儀用紙製品製造業（祝儀袋、のし袋、水引など） 日記帳製造業 卓上日記製造業 便せん（箋）製造業 色紙（しきし）製造業	○その他の紙製品製造業 正札製造業 名刺台紙製造業 私製はがき製造業 包装紙製造業 カード製造業 荷札製造業 シール製造業 レッテル製造業
---	---	---

×ジャカードカード（紋紙）製造業（115） ブックバインディングクロス製造業（143） 角底紙袋製造業（145） 紙製折箱製造業（145） 紙ナプキン製造業（149） 小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）（149）	シール印刷業（151） 折紙製造業（32A） 画板製造業（326）
--	---

145 紙製容器製造業

主としてセメント袋、米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所、ショッピングバッグ、手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所及び段ボール箱、紙器製品を製造する事業所をいう。

ただし、事務用角底紙袋を製造する事業所は「144 紙製品製造業」に分類される。

○重包装紙袋製造業 セメント袋製造業 小麦粉袋製造業 肥料袋製造業 砂糖袋製造業 米麦用袋製造業 石炭袋製造業	○角底紙袋製造業 ショッピングバッグ製造業 手提用角底紙袋製造業 ○段ボール箱製造業	○紙器製造業 印刷箱製造業 貼箱製造業 簡易箱製造業 紙製コップ・皿製造業 紙製折箱製造業 書籍用紙製外箱製造業 紙筒製造業
---	---	---

×段ボール原紙製造業（142） 段ボール製造業（143） 封筒製造業（144）	事務用角底紙袋製造業（144） マッチ箱製造業（328）
---	---------------------------------

149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。

○その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙製ストロー製造業	ソリッドファイバー製箱・管・筒製造業
紙タオル製造業	紙管製造業	バルカナイズドファイバー製箱・管・筒製造業
紙ナプキン製造業	抄紙紙糸製造業	ソリッドファイバードラム製造業
ティッシュペーパー製造	巻取紙断裁加工業	バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻製造業
トイレットペーパー製造業	小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）	絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業
紙ひも製造業	ガムテープ製造業（ベースが紙のもの）	衛生用綿状パルプ製造業
紙テープ製造業	紙おむつ製造業	
紙切断整理業	紙製生理用品製造業	
セロハン製造業	衛生用紙綿製造業	
セロハン袋製造業		
セロハンテープ製造業		

×抄紙紙糸織物業（112）	ティッシュペーパー用紙製造業（142）
模様形製造業（115）	バルカナイズドファイバー製造業（143）
ジャカードカード（紋紙）製造業（115）	ソリッドファイバー製造業（143）
繊維製おむつ製造業（118）	事務用紙袋製造業（144）
繊維製生理用品製造業（119）	重包装紙袋製造業（145）
繊維製衛生材料製造業（119）	角底紙袋製造業（145）
繊維板製造業（122）	紙糸帽子製造業（328）
トイレットペーパー用紙製造業（142）	
ガムテープ製造業（ベースが布のもの）（115）	
パーティクルボード（削片板）製造業（122）	
バルカナイズドファイバー製トランク製造業（206）	

中分類 15－印刷・同関連業

総 説

この中分類には、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15 印刷・同関連業）

主として印刷・同関連業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は印刷・同関連業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所
自家用倉庫

151 印刷業

主として各種の印刷を行う事業所をいう。

○印刷業
オフセット印刷業（紙に対
するもの）
印刷製本業
カレンダー印刷業
新聞印刷業（自ら発行を行
わないもの）
軽印刷業（タイプオフセッ
ト印刷業）

とっ版印刷業
おう版印刷業
グラビア印刷業
ビジネスフォーム印刷業
軟包装印刷業
スクリーン印刷業
ビニル印刷業
金属印刷業

布地印刷業
プリント基板印刷業
陶磁器印刷業
ガラス印刷業
セロハン印刷業
セルロイド印刷業
プラスチックフィルム印刷
業

152 製版業

主としてオフセット版、とっ版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。

○製版業	グラビア製版業	紙型鉛版製造業
写真製版業	スクリーン製版業	銅版彫刻業
写真植字業（電算植字、手動植字を含む）	フレキソ製版業	木版彫刻業
デジタル製版業（CTP方式）	版下作成業	印刷用プラスチック版製造業
刷版焼付業	鉛版製造業	フォトマスク製造業
	活字製造業	

×プリント配線板製造業（配線済みのもの）（284）

153 製本業、印刷物加工業

主として製本、印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○製本業	○印刷物加工業	印刷物折り加工業
	印刷物光沢加工業	印刷物のり付業
	印刷物裁断業	印刷物はく（箔）押し業
	印刷物装てい（丁）業	印刷物ミシン加工業

×印刷製本業（151）

はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）（929）

159 印刷関連サービス業

主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業にかかわる補助業務を行う事業所をいう。

○印刷関連サービス業	刷版研磨業	印刷校正業
校正刷業	印刷物結束業	

中分類 16－化学工業

総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鉄の製錬及び合金の製造を行う事業所は「中分類 22－鉄鋼業」に分類される。
- (2) 非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「中分類 23－非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) 石油精製又はコークスの製造を行う事業所は「中分類 17－石油製品・石炭製品製造業」に分類される。
- (4) 調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は「中分類 09－食料品製造業」に分類される。
- (5) アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
- (6) ガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業」に分類される。
- (7) ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業」に分類される。
- (8) 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「大分類 I－卸売業、小売業」に分類される。

160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16 化学工業）

主として化学工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は化学工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場

自家用補修所
自家用倉庫
自家用油槽所
自家用資材置場

161 化学肥料製造業

主として窒素質・りん酸質肥料、複合肥料を製造する事業所及びけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料など他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

ただし、肥料成分が動植物質のみに由来する肥料を製造する事業所は「106 飼料・有機質肥料製造業」に分類される。

○窒素質・りん酸質肥料製造業	塩化アンモニウム（塩安）製造業	○複合肥料製造業
アンモニア製造業	亜硝酸ナトリウム（亜硝酸ソーダ）製造業	化成肥料製造業
アンモニア誘導品製造業	硝酸製造業	配合肥料製造業
硫酸アンモニウム（硫安）製造業	石灰窒素製造業	○その他の化学肥料製造業
尿素製造業	過りん酸石灰製造業	けい酸質肥料製造業
硝酸アンモニウム（硝安）製造業	熔成りん肥製造業	苦土質肥料製造業
硝酸ナトリウム（硝酸ソーダ）製造業	焼成りん肥製造業	マンガン質肥料製造業
	重焼成りん肥製造業	ほう素質肥料製造業
	りん酸肥料製造業	

×有機質肥料製造業（106）
 りん酸製造業（162）
 塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）（162）
 カルシウムカーバイド製造業（162）

162 無機化学工業製品製造業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰などを製造する事業所、塗料、印刷インキなどの顔料として使われる無機顔料を製造する事業所、圧縮ガス、液化ガスを製造する事業所、塩を製造する事業所及び硫酸、ほう酸など他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 診断用以外の試薬、無機殺虫剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (3) アンモニア、硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は「161 化学肥料製造業」に分類される。
- (4) アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は「231 非鉄金属第1次製錬・精製業」に分類される。
- (5) 販売業務に附随して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行う事業所は「532 化学製品卸売業」に、他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ソーダ工業	塩化アンモニウム製造業	塩素製造業
ソーダ灰製造業	（ソーダ灰と併産するもの）	塩素酸ナトリウム製造業
か性ソーダ製造業		過塩素酸ナトリウム製造業

亜塩素酸ナトリウム製造業 過酸化ナトリウム製造業 金属ナトリウム製造業 さらし液製造業 液体塩素製造業 塩酸製造業 塩酸ガス製造業 さらし粉製造業 重炭酸ナトリウム製造業 (重炭酸ソーダ) ○無機顔料製造業 白顔料製造業(酸化チタン、 亜鉛華、リトポンなど) 黒顔料製造業(カーボンブ ラック、鉄黒など) 有彩顔料製造業(べんがら、 紺青、群青、亜酸化銅、 銀朱など) 窯業顔料製造業 体質顔料製造業(炭酸カル シウム、沈降性硫酸バリ ウム、バライト粉など) ○圧縮ガス・液化ガス製造業 圧縮酸素製造業 液体酸素製造業 圧縮水素製造業 ドライアイス製造業 ネオンガス製造業 アルゴン製造業	液体炭酸ガス製造業 窒素ガス製造業 溶解アセチレン製造業 ○塩製造業 製塩業 食卓塩製造業 精製塩製造業 かん水(濃縮塩水)製造業 にがり製造業 ○その他の無機化学工業製品 製造業 クロム塩製造業 バリウム塩製造業 ひ酸塩製造業(殺虫剤を除 く) 臭素製造業 臭化物製造業 金属カリウム製造業 カリウム塩製造業 金属カルシウム製造業 カルシウム塩製造業 マグネシウム塩製造業 海水マグネシア製造業 無機塩類製造業 硝酸銀製造業 明ばん製造業 二硫化炭素製造業 活性炭製造業 シアン化水素製造業	フェロシアン化ナトリウム 製造業 硫酸塩製造業 ナトリウム塩製造業(他に 分類されないもの) プラスチック安定剤製造業 (有機系並びに有機系及 び無機系混成のものを除 く) アンモニウム化合物製造業 (化学肥料以外のもの) カーバイド製造業(カルシ ウムカーバイド) 人造黒鉛製造業 よう素製造業 触媒製造業 シアン化ナトリウム製造業 りん製造業 りん化合物製造業 りん酸製造業 無機酸製造業(硫酸、ほう 酸、無水クロム酸、ふっ 化水素酸、クロルスルフ オン酸など) 過酸化水素製造業 けい酸ナトリウム製造業 トリポリりん酸ナトリウム 製造業 無機化合物製造業(他に分 類されないもの)
--	--	--

×アンモニア製造業(161) 石灰窒素製造業(161) 硝酸アンモニウム(硝安)製造業(161) 硫酸アンモニウム(硫安)製造業(161) エチレン製造業(163) 酸化エチレン製造業(163) フロン製造業(163) 塩化メチル製造業(163) 臭化メチル製造業(163) ブタジエン製造業(163)	塩化ビニル(モノマー)製造業(163) 有機顔料製造業(163) 医薬品製造業(165) 診断用試薬製造業(165) 試薬製造業(診断用以外のもの)(169) 精製黒鉛製造業(216) 黒鉛製品製造業(216) シリコンカーバイド製造業(217) 絵具製造業(326)
--	--

×プラスチック安定剤製造業（有機系）（163）

プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）（169）

天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを製造する事業所（053、171）

163 有機化学工業製品製造業

主として石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物を製造する事業所、発酵法によりエチルアルコール、くえん酸などを製造する事業所、環式中間物、合成染料、有機顔料を製造する事業所、プラスチック、合成ゴムを製造する事業所及びメタノール、有機酸、可塑剤など他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

なお、上記の有機化学工業製品からの誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医薬品及び診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 合成繊維を製造する事業所は「111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」に分類される。
- (3) グリセリン、石けん、その他の油脂製品及び塗料、印刷インキを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
- (4) 化粧品、歯磨きを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (5) 農薬、香料、木材乾留製品、しょう脳、写真フィルム、大豆グルーなどの接着剤、診断用以外の試薬、天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (6) 発酵法により食料品を製造する事業所は「中分類 09－食料品製造業」に分類される。
- (7) 発酵法により飲用アルコールを製造する事業所は「102 酒類製造業」に、茶を製造する事業所は「103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」に分類される。
- (8) 合成皮革を製造する事業所は「182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」に分類される。
- (9) セロハンを製造する事業所は「149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」に分類される。
- (10) プラスチック製の管、板、フィルム、食器などの製品を製造する事業所は製品の種類により「中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又はその他の中分類に分類される。
- (11) 合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業」に分類される。

○石油化学系基礎製品製造業
（一貫して生産される誘導品を含む）
エチレン製造業
プロピレン製造業
ブタン製造業
ブチレン製造業

分解ガソリン製造業
ベンゼン製造業（ベンゾール）
トルエン製造業（トルオール）
キシレン製造業（キシロール）

アセチレン製造業
ノルマルパラフィン製造業
○脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
アセトアルデヒド製造業
酢酸製造業

酢酸エチル製造業	メタキシレンジアミン製造業	ポリブタジエン（樹脂）製造業
トリクロロエチレン製造業	トルエンジイソシアネート（T. D. I）製造業	ポリエチレンテレフタレート製造業
テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）製造業	ジフェニルメタンジイソシアネート（M. D. I）製造業	ポリイソブチレン（樹脂）製造業
酢酸ビニル製造業	シクロヘキサノール製造業	けい素樹脂（シリコーン）製造業
塩化ビニル（モノマー）製造業	シクロヘキサノン製造業	ユリア樹脂製造業
塩化ビニリデン（モノマー）製造業	カプロラクタム製造業	メラミン樹脂製造業
酸化プロピレン製造業	合成石炭酸製造業	フェノール樹脂製造業
塩化アリル製造業	合成染料製造業（食用染料を含む）	たん白可塑物製造業
プロピレンクロロヒドリン製造業	染料・医薬中間物製造業	ホルマリン系プラスチック製造業
合成グリセリン製造業	農薬中間物製造業	ふっ素樹脂製造業
ドデシルベンゼン製造業	有機顔料製造業	硝化綿製造業
ノネン製造業	多環式中間物製造業（アントラセン、フェナントレン誘導品など）	塩化ビニリデン樹脂製造業
ドデセン製造業	無水フタル酸製造業	○合成ゴム製造業
合成エチルアルコール製造業	ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン、クロロベンゼン、トルイジン、サリチル酸、塩化ベンジル、ナフトール、ジメチルアミノ安息香酸など）	合成ラテックス製造業
ブタノール製造業	複素環式中間物製造業（合成ピリジン、合成キノリン、チオフェン、フルフラール及びこれらの誘導品）	ブタジエンラバー（B. R）製造業
アセトン製造業		イソプレンラバー（I. R）製造業
ブタジエン製造業		スチレンブタジエンラバー（S. B. R）製造業
酸化エチレン製造業		クロロプレンラバー（C. R）製造業
エチレングリコール製造業		アクリロニトリルブタジエンラバー（N. B. R）製造業
○発酵工業		シリコンゴム製造業
エチルアルコール製造業		エチレンプロピレンラバー（E. P. D. M）製造業
くえん酸製造業		イソプレンイソブチレンラバー（I. I. R）製造業
乳酸製造業		○その他の有機化学工業製品製造業
工業用アルコール製造業		メタノール製造業
バイオエタノール製造業		ホルマリン製造業
バイオガス製造業		フルオロカーボン製造業
○環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	○プラスチック製造業（粉末、粒状、液体）	
テレフタル酸（T. P. A）製造業	ポリエチレン製造業	
ジメチルテレフタレート（D. M. T）製造業	ポリスチレン製造業	
スチレン（モノマー）製造業	ポリプロピレン製造業	
	塩化ビニル樹脂製造業	
	ポリビニルアルコール製造業	

塩化メチル製造業	トルエン（トルオール）製造業（コールタールを原料とするもの）	高級アルコール製造業 {天然物を原料とするもの（オクチルアルコール、ラウリルアルコールなど）}
塩化メチレン製造業	キシレン（キシロール）製造業（コールタールを原料とするもの）	繊維素グリコール酸ナトリウム製造業
臭化メチル製造業	有機酸製造業（こはく酸、酒石酸など）	プラスチック安定剤製造業（無機系並びに無機系及び有機系混成のものを除く）
クロロホルム製造業	有機酸塩製造業	人工甘味料製造業（アスパルテム、サッカリンなど）
クレオソート油製造業	可塑剤製造業	ガラクトース製造業
石炭化学系ナフタリン製造業	ゴム加硫促進剤製造業	
コールタール分留物製造業	ゴム老化防止剤製造業	
アントラセン製造業	ガソリン添加物製造業	
ピッチ製造業	潤滑油添加剤製造業	
精製コールタール製造業	合成なめし剤製造業	
タール酸類製造業（分留石炭酸、クレゾール類など）	合成タンニン製造業	
ベンゼン（ベンゾール）製造業（コールタールを原料とするもの）		

×グルタミン酸ナトリウム製造業（094）	石けん製造業（164）
エッセンス製造業（飲食用品用）（099）	合成洗剤製造業（164）
清酒製造業（102）	バイオディーゼル製造業（164）
焼酎製造業（102）	医薬品製造業（165）
混成酒製造業（102）	化粧品製造業（166）
醸造酒製造業（102）	農薬製造業（169）
どぶろく製造業（102）	香料製造業（169）
黄酒（老酒、紹興酒）製造業（102）	木材化学製品製造業（169）
セロハン製造業（149）	天然染料製造業（169）
アンモニア製造業（161）	石油精製業（171）
尿素製造業（161）	コークス製造業（173）
無機顔料製造業（162）	ゴム製品製造業（19）
カーボンブラック製造業（162）	フォームラバー製造業（199）
溶解アセチレン製造業（162）	絵具製造業（326）
プラスチック安定剤製造業（無機系）（162）	
プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）（169）	
バイオエタノール混合ガソリン製造業（179）	
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（182）	

164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所及び石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料（ペイント、ワニス、エナメル、ラッカー、漆など）、印刷インキ、洗浄剤、磨用剤、ろうそくなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無機顔料を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。
- (2) 有機顔料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (4) 主として切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は「172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」に分類される。
- (5) 油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は「326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」に分類される。
- (6) 主として筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

○脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 天然グリセリン製造業 硬化油製造業（工業用、食用） バイオディーゼル製造業	硫酸化油製造業（ロート油） ○塗料製造業 エナメル製造業 ワニス製造業 油ワニス製造業 ペイント製造業 油性塗料製造業 水系塗料製造業 船底塗料製造業 漆製造業 シンナー類製造業 パテ製造業 合成樹脂塗料製造業 ボイル油製造業 ラッカー製造業 電気絶縁塗料製造業	○印刷インキ製造業 新聞インキ製造業 ○洗浄剤・磨用剤製造業 クレンザー製造業 つや出し剤製造業 磨粉製造業 金属磨用剤製造業 革つや出し製造業 靴クリーム製造業 塗装ワックス製造業 酸性洗浄剤製造業 アルカリ性洗浄剤製造業 ○ろうそく製造業
○石けん・合成洗剤製造業 浴用石けん製造業 洗濯石けん製造業 工業用石けん製造業 カリ石けん製造業 家庭用合成洗剤製造業 工業用合成洗剤製造業		
○界面活性剤製造業 繊維用油剤製造業		

×マーガリン製造業（098） 食用精製油脂製造業（098） ショートニング製造業（098） 動植物油脂製造業（098） 有機顔料製造業（163） 合成グリセリン製造業（163） 潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（171） 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）（172）	バイオエタノール製造業（163） シャンプー製造業（166） ひげそりクリーム製造業（166） スタンプ用・筆記用インキ製造業（169） 漂白剤製造業（169） 油絵具製造業（326）
---	---

165 医薬品製造業

主として医薬品の原末、原液を製造する事業所、医薬品、医薬部外品の製剤を製造する事業所、ワクチン、血清、毒素、抗毒素、血液製剤など生物学的製剤を製造する事業所、生薬、漢方製剤を製造する事業所及び動物用の医薬品、医薬部外品を製造する事業所をいう。

○医薬品原薬製造業 医薬品原末製造業 医薬品原液製造業	たん白アミノ酸製剤製造業 生理食塩液製造業 止血剤製造業 抗生物質製剤製造業 殺虫・殺そ（鼠）剤製造業 （農薬を除く） 殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く） 蚊取り線香製造業 アンプル封入薬製造業 医薬品小分け業	血液製剤製造業 日本赤十字社血液センター （血液製剤を製造するもの）
○医薬品製剤製造業 内服薬製造業 注射剤製造業 外用薬製造業 診断用試薬製造業 医療用植物油脂製造業 医療用動物油脂製造業 薬用酵母剤製造業 ビタミン剤製造業 こう薬製造業 消毒用アルコール製造業 歯科口う（腔）用剤製造業	○生物学的製剤製造業 ワクチン製造業 血清製造業 毒素製造業 抗毒素製造業	○生薬・漢方製剤製造業 生薬製剤製造業 漢方製剤製造業 生薬小分け業 ○動物用医薬品製造業 動物用内服薬製造業 動物用注射剤製造業 動物用外用薬製造業

×寒天製造業（092） オブラート製造業（099） 食料品用酵母剤製造業（099） 薬用酒製造業（102） 農薬製造業（169）	殺虫剤製造業（農薬に限る）（169） 試薬製造業（診断用試薬を除く）（169） 線香製造業（32D） はえ取り紙製造業（32D） 日本赤十字社献血ルーム（83D）
--	---

166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品、クリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所、シャンプー、整髪料、養毛料などの頭髮用化粧品を製造する事業所及び日焼け止め・日焼け用化粧品、ひげそりクリームなど他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。

また、香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。

○仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	口紅製造業 ファンデーション製造業 クリーム製造業	化粧水製造業 乳液製造業 洗顔クリーム製造業
------------------------------	---------------------------------	------------------------------

○頭髮用化粧品製造業 頭髮料製造業 整髮料製造業 染毛料製造業 シャンプー製造業 リンス製造業 養毛料製造業	○その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業 日焼け止め化粧品製造業 日焼け用化粧品製造業 脱毛剤製造業 歯磨製造業 ひげそりクリーム製造業	ひげそり用化粧品製造業 マニキュア製造業
--	---	-------------------------

×石けん製造業（164）

合成洗剤製造業（164）

169 その他の化学工業

主として火薬類、農薬、香料、ゼラチン、接着剤、写真感光材料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬（診断用を除く）を製造する事業所及び浄水剤、防臭剤など他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は「276 武器製造業」に分類される。
- (2) 主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤、診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (3) ゼラチンを原料として菓子を製造する事業所は「097 パン・菓子製造業」に分類される。
- (4) 寒天を製造する事業所は「092 水産食料品製造業」に分類される。
- (5) 接着剤原料用プラスチック及び合成染料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (6) ゴム系接着剤を製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。
- (7) 医療用接着剤を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (8) 木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は「023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）」に分類される。

○火薬類製造業 黒色火薬製造業 産業用無煙火薬製造業 武器用無煙火薬製造業 硝安爆薬製造業 ダイナマイト製造業 カーリット製造業 導火線製造業 導爆線製造業 工業雷管製造業 電気雷管製造業	信号雷管製造業 猟用火工品製造業 銃用雷管製造業 猟銃用実包・空包製造業 建設用空包製造業 捕鯨用信管・火管・雷管製造業 硝安油剤爆薬製造業 トリニトロ化合物製造業 (火薬類に限る)	硝酸エステル製造業（火薬類に限る） 産業用信管・火管・雷管製造業 ○農薬製造業 殺虫剤製造業（農薬に限る） 殺菌剤製造業（農薬に限る） 除草剤製造業 植物成長調整剤製造業
--	---	---

○香料製造業 天然香料製造業 くろもじ油製造業 みかん油製造業 苦へん桃油製造業 バルサム精製業 薄荷油精製業 合成香料製造業 調合香料製造業	○天然樹脂製品・木材化学製品製造業 木材乾留業 松根油製造業 木タール製造業（木材乾留によるもの） 木酢酸製造業（木材乾留によるもの） 漆液精製業 木ろう（蠟）製造業 テレピン油製造業 なめし剤製造業（天然のもの） タンニン抽出業（天然のもの） タンニンエキス製造業 天然染料製造業 あい（藍）染料製造業 あかね（茜）染料製造業 しょう脳製造業 しょう脳油製造業 ダンマルガム精製業 コーパルガム精製業 セラック製造業 うこん染料製造業 ロジン製造業 ○試薬製造業（診断用試薬を除く）	○他に分類されない化学工業製品製造業 デキストリン製造業 浄水剤製造業 イオン交換樹脂製造業 防臭剤製造業（家庭用を含む） 筆記用インキ製造業 スタンプ用インキ製造業 プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの） めっき薬品製造業 防水剤製造業 骨炭製造業 浴用剤製造業 液晶製造業 漂白剤製造業
○ゼラチン・接着剤製造業 にかわ製造業 大豆グルー製造業 ミルクカゼイングルー製造業 合成樹脂系接着剤製造業 プラスチック系接着剤製造業 セルロース系接着剤製造業		
○写真感光材料製造業 写真フィルム製造業 X線フィルム製造業 印画紙製造業 乾板製造業 青写真感光紙製造業 複写感光紙製造業 製版用感光性樹脂製造業 感光紙用化学薬品製造業 写真感光紙製造業 映画フィルム製造業 写真用化学薬品製造業（メトール、ハイドロキノン、調合剤などを包装したもの） レンズ付フィルム製造業（使い捨てカメラ）		

×粗製しょう脳油採取業（023）
木炭製造業（023）
樹脂採取業（023）
カゼイン製造業（091）

ふのり製造業（092）
寒天製造業（092）
ゼラチン菓子製造業（097）
エッセンス製造業（飲食料品用）（099）

×印画紙用原紙製造業（142）	香水製造業（166）
活性炭製造業（162）	オーデコロン製造業（166）
プラスチック安定剤製造業（無機系）（162）	ゴム系接着剤製造業（193）
プラスチック安定剤製造業（有機系）（163）	医療用接着剤製造業（274）
合成染料製造業（163）	武器用信管製造業（276）
合成なめし剤製造業（163）	武器用信管・火管・雷管装てん組立業（276）
浴用石けん製造業（164）	液晶パネル製造業（281）
印刷インキ製造業（164）	墨・墨汁製造業（326）
医薬品製造業（165）	事務用のり製造業（326）
診断用試薬製造業（165）	信号用・がん具用煙火製造業（32D）
蚊取り線香製造業（165）	線香製造業（32D）
殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）（165）	
殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）（165）	
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（182）	

中分類 17－石油製品・石炭製品製造業

総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

なお、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。

170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）

主として石油製品・石炭製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は石油製品・石炭製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所	自家用倉庫 自家用油槽所 自家用油送所 自家用資材置場
------------------------------------	---	--------------------------------------

171 石油精製業

主として原油及び留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は「053 原油・天然ガス鉱業」に分類される。
- (2) 販売業務に附随して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は「533 石油・鉱物卸売業」又は「605 燃料小売業」に分類される。
- (3) 他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○石油精製業 ガソリン製造業（原油から製造するもの）	パラフィン精製業 液化石油ガス（LPG）製造業（石油精製によるもの）	潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）
-------------------------------	---------------------------------------	------------------------

×天然ガス・ガソリン製造業（053） 再生燃料油製造業（179）
潤滑油製造業（石油精製によらないもの）（172）
廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（179）

172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所をいう。

○潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの） （購入原料によるもの）	工作油剤製造業（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）（購入原料によるもの）	機械油製造業（購入原料によるもの） 廃油再生業（潤滑油、グリースのもの）
--	--	---

×塗料製造業（164）
潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（171）

173 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

○コークス製造業（成型コークスを含む）	半成コークス製造業	ピッチコークス製造業
---------------------	-----------	------------

×石油コークス製造業（179） カルサインコークス製造業（179）

174 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）並びに舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。

○舗装材料製造業	アスファルト乳剤製造業	タール混合材製造業
舗装用混合物製造業	アスファルト混合材製造業	舗装用ブロック製造業
れき青乳剤製造業	アスファルトブロック製造業	タールブロック製造業

×精製コールタール製造業（163）

舗装タイル製造業（陶磁器製のもの）（214）

舗装タイル製造業（石タイル製のもの）（218）

179 その他の石油製品・石炭製品製造業

主として石油コークス、練炭など他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○その他の石油製品・石炭製品製造業	微粉炭製造業	バイオエタノール混合ガソリン製造業
石油コークス製造業	カルサインコークス製造業	
再生燃料油製造業	練炭製造業	
廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）	豆炭製造業	
	ピッチ練炭製造業	
	成型炭製造業	

×バイオエタノール製造業（163）

懐炉灰製造業（32D）

たどん製造業（32D）

中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

総 説

この中分類には、プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所、同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所、プラスチックを用いて成形のために配合、混和（短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチック製家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック（ユリア樹脂、メラミン樹脂等）を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) 合成樹脂系接着剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (4) プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (5) プラスチック製かばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (6) プラスチック製袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。
- (7) プラスチック製歯車を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (8) プラスチック製計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (9) プラスチック製の楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル、模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。

180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）

主としてプラスチック製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はプラスチック製品製造業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業

主としてプラスチック製の板、棒、管（だ円管を含む）、継手、異形押出製品を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として発泡・強化プラスチック製の板、棒、管、異形押出製品及び強化プラスチック製の継手を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

○プラスチック板・棒製造業 プラスチック平板製造業 プラスチック積層板製造業 プラスチック化粧板製造業 プラスチック波板製造業 塩化ビニル板製造業 メタクリル樹脂板製造業 フェノール樹脂積層板製造業 メラミン化粧板製造業	○プラスチック管製造業 プラスチック硬質管製造業 プラスチックホース製造業 プラスチック積層管製造業 塩化ビニル管製造業 塩化ビニルホース製造業 ○プラスチック継手製造業	○プラスチック異形押出製品製造業 プラスチック雨どい・同附属品製造業 ○プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
--	---	--

×化粧ばり合板製造業（122） 管状発泡製品製造業（184） 板状発泡製品製造業（184） 棒状発泡製品製造業（184）	強化プラスチック製波板製造業（184） 強化プラスチック板・棒製造業（184） 強化プラスチック継手製造業（184） 強化プラスチック管製造業（184）
---	---

182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

主としてプラスチック製のフィルム、シート、床材、合成皮革を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

フィルムとは、厚さが0.2mm未満で軟質製のものと及び0.5mm未満で硬質製のものをいう。

シートとは、厚さが0.2mm以上で軟質製のものをいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合成皮革製の靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (2) 合成皮革製のかばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (3) 合成皮革製の袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。

○プラスチックフィルム製造業 プラスチック積層フィルム製造業 ポリエステルフィルム製造業	プラスチックインフレーションチューブ製造業 プラスチック製袋製造業 塩化ビニルフィルム製造業 ポリプロピレンフィルム製造業	写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業 偏光フィルム製造業（液晶表示用パネルフィルム）
--	--	--

○プラスチックシート製造業 ポリスチレンシート製造業 塩化ビニルシート製造業	○合成皮革製造業 塩化ビニルレザー製造業	○プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工工業 プラスチック製袋製造業 (購入フィルムによるもの)
○プラスチック床材製造業 プラスチックタイル製造業 塩化ビニルタイル製造業		

×油布製造業 (115) 絶縁布製造業 (115) 化粧ばり合板製造業 (122) プラスチック塗装紙製造業 (143) プラスチック含浸加工紙製造業 (143) プラスチック積層加工紙製造業 (143) 上塗りした織物・防水した織物製造業 (115) プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業 (143)	セロハン製造業 (149) プラスチック板製造業 (181) 合成皮革製靴製造業 (192) 合成皮革製かばん製造業 (206) 合成皮革製袋物製造業 (207) ハンドバッグ製造業 (207)
--	--

183 工業用プラスチック製品製造業

主として射出、圧縮などの成形加工により工業用のプラスチック製品を製造する事業所、同製品の加工品を一貫して製造する事業所及び同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。

○電気機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製電話機きょう（筐）体製造業 プラスチック製扇風機羽根製造業 プラスチック製冷蔵庫内装用品製造業 プラスチック製電気掃除機器体（ボデー）製造業	プラスチック製テレビジョン・ラジオきょう（筐）体製造業 プラスチック系光ファイバ素線製造業 ○輸送機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製自動車部品・附属品製造業（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップなど）	○その他の工業用プラスチック製品製造業 プラスチック製カメラボデー製造業 プラスチック製複写機きょう（筐）体製造業 ○工業用プラスチック製品加工工業
---	---	---

×強化プラスチック製品製造業 (184) 光ファイバケーブル製造業 (234) プラスチック製歯車製造業 (253)	プラスチック製軸受製造業 (259) プラスチック製電子回路板製造業 (284) プラスチック製差込プラグ製造業 (291)
--	--

- ×プラスチック製携帯電灯器具製造業（294）
- プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）（263）
- プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業（電力用を除く）（282）

184 発泡・強化プラスチック製品製造業

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、発泡製品を製造する事業所、ガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて圧縮・積層などの成形加工により強化プラスチック製板・棒・管・継手、容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及びこれらの製品の加工品を一貫して製造する事業所並びにこれらの成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は「中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）」又は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

○軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)	ポリスチレンペーパー製造業	強化プラスチック製保安帽帽体製造業
軟質ポリウレタンフォーム製造業	板状発泡製品製造業	強化プラスチック製がい子製造業
軟質ポリエチレンフォーム製造業	管状発泡製品製造業	強化プラスチック製橋脚製造業
軟質塩化ビニルフォーム製造業	発泡スチロール製梱包材製造業	強化プラスチック製コンテナ製造業
軟質プラスチックブロック製造業(切断加工を含む)	発泡スチロール製魚箱製造業	○発泡・強化プラスチック製品加工業
軟質プラスチック金型成形製造業	硬質プラスチックブロック製造業(切断加工を含む)	軟質プラスチック発泡製品加工業(半硬質性を含む)
軟質プラスチック連続発泡製品製造業	硬質プラスチック金型成形製造業	硬質プラスチック発泡製品加工業
○硬質プラスチック発泡製品製造業	硬質プラスチック連続発泡製品製造業	強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業
硬質ポリウレタンフォーム製造業	○強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	強化プラスチック製容器加工業
ポリスチレンフォーム製造業	強化プラスチック製波板製造業	
棒状発泡製品製造業	○強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
硬質塩化ビニルフォーム製造業	強化プラスチック製浄化槽製造業	

-
- ×ポリウレタンフォーム製寝具製造業（119）
 - 強化プラスチック製家具製造業（139）
 - ガラス繊維・同製品製造業（211）
 - 強化プラスチック製舟艇製造業（313）
 - 強化プラスチック製釣ざお製造業（32B）
 - 保安帽製造業（32D）

×ポリウレタンフォーム製マットレス製造業（131）

強化プラスチック製自動車車体製造業（311）

強化プラスチック製スキー用具製造業（32B）

プラスチック製ゴルフクラブ製造業（32B）

185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所及び押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

○プラスチック成形材料製造業
プラスチック配合成形材料製造業

再生プラスチック製造業
塩化ビニルコンパウンド製造業

○廃プラスチック製品製造業
（くい、柵、魚礁など）

×再生プラスチック製家具製造業（139）

プラスチック製造業（163）

プラスチック系接着剤製造業（169）

プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業（181）

プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業（182）

工業用プラスチック製品製造業（183）

発泡・強化プラスチック製品製造業（184）

プラスチック再生資源卸売業（536）

189 その他のプラスチック製品製造業

主として射出、圧縮、中空、押出しなどの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品・容器・人工芝などを製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

また、主として各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
プラスチック製台所用品製造業（まな板、ボウル、コーナー、しゃもじ、洗い桶、ざるなど）
プラスチック製食卓用品製造業（食器、盆、調味料入れなど）
プラスチック漆器下地製造業

プラスチック製浴室用品製造業（洗面器、石けん箱、腰掛けなど）
プラスチック製バケツ製造業

○プラスチック製容器製造業
プラスチック製ボトル製造業
プラスチック製コンテナ製造業（ビール用、農水産用など）

プラスチック製ゴミ容器製造業
プラスチック製工業用薬品缶製造業
プラスチック製洗剤・シャンプー用容器製造業
プラスチック製灯油缶製造業

○他に分類されないプラスチック製品製造業 テープ類製造業（プラスチック結束テープ等） 止水板製造業（塩化ビニル製など） プラスチック製絶縁材料製造業 人工芝製造業（合成樹脂製のもの）	ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの） プラスチック製つり（吊）革製造業 プラスチック製時計ガラス製造業 消しゴム製造業（ゴム製を除く） プラスチック製電灯かさ製造業	プラスチック製漁業用器具製造業 プラスチック製包装材料製造業（容器、テープ等） ○他に分類されないプラスチック製品加工業
---	--	--

×合成繊維製造業（111） プラスチック製靴型製造業（129） プラスチック製家具・装備品製造業（139） 印刷用プラスチック版製造業（152） 合成樹脂塗料製造業（164） ポリスチレンフォーム製造業（184） 強化プラスチック製容器製造業（184） 消しゴム製造業（ゴム製）（199） プラスチック製模造真珠製造業（219） プラスチック製楽器製造業（324） プラスチック製がん具製造業（32A） プラスチック製包装材料製造業（フィルム）（182） プラスチック製包装材料製造業（発泡製品）（184） 強化プラスチック製コンテナ製造業（184） プラスチック製履物・同附属品製造業（192） ガラス製電灯かさ（シェード）製造業（211） プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（322） プラスチック製シャープペンシル製造業（326）	ブラモデル製造業（32A） プラスチック製運動用具製造業（32B） 漆器製造業（327） プラスチック製畳表製造業（328） プラスチック製うちわ製造業（328） プラスチック製ブラシ製造業（328） プラスチック製傘・同部分品製造業（328） プラスチック製魔法瓶製造業（328） プラスチック製看板・標識機製造業（32D） プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業（32D） プラスチック製モデル・模型製造業（32D）
--	---

中分類 19ーゴム製品製造業

総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11ー繊維工業」に分類される。
- (2) 合成ゴムを製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。

190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）

主としてゴム製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

191 タイヤ・チューブ製造業

主として自動車、二輪自動車、航空機、自転車などのタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）を製造する事業所をいう。

なお、タイヤ、チューブの製造とともに、フラップ、リムバンドを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 更生タイヤを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造せずフラップ、リムバンドを製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。

○自動車タイヤ・チューブ製造業 二輪自動車タイヤ・チューブ製造業 産業車両用タイヤ・チューブ製造業 建設車両用タイヤ・チューブ製造業 農耕車両用タイヤ・チューブ製造業	オートバイタイヤ・チューブ製造業 航空機用タイヤ・チューブ製造業 ソリッドタイヤ製造業（自動車用）	○その他のタイヤ・チューブ製造業 自転車タイヤ・チューブ製造業 一輪車タイヤ・チューブ製造業 車いす用タイヤ・チューブ製造業 リヤカータイヤ・チューブ製造業
---	---	--

×フラップ・リムバンド製造業（タイヤ、チューブとともに製造しないもの）（193）
工業用チューブ製造業（193）
更生タイヤ製造業（199）

192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダル及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所並びにプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○ゴム製履物・同附属品製造業 ゴム底布靴製造業 ゴム靴製造業 ゴム製履物用部分品・附属品製造業（ゴム底、ゴムかかと、ゴム製甲など） ゴム草履・サンダル製造業 地下足袋製造業	○プラスチック製履物・同附属品製造業 プラスチック製靴製造業 プラスチック製射出成形サンダル製造業 合成皮革製靴製造業 プラスチック製草履製造業 プラスチック成形靴製造業	プラスチック製スリッパ製造業 ケミカルシューズ製造業 プラスチック製履物用部分品・附属品製造業 バックレスサンダル製造業 ヘップサンダル製造業
---	--	---

×布製甲被製造業（118） 木製サンダル製造業（129） 合成ゴム製造業（163） 合成皮革製造業（182）	革製履物製造業（204） 革製サンダル製造業（204） 靴中敷物製造業（革製）（203） 靴中敷物製造業（革製を除く）（32D）
---	---

193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルト、編上げホース、布巻ホースなどを製造する事業所、車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

○ゴムベルト製造業 平ベルト製造業 Vベルト製造業 エスカレータゴムベルト製造業 コンベヤベルト製造業 ファンベルト製造業	○工業用ゴム製品製造業 工業用エボナイト製品製造業 工業用ゴムロール製造業 工業用ゴム管・板製造業 工業用スポンジゴム製品製造業 工業用ゴム袋製造業 工業用チューブ製造業 フラップ・リムバンド製造業 ゴム系接着剤製造業 ゴムライニング加工業 ゴム製パッキン・シール製造業	ゴムのり製造業 ゴム製テープ製造業 防振ゴム製造業 防げん（舷）材製造業 自動車用ゴム製部品・附属品製造業 船舶用ゴム製部分品・附属品製造業 航空機用ゴム製部品・附属品製造業 ゴム製自転車用泥よけ製造業
--	---	--

×ホース地織物業（112） ビニルホース製造業（181） 自転車用チューブ製造業（191） フラップ・リムバンド製造業（タイヤ、チューブとともに製造するもの）（191） 消防用ホース製造業（購入ホース地に金属部分を取付けるもの）（259）	自動車タイヤ製造業（191） ゴム引布製造業（199）
---	--------------------------------

199 その他のゴム製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所、ゴム引布製造から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更生タイヤ、再生ゴムを製造する事業所及びフォームラバー、糸ゴムなど他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業」に分類される。
- (2) 主として自動車タイヤの修理を行う事業所は「891 自動車整備業」に分類される。
- (3) 主として古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は「536 再生資源卸売業」に分類される。

○ゴム引布・同製品製造業 ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの） 防水外衣製造業 潜水服製造業 ウェットスーツ製造業（ゴム引布から一貫して製造するもの） ○医療・衛生用ゴム製品製造業 ゴム製医療用品製造業（手術用ゴム手袋など） 水まくら製造業 氷のう製造業 聴診器用ゴム管製造業 コンドーム製造業 ゴム製乳首製造業 ○ゴム練生地製造業 （更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるもの） タイヤ修繕用練生地製造業	○更生タイヤ製造業 リトレッド（再生）タイヤ製造業 ○再生ゴム製造業 くずゴム再生業 ○他に分類されないゴム製品製造業 フォームラバー製造業 糸ゴム製造業 ゴムバンド製造業 ゴム手袋製造業 ゴムタイル製造業 ゴム製漁業用浮子製造業 ゴム製気球製造業 ゴム製防毒面製造業 ゴム板製造業（工業用を除く）	理化学用ゴム製品製造業 {へら、栓（キャップ）、耐酸容器など} ゴム栓（キャップ）製造業 スポンジゴム製品製造業（工業用を除く） ゴム製マット類製造業 ゴム製戸止め製造業 消しゴム製造業（プラスチック製を除く） ゴム製印材製造業 ゴム製吸着盤製造業 補修用ゴム布製造業 コードパッチ製造業 ウェットスーツ製造業（ゴム製のもの）
---	--	--

×組ひも製造業（115）	ゴム引布製袋物製造業（207）
フォームラバー製寝具製造業（119）	ハンドバッグ製造業（207）
合成ゴム製造業（163）	ゴム製がん具製造業（32A）
消しゴム製造業（プラスチック製）（189）	ゴム製運動用具製造業（32B）
工業用ゴム板製造業（193）	自動車用エアバッグ製造業（32D）
工業用スポンジゴム製品製造業（193）	古ゴム集荷業（536）
ゴム引布製かばん製造業（206）	自動車タイヤ修理業（891）
ゴム引布製衣服製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）（116）	
ウェットスーツ製造業（他から受け入れたゴム引布から製造するもの）（118）	

中分類 20－なめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (2) がん具を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。
- (3) 運動用具を製造する事業所は「32B 運動用具製造業」に分類される。

200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20 なめし革・同製品・毛皮製造業）

主としてなめし革・同製品・毛皮製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はなめし革・同製品・毛皮製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

201 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

なお、仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○なめし革製造業 皮なめし業 タンニンなめし革製造業	クロムなめし革製造業 水産革製造業 は虫類革製造業	皮さらし業 染革業 革塗装業
----------------------------------	---------------------------------	----------------------

×合成皮革製造業（182）

毛皮製造業（208）

202 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主としてベルト、パッキンなど工業用革製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○工業用革製品製造業（手袋を除く） 革ベルト製造業 工業用革ベルト製造業 工業用ピッカー製造業	自転車用サドル革製造業 なめし革製パッキン製造業 なめし革製ガスケット製造業	革製オイルシール製造業 紡績用エプロンバンド製造業
--	--	------------------------------

×革手袋製造業（205）

203 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○革製履物用材料・同附属品製造業 革製製靴材料製造業 革製靴底製造業	靴革ひも製造業（完成したもの） 革製履物材料製造業	革製靴中敷物製造業 革製鼻緒製造業 革製甲・かかと製造業
--	------------------------------	------------------------------------

×靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない）（129）

靴中敷物製造業（革製を除く）（32D）

204 革製履物製造業

主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。

○革製履物製造業 革靴製造業 革製サンダル製造業 革製スリッパ製造業	革製草履製造業 革製運動靴製造業 ゴム底革靴製造業 革製長靴製造業	革製作業靴製造業（耐電靴・耐酸靴など） 革製安全靴製造業
---	--	---------------------------------

×足袋製造業（118）

地下足袋製造業（192）

ゴム製履物製造業（192）

合成皮革製靴製造業（192）

プラスチック製履物製造業（192）

革製靴中敷物製造業（203）

205 革製手袋製造業

主として革製手袋を製造する事業所をいう。

合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。

○革製手袋製造業 合成皮革製手袋製造業	工業用革手袋製造業 なめし革製手袋製造業	スポーツ用革手袋製造業
------------------------	-------------------------	-------------

×軍手製造業（118） 織物製手袋製造業（118） ニット製手袋製造業（118）	ウエイト手袋製造業（119） ゴム製手袋製造業（199）
--	---------------------------------

206 かばん製造業

主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をいう。

○かばん製造業 革製かばん製造業 繊維製かばん製造業 トランク製造業（金属製、 バルカナイズドファイバ ー製） プラスチック製かばん製造 業	ゴム引布製かばん製造業 合成皮革製かばん製造業 ランドセル製造業 肩掛かばん製造業 書類入れバッグ製造業 スポーツ用バッグ製造業 リュックサック製造業 ボストンバッグ製造業	スーツケース製造業 手提かばん製造業 かかえかばん製造業 学生かばん製造業 楽器用ケース製造業 光学器具用ケース製造業 コスメバッグ製造業 化粧用ケース製造業
---	---	--

×手提紙袋製造業（145）	ハンドバッグ製造業（207）
---------------	----------------

207 袋物製造業

主として材料のいかんを問わず、名刺入れ、財布などの身の回り用袋物及びハンドバッグを製造する事業所をいう。

○袋物製造業 革製袋物製造業 プラスチック製袋物製造業 繊維製袋物製造業 紙製袋物製造業 ストロー製袋物製造業 金属製袋物製造業 ビーズ製袋物製造業 人造真珠製袋物製造業	携帯用袋物製造業 ゴム引布製袋物製造業 財布製造業（札入れ、がま ぐちを含む） たばこ入れ製造業 合成皮革製袋物製造業 眼鏡入れ製造業 くし入れ製造業 名刺入れ製造業	買物袋製造業（角底紙袋の ものを除く） 定期券入れ製造業 ポーチ（小物入れ）製造業 ○ハンドバッグ製造業 革製ハンドバッグ製造業 プラスチック製ハンドバッ グ製造業
---	---	---

中分類 21 窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰などを製造する事業所が分類される。

210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）

主として窯業・土石製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は窯業・土石製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	---	----------------------------

211 ガラス・同製品製造業

主として板ガラス、板ガラス加工品、ガラス製加工素材、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具、卓上用・ちゅう房用ガラス器具、ガラス繊維・同製品を製造する事業所及び照明器具用ガラス、建設用ガラス製品などその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○板ガラス製造業 すりガラス製造業 強化ガラス製造業	石英ガラス製造業 網入ガラス製造業 鏡製造業	アンプル用ガラス管製造業 ガラス繊維原料用ガラス製 造業 電子機器用基盤ガラス製造 業 模造真珠用ガラス素地製造 業 がん具用ガラス素地製造業
○板ガラス加工業 すりガラス製造業 合わせガラス製造業 強化ガラス製造業 曲げガラス製造業 複層ガラス製造業 自動車用ガラス製造業	○ガラス製加工素材製造業 （粉、粒、塊、棒、管など） 光学ガラス素地製造業 電球類用ガラスバルブ製造 業 電子管用ガラスバルブ製造 業	

○ガラス容器製造業 ビール瓶製造業 酒瓶製造業 牛乳瓶製造業 サイダー瓶製造業 清涼飲料用瓶製造業 滋養飲料用瓶製造業 しょう油瓶製造業 こしょう瓶製造業 化粧瓶製造業（化粧用クリ ーム瓶など） インキ瓶製造業	培養皿（シャーレ）製造業 シリンダ製造業 吸い飲み製造業 一般薬瓶製造業 ○卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業 ガラス製コップ製造業 ガラス製皿製造業 ガラス製バター入れ製造業 ガラス製柄付パン製造業 ガラス製調味料入れ製造業 ガラス製灰皿製造業 耐熱ガラス製ちゅう房用器 具製造業 ガラス製コーヒー沸し製造 業 ガラス製しょう油差し製造 業 ガラス製インキスタンド製 造業 ガラス製鉢製造業 ガラス製金魚鉢製造業 ガラス製花瓶製造業 ガラス製ソース差し製造業 ○ガラス繊維・同製品製造業 ガラス繊維製造業 ガラス繊維製品製造業 石英系光ファイバ素線製造 業 ガラス繊維製布製造業	グラスファイバー製造業 ガラス短繊維製造業 グラスウール製造業 ガラス繊維製織物製造業 ガラス繊維製マット製造業 ガラス繊維製ボード製造業 ガラス繊維製フィルタ製造 業 ガラス繊維製テープ製造業 ガラス長繊維製造業 ○その他のガラス・同製品製 造業 照明器具用ガラス製造業 時計用ガラス製造業 シャンデリアガラス製造業 石英ガラス製品製造業 ガラスブロック製造業 多泡ガラス製造業 ガラス製電灯かさ（シェー ド）製造業 建設用ガラス製品製造業 （ブロック、ブリック、 タイル、多泡ガラスなど） 眼鏡用ガラス製造業 漁業用ガラス浮玉製造業 魔法瓶用ガラス製中瓶製造 業 ガラス製絶縁材料製造業 ガラス研磨業
--	--	--

×陶磁器製乳鉢製造業（214） 陶磁器製調味料入れ製造業（214） 模造真珠製造業（219） 光ファイバケーブル製造業（234） 体温計製造業（273） 繊維強化プラスチック（F．R．P）製品製造業（184） プラスチック製注射筒製造業（目盛りのないもの）（189） 注射筒製造業（目盛りのあるもの）（274）	光学レンズ製造業（275） 白熱電球製造業（294） ガラス製がん具製造業（32A） 魔法瓶製造業（328） 眼鏡レンズ製造業（32D）
--	--

212 セメント・同製品製造業

主としてセメント、生コンクリート、コンクリート製品を製造する事業所及び木材セメント製、セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○セメント製造業 ポルトランドセメント製造業 高炉セメント製造業 水硬性セメント製造業 フライアッシュセメント製造業 シリカセメント製造業	土木用コンクリートブロック製造業 コンクリート管製造業 道路用コンクリート製品製造業 プレストレストコンクリート製品製造業(まくら木、はり、けた、矢板など) コンクリート製電柱製造業 コンクリートポール製造業 コンクリートタンク製造業 建築用プレキャストコンクリートパネル製造業 テラゾー製造業	○その他のセメント製品製造業 木毛セメント板製造業 木片セメント板製造業 パルプセメント板製造業 セメントがわら製造業 スレートがわら製造業 厚形スレート製造業 窯業外装材製造業 セメントタイル製造業 気泡コンクリート製品製造業 スラグせっこう板製造業
--	---	--

×タールブロック製造業 (174)

アスファルトブロック製造業 (174)

気硬性セメント製造業 (219)

歯科用セメント製造業 (274)

213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

主として粘土がわら、建築用れんが、築炉用外張りれんが及びその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として厚形スレートを製造する事業所は「212 セメント・同製品製造業」に分類される。
- (2) 主として耐火れんがを製造する事業所は「215 耐火物製造業」に分類される。

○粘土がわら製造業 うわ(釉) 薬がわら製造業 塩焼がわら製造業 いぶしがわら製造業	築炉用外張りれんが製造業 舗装用れんが製造業 ○その他の建設用粘土製品製造業 陶管製造業	土管製造業 テラコッタ製造業 粘土がわら白生地製造業 ストーブライニング用品製造業(粘土製) 煙突製造業(粘土製)
○普通れんが製造業 建築用れんが製造業		

×厚形スレート製造業（212）
 コンクリート管製造業（212）
 スレートがわら製造業（212）
 陶磁器製タイル製造業（214）

陶磁器用粘土製造業（214）
 耐火れんが製造業（215）
 石タイル製造業（218）
 けいそう土れんが製造業（218）

214 陶磁器・同関連製品製造業

主として衛生陶器、食卓用・ちゅう房用陶磁器、陶磁器製置物、電気用陶磁器、理化学用・工業用陶磁器、陶磁器製タイル（タイルの紙はり、網はりなどの加工を含む）を製造する事業所、陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所、陶磁器用はい（坏）土を製造する事業所及びセラミックブロックなどその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

○衛生陶器製造業
 （硬質、半硬質のもの）
 （浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品）
 衛生陶器用配管用品製造業

○食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
 陶磁器製ちゅう房器具製造業
 陶磁器製食器製造業（茶碗、皿、どんぶり、湯飲みなど）
 陶磁器製台所・調理用品製造業（かま、すり鉢、つぼ、かめなど）
 陶磁器製調味料入れ製造業
 陶磁器製こんろ製造業
 土なべ製造業

○陶磁器製置物製造業
 陶磁器製花瓶製造業
 陶磁器製ランプ台製造業
 陶磁器製灰皿製造業

○電気用陶磁器製造業
 陶磁器製絶縁材料製造業
 点火プラグ（点火栓）用陶磁器製造業
 がい（碍）管製造業
 がい（碍）子製造業
 電気用特殊陶磁器製造業
 電気用セラミック製品製造業

○理化学用・工業用陶磁器製造業
 熱電対保護管製造業
 温度計用陶磁器製造業
 工業用セラミック製品製造業
 理化学用セラミック製品製造業
 陶磁器製乳鉢製造業

○陶磁器製タイル製造業
 うわ（釉）薬タイル製造業
 セラミックタイル製造業
 エナメルタイル製造業
 モザイクタイル加工業（紙はり、網はりなど）

○陶磁器絵付業
 陶磁器製がん具絵付業
 陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）

○陶磁器用はい（坏）土製造業
 陶土精製業
 陶磁器用粘土製造業

○その他の陶磁器・同関連製品製造業
 陶磁器製植木鉢製造業
 庭園用陶磁器製造業
 陶磁器製水がめ製造業
 陶磁器製神仏具製造業
 陶磁器製火鉢製造業
 陶磁器素（生）地製造業
 陶瓶製造業
 素焼植木鉢製造業
 セラミックブロック製造業
 陶磁器関連製品素（生）地製造業

×プラスチック製タイル製造業（182）
 ゴムタイル製造業（199）
 セメントタイル製造業（212）

石タイル製造業（218）
 陶磁器製がん具製造業（32A）

215 耐火物製造業

主として耐火れんが、耐火断熱れんが、不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所及びマグネシアクリンカーなどその他の耐火物を製造する事業所をいう。

ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は「218 骨材・石工品等製造業」に分類される。

○耐火れんが製造業 耐火断熱れんが製造業	○不定形耐火物製造業 耐火モルタル製造業	○その他の耐火物製造業 マグネシアクリンカー製造業 合成ムライト製造業 高炉用ブロック製造業 粘土質るつば製造業
-------------------------	-------------------------	--

×普通れんが製造業（213）

けいそう土れんが製造業（218）

けいそう土製耐火物製造業（218）

216 炭素・黒鉛製品製造業

主として炭素質電極、炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、黒鉛るつば、精製黒鉛など炭素・黒鉛製品を製造する事業所をいう。

主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として人造黒鉛を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

○炭素質電極製造業 黒鉛電極製造業	特殊炭素製品製造業 黒鉛るつば製造業 精製黒鉛製造業	カーボンパイル製造業 放電管用黒鉛陽極製造業 炭素抵抗体製造業
○その他の炭素・黒鉛製品製造業 電ブラシ（刷子）製造業 炭素棒製造業	炭素れんが製造業 黒鉛れんが製造業 電気機械用黒鉛ブラシ製造業 カーボンスライド製造業	通信機用炭素製品製造業 ブレーキシュー用炭素製品製造業 不浸透炭素製品製造業 にかわ質黒鉛等製造業

×炭素繊維製造業（111）

人造黒鉛製造業（162）

カーボンブラック製造業（162）

高炉用ブロック製造業（215）

217 研磨材・同製品製造業

主として天然研磨材、人造研削材、研削と石、研磨布紙を製造する事業所及び天然と石などその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。

○研磨材製造業 天然研磨材製造業 人造研削材製造業 研削用ガーネット製造業 炭化けい素研削材製造業 研削用けい砂フリント製造業 溶融アルミナ研削材製造業 シリコンカーバイド製造業 炭化ほう素、窒化ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業	○研削と石製造業 ビトリファイド法と石製造業 レジノイド法と石製造業 ゴム法と石製造業 マグネシア法と石製造業 回転と石製造業 グラインダと石製造業 ○研磨布紙製造業 研磨布製造業 耐水研磨布製造業 研磨紙（サンドペーパー）製造業	耐水研磨紙製造業 研磨ファイバ製造業 ○その他の研磨材・同製品製造業 再生研磨材製造業 研削と石加工業 天然と石製造業 油脂性研磨材製造業 バフ研磨材製造業 トリポリ製造業 エメリーペースト製造業 オイルストーン製造業
---	---	---

×研磨用バフ製造業（119）

シリコン製錬業（231）

218 骨材・石工品等製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の粉碎、選別などを行って土木建築用の再生骨材を製造する事業所、けつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所、石工品を製造する事業所、けいそう土の粉碎及び同製品の製造を行う事業所並びに土石、岩石、鉱物の粉碎、摩砕、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。
- (2) 石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。
- (3) と石、研削用ガーネット、研削用けい砂フリントを製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。

○砕石製造業 玉石砕石製造業 岩石砕石製造業 砕石バラスト製造業	石とうろう製造業 石碑製造業 建築用石材製造業（角石など） すずり製造業 石工業（石工品を製造するもの） 敷石製造業 石タイル製造業 舗装タイル製造業（石タイル製のもの） 石スレート製造業 碑石製造業 墓石製造業	けいそう土れんが製造業 けいそう土こんろ製造業
○再生骨材製造業		○鉱物・土石粉碎等処理業 石粉製造業（雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、石灰石など） 土石粉碎業 化学用粘土製造業 シャモット製造業 ベントナイト精製業 重質炭酸カルシウム製造業 つき（搗）粉製造業 雲母精製業
○人工骨材製造業 焼成真珠岩（パーライト）製造業 焼成ひる石製造業		クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）
○石工品製造業 石材製造業 石細工業 石材切断・切削業 石磨き業 大理石加工品製造業 大理石磨き業 石材彫刻品製造業 石うす製造業	○けいそう土・同製品製造業 けいそう土粉碎業 けいそう土精製業 けいそう土製耐火物製造業 けい酸カルシウム保温材製造業 けい酸カルシウム板製造業	

×採石業（054）	天然と石製造業（217）
ろう石クレー製造業（055）	研削用けい砂フリント製造業（217）
陶石クレー製造業（055）	研削用ガーネット製造業（217）
石製家具製造業（139）	産業廃棄物処分業（882）
石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）（60G）	

219 その他の窯業・土石製品製造業

主としてロックウール・同製品、石こう（膏）製品、石灰、鋳型、ほうろう鉄器、七宝製品、人造宝石などを製造する事業所をいう。

○ロックウール・同製品製造業 保温用、断熱用、耐火用、吸音用ロックウール製品製造業（板、帯、筒、ブランケット、吹付用ロックウール、フェルト、マットなど）	ロックウール（岩綿、鉱さい綿）製造業 岩綿絶縁製品製造業 岩綿テープ製造業 ○石こう（膏）製品製造業 焼石こう製造業	石こうプラスタ製造業 石こうボード製造業 建築用装飾石こう製品製造業 医療用石こう製造業 石こう細工製造業（美術品、置物など）
---	--	---

○石灰製造業 生石灰製造業 消石灰製造業 焼成ドロマイト製造業 苦土石灰製造業 ドロマイトプラスタ製造業 貝灰製造業 軽質炭酸カルシウム製造業	○他に分類されない窯業・土石製品製造業 ほうろう鉄器製造業 ほうろう引き食器製造業 ほうろう引き浴槽製造業 ほうろう引き製バット製造業 ほうろう酒造タンク製造業 家庭電気用ほうろう鉄器製造業 ほうろうパネル製造業 看板・標識用ほうろう鉄器製造業 燃烧器具用ほうろう鉄器製造業	ほうろう製看板・標識製造業 七宝製品製造業 模造宝石製造業 人造宝石製造業 石筆製造業 白墨製造業 雲母板製造業 気硬性セメント製造業 うわ（釉）薬製造業 模造真珠製造業 アンツーカー製造業 射撃用クレイ製造業（粘土製） かわら用粘土製造業
--	--	--

×腐葉土製造業（106）	雲母精製業（218）
気泡コンクリート製品製造業（212）	金型製造業（269）
普通れんが製造業（213）	人造宝石装身具製造業（322）
素焼植木鉢製造業（214）	鑄造模型製造業（32D）
人工骨材製造業（218）	木型製造業（32D）

中分類 22－鉄 鋼 業

総 説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場

自家用補修所
自家用倉庫
自家用資材置場

221 製鉄業

主として高炉、電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所並びにフェロアロイを製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所及び純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、純鉄粉を製造する事業所は「229 その他の鉄鋼業」に分類される。

○高炉による製鉄業
（高炉が稼働しているもの）
高炉銑製造業
圧延鋼材製造業
普通鋼製造業
特殊鋼製造業
ステンレス鋼製造業
鋼管製造業

○高炉によらない製鉄業
電気炉銑製造業
小形高炉銑製造業
再生炉銑製造業
純鉄製造業
原鉄製造業
ベースメタル製造業

○フェロアロイ製造業
合金鉄製造業
フェロクロム製造業
フェロマンガニ製造業
シリコマンガニ製造業
フェロシリコン製造業

222 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

ただし、高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は「221 製鉄業」に分類される。

○製鋼・製鋼圧延業 (転炉、電気炉が稼動しているもの)	圧延鋼材製造業 特殊鋼製造業 ステンレス鋼製造業	鋼管製造業 鋼矢板製造業
--------------------------------	--------------------------------	-----------------

223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として他から受け入れた鋼塊などの材料から熱間圧延鋼材、冷間圧延鋼材、冷間ロール成型形鋼、鋼管、伸鉄、磨棒鋼、引抜鋼管を製造する事業所及び溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所、さらに、その線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○熱間圧延業 (製鋼を行わないもの)	○伸鉄業 伸鉄製造業 再生仕上鋼板製造業	針金製造業（線材から一貫作業によるもの） ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの） 金網製造業（線材から一貫作業によるもの） P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
○冷間圧延業 冷延鋼板製造業 磨帯鋼製造業	○磨棒鋼製造業	
○冷間ロール成型形鋼製造業 軽量形鋼製造業	○引抜鋼管製造業 再生引抜鋼管製造業	
○鋼管製造業 継目無鋼管製造業 電縫鋼管製造業 ガス溶接鋼管製造業 鍛接鋼管製造業	○伸線業 鉄線製造業 硬鋼線製造業 ピアノ線製造業 くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）	○その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 溶接形鋼製造業

×針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）（224）

くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）（247）

金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）（247）

鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）（247）

224 表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼材から亜鉛鉄板、亜鉛めっき鋼管、ブリキなど表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

○亜鉛鉄板製造業 着色亜鉛鉄板製造業	亜鉛めっき硬鋼線製造業 ブリキ製造業 針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）	ビニル鋼板製造業 ティンフリースチール製造業
○その他の表面処理鋼材製造業 亜鉛めっき鋼管製造業		

×針金製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）

225 鉄素型材製造業

主として他から受け入れた銑鉄から機械用鋳物、日用品などの銑鉄鋳物及び可鍛鋳鉄を製造する事業所、鋼鋳物を製造する事業所、他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで鍛工品を製造する事業所並びに鋼塊を製造し、更にハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。

他から受け入れた鋼塊、鋼半製品から鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

○銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管を除く） 機械用銑鉄鋳物製造業 日用品用銑鉄鋳物製造業 鉄鋳物なべ製造業 鉄びん製造業	○可鍛鋳鉄製造業 合金可鍛鋳鉄製造業 靴底金製造業 パイプ継手製造業 可鍛鋳鉄製鉄管継手製造業（フランジ形を含む）	○鋳鋼製造業 鋼鋳物製造業 ○鍛工品製造業 ○鍛鋼製造業
---	---	---

×鋳鉄管製造業（229）

銅合金鋳物製造業（235）

229 その他の鉄鋼業

主として他から受け入れた帯鋼などの鉄鋼の切断（溶断を含む）を行う事業所、他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所、他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管を製造する事業所及び鉄粉、ペレットなど他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

○鉄鋼シャースリット業 鉄鋼シャーリング業 鉄鋼スリット業	製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業 製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業	○他に分類されない鉄鋼業 鉄粉製造業 純鉄粉製造業 純鉄圧延業 ペレット製造業
○鉄スクラップ加工処理業 製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業	○鋳鉄管製造業	

×非鉄金属シャーリング業（239）

鉄くず破碎請負業（929）

鉄スクラップ卸売業（536）

木質ペレット製造業（32D）

中分類 23－非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鑄造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。

なお、電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）

主として非鉄金属製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は非鉄金属製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	---	----------------------------

231 非鉄金属第1次製錬・精製業

主として銅鉱石、亜鉛鉱石、その他の非鉄金属鉱石を処理し、銅、亜鉛など非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所をいう。

○銅第1次製錬・精製業 （主として鉱石から製造 するもの） 銅製錬・精製業 電気銅精製業 銅製造業 銅地金製造業 銅インゴット製造業	亜鉛製錬・精製業 電気亜鉛精製業 亜鉛地金製造業 ○その他の非鉄金属第1次製 錬・精製業 （主として鉱石から製造 するもの） 鉛製錬・精製業 金、銀、白金製錬・精製業 金地金製造業 貴金属製錬・精製業	ニッケル製錬・精製業（主 として鉱石又はニッケル マットから製造するもの） ニッケル地金製造業 チタン製錬・精製業 ウラン製錬・精製業 トリウム製錬・精製業 すず製錬業 アンチモン製錬業 水銀製錬業 マンガン製錬業 クロム製錬業
---	--	---

タングステン製錬業 モリブデン製錬業 マグネシウム製錬業 ゲルマニウム製錬業 シリコン製錬業	タンタル製錬業 アルミニウム製錬・精製業 (主として鉱石又はアル ミナから製造するもの) アルミナ製錬業	アルミニウムインゴット製 造業(主として鉱石又は アルミナから製造するも の)
--	--	--

×銅合金製造業(232) 亜鉛合金製造業(232) はんだ・減摩合金製造業(232) 活字合金製造業(232) アルミニウム合金製造業(232) 貴金属合金製造業(232) ニッケル合金製造業(232) すず合金製造業(232) チタン合金製造業(232) 非鉄金属合金製造業(232) 銅インゴット製造業(精錬等により再生したもの)(232) アルミニウムインゴット製造業(精錬等により再生したもの)(232)	非鉄金属・同合金圧延業(233) 伸銅品製造業(233) 亜鉛・同合金圧延業(233) アルミニウム・同合金圧延業(233) 貴金属・同合金圧延業(233) 鉛・同合金圧延業(233) ニッケル・同合金圧延業(233) チタン・同合金圧延業(233) すず・同合金圧延業(233) 核燃料製造業(239)
---	---

232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)

主として鉛、アルミニウム、その他の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所及びこれらの合金を製造する事業所をいう。

○鉛第2次製錬・精製業(鉛 合金製造業を含む) 鉛再生業 鉛再生地金製造業 はんだ・減摩合金製造業 活字合金製造業	アルミニウムインゴット製 造業(精錬等により再生 したもの) ○その他の非鉄金属第2次製 錬・精製業(非鉄金属合 金製造業を含む) すず再生業 すず合金製造業 水銀再生業 貴金属再生業 貴金属合金製造業	ニッケル再生業 ニッケル合金製造業 銅合金(黄銅、青銅など) 製造業 銅インゴット製造業(精錬 等により再生したもの) チタン合金製造業 亜鉛再生業 亜鉛合金製造業 亜鉛再生地金製造業
--	---	---

○アルミニウム第2次製錬・ 精製業(アルミニウム合 金製造業を含む) アルミニウム再生業 アルミニウム再生地金製造 業		
--	--	--

-
- ×非鉄金属スクラップ集荷選別業(536)
銅インゴット製造業(主として鉱石から製造するもの)(231)
アルミニウムインゴット製造業(主として鉱石又はアルミナから製造するもの)(231)

233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主として銅、アルミニウム、その他の非鉄金属及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、型材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○伸銅品製造業 銅圧延業 銅合金圧延業 銅管製造業 銅線・銅合金線製造業（裸電線を除く） 銅板製造業 黄銅棒製造業 銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）	○アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） アルミニウム圧延はく（箔）製造業 アルミニウム管製造業 アルミニウム線製造業（裸電線を除く） アルミニウム合金伸線業	○その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） 鉛・同合金圧延業 鉛・同合金伸線業 鉛管・鉛板製造業 貴金属・同合金圧延業 亜鉛・同合金圧延業 ニッケル・同合金圧延業 チタン・同合金圧延業 すず・同合金圧延業 マグネシウム・同合金圧延業
--	--	---

×銅合金製造業（232）

アルミニウム合金製造業（232）

はんだ・減摩合金製造業（232）

活字合金製造業（232）

裸電線製造業（234）

電線・ケーブル製造業（234）

非鉄金属焼入れ業（246）

打ちはく（箔）業（249）

234 電線・ケーブル製造業

主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所並びに光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。

ただし、主として光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は「211 ガラス・同製品製造業」に、プラスチック系は「183 工業用プラスチック製品製造業」に分類される。

○電線・ケーブル製造業 裸電線製造業 絶縁電線製造業 銅被覆線製造業 銅荒引線製造業 電力ケーブル製造業	通信ケーブル製造業（搬送ケーブル、同軸ケーブルなど） ○光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	光複合ケーブル製造業 光ファイバ通信ケーブル製造業 光架空地線製造業 光ファイバコード製造業 光ファイバ心線製造業
---	--	---

×銅線製造業（裸電線を除く）（233）

プラスチック系光ファイバ素線製造業（183）

石英系光ファイバ素線製造業（211）

235 非鉄金属素形材製造業

主として銅・同合金、アルミニウム・同合金、マグネシウム・同合金などの非鉄金属鋳物を製造する事業所及び非鉄金属ダイカスト製品を製造する事業所並びに非鉄金属及び合金からハンマ、プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

○銅・同合金鋳物製造業	○アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	○非鉄金属鍛造品製造業
○非鉄金属鋳物製造業	○非鉄金属ダイカスト製造業	非鉄金属鍛造業
アルミニウム・同合金鋳物製造業	亜鉛・同合金ダイカスト製造業	銅・同合金鍛造品製造業
マグネシウム・同合金鋳物製造業	銅・同合金ダイカスト製造業	アルミニウム・同合金鍛造品製造業
	マグネシウム・同合金ダイカスト製造業	

×銑鉄鋳物製造業（225）

鍛鋼品製造業（225）

アルミニウムインゴット製造業（主として鋳石又はアルミナから製造するもの）（231）

アルミニウムインゴット製造業（精錬等により再生したもの）（232）

239 その他の非鉄金属製造業

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工（濃縮、再処理業等を含む）する事業所及び非鉄金属の粉末など他に分類されない非鉄金属を製造する事業所をいう。

○核燃料製造業	○他に分類されない非鉄金属製造業	非鉄金属シャーリング業
核燃料成形加工業	非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）	
核燃料濃縮業		
使用済核燃料再処理業		

×非鉄金属熱処理業（246）

放射性廃棄物処理業（889）

粉末や金業（磁性材部品の製造を除く）（245）

中分類 24－金属製品製造業

総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製家具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は「中分類 22－鉄鋼業」又は「中分類 23－非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) はん用機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」に分類される。
- (4) 生産用途の機械を製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (5) 計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。
- (6) 電気機械を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 電子計算機及び通信機械を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (8) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (9) 宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。

240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）

主として金属製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は金属製品製造業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18 リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。

○ブリキ缶・その他のめっき 板等製品製造業 缶詰用缶製造業	18 リットル缶製造業 ブリキ製容器製造業 バケツ製造業 エアゾール缶製造業	めっき板製品製造業 ビール缶製造業 牛乳輸送用缶製造業
-------------------------------------	---	-----------------------------------

×ブリキ板製造業 (224) ドラム缶製造業 (244) 板金製品製造業 (244)	打抜プレス加工製品製造業 (245) ビール缶 (アルミプレス製) 製造業 (245)
--	--

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

主として洋食器（貴金属製を除く）、機械刃物、利器工匠具、手道具、作業工具、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具を製造する事業所及び建築用金物、かぎなど他に分類されない種々の金物製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所及び動力付手持工具を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。
- (2) 建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スペード、スチールなどを製造する事業所は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) のこ盤を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 主として農業用機械を製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」に分類される。
- (5) ボルト、ナットを製造する事業所は「248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」に分類される。
- (6) くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は「247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）」に分類される。

○洋食器製造業 食卓用ナイフ・フォーク・ スプーン製造業 盆製造業	製本機械刃物製造業 皮革処理機械刃物製造業 たばこ製造機械刃物製造業 製紙機械刃物製造業	かんな製造業 のみ製造業 きり製造業 安全かみそり製造業（替刃 を含む） ポケットナイフ製造業
○機械刃物製造業 木材加工機械刃物製造業	○利器工匠具・手道具製造業 おの製造業	

刃物製造業(包丁、はさみ、 肉切用・製靴用・彫刻用 刃物など)	○手引のこぎり・のこ刃製造業 (丸・帯のこぎりのもの) (手引用、動力用)	○その他の金物類製造業
缶切製造業		建築用金物製造業
バリカン製造業	○農業用器具製造業(農業用 機械を除く)	架線金物製造業
土工用具製造業	耕作用具製造業	袋物用金具製造業
ショベル製造業	くわ製造業	家具用金具製造業
つるはし製造業	すき製造業	建具用金具製造業
ハンマ製造業	まんのう製造業	自動車用金物製造業
石工用手道具製造業	ホー製造業	車両用金具製造業
宝石加工手道具製造業	かま製造業	船舶用金具製造業
	農業用刃物製造業	かばん金具製造業
○作業工具製造業	金属製養蚕用機器製造業	トランク金具製造業
ペンチ製造業	金属製養さん用機器製造業	スーツケース金具製造業
ドライバ製造業	金属製養ほう機器製造業	錠前製造業
レンチ製造業		かぎ(鍵)製造業
スパナ製造業		金庫錠製造業
やすり製造業		南京錠製造業
やすり目立業		ちょうつがい製造業
		金属製戸車製造業
		ドアクローザ・ヒンジ製造 業

×研磨布紙製造業(217)	切削工具製造業(266)
ボルト・ナット製造業(248)	動力付手持工具製造業(266)
農業用機械製造業(261)	医療用刃物製造業(274)
製材機械製造業(のこ盤製造業)(264)	貴金属製洋食器製造業(321)
木工用のこ盤製造業(264)	
くぎ・靴くぎ製造業(他から受け入れた線材によるもの)(247)	
建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業(262)	
のこぎり目立業(修理のために行うもの)(909)	

243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

主として鋳鉄製、真ちゅう製などの配管工事用附属品、ガス機器、石油機器、温風・温水暖房装置を製造する事業所及び調理用機器・同装置(電気式を除く)、焼却器などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) バルブを製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 陶磁器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (3) ほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

- (4) 電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (5) 工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (6) 電気炉を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 工業用、動力用及び船舶用ボイラを製造する事業所は「251 ボイラ・原動機製造業」に分類される。
- (8) 板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。

○配管工事用附属品製造業 （バルブ、コックを除く） ノズル製造業 止め栓製造業 鉄管継手製造業 非鉄金属継手製造業 金属製シャワー製造業 金属製手洗用給水器製造業 金属製衛生器具製造業 蒸気抜き製造業 水抜き製造業	○ガス機器・石油機器製造業 ふろバーナ製造業 ガスこんろ製造業 ガスレンジ製造業 ガス湯沸器製造業 ガスストーブ製造業 ガスふろ釜製造業 ガス乾燥機製造業 ガス冷蔵庫製造業 ガス炊飯器製造業 ガスオーブン製造業 石油こんろ製造業 石油ストーブ製造業	○温風・温水暖房装置製造業 温風暖房機製造業（電気式を除く） 温水ボイラ製造業 放熱器製造業 ユニットヒータ製造業 ○その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具を除く） 調理用機器・同装置製造業（電気式を除く） 太陽熱利用温水装置製造業 焼却器製造業 焼却炉製造業（産業用を除く）
---	--	---

×陶器製配管用品製造業（214） 陶磁器製ちゅう房器具製造業（214） ほうろう鉄器製造業（219） ダクト製造業（244） 工業用ボイラ製造業（251） 工業窯炉（燃焼炉）製造業（253） バルブ・同附属品製造業（259） 焼却炉製造業（産業用）（259） 製缶業（ボイラ缶体、板金製タンク、板金製煙突など）（244） 可鍛鉄製鉄管継手製造業（フランジ形を含む）（225）	蛇口製造業（259） コック・同附属品製造業（259） 電子レンジ製造業（293） 電気こんろ製造業（293） 電気冷蔵庫製造業（293） 電気ストーブ製造業（293） 自動車用ラジエータ製造業（311）
--	--

244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）

主として鉄骨、鉄塔、鋼橋、金属格子、サッシ、ドア、シャッター、建築装飾用金属製品などの建設用・建築用金属製品を製造する事業所、鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所、温水缶、板金製煙突、タンク及びドラム缶などの製造並びに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。

○鉄骨製造業	○鉄骨系プレハブ住宅製造業 組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業	○製缶板金業 製缶業 温水缶製造業 蒸気缶製造業 鉄鋼板加工業（溶接、折曲げ、ろう付けなど） ガス容器（ボンベ）製造業 板金製タンク製造業 板金製煙突製造業 ドラム缶製造業 アッパータンク製造業 スチール製梱包容器製造業 金属製コンテナ製造業 ダクト製造業 ボイラ缶体製造業
○建設用金属製品製造業 鉄塔製造業 鋼橋製造業 貯蔵槽製造業 金属柵製造業 鋼板煙突製造業 金属製階段製造業 金属製門製造業 金属製格子製造業 金属製グレーチング製造業	○建築用金属製品製造業（建築用金物を除く） 建築用板金製品製造業 建築用ラス製品製造業 金属製カーテンウォール製造業 金属製ブラインド製造業 金属製よろい戸製造業 建築装飾用金属製品製造業 金属製シャッター製造業 金属屋根製品製造業	
○金属製サッシ・ドア製造業 アルミニウム製ドア製造業 住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ製造業 金属製扉製造業		

×ブラインド製造業（金属製を除く）（139）
よろい戸製造業（金属製を除く）（139）
ブリキ缶製造業（241）
建築用金物製造業（242）

温水ボイラ製造業（243）
ドラム缶更生業（249）
発電用ボイラ製造業（251）
船体ブロック製造業（313）

245 金属素形材製品製造業

主として金属の打抜き又はプレス加工によって瓶の口金、調理用器具（フライパン、なべ、お玉等）・家庭用器具・医療用器具の製造、自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所及び金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 建設用・建築用の金物を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 建設用・建築用の金属製品を製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。

○金属プレス製品製造業 （自動車車体部分品、機械部分品、台所用品、医療器具、口金、王冠など）	打抜プレス加工製品製造業 （アルミニウム製飲料缶など）	○粉末や金製品製造業 超硬チップ製造業 機械部分品製造業（磁性材部品の製造を除く）
---	--------------------------------	---

×金属製トランク製造業（206） ほうろう引き製品製造業（219） 建設用・建築用金物製造業（242） 建設用・建築用金属製品製造業（建設用・建築用金物を除く）（244） 超硬工具製造業（粉末や金によるものを除く）（266） 磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）（289）	こはぜ製造業（322）
---	-------------

246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）

主として他から受け入れた金属製品に塗装、溶融めっき、金属彫刻、電気めっき、金属熱処理を行う事業所及び金属張り、研磨、陽極酸化処理などその他の金属表面処理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆の塗装を行う事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (2) 亜鉛被膜、すず被膜などのめっき及び電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「224 表面処理鋼材製造業」に分類される。

○金属製品塗装業 エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの） ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）	○金属彫刻業 金属彫刻品製造業 なっ染ロール彫刻業 ○電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	○その他の金属表面処理業 電解研磨業 金属張り業 陽極酸化処理業 研磨業 メタリコン業（修理業を除く） 金属防せい（錆）処理加工業 シリコン研磨業 シリコン加工業 パーカライジング加工業
○溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 亜鉛めっき業（主として成形品に行うもの） すずめっき業（主として成形品に行うもの）	○金属熱処理業 機械部分品熱処理業 鋼材熱処理業 非鉄金属熱処理業 金属焼なまし業 金属焼入れ業	

×金属製家具塗装業（131） ブリキ製造業（224） 亜鉛鉄板製造業（224） めっき鋼管製造業（224） ペンキ塗装業（主として看板書きを行うもの）（929）	ほうろう鉄器製造業（219） めっき鉄鋼線製造業（224） 表面処理鋼材製造業（224） 漆塗装業（327）
--	---

247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又はその線を引いて、くぎ、特殊くぎ、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接材料などを製造する事業所をいう。

ただし、主として線材からの一貫作業によって金属線製品を製造する事業所は「223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」又は「233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」に分類される。

○くぎ製造業 （受け入れた線によるもの） 鉄くぎ製造業 銅くぎ製造業 靴くぎ製造業 特殊くぎ製造業	○その他の金属線製品製造業 （受け入れた線によるもの） ワイヤロープ製造業 ワイヤチェーン製造業 金網製造業 ビニル被覆鉄線製造業	有刺鉄線製造業 ざる製造業 蛇かご製造業 溶接材料製造業（溶接ワイヤ、溶接フラックス、溶接棒など）
--	--	--

×くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）
銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（233）
P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）
金網製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）
ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの）（223）
木ねじ製造業（248）
かすがい製造業（248）
金属製ねじ製造業（購入線材によるもの）（248）
ワイヤスプリング製造業（249）

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう（鉋）、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延業は「中分類 22－鉄鋼業」に分類される。

○ボルト・ナット・リベット・ 小ねじ・木ねじ等製造業 ビス製造業	犬くぎ製造業 割ピン製造業 座金（ワッシャー）製造業 かすがい製造業	スパイク製造業 ターンバックル製造業 びょう（鉋）製造業 テーパピン製造業
--	---	--

×はとめ製造業（322）

かしめ製造業（322）

249 その他の金属製品製造業

主として金庫、金属製スプリングを製造する事業所及び金属はく（箔）、金属製ネームプレートなど他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

○金庫製造業	○他に分類されない金属製品製造業	金属製押出しチューブ製造業
手提金庫製造業	金属製ヘルメット（帽体）製造業	金属製パッキング製造業
金庫室扉製造業	ドラム缶更生業	金属製ガasket製造業
内張安全金庫製造業	18 リットル缶更生業	ガス灯製造業
○金属製スプリング製造業	金属製ネームプレート製造業（腐しょく製以外のものも含む）	石油灯製造業
板ばね製造業	フレキシブルチューブ製造業	金属製反射鏡製造業
火造りばね製造業		脚立製造業
火ばね製造業		金属製はしご製造業（可搬式のもの）
平ばね製造業		打ちはく（箔）業（金、銀、アルミニウムなど）
ワイヤスプリング製造業		

×金属製ロッカー製造業（131）

金庫錠製造業（242）

アルミニウム圧延はく（箔）製造業（233）

電気照明器具製造業（294）

スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）（22）

中分類 25－はん用機械器具製造業

総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）

主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又ははん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

251 ボイラ・原動機製造業

主としてボイラ・同附属品、蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、一般用内燃機関を製造する事業所及び風力機関、圧縮空気機関など他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) ターボゼネレータを製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 機関車の製造、改造を行う事業所は「312 鉄道車両・同部分品製造業」に分類される。
- (5) 船用機関を製造する事業所は「313 船舶製造・修理業、船用機関製造業」に分類される。
- (6) 航空機用エンジンを製造する事業所は「314 航空機・同附属品製造業」に分類される。

○ボイラ製造業 工業用ボイラ製造業 原動機用ボイラ製造業 発電用ボイラ製造業 煙管ボイラ製造業 水管ボイラ製造業 ボイラ部分品・取付具・附属品製造業	ガスタービン製造業 プロペラタービン製造業 フランシスタービン製造業 ペルトンタービン製造業 タービン部分品・取付具・附属品製造業 ○はん用内燃機関製造業 はん用ガソリン機関製造業 はん用石油機関製造業 はん用ガス機関製造業	はん用ディーゼル機関製造業 はん用内燃機関部分品・取付具・附属品製造業 ○その他の原動機製造業 風力機関製造業 圧縮空気機関製造業 水車製造業 特殊車両用エンジン製造業
○蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）		

×温水ボイラ製造業（243） 温水缶製造業（244） 蒸気缶製造業（244） ターボゼネレータ製造業（291） 自動車用内燃機関製造業（311）	二輪自動車用内燃機関製造業（311） 機関車製造業（312） 船用内燃機関製造業（313） 船用蒸気タービン製造業（313） 航空機用内燃機関製造業（314）
--	---

252 ポンプ・圧縮機器製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所、空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所、油圧ポンプ、空気圧バルブなど油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (2) ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○ポンプ・同装置製造業 手動ポンプ製造業 動力ポンプ製造業 回転ポンプ製造業 往復ポンプ製造業 うず巻ポンプ製造業 タービンポンプ製造業 家庭用ポンプ製造業 消防用ポンプ製造業 船用ポンプ製造業	○空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 圧縮機（コンプレッサ）製造業 遠心圧縮機製造業 ふいご製造業 排風機製造業 吹付機械製造業 ○油圧・空圧機器製造業 油圧ポンプ製造業 油圧モーター製造業	油圧シリンダ製造業 油圧バルブ製造業 油圧フィルタ製造業 油圧アキュムレータ製造業 油圧ユニット機器製造業 空気圧シリンダ製造業 空気圧バルブ製造業 空気圧ユニット機器製造業 空気圧フィルタ製造業 空気圧ルブリケータ製造業 流体素子製造業
--	--	---

×冷凍機製造業（253）	空気ハンマ製造業（266）
空気調節装置製造業（253）	真空ポンプ製造業（269）
空気動工具製造業（266）	航空原動機用ポンプ製造業（314）
オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業（273）	

253 一般産業用機械・装置製造業

主として鎖伝導装置、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）等の装置及び部分品を製造する事業所、旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所、商工業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所、石油、石炭、ガス及びその他の燃料を熱源とする工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所並びに商工業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉及びころ軸受を製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 自動車の機械的動力伝導装置を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (3) 主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナを製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。

○動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	シャフト製造業（自動車用を除く）	船用ウインチ製造業
動力伝導用鎖製造業（機械用、自転車用、オートバイ用）	クラッチ製造業（自動車用を除く）	動力ジャッキ製造業
変速機製造業（自動車用を除く）	ベルト調車（プーリ）製造業	ホイスト製造業
減速機製造業（自動車用を除く）	滑車製造業	貨物取扱装置製造業
逆転機製造業	○エレベータ・エスカレータ製造業	自動立体倉庫装置製造業
トランスミッション製造業（自動車用を除く）	動く歩道製造業	索道製造業
歯車製造業（プラスチック製を含む）	○物流運搬設備製造業	スキーリフト製造業
軸受（ベアリング）製造業（玉・ころ軸受を除く）	コンベヤ製造業	○工業窯炉製造業（燃焼炉）
平軸受・同部分品製造業	ローラーコンベヤ製造業	工業窯炉部分品・取付具・附属品製造業
軸・軸けい（頸）類製造業	クレーン製造業（建設用を除く）	溶解炉製造業
	天井走行クレーン製造業	混銑炉製造業
	巻上機（ウインチ）製造業	加熱炉製造業
		キューボラ製造業
		陶磁器焼成窯製造業
		ほうろう焼成窯製造業

○冷凍機・温湿調整装置製造業 製氷装置製造業 冷蔵装置製造業 凍結装置製造業 冷却塔（クーリングタワー）製造業	冷凍・冷蔵ショーケース製造業 冷水機製造業 温度・湿度調整装置製造業 工業用温湿調整装置製造業 除湿機製造業（業務用）	業務用エアコンディショナ製造業 パッケージタイプエアコンディショナ製造業 空気調節装置製造業
---	---	--

×自動車用エレベータ製造業（259） 建設用クレーン製造業（262） 産業用ロボット製造業（269） 電熱装置製造業（292） 電気炉製造業（292） 軸受製造業（玉・ころ軸受を製造するもの）（259）	電気冷蔵庫製造業（293） 除湿機製造業（家庭用）（293） 家庭用エアコンディショナ製造業（293） 変速機製造業（自動車用）（311）
--	--

259 その他のはん用機械・同部分品製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車（車両は購入したもの）のぎ装を行う事業所、弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所、購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所、玉・ころ軸受及びその部分品、ピストンリングを製造する事業所並びに潜水装置、潤滑装置など他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

また、本分類には主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所も含まれる。これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) 主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) 自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所、自動車車体の製造及び車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 専ら機械の修理を行う事業所は「中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）」に分類される。

○消火器具・消火装置製造業 消火器製造業 消防自動車ぎ装業 スプリンクラー製造業	泡まつ発生式動力消火装置製造業 送水式動力消火装置製造業 散水式動力消火装置製造業	○弁・同附属品製造業 バルブ・同附属品製造業 蒸気管バルブ製造業 給排水栓製造業 蛇口製造業
---	---	--

一般バルブ・コック製造業 自動調整バルブ製造業 高温・高圧バルブ製造業 ○パイプ加工・パイプ附属品加工業 異形管製造業（購入管によるもの） パイプ加工業（購入パイプによるもの） ○玉軸受・ころ軸受製造業 玉軸受（ボールベアリング）・同部分品製造業 ころ軸受（ローラベアリング）・同部分品製造業 プラスチック製軸受製造業	○ピストンリング製造業 ○他に分類されないはん用機械・装置製造業 重油・ガス燃焼装置製造業（ボイラ用、工業窯炉用に限る） 焼却炉製造業（産業用） 駐車装置製造業 自動車用エレベータ製造業 旋回窓製造業 潤滑装置製造業 潜水装置製造業 上水道処理装置製造業	○各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理） 機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの） 取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの） 各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）
--	--	---

×ノズル製造業（243）	自動車用バルブ製造業（311）
止め栓製造業（243）	消防用自動車製造業（311）
焼却炉製造業（産業用を除く）（243）	航空機用バルブ製造業（314）
消防用動力ポンプ製造業（252）	自転車用バルブ製造業（319）
軸受製造業（ころ・玉軸受を除く）（253）	
ろ過機器（フィルタ）・同装置製造業（265）	
一般機械修理業（修理を専業とするもの）（901）	
電気機械器具修理業（修理を専業とするもの）（902）	

中分類 26－生産用機械器具製造業

総 説

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 業務用及びサービス提供用の機械器具を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。

260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）

主として生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は生産用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

ただし、主として農業用手道具を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。

○農業用機械製造業（農業用 器具を除く） 動力耕うん機製造業 碎土機製造業 農耕用機械製造業 農業用トラクタ製造業 ハンドトラクタ製造業 ガーデントラクタ製造業	は種機械製造業 刈取機械製造業 コンバイン製造業 脱穀機製造業 芝刈機製造業 噴霧機・散粉機製造業 除草機製造業 わら加工用機械製造業	選果機製造業 飼料・穀物乾燥機製造業 肥料粉碎機製造業 農業用機械部分品・取付 具・附属品製造業 ふ卵装置製造業 電気ふ卵器製造業 育すう装置製造業
---	--	---

×農業用器具製造業（242）
建設用トラクタ製造業（262）

集材機械製造業（269）

262 建設機械・鉱山機械製造業

主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、摩砕機、選別機を製造する事業所をいう。

○建設機械・鉱山機械製造業 建設機械・同装置・部分品・ 附属品製造業 鉱山機械・同装置・部分品・ 附属品製造業（ビット、 スピード、スチールなど） 掘削機械製造業 ブルドーザ製造業 パワーショベル製造業 ドラグショベル製造業 ドラグライン製造業 クラムシェル製造業 建設用クレーン製造業 トラッククレーン製造業 ホイールクレーン製造業 クローラクレーン製造業 整地機械製造業 スクレーパ製造業 グレーダ製造業 ロードローラ製造業 ランマ製造業 タンパ製造業	アスファルト舗装機械製造業 バッチャープラント製造業 コンクリートミキサ製造業 コンクリートポンプ製造業 コンクリートプレーサ製造業 セメントガン製造業 コンクリート舗装機械製造業 くい打機製造業 グラウトポンプ製造業 アースオーガ製造業 さく井機械製造業 ボーリングマシン製造業 ワゴンドリル製造業 チャンドリル製造業 油田用機械器具製造業 建設用トラクタ製造業 建設用ショベルトラック製造業	さく岩機製造業 ジャックハンマ製造業 ドリフタ製造業 ストーパ製造業 オーガ製造業 エキスカベータ製造業 タワーエキスカベータ製造業 ラダーエキスカベータ製造業 破碎機製造業 摩砕機製造業 選別機製造業 選鉱装置製造業 ふるい分機製造業 マインカーローダ製造業 ギャザリングローダ製造業 トレンチャ製造業 スキンマ製造業 タンバーカ製造業
---	---	--

×クレーン製造業（建設用を除く）（253） 農業用トラクタ製造業（261） 遠心分離機製造業（265）	ダンプトラック製造業（311） ガーデントラクタ製造業（261） ショベルトラック製造業（建設用を除く）（315）
---	---

263 繊維機械製造業

主として糸を製造する機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械などを製造する事業所及びこれらの部分品、取付具及び附属品を製造する事業所並びにミシンなどの縫製機械（縫製準備工程機械、縫製仕上工程機械を含む）を製造する事業所をいう。

○化学繊維機械・紡績機械製造業 化学繊維紡糸機製造業 綿・スフ紡績機械製造業 毛紡績機械製造業	絹紡績機械製造業 麻紡績機械製造業 紡績準備機械製造業 ねん糸機械製造業 合ねん糸機械製造業	製綿機製造業 蚕糸機械製造業 生糸検査機製造業
--	--	-------------------------------

○製織機械・編組機械製造業 綿織機械製造業 製織用準備機械製造業 絹・人絹織機製造業 麻・毛織機製造業 ニット機械製造業 特殊織機製造業（リボン、 ビロード、じゅうたんなど） レース機械製造業 刺しゅう機械製造業 製ちゅう（紐）機製造業 製網機械製造業 製網機械製造業	幅出機製造業 起毛機製造業 整反機製造業 ○繊維機械部分品・取付具・ 附属品製造業 化学繊維機械部分品製造業 紡績機械部分品製造業 製織機械部分品製造業 編組機械部分品製造業 染色・整理・仕上機械部分 品製造業 スピンドル製造業 針布製造業 シャトル製造業 リング製造業 ドビー製造業 ジャカード製造業 おさ製造業 木管製造業（紡績用のもの） メリヤス針製造業 ノズル製造業（紡糸用のもの） チンローラ製造業	ワイヤーヘルド製造業 なっ染型（スクリーンなっ 染）製造業 ドロップ製造業 フルテッドローラ製造業 プラスチック製ボビン製造 業（繊維機械用） ○縫製機械製造業 工業用ミシン製造業 家庭用ミシン製造業 毛糸手編機械製造業（同附 属品を含む） ミシン部分品及び附属品製 造業（テーブルを除く） 縫製準備工程機械製造業 （縫製用裁断機、目打機、 柄合機、延反機、解反機） 縫製仕上工程機械製造業 （プレス機）
--	---	--

×ジャカードカード（紋紙）製造業（115） 木管素地製造業（121） 木管製造業（紡績用を除く）（129） ミシンテーブル製造業（木製）（131） ノズル（配管用）製造業（243） カレンダー製造業（プラスチック加工用）（265）	繰綿機械製造業（269） 金属織物用機械製造業（269） 金網製造機械製造業（269） 高周波ミシン製造業（296） ミシン針製造業（322） 編針製造業（322）
--	---

264 生活関連産業用機械製造業

主として飲食料品を製造加工する機械・器具及び装置を製造する事業所、木材加工機械、パルプ製造機械、製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装（充てんを含む）・荷造機械装置及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所をいう。

また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) かんな、おの、小刀、手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 冷凍機械を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) プラスチック成形加工機械を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○食品機械・同装置製造業 精米機械・同装置製造業 精麦機械・同装置製造業 製粉機械・同装置製造業 製めん（麺）機械・同装置製造業 製パン機械・同装置製造業 製菓機械・同装置製造業 醸造用機械・同装置製造業 酒造機械製造業 水産加工機械・同装置製造業 牛乳加工機械・同装置製造業 飲料加工機械・同装置製造業 肉類加工機械・同装置製造業 豆腐製造機械・同装置製造業 ハム・ソーセージ製造機械製造業 アイスクリーム製造機械・同装置製造業 製茶用機械・同装置製造業 調理食品加工機械・同装置製造業 食料品加工機械・同部分品・附属品製造業 乳製品加工機械製造業 冷菓製造装置製造業 製糖機械製造業 搾油機械製造業	○木材加工機械製造業 製材機械製造業 木工旋盤製造業 ベニヤ機械製造業 自動かんな製造業 のこ盤製造業 繊維板機械製造業 合板製造機械製造業 ○パルプ装置・製紙機械製造業 パルプ製造機械・同装置製造業 製紙機械・同装置製造業 抄紙機製造業 ○印刷・製本・紙工機械製造業 印刷機械・同装置製造業（事務用を除く） 封筒製造機械製造業 紙折機製造業 段ボール製造機械製造業 製本機械・同装置製造業 紙器製造機械製造業 製版機械・同装置製造業	○包装・荷造機械製造業 充てん機械製造業 こん包機械製造業 袋詰め機製造業 容器成形充てん機製造業 缶詰機械製造業 瓶詰機械製造業 ラベル貼り機製造業 シール機製造業 結さつ機製造業 小箱詰機製造業 上包み機製造業（折畳み式、ひねり形式、かぶせ形式、真空吸着式、収縮式、ストレッチ式を含む） 真空包装機製造業 ガス封入包装機製造業 ケーサー製造業 ケースのり付機製造業 テープ貼り機製造業 パレット包装機製造業 バンド掛け機製造業 ひも掛け機製造業 ステー普拉（包装・荷造機械）製造業
---	--	--

×活字製造業（152） 木工用手道具製造業（242） 手引のこぎり・のこ刃製造業（242） 冷凍機械製造業（253） 染色機械製造業（263） 純水製造装置製造業（265）	プラスチック成形加工機械製造業（265） 目立機械製造業（269） 事務用印刷機械製造業（271） はかり製造業（273） 謄写版製造業（326） ステー普拉（ホッチキス）製造業（326）
---	---

265 基礎素材産業用機械製造業

主として鑄造装置を製造する事業所、一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所並びにプラスチック加工機械・同附属装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 醸造用機械・同装置を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 赤外線乾燥装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 高周波加熱装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。

○鑄造装置製造業 ダイカストマシン・同附属装置製造業 注湯装置製造業 造型装置製造業 型込機製造業 中子整形機製造業 砂処理装置製造業 製品処理装置製造業	電解槽製造業 化学装置用タンク・同装置製造業 焼成機器・同装置製造業 乾燥機器・同装置製造業(赤外線乾燥装置、高周波加熱装置を除く) 純水製造装置製造業 造水機器・同装置製造業 大気汚染防止機器・同装置製造業 水質汚濁防止機器・同装置製造業 廃棄物処理機器・同装置製造業 廃液処理装置製造業 クリーンルーム装置製造業 遠心分離機製造業 インテグミキサ製造業 ニーダ製造業 ブレンダ製造業 蒸発機器製造業	○プラスチック加工機械・同附属装置製造業 プラスチック成形加工機械製造業 圧縮成形機製造業 射出成形機製造業 押出成形機製造業 中空成形機製造業 真空成形機製造業 合成樹脂加工機械製造業 合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業 カレンダー製造業(プラスチック加工用) タブレットマシン製造業 ペレット装置製造業 グラニューレータ製造業 コーティング機製造業
--	--	---

×コンクリートミキサ製造業 (262)

醸造用機械・同装置製造業 (264)

赤外線乾燥装置製造業 (292)

高周波加熱装置製造業 (296)

自動車用オイルフィルタ製造業 (311)

266 金属加工機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類、プレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う金属加工機械及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所並びに動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などの機械工具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 手道具（動力付を除く）を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 超硬チップを製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (3) 主として電気溶接機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

○金属工作機械製造業	線引機製造業	○機械工具製造業（粉末や金業を除く）
旋盤製造業	製管機製造業	特殊鋼工具製造業
ボール盤製造業	ベンディングマシン製造業	治具製造業
中ぐり盤製造業	ガス溶接機製造業	ダイヤモンド工具製造業
フライス盤製造業	空気ハンマ製造業	超硬工具製造業
研削盤製造業	巻線機製造業（コイルワインディングマシン）	ビット製造業（鉱山用を除く）
歯切盤製造業	ワイヤフォーミングマシン製造業	切削工具製造業
歯車仕上げ機械製造業		空気動工具製造業
専用機製造業（金属工作機械）		動力付手持工具製造業（ドリル、びょう打ちハンマ、グラインダなど）
NC旋盤製造業	○金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（金型を除く）	電動工具製造業
マシニングセンタ製造業	金属圧延用ロール製造業	電動ドリル製造業
放電加工機械製造業	ダイピン類製造業	タップ製造業
金切のこ盤製造業	ダイスプリング製造業	ダイス製造業
○金属加工機械製造業	工作機械（旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤など）用部分品及び附属品製造業	ドレッサ製造業
プレス機械製造業（液圧プレス、機械プレス、人力プレスなど）		リーマ製造業
鍛造機製造業		ブローチ製造業
圧延機械製造業		バイト製造業
せん断機製造業		工具保持器製造業（アーバ、コレット、ソケットなど）

×手道具製造業（242）	ダイカストマシン製造業（265）
粉末や金業（磁性材部品の製造を除く）（245）	金型製造業（269）
超硬チップ製造業（245）	工業用自動はかり製造業（273）
ビット製造業（鉱山用）（262）	電気溶接機製造業（292）

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

主として半導体（半導体集積回路、半導体素子）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置、ウェーハプロセス（電子回路形成）装置、半導体チップ組立装置及び液晶パネル（LCD）の製造に利用されるガラス基板製造用装置、カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 純水製造装置を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 設計用装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。

○半導体製造装置製造業	ウェーハダイシング装置製造業	液晶パネル薄膜形成装置製造業（CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長）
ウェーハ加工（スライシング、研削、ラッピング）装置製造業	チップボンディング装置製造業	液晶パネル陽極酸化装置製造業
ウェーハ熱処理（酸化、拡散）装置製造業	チップモールドイング装置製造業	液晶パネルラビング装置製造業
ウェーハ露光装置製造業	○フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	液晶パネル基板貼合わせ装置製造業
ウェーハレジスト処理装置製造業	液晶パネル熱処理（酸化、拡散）装置製造業	液晶パネル用塗布装置製造業
マスク・レチクル製造装置製造業	液晶パネル露光装置製造業	液晶パネルエーシング装置製造業
ウェーハ洗浄・乾燥装置製造業	液晶パネルレジスト処理装置製造業	液晶パネル用剥離装置製造業
ウェーハエッチング装置製造業	液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業	液晶パネルレーザーリペア装置製造業
ウェーハ薄膜形成装置製造業（CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長）	液晶パネルエッチング装置製造業	液晶パネル真空注入装置製造業
ウェーハイオン注入装置製造業	液晶パネルイオン注入装置製造業	液晶パネルトリミング装置製造業
ウェーハ真空蒸着装置製造業	液晶パネル真空蒸着装置製造業	
	液晶パネルガラス加工装置製造業	

×温度・湿度調整装置製造業（253）
 純水製造装置製造業（265）
 廃液処理装置製造業（265）
 クリーンルーム装置製造業（265）
 ロボット製造業（269）

分析機器製造業（273）
 制御機器製造業（工業計器用）（297）
 ガス制御装置製造業（工業計器用）（297）
 検査・評価装置製造業（電気計測器用）（297）
 半導体設計用装置製造業（303）

269 その他の生産用機械・同部分品製造業

主として金属・非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型、部品及び附属品を製造する事業所、真空装置、真空機器、ロボットを製造する事業所並びに繰綿機など他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動立体倉庫装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (2) 半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は「267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」に分類される。

○金属用金型・同部分品・附属品製造業 金属製品用金型製造業（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など） 金属用金型部分品・附属品製造業（ガイドピン、ダイセットなど）	真空装置用附属機器製造業 スパッタリング装置製造業 ドライエッチング装置製造業 CVD装置製造業 イオン注入装置製造業	○他に分類されない生産用機械・同部分品製造業 たばこ製造機械製造業 繰綿機械製造業 帽子製造機械製造業 皮革処理機械製造業 ゴム製品製造機械製造業 製靴機械製造業 石工機械製造業 製瓶機械製造業 鉛筆製造機械製造業 産業用銃製造業 集材機械製造業 金網製造機械製造業 自動選瓶機械製造業 白熱電球製造装置製造業 のり刈取機械製造業 目立機械製造業 金属織物用機械製造業
○非金属用金型・同部分品・附属品製造業 非金属製品用金型製造業（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など） 非金属用金型部分品・附属品製造業（ガイドピン、ダイセットなど）	○ロボット製造業 産業用ロボット製造業 数値制御ロボット製造業 固定シーケンスロボット製造業 可変シーケンスロボット製造業 マニピュレータ製造業 プレイバックロボット製造業 サービス用ロボット製造業 福祉ロボット製造業 医療ロボット製造業 アミューズメントロボット製造業 メンテナンスロボット製造業 災害対応ロボット製造業	
○真空装置・真空機器製造業 真空ポンプ製造業 真空や金装置製造業 真空化学装置製造業 真空蒸着装置製造業 真空装置用部品製造業		

×コンクリート用の型枠製造業（244）
自動立体倉庫装置製造業（253）
縫製機械製造業（263）
食品機械製造業（264）
製菓機械・同装置製造業（264）

アンプル充てん機械製造業（264）
プラスチック加工機械製造業（265）
金属加工用プレス機械製造業（266）
半導体製造装置製造業（267）
分析機器製造業（273）

中分類 27－業務用機械器具製造業

総 説

この中分類には、業務用及びサービス提供用の機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 理化学用のガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (4) 理化学用の陶磁器を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (5) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 物の生産に供される機械器具を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」又は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。

270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）

主として業務用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は業務用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

271 事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具を製造する事業所をいう。

○複写機製造業 複合機製造業 複写機（コピー機）製造業 ハンディコピー機製造業 トナーカートリッジ製造業 （複写機用）	○その他の事務用機械器具製 造業 事務用機械器具製造業 データ処理機械製造業 計算機械製造業 会計機械製造業	謄写機製造業 事務用印刷機械製造業 あて名印刷機製造業 時間記録機械（タイムレコ ーダ）製造業 貨幣処理機械製造業
--	---	--

タイプライタ製造業 金銭登録機（レジスタ）製造業 ファイリングシステム用器具製造業	カード処理機器製造業（分類機、検孔機など） エアシュータ（気送管）製造業 マイクロ写真機械製造業 事務用シュレツダ製造業	製図機械器具製造業 チェックライタ製造業 電子式卓上計算機製造業 電子会計機製造業（プログラム内蔵方式でないもの）
---	---	--

× 謄写版製造業（326）計算尺製造業（326）
トナーカートリッジ製造業（プリンタ用）（303）
電子計算機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）（303）
電子会計機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）（303）
製図用器具（三角・T定規、コンパス、烏口など）製造業（326）

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機などサービス用機械器具及び装置を製造する事業所、娯楽用機械を製造する事業所、物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所並びに両替機、自動ドアなど他に分類されないサービス用又は娯楽用機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、主として民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。

○ サービス用機械器具製造業 営業用洗濯機製造業 ドライクリーニング機製造業 ドライクリーニング用プレス機製造業 業務用洗濯プレス機製造業 業務用食器洗浄機製造業 自動給茶機製造業 自動写真撮影機製造業（証明写真機） 自動車整備・自動車関連サービス機器製造業（自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車検機器、自動車給油機器など）	人工降雪機（スノーマシン）製造業 ○ 娯楽用機械製造業 アミューズメント機器製造業 遊園施設機械製造業 遊戯機械製造業 パチンコ機械製造業 ボウリング装置製造業 ビデオゲーム機製造業（業務用） メリーゴーランド製造業 スマートボール機製造業 カーニバルゲーム機製造業（業務用モグラたたきなど）	プライズゲーム機製造業（業務用UFOキャッチャーなど） プリントシール機（プリクラ）製造業 ○ 自動販売機製造業 自動販売機・同部分品製造業 ○ その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業 両替機製造業 自動改札機製造業 自動入場機製造業 自動ドア製造業 コインロッカー製造業 浄水器製造業
--	--	--

×オイルメータ製造業（273）

家庭用電気洗濯機製造業（293）

電気掃除機製造業（293）

家庭用テレビゲーム機製造業（32A）

家庭用食器洗い機製造業（293）

縫製仕上工程機械（プレス機）製造業（263）

現金自動預け払い機（ATM）製造業（303）

273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

主として体積計、はかり、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (2) 電子応用測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (3) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (4) 主として無線応用航法装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。

○体積計製造業

ます製造業

メスフラスコ製造業

ピペット製造業

血沈計製造業

ガスメータ製造業

水量メータ製造業

オイルメータ製造業（積算式ガソリン量器を含む）

ビュレット製造業

メスシリンダ製造業

計量米びつ製造業

振子式指示はかり製造業

おもり製造業（計量器用）

懸垂自動はかり製造業

皿自動はかり製造業

台自動はかり製造業

工業用自動はかり製造業

（ホッパースケール、パッチャスケール、コンベヤスケールなど）

○圧力計・流量計・液面計等製造業

アネロイド形指示圧力計製造業

航空用指示圧力計製造業

（高度計、燃圧計など）

連成計製造業

差圧流量計製造業

面積式流量計製造業

容積式流量計製造業

膨張式温度計製造業

バイメタル式温度計製造業

金属温度計製造業

血圧計製造業（電子血圧計を含む）

熱電温度計製造業

抵抗温度計製造業

真空計製造業

握力計製造業

○精密測定器製造業

のぎす製造業

ダイヤルゲージ製造業

マイクロメータ製造業

面測定機器製造業

自動精密測定器製造業

工業用長さ計製造業

長さ測定器製造業

角度測定器製造業

ねじ測定機器製造業

歯車測定機器製造業

投影機製造業

バイトゲージ製造業

ブロックゲージ製造業

ねじゲージ製造業

限界ゲージ製造業

デプスゲージ製造業

○はかり製造業

電気抵抗線式はかり製造業

誘導式はかり製造業

電磁式はかり製造業

手動天びん製造業

等比皿手動はかり製造業

棒はかり製造業

分銅製造業

手動指示はかり製造業

ばね式はかり製造業

自動はかり製造業

平面度測定器製造業 直角度測定器製造業 光学測定器製造業	環境試験機製造業 コンクリート試験機製造業 振動試験機製造業	長さ計製造業(直尺、曲尺、 巻尺、畳尺、物差など) 体温計製造業(電子体温計 を含む)
○分析機器製造業 電気化学分析装置製造業 光分析装置製造業 電磁分析装置製造業 クロマト装置製造業 蒸留・分離装置製造業 熱分析装置製造業 ガス分析機器装置製造業 元素分析装置製造業	○測量機械器具製造業 測角測量機製造業 距離測量機製造業 水準測量機製造業 写真測量機製造業 磁気コンパス製造業 ジャイロ計器製造業	寒暖計製造業 水銀温度計製造業 湿度計製造業 光度計製造業 光束計製造業 照度計製造業 屈折度計製造業 密度計製造業 濃度計製造業 粘度計製造業 比重計製造業 熱量計製造業 回転計製造業 速さ計製造業 位置計製造業 粒度計製造業 騒音計製造業 公害計測器製造業 万歩計製造業
○試験機製造業 金属材料試験機製造業 繊維材料試験機製造業 ゴム試験機製造業 プラスチック試験機製造業 木材試験機製造業 木炭材料試験機製造業 動つり合試験機製造業 制動試験機製造業 動力試験機製造業	○理化学機械器具製造業 研究用理化学機械器具製造業 教育用理化学機械器具製造業 天文機器製造業(天体写真 機、天頂儀、子午儀など)	
	○その他の計量器・測定器・ 分析機器・試験機・測量 機械器具・理化学機械器 具製造業	

×理化学用ガラス器具製造業(211)	電気測定器製造業(297)
望遠鏡製造業(275)	電波測定器製造業(297)
天体望遠鏡製造業(275)	G P S 装置製造業(301)
顕微鏡製造業(275)	気象観測装置製造業(301)
電子顕微鏡製造業(296)	無線応用航法装置製造業(301)
放射線応用計測器製造業(296)	定規製造業(目盛りのないもの)(326)
工業計器製造業(297)	気象測器検定試験センター(711)

274 医療用機械器具・医療用品製造業

主として外科用、内科用、眼科用、歯科用など医療用機械器具を製造する事業所、医療用縫合糸、義肢、義足など医療用品(動物用医療機械器具を含む)及び歯科材料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用電子応用装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 医療用計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。

○医療用機械器具製造業	治療台製造業	義肢・義足製造業
医科用鋼製器具製造業	医療用ファイバースコープ製造業	義眼製造業
医科用内視鏡製造業		ギプス製造業
手術用機械器具製造業	胃カメラ製造業	副木製造業
血液体外循環機器製造業	聴診器製造業	松葉づえ製造業
(人工腎臓装置、透析器、人工心肺装置)	指圧器製造業	医療用コルセット製造業
人工呼吸器製造業	吸入器具製造業	健康帯製造業
麻酔器具製造業	かん腸器製造業	脱腸帯製造業
注射器具製造業	ストレッチャー製造業	避妊用具製造業（コンドームなどのゴム製品を除く）
注射筒製造業（目盛りのあるもの）	担架製造業	家畜人工授精器具製造業
注射針製造業	○歯科用機械器具製造業	動物専用標識器具製造業
医療用針製造業	歯科用治療台製造業	動物専用保定器具製造業
医療用刃物製造業（メスなど）	歯科用ユニット製造業	
整形用機械器具製造業（ボルト、プレート等金属製品を含む）	歯科用鋼製小物製造業	○歯科材料製造業
消毒滅菌器製造業	歯科用バー製造業	歯科用合金製造業
光線治療器製造業（レーザー応用治療装置を除く）	歯科技工所用器具製造業	歯科用金属材料製造業
脱臼治療器製造業	歯科用エンジン製造業	歯冠材料製造業
輸血装置製造業	○医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	義歯床材料製造業
医科用ふ卵器製造業	医療用縫合糸製造業	歯科用接着充てん材料製造業
手術台製造業	医療用接着剤製造業	歯科用セメント材料製造業
	検眼用品製造業	歯科用印象材料製造業
	人工血管製造業	歯科用ワックス製造業
	人工心臓弁製造業	歯科用研削研磨材料製造業

×繊維製衛生材料製造業（119）	歯科用X線装置製造業（296）
ガーゼ・ほう帯製造業（119）	医療用X線装置製造業（296）
紙おむつ製造業（149）	医療用電子応用装置製造業（296）
紙製衛生材料製造業（149）	レーザー応用治療装置製造業（296）
紙製生理用品製造業（149）	医療用計測器製造業（297）
医療用X線フィルム製造業（169）	診断用機械器具製造業（297）
医療・衛生用ゴム製品製造業（199）	視覚機能検査機器製造業（297）
コンドーム製造業（199）	補聴器製造業（302）
医療用石こう製造業（219）	眼鏡製造業（32D）
血圧計製造業（273）	歯科技工所（83C）
体温計製造業（273）	
プラスチック製注射筒製造業（目盛りのないもの）（189）	
ガラス製注射筒製造業（目盛りのないもの）（211）	

275 光学機械器具・レンズ製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラス、写真機・映画用機械・同附属品の製造及び光学機械用レンズ・プリズムの製造加工を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子顕微鏡を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 眼鏡を製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○顕微鏡・望遠鏡等製造業	ボデー製造業	現像機械製造業
双眼鏡製造業	フィルタ製造業（偏光フィルタなど）	映画焼付装置製造業
拡大鏡（ルーペ）製造業	フード製造業	映画編集整理装置製造業
オペラグラス製造業	三脚製造業（写真機用）	映画仕上装置製造業
○写真機・映画用機械・同附属品製造業	雲台製造業	サウンドヘッド製造業
カメラ製造業	セルフタイマ製造業	ランプハウス製造業
35 ミリカメラ製造業	距離計製造業	映写幕製造業
二眼レフカメラ製造業	露出計製造業	映画スクリーン製造業
引伸機製造業	マガジン製造業（フィルム用カセット）	アタッチメント製造業（近接・望遠撮影用）
焼付・仕上用器具製造業	ベローズ製造業	○光学機械用レンズ・プリズム製造業
リーダ製造業	レリーズ製造業	光学レンズ製造業
ビューア製造業	カメラ用軸・スプール・スポロケット製造業	カメラ用レンズ製造業
現像タンク製造業	乾板入れ製造業	レンズ真空蒸着加工業
写真複写機製造業	映画撮影機製造業	レンズ研磨業（光学機械用）
カメラ附属品製造業	映写機（プロジェクター）製造業	ファイバースコープ製造業（医療用を除く）
シャッター製造業	幻灯機製造業	プリズム研磨業
ストロボ製造業		
フラッシュガン製造業		

×印画紙用原紙製造業（142）
 写真用化学薬品製造業（169）
 写真フィルム・乾板製造業（169）
 映画用フィルム製造業（169）
 印画紙製造業（169）
 フラッシュランプ製造業（294）
 レンズ付フィルム製造業（使い捨てカメラ）（169）

電子顕微鏡製造業（296）
 ビデオカメラ製造業（302）
 デジタルカメラ製造業（302）
 スライド（幻灯機用）製造業（32D）
 眼鏡レンズ製造業（32D）
 眼鏡製造業（32D）

276 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所をいう。

○武器製造業	武器用信管製造業	自走砲製造業（無限軌道のもの）
けん銃製造業	武器用信管の金属部品製造業	ハーフトラック製造業
小銃製造業	武器時計信管の金属部品製造業	銃剣製造業
機関銃製造業	武器用信管・火管・雷管装てん組立業	火えん発射機製造業
機関砲製造業	爆雷弾体製造業	照準器製造業（武器用）
高射砲製造業	爆雷外殻製造業	射撃指揮装置製造業
迫撃砲製造業	魚雷の機関部製造業	銃身製造業（武器用）
バズーカ砲製造業	魚雷の操だ（舵）装置製造業	砲製造業
銃弾製造業	機雷のけい（繫）器製造業	砲身製造業
迫撃砲弾弾体製造業	迫撃砲弾装てん組立業	砲架製造業
機関砲弾弾体製造業	特殊装甲車両・同部分品製造業	砲弾製造業
ロケット弾弾体製造業		弾薬投射機械器具製造業
高射砲弾用薬きょう製造業		ロケット弾発射機製造業
無反動砲弾用薬きょう製造業		魚雷発射管製造業
銃弾用薬きょう製造業		

×猟銃実包製造業（169）	自動車製造業（311）
産業用信管・火管・雷管製造業（169）	銃身製造業（狩猟用、空気銃用）（32B）
特殊車両用エンジン製造業（251）	猟銃実包用薬きょう製造業（32B）
産業用銃製造業（269）	猟銃製造業（32B）
照準器製造業（光学用）（275）	
照準器製造業（レーダー用）（301）	

中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業

総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機・同附属装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。

280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

281 電子デバイス製造業

主として光源用以外の電子管、光電変換素子、半導体素子を製造する事業所、集積回路の製造及び組立てを行う事業所並びに液晶パネル、有機ELパネルなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (2) 主として複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。

○電子管製造業 真空管製造業（通信用のも の）	X線管製造業 水銀整流管製造業 光電管製造業	マイクロ波管製造業 放電管製造業
-------------------------------	------------------------------	---------------------

○光電変換素子製造業 発光ダイオード（ＬＥＤ） 製造業 フォトカプラ製造業 インタラプタ製造業	シリコン整流素子製造業 ゲルマニウム整流素子製造 業 ○集積回路製造業 半導体集積回路製造業 薄膜集積回路製造業 混成集積回路製造業 超小形構造集積回路製造業 大規模集積回路（ＬＳＩ） 製造業	記憶素子製造業（フラッシュ メモリ、ＤＲＡＭなど） 中央演算処理装置（ＣＰＵ） 製造業 コンバータ製造業 ○液晶パネル・フラットパネ ル製造業 液晶素子製造業 液晶表示板製造業 有機ＥＬパネル製造業
---	---	--

×液晶製造業（169） 複合部品製造業（電子部品）（282） メモリースティック製造業（283） 液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）（271） 液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）（303）	水銀放電灯製造業（294） ＬＥＤ電球製造業（294） ＵＳＢメモリ製造業（303）
---	--

282 電子部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器、複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所、スピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド、小形モーター（入力電力３ワット未満のもの）を製造する事業所及びコネクタ、スイッチ、リレーを製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○抵抗器・コンデンサ・変成 器・複合部品製造業 抵抗器製造業（電力用を除 く） コンデンサ製造業（電力用 を除く） 変成器製造業（電力用を除 く） 複合部品製造業（電子部品） 電子機器用小型電源変圧器 製造業 電子機器用蓄電器製造業 小型トランス製造業（電子 機器用）	装荷線輪（コイル）製造業 中継線輪（コイル）製造業 プラスチック製抵抗器・コ ンデンサ製造業 ○音響部品・磁気ヘッド・小 形モーター製造業 スピーカ部品製造業 イヤホン部品製造業 ヘッドホン部品製造業 マイクロホン部品製造業 磁気ヘッド製造業 小形モーター製造業（入力 電力３ワット未満のもの）	○コネクタ・スイッチ・リレ ー製造業 コネクタ製造業（配線器具 を除く） スイッチ製造業（配線器具 及び電力用開閉器を除く） リレー製造業（電力用継電 器及び遮断器を除く） 電子機器用継電器製造業 電子機器用開閉器製造業
---	---	---

×ネオン変圧器製造業（291）	電力用抵抗器製造業（291）
計器用変圧器製造業（291）	計器用変成器製造業（291）
配線小形開閉器製造業（291）	電力用コンデンサ製造業（292）
配線用接続器製造業（291）	電力用蓄電器製造業（292）
遮断器製造業（291）	スピーカシステム製造業（302）
電力用継電器製造業（291）	がん具用変圧器製造業（32A）
電力用開閉器製造業（291）	
モーター製造業（入力電力3ワット以上のもの）（291）	
変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）（291）	

283 記録メディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所及び記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○半導体メモリメディア製造業	○光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	BD（ブルーレイディスク）・R／RE／ROM製造業（未記録のもの）
メモリースティック製造業	光ディスク製造業（未記録のもの）	磁気ディスク製造業（未記録のもの）
SDメモリカード製造業	CD・R／RW製造業（未記録のもの）	オーディオ用テープ製造業
コンパクトフラッシュ製造業	DVD・R／RW製造業（未記録のもの）	ビデオ用テープ製造業
	MO製造業	コンピューター用テープ製造業

×MOS型メモリ製造業（281）	外部記憶装置製造業（303）
USBメモリ製造業（303）	
情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（32C）	

284 電子回路製造業

主として電子回路基板及び電子回路実装基板（電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」～「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (2) 情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」～「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。
- (3) ユニット部品を製造する事業所は「285 ユニット部品製造業」に分類される。

○電子回路基板製造業 片面・両面・多層リジッド プリント配線板製造業 ビルドアップ配線板製造業 フレキシブルプリント配線 板製造業 フレックスリジッドプリン ト配線板製造業 セラミックスプリント配線 板製造業 メタルコアプリント配線板 製造業 リジッドモジュール基板製 造業 セラミックスモジュール基 板製造業 TAB・COF 基板製造業	○電子回路実装基板製造業 挿入部品実装基板製造業 チップ部品実装基板製造業 ICパッケージ実装基板製 造業 モジュール実装基板製造業 フリップチップ実装基板製 造業 ワイヤボンディング実装基 板製造業 TAB・COF 実装基板製 造業 プリント配線実装基板製造 業 プリント回路板製造業	片面・両面・多層プリント 回路板製造業 フレキシブルプリント回路 板製造業 印刷回路板製造業
---	---	--

-
- ×プラスチック製金属張基板製造業（配線前のもの）（183）
 プラスチック製絶縁基板製造業（配線前のもの）（183）
 プリント配線基板用プラスチック製品製造業（配線前のもの）（183）
 ユニット部品製造業（285）

285 ユニット部品製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット、コントロールユニット、紙幣識別ユニットなどを製造する事業所をいう。

○電源ユニット・高周波ユニ ット・コントロールユニ ット製造業 スイッチング電源製造業 放送（通信）受信チューナ ユニット製造業 高周波ユニット製造業（受 信用チューナ、受信用ア ンテナなど）	分配・分岐・混合・分波・ 整合器製造業 ブースタユニット製造業 コンバータユニット製造業 エアコンユニット製造業 選局ユニット製造業 タイマユニット製造業 モジュレータユニット製造 業 パワーコントロールユニッ ト製造業	○その他のユニット部品製造 業 電子部品組立製造業 紙幣識別ユニット製造業 硬貨区分ユニット製造業 液晶表示ユニット製造業
--	--	--

-
- ×電子回路実装基板製造業（284）

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 整流器製造業（電力用を除く） ダイヤル製造業 プラグ・ジャック製造業（電力用を除く） センサ製造業	雑音防止器製造業 テレビ画面安定器製造業 共振子・発振子製造業 フィルタ（電子部品）製造業 磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの） ソケット製造業（電球用を除く）	電子機器用ワイヤハーネス製造業 シリコンウェーハ製造業（表面研磨をしたもの） カラーフィルタ製造業（電子部品用） タッチパネルセンサ製造業
--	---	--

×電球用ソケット製造業（291） 電力用プラグ・ジャック製造業（291） 電力用整流器製造業（292） シリコンウェーハ製造業（表面研磨を行う前のスライスしたもの）（239） ワイヤハーネス製造業（一般機械用、自動車用、航空機用など電子機器用以外）（292）	永久磁石製造業（299） 振動子・発振子製造業（時計用）（323）
---	--------------------------------------

中分類 29－電気機械器具製造業

総 説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

なお、民生用電気機械器具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は「234 電線・ケーブル製造業」に分類される。
- (2) モーター直結又は取付式機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」又は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電子部品を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどによりく動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所、送配電用及び機器用の変圧器類、電力開閉装置、遮断器、避雷装置、電力制御装置などを製造する事業所、配線器具及び配線ばこ並びに部品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。
- (3) 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。

- (4) ガラス絶縁材料を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (5) 電気照明器具を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。

○発電機・電動機・その他の 回転電気機械製造業 電動発電機製造業 回転変流機製造業 ターボゼネレータ製造業 電動車両用モーター（トラ クションモーター、電力 モーター）製造業	○電力開閉装置製造業 電力用開閉器製造業 遮断器製造業 断路器製造業 電力用継電器製造業 電力用ヒューズ装置製造業 避雷器製造業 ○配電盤・電力制御装置製造 業 制御装置製造業（車両用を 含む） 電力用抵抗器製造業 起動器製造業 配電ばこ製造業 自動調整装置製造業	○配線器具・配線附属品製造 業 小形開閉器製造業 点滅器製造業 接続器製造業（タップ、コ ンセントなど） 電球保持器製造業 鉄道用配線器具製造業 パネルボード製造業 小形配線ばこ製造業 ヒューズ製造業 電線管接続附属品製造業 ベル用変圧器製造業 プラスチック製差込プラグ 製造業 スイッチ製造業 電鈴製造業
--	--	---

×プラスチック製絶縁材料製造業（189）	電子機器用継電器製造業（282）
ガラス製絶縁材料製造業（211）	電子機器用抵抗器製造業（282）
陶磁器製絶縁材料製造業（214）	電気照明器具製造業（294）
電子機器用小形電源変圧器製造業（282）	がん具用変圧器製造業（32A）
電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）（282）	
電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）（292）	

292 産業用電気機械器具製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所、自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所、電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所並びに蓄電器（電子機器用を除く）を含む他に分類されない商工業用電気装置及び他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてガス溶接装置を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。

○電気溶接機製造業 電弧（アーク）溶接機製造 業 抵抗溶接機製造業 電極保持具製造業（溶接用）	○内燃機関電装品製造業 スターターモーター製造業 （自動車・航空機用） 航空機用電装品製造業 自動車用電装品製造業 ディストリビュータ製造業	点火せん・点火装置製造業 （内燃機関用） 電動機・発電機製造業（内 燃機関用） 発電機製造業（自動車・航 空機用）
---	---	--

電気式始動機製造業 セルモーター製造業 点火用コイル製造業 点火せん用結線装置製造業 充電機製造業 充電式発電機製造業 磁石発電機製造業 ワイヤハーネス製造業（一般機械・自動車・航空機用など電子機器用以外）	○電気炉・電熱装置製造業 ○その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む） 蓄電器（コンデンサ）製造業（電子機器用を除く） 電磁石製造業 車両用集電装置製造業	車載充電器製造業（電気自動車用） はんだごて製造業（電気式） 赤外線乾燥装置製造業 整流器製造業（電力用）
--	--	--

×燃焼炉製造業（253） ガス溶接機製造業（266） 電子機器用蓄電器製造業（282） 整流器製造業（電力用を除く）（289） 溶接材料製造業（溶接ワイヤ、溶接フラックス、溶接棒など）（247）	電子機器用ワイヤハーネス製造業（289） 充電機製造業（民生用）（293） 殺菌灯製造業（294） 永久磁石製造業（299）
---	---

293 民生用電気機械器具製造業

主としてちゅう房機器、空調・住宅関連機器、衣料衛生関連機器を製造する事業所及び電気暖房器、理美容機器など他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) 主として業務用エアコンディショナ、冷凍機を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) 家庭用ミシンを製造する事業所は「263 繊維機械製造業」に分類される。
- (4) 営業用洗濯機、ドライクリーニング機、ドライクリーニング用プレス機を製造する事業所は「272 サービス用・娯楽用機械器具製造業」に分類される。

○ちゅう房機器製造業 電気こんろ製造業 電子レンジ製造業 電磁調理器（IH調理器）製造業 クッキングヒーター製造業（電気式のもの） ホットプレート製造業 電気がま製造業（ジャー炊飯器を含む） トースタ製造業 ジューサミキサ製造業	食器乾燥機製造業 食器洗い機製造業 電気冷蔵庫製造業 フリーザ製造業 電気ポット製造業 ○空調・住宅関連機器製造業 扇風機製造業 換気扇製造業 電気温水器製造業 家庭用エアコンディショナ製造業	家庭用除湿機製造業 空気清浄機製造業 ○衣料衛生関連機器製造業 家庭用電気洗濯機製造業 衣類乾燥機製造業 電気アイロン製造業 電気掃除機製造業 ハンドクリーナ製造業 電動歯ブラシ製造業
--	---	--

○その他の民生用電気機械器具製造業 電気ストーブ製造業 電気こたつ製造業 電気毛布製造業	電気カーペット製造業 電気かみそり製造業 ヘアドライヤ製造業 家庭用生ごみ処理機製造業 温水洗浄便座製造業	自動排泄処理装置製造業 (介護用) 家庭用高周波治療器製造業 家庭用低周波治療器製造業 電気マッサージ器具製造業
---	---	--

×ガス機器製造業 (243) ガス乾燥機製造業 (243) ガスレンジ製造業 (243) 温風暖房機製造業 (電気式を除く) (243) 家庭用電気ポンプ製造業 (252) 冷凍機製造業 (253)	業務用除湿機製造業 (253) 業務用エアコンディショナ製造業 (253) 家庭用ミシン製造業 (263) 営業用洗濯機製造業 (272) 業務用食器洗浄機製造業 (272) テレビジョン受信機製造業 (301)
--	---

294 電球・電気照明器具製造業

主として白熱電球、蛍光灯などの電球及び類似の光源を製造する事業所並びに白熱電灯器具、放電灯器具などの電気照明器具及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電球用ガラス及び照明用ガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) ガス灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○電球製造業 蛍光灯製造業 白熱電球製造業 豆電球製造業 LED電球製造業 自動車用電球製造業 映写機用ランプ製造業 ネオンランプ製造業 フラッシュランプ製造業 写真フラッシュ用電球製造業 赤外線ランプ製造業 殺菌灯製造業 水銀放電灯製造業 電氣的光源製造業	○電気照明器具製造業 天井灯照明器具製造業 電気スタンド製造業 懐中電灯製造業 集魚灯器具製造業 坑内安全灯製造業 (蓄電池を除く) 投光器製造業 水銀灯器具製造業 乗物用照明器具製造業 発電ランプ製造業 携帯電灯製造業 放電灯器具製造業 プラスチック製携帯電灯器具製造業	照明器具用安定器製造業 (スリムライン) 自動車用ヘッドライト製造業 自動車用ウィンカ製造業 蛍光灯器具製造業 白熱電灯器具製造業 グローランプ製造業 LED照明器具製造業
--	--	---

×電球バルブ製造業 (211) 電灯かさ製造業 (ガラス製のもの) (211) 石油灯製造業 (249)	発光ダイオード (LED) 製造業 (281) ネオンサイン製造業 (32D)
--	--

295 電池製造業

主として蓄電池、一次電池（乾電池、湿電池）を製造する事業所をいう。

○蓄電池製造業 鉛蓄電池製造業 バッテリー製造業	ニッケルカドミウム蓄電池 製造業 リチウムイオン蓄電池製造 業	○一次電池（乾電池、湿電池） 製造業 水銀電池製造業 アルカリ電池製造業 リチウム電池製造業
--------------------------------	--	--

×太陽電池製造業（299）

燃料電池製造業（299）

296 電子応用装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置、電子エネルギーを利用した医療用電子応用装置を製造する事業所並びに粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。

○X線装置製造業 医療用・歯科用X線装置製造業 産業用X線装置製造業 X線探傷機製造業 CTスキャナ製造業 X線装置部分品・取付具・ 附属品製造業	超音波ドプラ診断装置製造 業 磁気共鳴画像診断装置（M R I）製造業 高周波治療器製造業（家庭 用を除く） 結石破碎装置製造業 エミッションCT装置製造 業 レーザー応用治療装置製造 業 レーザー手術用機器製造業 低周波治療器製造業（家庭 用を除く）	○その他の電子応用装置製造 業 水中聴音装置製造業 魚群探知機製造業 磁気探知機製造業 高周波ミシン製造業 高周波ウェルダー製造業 電子顕微鏡製造業 サイクロトロン製造業 電子応用測定装置製造業 放射線応用計測器製造業 レーザー装置製造業 高周波加熱装置製造業 産業用電子応用装置製造業
---	---	--

×X線フィルム製造業（169）

X線管製造業（281）

高周波治療器製造業（家庭用）（293）

低周波治療器製造業（家庭用）（293）

医療用計測器製造業（297）

電子計算機製造業（303）

297 電気計測器製造業

主として電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの電気計測器を製造する事業所、温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所及び電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

○電気計測器製造業 計器・附属品製造業（電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計、電力計など） 検査・評価装置及び附属品製造業 I C テスター製造業 定数測定器・附属品製造業（電気、電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など） 半導体特性測定器製造業 特性測定器・附属品製造業（伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）	総合試験装置・附属品製造業（搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など） ○工業計器製造業 温度自動調節装置製造業 圧力自動調節装置製造業 流体自動調節装置製造業 流体組成自動調節装置製造業 液面調節装置製造業 自動燃焼調節装置製造業 ガス制御装置製造業 計測制御機器製造業	○医療用計測器製造業 生体物理現象検査用機器製造業（体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置） 生体電気現象検査用機器製造業（心電・脳波・筋電等検査用モニタ） 生体現象監視用機器製造業（集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置） 生体検査用機器製造業（呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器） 医療用検体検査機器製造業（臨床化学検査機器、血液検査機器） 診断用機械器具製造業 心電計製造業
---	--	---

×体温計製造業（273）
圧力計製造業（273）
流量計製造業（273）
液面計製造業（273）

血圧計製造業（273）
ガスメータ製造業（273）
計器用変成器製造業（291）

299 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

○その他の電気機械器具製造業 電球口金製造業 導線製造業	ジュメット線製造業 電気接点製造業 リードフレーム製造業 太陽電池製造業	永久磁石製造業 燃料電池製造業 燃料電池セパレータ製造業
------------------------------------	---	------------------------------------

中分類 30－情報通信機械器具製造業

総 説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子部品及びデバイスを製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所
自家用倉庫

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として有線・無線通信機械器具、各種無線応用機器、スマートフォン、携帯電話機、ラジオ・テレビジョン受信機、交通信号保安装置を製造する事業所及び音響信号装置、警報装置など他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (2) 真空管、半導体素子を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。
- (3) 電気音響装置を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○有線通信機械器具製造業
電話機製造業
交換装置製造業

ファクシミリ製造業
搬送装置製造業
インターホン製造業

有線ラジオ放送装置製造業
有線テレビジョン放送装置
製造業

○スマートフォン・携帯電話機・P H S 電話機製造業	トランシーバ製造業 遠隔制御装置製造業 無線応用航法装置製造業 放送用テレビカメラ製造業 G P S 装置製造業 カーナビゲーション製造業 E T C 車載器製造業	○交通信号保安装置製造業 電気信号装置製造業 鉄道信号機製造業 自動転てつ器製造業 分岐器製造業 踏切警報機製造業
○無線通信機械器具製造業 ラジオ放送装置製造業 無線送信機製造業 無線受信機製造業 ロラン装置製造業 方向探知機製造業 船舶用通信装置製造業 レーダ製造業 着陸誘導装置製造業 距離方位測定装置製造業 気象観測装置製造業 テレビジョン放送装置製造業	○ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 携帯ラジオ製造業	○その他の通信機械器具・同 関連機械器具製造業 火災警報装置製造業 盗難警報装置製造業 発光信号装置製造業 通報信号装置製造業 モーターサイレン製造業 ガス警報装置製造業

×通信機械器具部分品製造業（28） 真空管製造業（281） 光電変換素子製造業（281） 半導体素子製造業（281）	電子回路基板製造業（284） 録音装置製造業（302） 拡声装置製造業（302） ラジオ付カセットレコーダ製造業（302）
---	--

302 映像・音響機械器具製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを含む）、画像再生装置を製造する事業所、録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (2) 録画・録音済みの記録物を製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○ビデオ機器製造業 磁気録画装置（V T R）製造業 防犯カメラ製造業 画像再生装置（E V R）製造業 デジタルビデオカメラ製造業	D V D プレーヤ製造業 ブルーレイレコーダ製造業 H D D レコーダ製造業 ビデオカメラ製造業 ○デジタルカメラ製造業 デジタル一眼レフカメラ製造業	○電気音響機械器具製造業 録音装置製造業 I C レコーダ製造業 ステレオ製造業 カーステレオ製造業 拡声装置製造業 スピーカシステム製造業 マイクロホン製造業 ヘッドホン製造業
--	--	---

補聴器製造業 オーディオディスクプレー ヤ製造業	C Dプレーヤ製造業 携帯オーディオプレーヤ製 造業	ラジオ付カセットレコーダ 製造業
--------------------------------	----------------------------------	---------------------

×写真機製造業（275）
光学機械用レンズ・プリズム製造業（275）
ビデオ用テープ製造業（283）
テレビジョン放送装置製造業（301）
磁気テープ・光ディスク等製造業（未記録のもの）（283）
テレビジョン受信機製造業（V T R等と一体のものを含む）（301）
情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（32C）

放送用テレビカメラ製造業（301）
ビデオテープレコード製造業（32C）
ビデオディスクレコード製造業（32C）

303 電子計算機・同附属装置製造業

主として電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る）、パーソナルコンピュータを製造する事業所、外部記憶装置、印刷装置、表示装置及びその他の附属装置を製造する事業所をいう。

○電子計算機製造業 電子会計機製造業 半導体設計用装置製造業	○印刷装置製造業 ラインプリンタ製造業 ページプリンタ製造業 インクジェットプリンタ製 造業 レーザープリンタ製造業 プロッタ（作図装置）製造 業 トナーカートリッジ製造業 （プリンタ用）	○その他の附属装置製造業 スキャナー製造業 現金自動預払機（A T M） 製造業 キャッシュディスプレイサー （C D）製造業 P O S 端末装置製造業 光学式マーク読取装置（O M R）製造業 光学式文字読取装置（O C R）製造業 バーコード読取装置製造業
○パーソナルコンピュータ製 造業 （デスクトップ型、ノー ト型、タブレット型）	○表示装置製造業 C R Tディスプレイ製造業 液晶ディスプレイ製造業 （パーソナルコンピュー タ用）	
○外部記憶装置製造業 磁気ディスク装置製造業 光ディスク装置製造業 ディスクアレイ装置製造業 HDD製造業（内蔵型を含 む） DVDマルチメディアドラ イブ製造業 U S Bメモリ製造業		

×電子式卓上計算機製造業（271） 液晶パネル製造業（281） 液晶ディスプレイ製造業（事務器機用）（271） トナーカートリッジ製造業（複写機用）（271）	フラッシュメモリ製造業（281） 有機E Lパネル製造業（281） メモリースティック製造業（283）
--	---

中分類 3 1 ー輸送用機械器具製造業

総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所
自家用倉庫

311 自動車・同附属品製造業

主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品、自動車シャシーの製造及び組立てを行う事業所、自動車車体の製造、車体のシャシー組付け、トレーラを製造する事業所並びにエンジン、ブレーキ、ラジエータなど自動車部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 構内運搬車両を製造する事業所は「315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に分類される。
- (2) トラクタを製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」又は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) 乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体部分品・附属品及び自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (4) 自動車用金物を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (5) ヘッドライトを製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (6) 点火装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 蓄電池を製造する事業所は「295 電池製造業」に分類される。
- (8) 自動車用タイヤ・チューブを製造する事業所は「191 タイヤ・チューブ製造業」に分類される。
- (9) 自動車用ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。

○自動車製造業（二輪自動車を含む） バス完成車製造業 モータースクーター製造業 電気自動車（EV、PHV）製造業 燃料電池自動車（FCV）製造業 ダンプトラック製造業 自動車シャシー製造業 消防自動車製造業 自動車製造組立業 給水車製造業 ガソリントラック車製造業 コンクリートミキサー車製造業 原動機付自転車製造業 オートバイ製造業	トレーラ製造業 自動車架装業 消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装を行うもの） ○自動車部分品・附属品製造業 自動車エンジン・同部分品製造業 自動車用デファレンシャルギヤ製造業 自動車バルブ製造業 カーエアコン製造業 自動車用内燃機関製造業 オートバイ用内燃機関製造業 自動車用車軸製造業 自動車用変速機製造業 自動車用ブレーキ・同部分品製造業	自動車用ステアリング製造業 自動車用座席製造業 自動車用トランスミッション製造業 自動車用クラッチ製造業 自動車用オイルフィルタ製造業 自動車用オイルストレーナ製造業 自動車用車輪製造業 自動車用ラジエータ製造業 自動車用ワイパー製造業 自動車用クラクション製造業 カーライター製造業 自動車用バックミラー製造業 二輪自動車部分品製造業 原動機付自転車内燃機関製造業
--	---	--

×タイヤ・チューブ製造業（191） 自動車用ガラス製造業（211） バックミラー用鏡製造業（211） 自動車用金物製造業（242） アッパータンク製造業（244） 自動車用スタンプ加工品製造業（245） 消防自動車ぎ装業（259） 農業用トラクタ製造業（261） 建設用トラクタ製造業（262） 自動車用点火装置製造業（292） 自動車用内燃機関電装品製造業（292） 自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業（245）	自動車用ウィンカ製造業（294） ヘッドライト製造業（294） 蓄電池製造業（295） 自動車用バッテリー製造業（295） カーナビゲーション製造業（301） 構内運搬車製造業（315） フォークリフトトラック製造業（315） 自動車用エアバッグ製造業（32D） 自動車再生業（891） 自動車用プレス加工金属製品製造業（245）
--	--

312 鉄道車両・同部分品製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客貨車などの製造、修理又は改造を行う事業所及びブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置など鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは「中分類 42－鉄道業」に分類される。

○鉄道車両製造業	路面電車製造業	○鉄道車両用部分品製造業
機関車製造業	モノレール製造業	ブレーキ装置製造業
ディーゼルカー製造業	貨車製造業	ジャンパ連結器製造業
客車製造業	特殊車両製造業	戸閉装置製造業
電車製造業	ケーブルカー製造業	
気動車製造業		

×動力付運搬車製造業（315）

313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所、鋼船の船体ブロックを製造する事業所、舟艇を製造又は修理する事業所及び船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

ただし、船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。

○船舶製造・修理業	○船体ブロック製造業	○船用機関製造業
鋼船製造・修理業		船用内燃機関製造業
木造船製造・修理業	○舟艇製造・修理業	船用蒸気タービン製造業
木製漁船製造・修理業	ヨット製造・修理業	船外機製造業
船大工業	強化プラスチック製舟艇製造業	船用ディーゼル機関製造業
造船業（船舶を製造・修理するもの）	ボート製造・修理業	

×船台大工業（071）

ぎ装用金物製造業（242）

船体塗装業（077）

船用機関修理業（901）

船内配線業（081）

甲板機械製造業（揚錨機、ウインチなど）（253）

船舶部分品製造業（部分品の種類によりそれぞれに分類される）

314 航空機・同附属品製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所、航空機用原動機及びその部分品を製造する事業所並びにプロペラ、胴体、主翼など他に分類されない航空機部分品・補助装置を製造する事業所をいう。

航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空計器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (2) 航空機用電装品を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

○航空機製造業	航空機ジェットエンジン空	胴体製造業
飛行機製造業	気取入口製造業	尾部製造業（組立部品を含む）
滑空機製造業	航空機始動機製造業（電気式を除く）	降着装置製造業（着陸・揚陸装置を含む）
飛行船製造業	航空機用内燃機関製造業	パラシュート製造業
気球製造業（宣伝用を除く）	航空機用原動機オーバーホール業	航空機用バルブ製造業
ヘリコプター製造業	ターボスーパージヤ（航空機用排気駆動過給機）製造業	フロート製造業
航空機組立業	ガバナー製造業（航空機用）	着陸用そり製造業
航空機オーバーホール業	滑油系統機器製造業（航空機用）	防水装置製造業
○航空機用原動機製造業	○その他の航空機部分品・補助装置製造業	爆弾架製造業
航空機ピストンエンジン製造業	主翼製造業	リンクトレーナ製造業
航空原動機用ポンプ製造業	プロペラ製造業	フラップ製造業
航空機冷却装置製造業		方向だ（舵）製造業
航空機潤滑装置製造業		昇降だ（舵）製造業
航空機排気装置製造業		安定板製造業
		空気制動板製造業

×航空機用電装品製造業（292）	宣伝用気球（アドバルン）製造業（32D）
電気式始動機製造業（292）	航空機整備業（901）
気象観測用バルン製造業（319）	
航空計器製造業（圧力計、流量計、液面計、速さ計など）（273）	

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック、動力付運搬車、構内トレーラなど構内を走行する運搬車両及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所をいう。

○フォークリフトトラック・ 同部分品・附属品製造業	○その他の産業用運搬車両・ 同部分品・附属品製造業 動力付運搬車製造業 構内トレーラ製造業	構内運搬車製造業 ショベルトラック製造業 (建設用を除く) 蓄電池式運搬車(バッテリー カー)製造業
------------------------------	--	--

×建設用ショベルトラック製造業(262) 荷車製造業(319)
 ハンドトラック製造業(319)

319 その他の輸送用機械器具製造業

主として自転車、馬車、人力車など輸送車両及びその部分品を製造する事業所をいう。

購入部品から自転車を組立てる事業所、ロケット、気象観測用バルンのような飛しょう(翔)体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉軸受を製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。
- (4) 児童乗物を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。

○自転車・同部分品製造業 自転車製造組立業 電動アシスト自転車製造業 マウンテンバイク製造業 自転車フレーム製造業 車いす製造組立業(手動式のもの) 自転車部分品製造業(玉軸受を除く) サドル製造業 空気入ポンプ製造業 自転車用バルブ製造業 一輪車製造業(自転車) 車いす製造業(手動式のもの)	○他に分類されない輸送用機械器具製造業 荷牛馬車製造業 そり製造業 畜力車部分品製造業 荷車製造業 車いす製造業(電動式のもの) ゴルフカート製造業 リヤカー製造業 ロケット製造業(武器用を除く) ブースター製造業(ロケット用)	人工衛星製造業 宇宙船製造業 気象観測用バルン製造業 ハンドトラック製造業 キャスター(輸送用)製造業 手押荷役車製造業 手押車製造業 人力車・部分品製造業 一輪車製造業(荷役用)
--	---	--

×自転車サドル革製造業(202) 原動機付自転車製造業(311)
 動力伝動用チェーン製造業(253) 児童乗物製造業(32A)
 玉軸受(ボールベアリング)製造業(259) 競技用そり製造業(32B)
 ロケット弾弾体製造業(276) 宣伝用気球(アドバルン)製造業(32D)
 遠隔制御装置製造業(301)

中分類 32－その他の製造業

総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

主な製品は、貴金属製品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼鏡などである。

320 管理、補助的経済活動を行う事業所（32 その他の製造業）

主としてその他の製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	○その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------

321 貴金属・宝石製品製造業

主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所並びに貴金属製洋食器、仏具などその他の貴金属製品を製造する事業所をいう。

主として宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔など宝石に細工を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は「322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」に分類される。

○貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業 （イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、カフスボタン、バッジなど） 宝石身辺細貨品製造業	こはく装身具製造業 天然・養殖真珠身辺細貨品製造業 ○貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	宝石附属品加工業 宝石切断・研磨業 宝石細工部品製造業（座金、針金、管など） 真珠穴あけ業
---	--	--

○その他の貴金属製品製造業 貴金属製宝石箱製造業 貴金属製シガレットケース製造業	貴金属製賞杯製造業 貴金属製洋食器製造業（ナイフ、フォーク、スプーンなど）	貴金属製仏具製造業 貴金属製宗教用具製造業 貴金属製置物製造業
×装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）（322） 装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）（322） 身辺細貨品製造業（貴金属・宝石製を除く）（322） 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く） 主として身辺細貨品及び装身具（貴金属・宝石製を除く）、造花、装飾用羽毛を製造する事業所及びボタン（貴金属・宝石製を除く）、手縫針、ミシン針、ピン、ホック、スナップ、ファスナー、かつらなどを製造する事業所をいう。 すず・アンチモン製細工品を製造する事業所及び羽毛の調整、染色を行う事業所も本分類に含まれる。		
○装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く） プラスチック製装身具製造業 宝石箱製造業（貴金属・宝石製を除く） 人造宝石装身具製造業 小物箱製造業（貴金属・宝石製を除く） くし製造業（貴金属・宝石製を除く） 身辺細貨品製造業（貴金属製を除く） 時計バンド製造業（貴金属・なめし革製を除く） すず・アンチモン製細工品製造業	○造花・装飾用羽毛製造業 羽根製造業 羽毛染色業 羽毛成品製造業 葉飾製造業 ○ボタン製造業 （貴金属・宝石製を除く） 貝ボタン製造業 プラスチック製ボタン製造業 ○針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 ミシン針製造業 刺しゅう針製造業 編針製造業 編棒製造業 マジックテープ製造業 レコード針製造業（宝石針を含む）	安全ピン製造業 ヘアピン製造業 画びょう製造業 クリップ製造業 はとめ製造業 スナップボタン製造業（糸付けスナップを含む） かしめ製造業 ファスナー製造業 こはぜ製造業 ○その他の装身具・装飾品製造業 かつら製造業 かもし製造業 人形髪製造業 ヘアピース製造業 ウィッグ製造業 ヘアエクステンション製造業
×羽根ぶとん製造業（119） メリヤス針製造業（263） 医療用針製造業（274） 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）（328）	装身具製造業（貴金属・宝石製のもの）（321） 毛はたき製造業（328） 羽根扇子製造業（328）	

323 時計・同部分品製造業

主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 時計ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○時計・同部分品製造業	目覚時計製造業	時計部分品製造業(文字板、
電気時計製造業	置時計製造業	ぜんまい、歯車、ねじな
デジタル時計製造業	電波時計製造業	ど)
腕時計製造業	ストップウォッチ製造業	時計側製造業(材料のいか
掛時計製造業	タイマー時計製造業	んを問わない)
自動車・航空機用計器盤時	タイムスイッチ製造業(時	ソーラー電池時計製造業
計製造業	計兼用のもの)	メトロノーム製造業

×プラスチック製時計ガラス製造業(189)	時計ガラス製造業(211)
時計バンド製造業(なめし革製)(209)	タイマユニット製造業(285)
時計バンド製造業(貴金属製)(321)	家庭用タイムスイッチ製造業(293)
時計バンド製造業(貴金属・なめし革製を除く)(322)	

324 楽器製造業

主としてピアノ、ギター、電子ピアノなど楽器及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。

○ピアノ製造業	三味線製造業	オルガン製造業
	琴製造業	電子ピアノ製造業
○その他の楽器・楽器部品・	尺八製造業	エレクトーン製造業
同材料製造業	管楽器製造業	シンセサイザー製造業
ギター製造業	打楽器製造業	ギターマイク製造業
電気ギター製造業	弦楽器製造業	駒(ブリッジ)製造業
和楽器製造業	ハーモニカ製造業	弦製造業
	オルゴール製造業	木管リード製造業
		アコーディオン製造業

×ピアノ線製造業(223)

32A がん具製造業

主として室内娯楽用具、がん具、児童用乗物及び人形（部品、衣服、人形に附属する諸道具を含む）を製造する事業所をいう。

○娯楽用具・がん具製造業	押絵羽子板製造業	○人形製造業
家庭用テレビゲーム機製造業	パーティ用品製造業	(材料のいかんを問わない)
携帯用電子ゲーム機製造業	モデルシップ製造業	こけし人形製造業
ラジオコントロールカー製造業	鯉のぼり製造業	博多人形製造業
囲碁用品製造業	歩行補助器製造業	縫いぐるみ人形製造業
将棋用品製造業	がん具用変圧器製造業	節句人形製造業
かるた製造業	塗り絵製造業	ひな人形製造業
トランプ製造業	プラモデル製造業	西洋人形製造業
折紙製造業	木製がん具絵付業	人形マスク製造業
縫いぐるみ動物製造業	乳母車製造業	人形附属品製造業（人形髪を除く）
ゲーム盤製造業	子供用自転車製造業（径 12 インチ未満）	ひな祭用三方製造業
教材がん具製造業	児童用三輪車製造業	人形衣しょう縫製業
風船製造業	児童用四輪車製造業	
積木製造業	マーじゃん（麻雀）パイ製造業	
羽子板製造業		

×こけし木地製造業（129）	ローラースケート用具製造業（32B）
陶磁器製がん具絵付業（214）	ゲーム用カセット製造業（32C）
業務用テレビゲーム機製造業（272）	テレビゲーム用ソフト製造業（32C）
自転車製造業（径 12 インチ以上）（319）	マネキン人形製造業（32D）
人形髪製造業（322）	人体模型製造業（32D）
アイススケート用具製造業（32B）	

32B 運動用具製造業

主として運動用具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 運動用衣服類を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (2) 繊維製の運動用靴を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (3) ゴム製、プラスチック製の運動用靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 革製の運動用靴を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○運動用具製造業 スポーツ用具製造業(衣類、靴を除く) 運動用具製造業(衣類、靴を除く) なめし革製運動用具製造業 ゴルフクラブ製造業 玉突台、玉突用品製造業 体育設備製造業(平均台、マット、飛箱、平行棒など)	アイススケート用具製造業 ゲートボール用具製造業 ローラースケート用具製造業 業 釣針製造業 びく製造業 釣り用リール製造業 釣ざお(竿)製造業 空気銃製造業 猟銃製造業 猟銃実包用薬きょう製造業 スキー用具製造業	スノーボード用具製造業 ウインドサーフィン用具製造業 バット製造業 野球ボール製造業 ゴムボール製造業 テニスボール製造業 ラケット製造業 トラックフィールド用具製造業(円盤、ハードル、バトンなど)
---	--	--

×織物製スポーツ用衣服製造業(116)	運動靴製造業(ゴム底布製)(192)
ニット製スポーツ用衣服製造業(116)	運動靴製造業(プラスチック製)(192)
寝袋製造業(119)	運動靴製造業(革製)(204)
スポーツ用革手袋製造業(205)	

326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

主として万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆など及びこれらの部品を製造する事業所、毛筆、画板、パレット、絵具などの絵画用品を製造する事業所並びに製図用器具、そろばんなど他に分類されない事務用品を製造する事業所をいう。

○万年筆・ペン類・鉛筆製造業 ペン軸製造業 ペン先製造業 ガラスペン製造業 ボールペン製造業 マーキングペン(マーカーペン)製造業 シャープペンシル製造業 鉛筆しん(芯)製造業 色鉛筆しん(芯)製造業 鉛筆軸製造業 鉛筆塗装業	○毛筆・絵画用品製造業 絵画用筆製造業 画筆製造業 パレット製造業(絵画用のもの) スケッチボックス製造業 カンバス製造業(絵画用のもの) 水彩絵具製造業 油絵具製造業 クレヨン製造業 パステル製造業 ポスターカラー製造業 描画用インキ製造業 美術用木炭製造業 ろう製造業 画布製造業	画絹製造業 アーチストワックス製造業 画架製造業 画板製造業 絵画用縮図器製造業 焼画用品製造業 ○その他の事務用品製造業 手押スタンプ製造業 焼印製造業 形板製造業 そろばん製造業 鉛筆箱(筆入れ)製造業 ステープラ(ホッチキス)製造業 穴あけ器製造業 鉛筆削器製造業 墨製造業
---	--	---

墨汁製造業 朱肉製造業 事務用のり製造業 計算尺製造業	製図用器具製造業（コンパス、烏口、三角・T定規など）	印章製造業 ゴム印（事務用スタンプ）製造業
--------------------------------------	----------------------------	--------------------------

×鉛筆軸板製造業（121） 筆記用インキ製造業（169） 合成のり製造業（169） プラスチック製消しゴム製造業（189） ゴムのり製造業（193）	ゴム製消しゴム製造業（199） 物差製造業（273） 電動鉛筆削器製造業（293） ステープラ（ホッチキス）針製造業（322） パレット製造業（物流運搬用）（32D）
--	---

327 漆器製造業

主として生地・材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

○漆器製造業 （ぜん、わん、はしなど） 漆塗り家具製造業 漆塗りじゅう器製造業 漆塗り箱製造業 漆塗り小物箱製造業 漆塗り重箱製造業	金属漆器製造業 漆塗り美術品製造業 漆工芸品製造業 漆器研ぎ出し業	漆塗り宗教用具製造業 漆塗装業 漆塗り鏡縁・額縁製造業 漆塗り建具製造業
--	--	---

×はし製造業（漆塗りを除く）（木・竹製のもの）（129）
木製家具製造業（漆塗りを除く）（131）

328 畳等生活雑貨製品製造業

主として麦わら、パナマ類などの帽子、わら工品、畳、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき、ブラシ、喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）、傘、マッチ、魔法瓶など生活雑貨製品を製造する事業所をいう。

○麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業 経木帽子製造業 紙糸帽子製造業 さなだ帽子製造業 わら縄製造業 わら製かます製造業 わら製俵製造業 わら草履製造業	○畳製造業 畳床製造業（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む） 畳表製造業 むしろ製造業 花むしろ製造業 ござ製造業 薄べり製造業 青むしろ製造業	七島むしろ製造業 合成繊維製畳表製造業 い草畳表製造業 プラスチック製畳表製造業 ○うちわ・扇子・ちょうちん製造業 （材料のいかんを問わない） 羽根扇子製造業 扇子骨製造業 うちわ骨製造業
--	---	--

○ほうき・ブラシ製造業 (材料のいかんを問わない) ほうき製造業(家庭用・工業用など) 竹ぼうき製造業 草ぼうき製造業 くまで製造業 ささら製造業 モップ製造業 はたき製造業 毛はたき製造業 はけ製造業 たわし製造業 ブラシ類製造業(家庭用・工業用など)	歯ブラシ製造業 化粧用ブラシ製造業 ワイヤーブラシ製造業 ペンキ用ローラ製造業 ○喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く) ライター製造業 たばこ用ケース製造業 たばこフィルター製造業 (カートリッジ式のもの) 喫煙パイプ製造業 きせる製造業	○その他の生活雑貨製品製造業 洋傘・同部分品製造業 洋傘骨製造業 洋傘手元製造業 蛇の目傘製造業 日傘製造業 和傘製造業 和傘骨製造業 マッチ製造業 マッチ箱製造業 マッチ軸製造業 魔法瓶製造業 保温ジャー製造業(電子式を除く)
---	--	--

×硬質プラスチック発泡製品製造業(184) 発泡・強化プラスチック製品加工業(184) ハンドバッグ製造業(207) たばこ入れ製造業(袋物)(207) 魔法瓶用ガラス製中瓶製造業(211) 電子たばこ製造業(32D)	ガラス製灰皿製造業(211) 金属プレス製灰皿製造業(245) 電子式保温ジャー製造業(293) 電動歯ブラシ製造業(293) 貴金属製たばこケース製造業(321)
--	--

32C 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)

主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 新聞を発行する事業所は「413 新聞業」に分類される。
- (2) 書籍を発行する事業所は「414 出版業」に分類される。
- (3) 印刷物を印刷する事業所は「151 印刷業」に分類される。
- (4) 生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスクなど)を製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (5) 情報処理サービスを行う事業所は「39A 情報処理サービス業」に分類される。
- (6) 情報提供サービスを行う事業所は「39B 情報提供サービス業」に分類される。

○情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く) オーディオディスクレコード製造業 ビデオディスクレコード製造業	光ディスク製造業(記録済みのもの) 光磁気ディスク製造業(記録済みのもの) CD製造業(記録済みのもの)	B D製造業(記録済みのもの) DVD製造業(記録済みのもの) micro S Dカード製造業(記録済みのもの)
--	--	--

磁気カード製造業（入力ま で行っている事業所）	電子応用がん具用カセット 製造業	ゲーム用ソフトウェア製造 業(大量に製造するもの)
----------------------------	---------------------	------------------------------

×印刷業（151）	新聞業（413）
情報提供サービス業（39B）	出版業（414）
磁気テープ・磁気ディスク製造業（未記録のもの）（283）	

32D 他に分類されないその他の製造業

主として煙火、看板、標識機、ネオンサインを製造する事業所、荷役・運搬用パレット、モデル、模型、工業用模型を製造する事業所、眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所並びにつえ、線香など他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 靴型を製造する事業所は「129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (2) 個人の注文により眼鏡を調製する事業所は「608 写真機・時計・眼鏡小売業」に分類される。

○煙火製造業 花火製造業 爆竹製造業 信号炎管・火せん製造業 信号弾製造業 えい（曳）光弾製造業 せん（閃）光弾製造業	○パレット製造業 （材料のいかんを問わない） 荷役・運搬用パレット製造業 ○モデル・模型製造業 （材料のいかんを問わない） 食品模型製造業 果物模型製造業 人体模型製造業 人台製造業 マネキン人形製造業 地球儀製造業 ○工業用模型製造業 （材料のいかんを問わない） 鑄造模型製造業 木型製業 金型加工用倣いモデル製造業 試作品モデル製造業 デザインモデル製造業	○眼鏡製造業（枠を含む） 眼鏡枠製造業 眼鏡レンズ製造業（個人の 注文によるものを除く） コンタクトレンズ製造業 サングラス製造業 ○他に分類されないその他の 製造業 つえ（杖）製造業 救命具製造業 救命用ゴムボート製造業 人体保護具製造業（ヘルメ ット、顔面保護具など） 自動車用エアバッグ製造業 自動車用シートベルト製造 業 建築用吹付材製造業（塗料 を除く） 繊維壁材製造業 リノリウム・同製品製造業 ルームユニット製造業 ユニットバス製造業 システムバス製造業
---	---	--

鳥獣魚類はく（剥）製製造業	懐炉、懐炉灰製造業	におい袋製造業
獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）	使い捨てカイロ製造業	真珠核製造業
たどん製造業	線香製造業	種子帯製造業
オガライト製造業	葬具製造業	パールエッセンス製造業
オガタン製造業	靴中敷物製造業（革製を除く）	はえ取紙製造業
木質ペレット製造業	靴ふきマット製造業	しいたけほだ木製造業
	押絵製造業	電子たばこ製造業
×ネオンサイン工事業（081）	中子製造業（219）	
道路標識設置工事業（089）	人造宝石細工業（322）	
模様形製造業（115）	宝石箱製造業（貴金属製を除く）（322）	
靴ひも製造業（繊維製）（115）	小物箱製造業（貴金属製を除く）（322）	
靴型製造業（129）	モデルシップ製造業（32A）	
木製システムキッチン製造業（131）	プラモデル製造業（32A）	
金属製システムキッチン製造業（131）	教材用模型がん具製造業（32A）	
蚊取り線香製造業（165）	朱肉製造業（326）	
微粉炭製造業（179）	墨製造業（326）	
人工芝製造業（合成樹脂製のもの）（189）	事務用のり製造業（326）	
靴中敷物製造業（革製）（203）	絵画用パレット製造業（326）	
靴ひも製造業（革製）（203）	眼鏡用ガラス製造業（211）	
毛皮製造業（208）	たばこ製造業（105）	
ほうろう製看板・標識製造業（219）		
獣毛漂白・整理業（羊毛、羊毛類似の毛）（115）		
眼鏡店（個人の注文により調製するもの）（608）		
ペンキ屋（看板書きを主とするもの）（929）		
看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（929）		
塗装業（製造業の一工程として行うもの）（大分類E－製造業のそれぞれに分類される）		

大分類 F－電気・ガス・熱供給・水道業

総 説

この大分類には、電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所及び汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。

◎ 電 気 業

電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所及び特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も本分類に含まれる。

◎ ガ ス 業

ガス業とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業所をいう。

◎ 熱 供 給 業

熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

◎ 水 道 業

水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の施設をもって水の供給を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。

中分類 33－電 気 業 ★

総 説

この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所及び特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所が分類される。

自家用発電の事業所も本分類に含まれる。

330 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業） ★

主として電気業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電気業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社等
発電事業会社本社・同支
店・同支社
給電司令所
公営企業電気局（部）

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
電気事業会社営業所
サービスセンター
サービスステーション

自家用車庫
自家用修理工場
自家用補修所
自家用倉庫

×電気保安協会（749）

331 電気業 ★

事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、又は自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所、事業者自らが維持、運用する電気工作物（送電用及び配電用）により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所をいう。

電気の小売供給を行う事業所又は電気の供給能力を有する者に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所も本分類に含まれる。

○発電業
水力発電所
火力発電所
原子力発電所
ガスタービン発電所

地熱発電所
太陽光発電所
風力発電所
蓄電施設

鉄道会社給電区・発電所
製造会社発電所
県営発電所
鉱山会社発電所

○送配電業 （離島等供給、最終保障 供給含む） 一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業 変電施設	○電気小売業 小売電気事業	○電気卸供給業 特定卸供給事業（アグリゲ ーター）
---	------------------	---------------------------------

×鉄道会社変電区・変電所（421）	電力会社社員研修所（822）
電力会社建設所（建設事務所）（74A）	電力会社附属病院（831）
電力会社工事事務所（74A）	電力会社附属診療所（832）
電気保安協会（749）	
電力会社系列サービス店（電気工事を行うもの）（081）	

中分類 34－ガス業 ★

総 説

この中分類には、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所、及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業所が分類される。

ただし、天然ガスの採取を行う事業所は「053 原油・天然ガス鉱業」に分類される。

340 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ★

主としてガス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はガス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社等 ガス製造・ガス導管・ガス 小売事業会社本社・同支 店・同支社 公営企業ガス局（部）	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 ガス会社営業所 ガス局営業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-------------------------------------

×ガス製造・ガス導管・ガス小売事業会社本社（現業活動を併せ行うもの）（341）

341 ガス業 ★

自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業所、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域又は特定の供給地点において託送供給を行う事業所又は導管によりガスの小売供給を行う事業所をいう。

ただし、自ら採取した天然ガスを導管により供給する事業所は「053 原油・天然ガス鉱業」に分類される。

○ガス製造業 ガス製造事業 天然ガス業（導管により供 給するもの） 都市ガス会社生産工場	○ガス導管業 一般ガス導管事業 特定ガス導管事業 ○ガス小売業 簡易ガス事業（特定ガス発	生設備においてガスを発 生させ、導管によりこれ を供給するもの） プロパンガス供給業（導管 により供給するもの）
--	--	--

×天然ガス鉱業（053）

プロパンガス卸売業（533）

L P ガス小売業（605）

圧縮ガス・液化ガス製造業（162）

ガス会社の委託検針業・集金業（929）

中分類 35－熱供給業 ★

総 説

この中分類には、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される。

350 管理、補助的経済活動を行う事業所（35 熱供給業） ★

主として熱供給業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は熱供給業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

351 熱供給業 ★

一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

ただし、温泉の泉源を保有し、ゆう出する温湯を旅館などに供給する事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○熱供給業 地域暖冷房業	地域暖房業	蒸気供給業
-----------------	-------	-------

×温泉水小売業（飲料用）（58B）

温泉供給業（929）

温泉水小売業（飲料用以外）（60G）

中分類 36－水道業 ★

総 説

この中分類には、一般の需要に応じ水道管及びその他の施設をもって水の供給を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所が分類される。

360 管理、補助的経済活動を行う事業所（36 水道業） ★

主として上水道業、工業用水道業及び下水道業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は上水道業、工業用水道業及び下水道業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

なお、水道業を行う事業所を指導、監督するもので、都道府県、市町村などが設置する事業所についても本分類に含まれる。

○主として管理事務を行う 本社等 水道局（部）・工業用水道局 （部）・下水道局（部）の 本所等 下水処理場（維持管理の作 業を行うものを除く）	下水出張所（維持管理の作 業を行うものを除く） 下水ポンプ場（維持管理の 作業を行うものを除く）	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 漏水管理事務所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所 水道局営業所
---	---	--

361 上水道業 ★

一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の施設をもって人の飲用に適する水を供給する事業所をいう。

ただし、かんがい用水の供給を行う事業所は「013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）」に分類される。

○上水道業 水道用水供給事業 簡易水道業	浄水場 配水場 ポンプ場	貯水池管理事務所 船舶給水業 上水道施設維持管理業
----------------------------	--------------------	---------------------------------

×農業用水供給業（013） 貯水池建設事務所（地方公共団体）（74A） 国・地方公共団体多目的ダム管理所（973、981、982）	水道業の委託検針業・集金業（929） 水資源機構ダム管理所（929）
---	---------------------------------------

362 工業用水道業 ★

一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の施設をもって、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水を供給するものを除く）を供給する事業所をいう。

○工業用水道業
工業用水浄水場

工業用水配水場
工業用水道事務所

工業用水ポンプ場

×上水道業（361）

工業用水建設事務所（地方公共団体）（74A）

363 下水道業 ★

主として下水を処理するために設けられる処理施設及びポンプ施設の運転、保守、点検などの作業を行う事業所並びに下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業所をいう。

○下水道処理施設維持管理業
下水処理場（維持管理の作業を行うもの）

下水ポンプ場（維持管理の作業を行うもの）

○下水道管路施設維持管理業
下水出張所（維持管理の作業を行うもの）

×水質検査業（849）

浄化槽清掃業（881）

清掃事務所（881）

ビルメンテナンス業（92A）

産業用上下水道管洗浄業（929）

産業用配管洗浄業（929）

大分類 G－情報通信業 ☆

総 説

この大分類には、情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。

情報の伝達を行う事業所とは、電磁、非電磁を問わず、映像、音声、文字等の情報を伝達する事業所及び伝達するための手段の設置、運用を行う事業所をいう。

情報の処理、提供などのサービスを行う事業所とは、電子計算機のプログラムの作成を行う事業所、委託により電子計算機等を用いて情報の処理を行う事業所及び情報を収集・加工・蓄積し、顧客の求めに応じて提供する事業所をいう。

インターネットに附随したサービスを提供する事業所とは、インターネットを通じて、上記以外の通信業及び情報サービス業を行う事業所をいう。

情報の加工を行う事業所とは、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画などの媒体を通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達させるために、映像、音声、文字等の情報を加工する事業所をいう。

◎ 情報通信業と他産業との関係

(1) 製造業との関係

ア 主として新聞発行又は書籍等の出版を行う事業所は情報通信業とするが、主として新聞又は書籍等の印刷及びこれに関連した補助的業務を行う事業所は「中分類 15－印刷・同関連業」に分類される。

イ 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の原盤を制作する事業所は情報通信業とするが、自ら原盤の制作を行わず、情報記録物の大量複製のみを行う事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

(2) 運輸業との関係

情報記録物、新聞、書籍等の運送を行う事業所は「大分類H－運輸業、郵便業」に分類される。

(3) 卸売業、小売業との関係

情報記録物、新聞、書籍等を購入して販売する事業所は「大分類I－卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業との関係

ア 情報記録物、書籍等を賃貸する事業所は「70A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）」又は「70B 他に分類されない物品賃貸業」に分類される。

イ 主として依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所は「731 広告業」に分類される。

ウ 個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論などの専門的なサービスを提供する事業所は「727 著述・芸術家業」に分類される。

エ 主として物品、画像、空間などの製作に関して、形状、模様、色彩などの視覚表現を組み合わせ、利用者への利便性や審美性を考慮しつつ専門的なデザインのサービスを提供する事業所は「726 デザイン業」に分類される。

☆ ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業

この大分類には、ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業がある。

(1) ネットワーク型産業 ★

中分類 37 通信業

中分類 38 放送業

中分類 41 映像・音声・文字情報制作業

(2) 非ネットワーク型産業

中分類 39 情報サービス業

中分類 40 インターネット附随サービス業

中分類 37－通 信 業 ★

総 説

この中分類には、有線、無線、その他の電磁的方式により情報を伝達するための手段の設置、運用を行う事業所が分類される。

ただし、伝達手段の設置のための工事を施工する事業所は「中分類 08－設備工事業」に分類される。

370 管理、補助的経済活動を行う事業所（37 通信業） ★

主として通信業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は通信業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

371 固定電気通信業 ★

主として固定通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所、有線による放送及び通話両面の設備を用い一定の区域内における利用者のために放送と通話取扱のサービスを提供する事業所並びに I D C 業などの固定電気通信業を営む事業所をいう。

○地域電気通信業 東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) 本社・支店 ネットワークセンター 西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本) 本社・支店 ネットワークセンター	○長距離電気通信業 I P 電話業 ○有線放送電話業 有線放送電話農業協同組合 有線放送電話共同施設協会 有線放送電話協会（有線放 送電話事業を営むもの） ○その他の固定電気通信業 音声蓄積サービス業 ファックス蓄積サービス業	I X（インターネット・エ クスチェンジ）業 I S P（インターネット・ サービス・プロバイダ） 業 I D C（インターネット・ データ・センター）業 インターネット接続業 I C T 基盤共用サービス業 (IaaS、PaaS)
--	--	---

×移動通信業務受託会社（373）

日本放送協会放送局（381）

街頭放送業（383）

有線音楽放送（BGM）業（383）

372 移動電気通信業 ★

主として移動通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所（基地局を設置せずに事業を行う仮想移動電気通信事業者の事業所を含む）をいう。

○移動電気通信業

携帯電話業

PHS業

衛星携帯電話業

373 電気通信に附帯するサービス業 ★

他に分類されない電気通信に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○電気通信に附帯するサービス業

電気通信業務受託会社

媒介等業務受託者（携帯電話機等小売が主のものを除く）

移動無線センター

全国漁業無線協会

漁業無線協会

無線漁業協同組合

空港無線電話業務受託会社
電話番号案内業

×携帯電話機卸売業（543）

携帯電話機小売業（593）

中分類 38－放送業 ★

総 説

この中分類には、公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再送信を含む）を行う事業所が分類される。

ただし、有線の電気通信設備により放送及び通話両面のサービスを提供する事業所は「371 固定電気通信業」に分類される。

380 管理、補助的経済活動を行う事業所（38 放送業） ★

主として放送業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は放送業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

381 公共放送業（有線放送業を除く） ★

主として公共の目的のため、非営利的に放送事業を行う事業所をいう。

○公共放送業（有線放送業を 除く）	日本放送協会 本部 地方放送局
----------------------	-----------------------

×日本放送協会放送局支局（416） 日本放送協会放送技術研究所（711） 日本放送協会放送文化研究所（712）	日本放送協会営業センター（929）
---	-------------------

382 民間放送業（有線放送業を除く） ★

主として広告料収入又は有料放送収入により放送事業を行う事業所をいう。

放送衛星又は通信衛星により放送事業を行う事業所も本分類に含まれる。

○テレビジョン放送業 テレビジョン放送事業者 （ラジオ放送事業を兼営 するものを含む）本社・ 同放送局・同放送センタ ー	超短波（FM）放送事業者 本社・同放送局 コミュニティFM放送事業 者本社・同放送局 短波放送事業者本社・同放 送局	放送衛星・通信衛星提供事 業者本社・同放送局・同 放送センター 有料衛星放送管理事業者本 社
○ラジオ放送業 中波ラジオ放送事業者本 社・同放送局	○衛星放送業 衛星放送事業者本社・同放 送局・同放送センター	○その他の民間放送業 文字単営放送事業者本社・ 同放送局

×街頭放送業（383）

放送設備のない放送事業者支局（416）

383 有線放送業 ★

主として有線の電気通信設備により放送事業を行う事業所をいう。

○有線テレビジョン放送業 ケーブルテレビ（CATV） 業 共同聴視業	○有線ラジオ放送業 有線音楽放送業 街頭放送業 街頭広告放送業	告知放送業
---	--	-------

×有線放送電話業（371）

中分類 ３９－情報サービス業

総 説

この中分類には、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所が分類される。

390 管理、補助的経済活動を行う事業所（39 情報サービス業）

主として情報サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は情報サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

391 ソフトウェア業

電子計算機のプログラム（その作成に関する業務を一括して行うものを含む）、パッケージプログラム、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

また、情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業所も本分類に含まれる。

○受託開発ソフトウェア業 プログラム作成業 情報システム開発業 システム開発コンサルタン ト業 システムインテグレーション サービス業	ネットワーク構築（ＬＡ Ｎ・ＷＡＮ機器の設定を 含む） ホームページ作成業（プロ グラム設計を伴うもの）	○組込みソフトウェア業 ○パッケージソフトウェア業 ○ゲームソフトウェア業 ゲーム用ソフトウェア作成 業
---	--	--

×情報記録物製造業（ＣＤ、ＤＶＤなどで記録済みのもの）（32C）

ゲーム用カセット製造業（大量に製造するもの）（32C）

ゲーム用ソフトウェア製造業（大量に製造するもの）（32C）

×ゲーム用光ディスク製造業（大量に製造するもの）（32C）

ホームページデザイン業（プログラム設計を伴わず、ホームページデザインのみ行うもの）（726）

39A 情報処理サービス業

電子計算機などを用いて委託された情報処理サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

○情報処理サービス業 受託計算サービス業	計算センター 銀行計算センター	データエントリー業
-------------------------	--------------------	-----------

39B 情報提供サービス業

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいう。

○情報提供サービス業	データベースサービス業 （不動産情報、交通運輸 情報、気象情報、科学技 術情報などの提供サービ ス業）
------------	---

×市場調査業（39C）	ニュース供給業（416）
世論調査業（39C）	興信所（72G）
社会調査業（39C）	観光案内業（日本語による観光ガイド）（79E）

39C その他の情報処理・提供サービス業

市場調査、世論調査、社会調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

○市場調査・世論調査・社会 調査業	マーケティングリサーチ業	○その他の情報処理・提供サ ービス業
----------------------	--------------	-----------------------

×情報提供サービス業（39B）	信用調査業（72G）
経営コンサルタント業（72E）	

中分類 40ーインターネット附随サービス業

総 説

この中分類には、インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない事業所が分類される。

400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40 インターネット附随サービス業）

主としてインターネット附随サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はインターネット附随サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

401 インターネット附随サービス業

主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所、アプリケーションを提供する事業所、音楽、映像等のコンテンツを配信する事業所及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。

ただし、広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない。

○ポータルサイト・サーバ運 営業 ウェブ情報検索サービス業 インターネット・ショッピ ング・サイト運営業 インターネット・オークシ ョン・サイト運営業	ICTアプリケーション共 用サービス業（ASP 事業、 SaaS 事業） コンテンツ配信プラットフ ォームサービス（放送に 該当しないもの） ○インターネット利用サポー ト業 電子認証業	情報ネットワーク・セキュ リティ・サービス業 ストリーミングホスティン グサービス業 ホームページ作成業（プロ グラム設計を伴うもの及 びホームページデザイン のみ行うものを除く）
---	---	---

×インターネット専業銀行（622） インターネット広告業（731）
 ホームページ作成業（プログラム設計を伴うもの）（391）
 ホームページデザイン業（プログラム設計を伴わず、ホームページデザインのみ行うもの）（726）

中分類 4 1 映像・音声・文字情報制作業 ★

総 説

この中分類には、映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行う事業所、レコード又はラジオ番組の制作を行う事業所、新聞の発行又は書籍、定期刊行物などの出版を行う事業所並びにこれらに附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

410 管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業） ★

主として映像・音声・文字情報制作業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は映像・音声・文字情報制作業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用機材置場
------------------------------------	---	----------------------------

411 映像情報制作・配給業 ★

主として映画の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所、記録物、創作物などのビデオ制作を行う事業所、テレビジョン番組の制作を行う事業所、アニメーションの制作を行う事業所並びに映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給を行う事業所をいう。

なお、フィルムの配達交換、購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

○映画・ビデオ制作業 映画撮影所 小型映画制作業 インターネット配信動画コ ンテンツ制作業（ユーチ ューバー業）	○テレビジョン番組制作業 テレビコマーシャル制作業 ○アニメーション制作業 ○映画・ビデオ・テレビジ ョン番組配給業	映画フィルム配給部（映画 制作業から独立している もの） ケーブルテレビジョン番組 配給業 有線テレビジョン放送番組 配給業
---	--	--

×情報記録物製造業（CD、DVD、SDカードなどで記録済みのもの）（32C）

412 音声情報制作業 ★

主としてレコードの企画・制作を行う事業所及びラジオ番組の制作を行う事業所をいう。

○レコード制作業 レコード会社	音楽出版会社	○ラジオ番組制作業 ラジオコマーシャル制作業
--------------------	--------	---------------------------

×オーディオディスクレコード製造業（32C）

413 新聞業 ★

主として新聞の発行（電子版を含む）を行う事業所をいう。

ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○新聞業 新聞社	新聞発行業 新聞印刷発行業	広告新聞発行業
-------------	------------------	---------

×新聞印刷業（151）

新聞社支局（印刷発行を行わないもの）（416）

414 出版業 ★

主として書籍、教科書、辞典、パンフレット、雑誌、定期刊行物などの出版（電子出版を含む）を行う事業所をいう。

ただし、主として書籍等の印刷を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○出版業 出版・印刷出版業（書籍、 教科書、辞典、パンフレ ット、雑誌、定期刊行物 など）	時刻表出版業 電話帳出版業 カレンダー発行業 情報誌発行業 電子書籍出版業	地図発行業 楽譜発行業 名簿発行業 絵葉書発行業
---	---	-----------------------------------

×カレンダー印刷業（151）

書籍印刷業（151）

415 廣告制作業 ★

主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいう。

ただし、依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「731 広告業」に分類される。

○広告制作業（印刷物にかか るもの）	広告制作プロダクション （印刷物にかかるもの）
×	
×広告物印刷業（151） 映像情報制作・配給業（411） テレビコマーシャル制作業（411） ラジオコマーシャル制作業（412） 新聞業（413） 出版業（414） 屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）（731）	デザイン業（726） 著述家業（727） コピーライター業（72H） 広告業（731） 広告代理業（731）

416 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業 ★

新聞、定期刊行物、テレビジョン、ラジオ等にニュースを供給する事業所及びレコーディングスタジオなどの映像・音声・文字情報制作に附随するサービスを提供する事業所をいう。

○ニュース供給業 株式会社時事通信社 一般社団法人共同通信社 記事取材業 新聞社支局（印刷発行を行 わないもの） 民間放送局支局（放送設備 のないもの） 日本放送協会放送局支局 （放送設備のないもの）	○その他の映像・音声・文字 情報制作に附帯するサー ビス業 映画出演者あっせん業 映画フィルム現像業 タイトル書き業 ポストプロダクション業 貸スタジオ業（映画撮影・ 録音用） 映画・ビデオ照明業	レコーディングスタジオ レコーディングエンジニア 業 出版物編集業
×新聞社支局（発行を主とするもの）（413） 映画用諸道具賃貸業（70B） 演劇用諸道具賃貸業（70B） 映写機賃貸業（70B） 映画フィルム賃貸業（70B） 民間放送局支局（放送設備のあるもの）（382）	写真プリント、現像・焼付業（79D） デジタルカメラ写真プリント業（79D） 舞台照明業（80Q） 映写機修理業（901）	

大分類 H－運輸業、郵便業 ★

総 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。

◎ 鉄 道 業

鉄道による旅客又は貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信施設など運送施設の維持補修、旅客又は貨物の取扱いを一括したものをいう。

◎ 事 業 所

鉄道業の分類単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

ただし、駅、区などの名称を持っていたとしても、駅長、区長など管理責任者が置かれていないものはこれを管理する事業所に含めて一事業所とする。

◎ 鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などにおける自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業の補助的経済活動に分類される。

中分類 42－鉄 道 業 ★

総 説

この中分類には、鉄道、軌道及び索道により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。
ただし、鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

420 管理、補助的経済活動を行う事業所（42 鉄道業） ★

主として鉄道業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、企画、運営、監督、人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、資材の調達、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は鉄道業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

なお、鉄道業の通常の運営とは別にして維持補修等を行う事業所は本分類に含まれるが、鉄道業における円滑な運営のために日々の運行と並行して作業を行う事業所は「421 鉄道業」に分類される。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場（通常の運 営とは別にして維持補修 等を行うもの）	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
------------------------------------	--	----------------------------

421 鉄道業 ★

普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道、無軌条電車などによって旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

ただし、自家用の鉄道車両修理工場は、「420 管理、補助的経済活動を行う事業所（42 鉄道業）」に分類する。

○普通鉄道業 鉄道事業者の本社・支社・支 店（現業活動を併せ行うも の） 運行本部	運転指令所 駅 建築区 保線区 車掌区	電力区 信号通信区 電車区 機関区 C T C センター
---	---------------------------------	--

鉄道業の修理所（日々の運行 と並行して維持補修等を行 うもの） 変電所・変電区（鉄道業のも の） ○軌道業 路面電車業	○地下鉄道業 ○モノレール鉄道業 ○案内軌条式鉄道業 新交通システム業 ○鋼索鉄道業 ケーブルカー業	○索道業 ロープウェイ業 リフト業 ○その他の鉄道業 無軌条電車業（トロリーバス 業）
---	---	--

×給電区・発電所（331） 自動車営業所（43、44） 海運事業所（45） 鉄道駅業務請負業（489） 鉄道事業者の工事事務所・工事区（自己建設で維持補修工事を行う事業所を除く）（061、062） 鉄道事業者の工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）（74A）	鉄道総合技術研究所（711） 研修センター（822） 病院（831）
--	--

中分類 43－道路旅客運送業 ★

総 説

この中分類には、主として自動車等により旅客の運送を行う事業所が分類される。

430 管理、補助的経済活動を行う事業所（43 道路旅客運送業） ★

主として道路旅客運送業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、企画、運営、監督、人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、資材の調達、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は道路旅客運送業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

431 一般乗合旅客自動車運送業 ★

自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。

○一般乗合旅客自動車運送業 乗合バス業	定期観光バス業 遊覧バス業（定期路線）
------------------------	------------------------

×貸切観光バス業（433）

遊覧バス業（貸切バス）（433）

432 一般乗用旅客自動車運送業 ★

乗車定員 10 人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。

○一般乗用旅客自動車運送業 ハイヤー業	タクシー業 福祉タクシー業
------------------------	------------------

433 一般貸切旅客自動車運送業 ★

乗車定員 11 人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。

○一般貸切旅客自動車運送業	貸切バス業	貸切観光バス業
---------------	-------	---------

× レンタカー業 (704)

439 その他の道路旅客運送業 ★

特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客の運送を行う事業所、自動車により無償で旅客の運送を行う事業所及び人力車、自転車などの軽車両によって旅客の運送を行う事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業	○他に分類されない道路旅客 運送業 無償旅客自動車運送業 旅客軽車両運送業 人力車業	乗合馬車業 自転車タクシー業 ペロタクシー業(輪タク業) 観光馬車業
-------------	--	---

中分類 44－道路貨物運送業 ★

総 説

この中分類には、主として自動車等により貨物の運送を行う事業所が分類される。

440 管理、補助的経済活動を行う事業所（44 道路貨物運送業） ★

主として道路貨物運送業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、企画、運営、監督、人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、資材の調達、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は道路貨物運送業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	---	------------------

441 一般貨物自動車運送業 ★

他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により貨物の運送を行う事業所をいう。

○一般貨物自動車運送業 陸送業（一般貨物自動車運 送業）	霊きゅう自動車運送業	○特別積合せ貨物運送業
------------------------------------	------------	-------------

×集配利用運送業（第二種利用運送業）（444） 利用運送業（第一種利用運送業）（482）
陸送業（特定貨物自動車運送業）（442）
陸送業（陸送する車を自ら運転して運ぶもの）（929）

442 特定貨物自動車運送業 ★

特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○特定貨物自動車運送業	陸送業（特定貨物自動車運 送業）
-------------	---------------------

- ×陸送業（一般貨物自動車運送業）（441）
- 陸送業（陸送する車を自ら運転して運ぶもの）（929）

443 貨物軽自動車運送業 ★

三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○貨物軽自動車運送業	赤帽業（宅配業）
オートバイ貨物運送業	バイク便業

-
- ×原動機付自転車貨物運送業（449）

444 集配利用運送業 ★

他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。

○集配利用運送業	
（第二種利用運送業）	

-
- ×貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）（482）
 - 利用運送業（第一種利用運送業）（482）

449 その他の道路貨物運送業 ★

自動車により無償で貨物の運送を行う事業所並びに自転車などの軽車両及び原動機付自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。

○その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
無償貨物自動車運送業	リヤカー貨物運送業

中分類 45－水 運 業 ★

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

ただし、港湾において、はしけによって貨物の運送を行う事業所は「481 港湾運送業」に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に含めて一事業所とする。

ただし、陸上に事業所を持たない場合は、船舶をもって事業所とする。

450 管理、補助的経済活動を行う事業所（45 水運業） ★

主として水運業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、企画、運営、監督、人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、資材の調達、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は水運業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所 自家用倉庫 自家用油槽所
------------------------------------	---	-------------------------------------

451 外航海運業 ★

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で、船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○外航旅客海運業 外航旅客定期航路業 外航旅客不定期航路業	○外航貨物海運業 外航貨物定期航路業 外航貨物不定期航路業
-------------------------------------	-------------------------------------

452 沿海海運業 ★

日本沿岸諸港間を船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

ただし、主として日本沿岸諸港の港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所は、「453 内陸水運業」に分類される。

○沿海旅客海運業 (港湾内を除く) 国内旅客定期航路業 国内旅客不定期航路業 自動車航送業	フェリーボート業 (沿海) 海上タクシー業 ホエールウォッチング業 観光船業 (沿海) 遊覧船業 (沿海)	○沿海貨物海運業 内航貨物定期航路業 内航貨物不定期航路業
---	---	-------------------------------------

×遊覧船業 (港湾内) (453)	港湾運送業 (481)
フェリーボート業 (内陸) (453)	海運代理店 (483)
港湾荷役業 (481)	

453 内陸水運業 ★

主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所及び河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○港湾旅客海運業 通船業 港湾内遊覧船業 屋形船業 フェリーボート業 (内陸)	○河川水運業 河川渡船業 河川遊覧船業 水上バス業	○湖沼水運業 湖沼渡船業 湖沼遊覧船業
---	------------------------------------	---------------------------

×フェリーボート業 (沿海) (452)	釣船業 (80R)
はしけ運送業 (481)	瀬渡船業 (80R)

454 船舶貸渡業 ★

主として運航業者に船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。

○船舶貸渡業 木船貸渡業	○内航船舶貸渡業	
-----------------	----------	--

×海運仲立業 (489)

中分類 46－航空運輸業 ★

総 説

この中分類には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類される。

460 管理、補助的経済活動を行う事業所（46 航空運輸業） ★

主として航空運輸業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、企画、運営、監督、人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、資材の調達、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は航空運輸業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
------------------------------------	---	-----------------

461 航空運送業 ★

航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○航空運送業	観光飛行業	エアタクシー業
--------	-------	---------

×航空運送代理店（483）

462 航空機使用業（航空運送業を除く） ★

航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所をいう。

○航空機使用業（航空運送業 を除く）	飛行船業（航空運送業を除 く）	ヘリコプター業（航空運送 業を除く）
-----------------------	--------------------	-----------------------

中分類 47－倉庫業 ★

総 説

この中分類には、倉庫業を営む事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自家用の倉庫は主事業所の産業の補助的経済活動に分類される。
- (2) 自動車の駐車のための場所を提供する事業所は「693 駐車場業」に分類される。
- (3) 一時的に手荷物、自転車等の物品を預かる事業所は「794 物品預り業」に分類される。

470 管理、補助的経済活動を行う事業所（47 倉庫業） ★

主として倉庫業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は倉庫業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く） ★

倉庫（冷蔵倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む）	水面木材倉庫業 石油備蓄業 油槽所業
----------------	--	--------------------------

×貸倉庫業（691）
レンタル収納スペース業（691）
コインロッカー業（794）
自家用倉庫（その倉庫を管理する事業所の産業の補助的経済活動に分類）
石油製造・卸会社、水運会社の自家用油槽所（当該産業の補助的経済活動に分類）

472 冷蔵倉庫業 ★

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業	低温倉庫業	氷温倉庫業
--------	-------	-------

中分類 48－運輸に附帯するサービス業 ★

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

480 管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業） ★

主として運輸に附帯するサービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための人事、総務、財務、経理、広報、法務、労務、販売促進等の現業以外の業務を行う事業所又は運輸に附帯するサービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所 自家用倉庫
------------------------------------	---	---------------------------

481 港湾運送業 ★

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。

○港湾運送業 一般港湾運送業	港湾荷役業 船内荷役業 沿岸荷役業	はしけ運送業 いかだ運送業
-------------------	-------------------------	------------------

482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く） ★

鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所及び鉄道、自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。

○利用運送業（集配利用運送 業を除く） 第一種利用運送業 利用航空運送業	○運送取次業 海上貨物取次業 回船問屋 回漕問屋（回漕店）	宅配便取次店
---	--	--------

×第二種利用運送業（444）
港湾運送業（481）

海運仲立業（489）

483 運送代理店 ★

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。

○運送代理店

海運代理店

航空運送代理店

484 こん包業 ★

主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所及び海上輸送のために、設備された機械により各種包装材料を加工し、こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事業所をいう。

○こん包業

荷造業

貨物こん包業

○組立こん包業

工業製品組立こん包業

輸出こん包業

×包装業（929）

485 運輸施設提供業 ★

鉄道、道路、橋りょう、トンネル、自動車ターミナル、荷扱場、荷役栈橋、けい（繫）船岸壁、上屋、ふ頭、飛行場などの運輸施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○鉄道施設提供業

（第三種鉄道事業者）

○道路運送固定施設業

自動車道業

有料道路・有料橋経営業

○自動車ターミナル業

バスターミナル業

トラックターミナル業

○貨物荷扱固定施設業

荷さばき施設提供業

○栈橋泊きよ業

ふ頭業

港管理組合

○飛行場業

国際空港

地方空港

ヘリポート

×駐車場業（693）

489 その他の運輸に附帯するサービス業 ★

主として船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託のあつせんを行う事業所、レッカー車により事故車等を移動させるサービスやそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所（どちらか一方のみのサービスを提供する事業所も含む）及び検数業など他に分類されない運輸に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○海運仲立業 船舶仲立業	サルベージ業 海難救助業 水路測量業	海上清掃業 日本海事検定協会 鉄道駅業務請負業（委託駅）
○レッカー・ロードサービス業 レッカー車業	航路標識事務所（灯台） 航空無線標識所（航空灯台） 通運計算業 綱取業	定期券販売請負業 観光協会 観光案内所 有料道路料金徴収請負業
○他に分類されない運輸に附帯するサービス業 検数業 検量業 船積貨物鑑定業 水先業	曳船業 港湾運送関連業（他に分類されないもの） 海上交通センター（海上保安庁） 通関業	道路パトロール業 鉄道線路補修業 グラウンドハンドリング業（航空機地上支援業）

×船舶給水業（361）	自動車タイヤ修理業（891）
観光案内業（日本語による観光ガイド）（79E）	船舶清掃業（92B）
道路掃除業（881）	船舶解体請負業（929）
自動車修理業（891）	
陸送業（陸送する車を自ら運転して運ぶもの）（929）	

中分類 49－郵便業（信書便事業を含む） ★

総 説

この中分類には、主として郵便物又は信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所が分類される。

490 管理、補助的経済活動を行う事業所（49 郵便業） ★

主として郵便業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は郵便業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
-------------------	-------------------------------	--------------------------------------

491 郵便業（信書便事業を含む） ★

主として郵便物、信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所をいう。

ただし、郵便事業と併せて銀行窓口業務及び保険窓口業務の双方を行う事業所を除く。

○郵便業（信書便事業を含む） 日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所	日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び銀行窓口業務を行う事業所	日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び保険窓口業務を行う事業所 特定信書便事業者 郵便物配達請負業
--	------------------------------------	--

×郵便物取集請負業（44）	日本郵便株式会社（本社）（860）
ゆうパック配達請負業（44）	簡易郵便局（862）
日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行う事業所（本社を除く）（861）	

大分類 I 一卸売業、小売業

総 説

この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。

なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。

◎ 卸 売 業

(1) 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの

イ 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの

エ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）

オ 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

(2) 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。

ア 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）

イ 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）

ウ 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）

卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、「55A 代理商、仲立業」に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。

(3) 業務の種類による分類

卸売業（「55A 代理商、仲立業」を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。

（注）製造小売（小売業（2）イ参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。

◎ 小 売 業

(1) 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの

イ 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの

また、小売業は、衣食住に関わる幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により分類される事業所（いわゆる非専門店であり、例えば、百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等と称される。）、また、取り扱っている主な商品により分類される事業所（いわゆる専門店であり、業種としても区分される。）に大別できる。

(2) 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。

ア 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に分類される。

なお、修理を専業としている事業所は「891 自動車整備業」、「中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）」に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。

イ 製造小売業

製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。

なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、「大分類E－製造業」に分類される。

ウ ガソリンスタンドは小売業に分類される。

エ 行商、旅商、露天商など

これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。

オ 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

カ 売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所は、「60G 他に分類されないその他の小売業」又は「619 その他の無店舗小売業」に分類される。

中分類 50－各種商品卸売業

総 説

この中分類には、主として各種商品の仕入卸売を行う事業所が分類される。

「中分類 51－繊維・衣服等卸売業」～「中分類 55－その他の卸売業」のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類 3 項目以上（ただし、「55A 代理商、仲立業」を除く）にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所をいう。

500 管理、補助的経済活動を行う事業所（50 各種商品卸売業）

主として各種商品卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は各種商品卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

50A 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）

「中分類 51－繊維・衣服等卸売業」～「中分類 55－その他の卸売業」のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類 3 項目以上（ただし、「55A 代理商、仲立業」を除く）にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所であって、従業者が常時 100 人以上のものをいう。

○各種商品卸売業（従業者が 常時 100 人以上のもの）	総合商社（従業者が常時 100 人以上のもの）	貿易商社（各種商品を取り 扱う事業所で従業者が常 時 100 人以上のもの）
---------------------------------	----------------------------	--

50B その他の各種商品卸売業

「中分類 51－繊維・衣服等卸売業」～「中分類 55－その他の卸売業」のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類 3 項目以上（ただし、「55A 代理商、仲立業」を除く）にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所であって、従業者が常時 100 人未満のものをいう。

○各種商品卸売業（従業者が 常時 100 人未満のもの）	総合商社（従業者が常時 100 人未満のもの）	貿易商社（各種商品を取り 扱う事業所で従業者が常 時 100 人未満のもの）
---------------------------------	----------------------------	--

中分類 51－繊維・衣服等卸売業

総 説

この中分類には、主として繊維品及び衣服・身の回り品を仕入卸売する事業所が分類される。

510 管理、補助的経済活動を行う事業所（51 繊維・衣服等卸売業）

主として繊維・衣服等卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は繊維・衣服等卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用配送センター
------------------------------------	--------	---

511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）

主として繊維原料、織物用の糸及び織物（室内装飾繊維品を除く）を卸売する事業所をいう。

○繊維原料卸売業 生糸卸売業 生糸間屋 生糸輸出商 野蚕糸卸売業（天蚕糸、さく 蚕糸など） 副蚕糸卸売業 繭卸売業 野繭卸売業（天蚕、さく蚕な ど） 綿花卸売業 麻類卸売業 羊毛卸売業 原毛卸売業 獣毛卸売業 レーヨンパルプ卸売業	化学繊維卸売業（レーヨンフ ィラメント、レーヨンステ ープル、アセテートフィラ メント、アセテートステー プル、ナイロンなど） ○糸卸売業 綿糸卸売業（織物用） 絹糸卸売業（織物用） 人絹糸卸売業（織物用） スフ糸卸売業（織物用） 合成繊維糸卸売業（織物用） 毛糸卸売業（織物用） 麻糸卸売業（織物用） 特和紡糸卸売業（織物用） 紡績糸卸売業（織物用）	○織物卸売業（室内装飾繊維品 を除く） 綿・スフ織物卸売業 絹・人絹織物卸売業 毛織物卸売業 合成繊維織物卸売業 化繊布卸売業 和紡織物卸売業 フェルト地卸売業 ニット生地卸売業 麻織物卸売業 ゴム引布地卸売業 ふとん地卸売業 服地卸売業 呉服卸売業 反物卸売業
--	--	--

×着物卸売業（512）	組ひも卸売業（513）
和服卸売業（512）	カーテン卸売業（551）
縫糸卸売業（513）	じゅうたん卸売業（551）
刺しゅう糸卸売業（513）	ガラス繊維卸売業（55B）
手編毛糸卸売業（513）	製紙用パルプ卸売業（55B）

512 衣服卸売業

主として既製の男子・婦人・子供服、下着類及びその他の衣服を卸売する事業所をいう。

○男子服卸売業	婦人用事務服卸売業	○その他の衣服卸売業
洋服卸売業	ブラウス卸売業	和服卸売業
オーバーコート卸売業		和装用下着卸売業
レインコート卸売業	○下着類卸売業	着物卸売業
学生服卸売業	（パンツ、ズボン下、ス	印半てん卸売業
作業服卸売業	リップ、ショーツなどを	半てん卸売業
白衣卸売業	含む）	帯卸売業
ズボン卸売業	シャツ卸売業	割ぼう着卸売業
背広卸売業	ニットシャツ卸売業	水着卸売業（競泳用を除く）
	ワイシャツ卸売業	
○婦人・子供服卸売業	コルセット卸売業（衣装用）	
ベビー服卸売業	ブラジャー卸売業	
スカート卸売業	Tシャツ卸売業	
毛皮コート卸売業	セーター卸売業	

×呉服卸売業（511）	靴下卸売業（513）
エプロン卸売業（513）	パジャマ卸売業（513）
ガーター卸売業（513）	コルセット卸売業（医療用）（552）
競泳用水着卸売業（55B）	
運動衣卸売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など）（55B）	

513 身の回り品卸売業

主として寝具類、靴・履物（材料のいかんを問わない）、かばん・袋物（材料のいかんを問わない）及びその他の身の回り品、装身具（貴金属製を除く）を卸売する事業所をいう。

ただし、スポーツ用の靴を卸売する事業所は「55B 他に分類されないその他の卸売業」に分類される。

○寝具類卸売業	敷布卸売業	こたつぶとん卸売業
ふとん卸売業	まくら卸売業	座ぶとん卸売業
ふとん綿卸売業	丹前卸売業	蚊帳卸売業
毛布卸売業	パジャマ卸売業	マットレス卸売業（ベッ
	ナイトガウン卸売業	ド用のものを含む）

○靴・履物卸売業 (スポーツ用を除く) 革靴卸売業 合成皮革靴卸売業 ゴム靴卸売業 プラスチック成形靴卸売業 布製靴卸売業 草履卸売業 ケミカルシューズ卸売業 靴附属品卸売業 靴ひも卸売業 靴修理材料卸売業 地下足袋卸売業 鼻緒卸売業 げた卸売業 せった卸売業 スリッパ卸売業 サンダル卸売業	○その他の身の回り品卸売業 タオル卸売業 手ぬぐい卸売業 ハンカチーフ卸売業 ふろしき卸売業 足袋卸売業 手袋卸売業(繊維・革製) (スポーツ用を除く) 和傘卸売業 洋傘卸売業 うちわ卸売業 扇子卸売業 ボタン卸売業 ライター卸売業 きせる卸売業 キーホルダー卸売業 小間物卸売業(ヘアネッ ト、くし、かんざし、 歯ブラシ、ヘアブラシ、 衣服ブラシ、おしろい はけ、たばこケースを 含む)	縫糸卸売業 縫針卸売業 刺しゅう糸卸売業 手編毛糸卸売業 リボン卸売業 装身具卸売業(貴金属製 を除く)(指輪、ブロー チなど) 洋品雑貨卸売業(靴下、 マフラー、スカーフ、 ネクタイ、カラー、ガ ーター、サスペンダー、 ステッキ、ベルトを含 む) 帽子卸売業 婦人帽子卸売業 かつら卸売業 ウィッグ卸売業 ヘアーエクステンション 卸売業 化粧道具卸売業 水引卸売業(元結を含む) 組ひも卸売業 エプロン卸売業 おむつカバー卸売業
---	---	---

×ふとん地卸売業(511)	ゴム手袋卸売業(医療用)(552)
織物用糸卸売業(511)	ゴム手袋卸売業(医療用を除く)(55B)
半てん卸売業(512)	スポーツ用手袋卸売業(55B)
靴墨卸売業(532)	ジョギングシューズ卸売業(55B)
電気毛布卸売業(543)	装身具卸売業(貴金属製のもの)(55B)
ベッド卸売業(551)	
運動衣卸売業(野球ユニホーム、剣道着、柔道着など)(55B)	
スポーツ用靴卸売業(スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど)(55B)	

中分類 52－飲食料品卸売業

総 説

この中分類には、主として農畜産物、水産物、食料品、飲料を仕入卸売する事業所が分類される。

520 管理、補助的経済活動を行う事業所（52 飲食料品卸売業）

主として飲食料品卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は飲食料品卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用配送センター
------------------------------------	--------	---

52A 米穀類卸売業

主として米、麦、雑穀及び豆類を卸売する事業所をいう。

○米麦卸売業 米穀卸売業 麦類卸売業	○雑穀・豆類卸売業 大豆卸売業 落花生卸売業 豆類（乾燥）卸売業	小麦粉卸売業 穀粉卸売業 でん粉卸売業 そば粉卸売業
--------------------------	---	-------------------------------------

×加工豆卸売業（煮豆、納豆など）（522） プレミックス食品卸売業（522）

52B 野菜・果実卸売業

主として生鮮野菜及び果実を卸売する事業所をいう。

○野菜卸売業 カット野菜卸売業 青物卸売業	かんしょ・馬鈴しょ卸売業 青物市場仲買業 きのこ卸売業	○果実卸売業 木の実卸売業 果物市場仲買業
-----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------

×種実卸売業（製油用）（52E） 地方卸売市場（959）
種実卸売業（製油用を除く）（55B） 中央卸売市場（959）
乾燥野菜卸売業（522）

52C 食肉卸売業

主として食肉を卸売する事業所をいう。

○食肉卸売業	馬肉卸売業	冷凍肉卸売業
精肉卸売業	獣肉卸売業	畜産副生物卸売業（臓器、
牛肉卸売業	鳥肉卸売業	舌など）
豚肉卸売業		

×卵卸売業（加工卵を除く）（52E）	くん製品卸売業（522）
原皮卸売業（52E）	缶詰・瓶詰食品卸売業（522）
乾燥卵卸売業（522）	ハム・ベーコン・ソーセージ卸売業（522）
塩蔵肉卸売業（522）	と畜場（952）

52D 生鮮魚介卸売業

主として各種の鮮魚及び貝類を卸売する事業所をいう。

○生鮮魚介卸売業	貝類卸売業	冷凍魚卸売業
鮮魚卸売業	川魚卸売業	

×海藻卸売業（52E）	缶詰・瓶詰食品卸売業（522）
生のり卸売業（52E）	中央卸売市場（959）
塩干魚卸売業（522）	地方卸売市場（959）
塩蔵魚卸売業（522）	

52E その他の農畜産物・水産物卸売業

主としてその他の農畜産物及び水産物を卸売する事業所をいう。

○その他の農畜産物・水産物 卸売業	卵卸売業（加工卵を除く）	生のり卸売業
原皮卸売業	原乳卸売業	海藻卸売業
原毛皮卸売業	家畜卸売業	はちみつ卸売業
原羽毛卸売業	家きん卸売業（愛がん用を 除く）	わら類卸売業（加工品を除 く）
種実卸売業（製油用）		

×乾燥卵卸売業（522）	愛がん用家きん卸売業（55B）
牛乳・乳製品卸売業（522）	愛がん用動物卸売業（55B）
液卵卸売業（522）	観賞用魚卸売業（55B）
缶詰・瓶詰食品卸売業（522）	種実卸売業（製油用を除く）（55B）
酪農製品卸売業（バター、チーズなど）（522）	植木卸売業（55B）
ハム・ベーコン・ソーセージ卸売業（522）	花卸売業（55B）
わら工品卸売業（551）	

522 食料・飲料卸売業

主として砂糖類、味そ、しょう油、酒類、乾物類、菓子、パン類、飲料、各種の茶・同類似品及び牛乳、乳製品を卸売する事業所並びに水産練製品、缶詰・瓶詰食品などその他の食料及び飲料を卸売する事業所をいう。

○砂糖・味そ・しょう油卸売業

砂糖問屋
角砂糖卸売業
粉糖卸売業
氷砂糖卸売業
異性化糖卸売業
たまり（溜）卸売業

○酒類卸売業

酒問屋
日本酒卸売業
洋酒問屋
洋酒卸売業
焼酎卸売業
泡盛卸売業
果実酒卸売業
みりん卸売業
ビール卸売業

○乾物卸売業

乾物問屋
塩干魚卸売業
乾燥卵卸売業
くん（燻）煙卵卸売業
冷凍液卵卸売業
粉卵卸売業
干しのり卸売業
焼きのり卸売業
干し海藻卸売業
こんぶ卸売業
干しきのこ卸売業
こんにゃく粉卸売業
乾燥野菜卸売業
干びょう卸売業

香辛料卸売業（こしょう、からし、七味唐がらし、カレー粉など）

こうや（高野）豆腐卸売業
ふ（麴）卸売業
寒天卸売業
乾燥魚介卸売業
かつお節卸売業

○菓子・パン類卸売業

和菓子卸売業
洋菓子卸売業
干菓子卸売業
だ菓子卸売業
甘納豆卸売業
ビスケット卸売業
あめ卸売業
あん（餡）卸売業
水あめ卸売業
キャンデー卸売業
塩豆卸売業
ピーナッツ菓子卸売業

○飲料卸売業

清涼飲料卸売業
シロップ卸売業
果汁卸売業
果汁飲料卸売業
ミネラルウォーター卸売業
炭酸水卸売業
コーヒー飲料卸売業
健康飲料（医薬部外品）卸売業
茶類飲料卸売業
乳酸菌飲料卸売業

豆乳飲料卸売業
機能性飲料卸売業

○茶類卸売業

緑茶卸売業
はま茶卸売業
こぶ茶卸売業
紅茶卸売業
はぶ茶卸売業
麦茶卸売業
コーヒー卸売業
ココア卸売業
中国茶卸売業

○牛乳・乳製品卸売業

酪農製品卸売業（牛乳、バター、チーズ、練乳、ヨーグルト、粉乳など）
アイスクリーム卸売業

○その他の食料・飲料卸売業

水産練製品卸売業（かまぼこ、はんぺん、ちくわなど）
おでん材料卸売業
うどん・そば・中華そば卸売業
乾めん（麺）類卸売業（干しうどん、そうめん、干しそばなど）
氷卸売業
アイスキャンデー卸売業
酢卸売業
ソース卸売業
うま味調味料卸売業

醸造調味料卸売業（味そ、しょう油を除く）	ハム・ベーコン・ソーセージ卸売業	食塩卸売業
調理パン卸売業	冷凍調理食品卸売業	なめ味そ卸売業
イースト菌卸売業	サプリメント（栄養補助食品）卸売業	加工豆卸売業（煮豆、納豆など）
ベーキングパウダー卸売業	レトルト食品卸売業	缶詰食品卸売業
プレミックス食品卸売業	食用油脂卸売業	瓶詰食品卸売業
パン粉卸売業	食用油卸売業	つぼ詰食品卸売業
塩蔵肉卸売業	豆腐卸売業	こんにゃく卸売業
塩蔵魚卸売業	豆乳卸売業（飲料を除く）	漬物卸売業
くん製品卸売業		液卵卸売業

×落花生卸売業（52A）	原乳卸売業（52E）
冷凍魚卸売業（52D）	工業用塩卸売業（532）
はちみつ卸売業（52E）	薬用酒卸売業（552）
卵卸売業（52E）	

中分類 53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

総 説

この中分類には、主として建築材料、化学製品、鉱物・金属材料、再生資源を仕入卸売する事業所が分類される。

530 管理、補助的経済活動を行う事業所（53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）

主として建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は建築材料、鉱物・金属材料等卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫 自家用集荷所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用配送センター
------------------------------------	------------------	---

531 建築材料卸売業

主として木材、竹材、セメント、板ガラス、建築用金属製品（建築用金物を除く）及びその他の建築材料を卸売する事業所をいう。

○木材・竹材卸売業 材木卸売業 銘木卸売業 パルプ材卸売業 木材チップ卸売業 ベニヤ板卸売業 合板卸売業 床材卸売業（木製） まくら木卸売業 おけ材卸売業 たる材卸売業 げた材卸売業	坑木卸売業 杉皮卸売業 ○セメント卸売業 ○板ガラス卸売業 複層ガラス卸売業 強化ガラス卸売業 ○建築用金属製品卸売業（建 築用金物を除く） アルミサッシ卸売業	シャッター卸売業 メタルラス卸売業 門扉卸売業 ワイヤラス卸売業 金属製グレーチング卸売業 ○その他の建築材料卸売業 れんが卸売業 かわら（瓦）卸売業 タイル卸売業 スレート卸売業
--	--	---

ヒューム管・セメントポー ル卸売業	コンクリート製まくら木卸 売業	繊維板卸売業
石材卸売業	砂利卸売業	陶管卸売業
人造石卸売業	碎石卸売業	衛生用陶磁器卸売業
大理石卸売業	土・砂卸売業	配管用陶磁器卸売業
大谷石卸売業	建設用土卸売業	パネル等建築部材卸売業
コンクリートブロック卸売 業	壁土卸売業	プラスチック板・管卸売業 (建築用)
	漆くい(喰)卸売業	塩化ビニルタイル卸売業
	石灰卸売業	浄化槽卸売業

×鏡卸売業(551)

建築用金物卸売業(55B)

仮設トイレ卸売業(55B)

製紙用パルプ卸売業(55B)

プラスチック板・管卸売業(建築用を除く)(532)

532 化学製品卸売業

主として塗料、プラスチックを卸売する事業所及び工業薬品、染料、顔料、油脂、火薬類などその他の化学製品を卸売する事業所をいう。

○塗料卸売業	○その他の化学製品卸売業	仕上剤卸売業
エナメル卸売業	工業薬品卸売業(硫酸、硝 酸、塩酸、乳酸、防腐剤、 溶剤、にがりなど)	ドライアイス卸売業
ラッカー卸売業		合成ゴム卸売業
ワニス卸売業	硫黄卸売業	染料卸売業
ペンキ卸売業	ソーダ卸売業	顔料卸売業
ペイント類卸売業	なめし革剤卸売業	あい(藍)卸売業
漆卸売業	接着剤卸売業	着色剤卸売業
しぼ(渋)卸売業	現像薬卸売業	食品染料卸売業
印刷インキ卸売業	農薬卸売業	酸化鉄卸売業
パテ卸売業	コールタール卸売業	粗製ひまし油卸売業
	コールタール製品卸売業	動植物油脂卸売業(食用油 を除く)
○プラスチック卸売業	カーバイド卸売業	ろう卸売業(木ろう、はぜ ろう、蜜ろうなど)
プラスチック板・管卸売業 (建築用を除く)	工業用アルコール卸売業	油脂製品卸売業(ボイル油、 ステアリン酸、オレイン 酸、硬化油、グリセリン など)
プラスチック素材卸売(レ ジン、フィルムなど)	圧縮ガス卸売業	火薬卸売業
セルロイド生地卸売業	液体ガス卸売業	爆薬卸売業
塩化ビニルコンパウンド卸 売業	油煙卸売業	火工品卸売業
	カーボンブラック卸売業	花火(煙火)卸売業
	工業用塩卸売業	
	筆記用インキ卸売業	
	界面活性剤卸売業	
	靴墨卸売業	

×血液製剤製造業（165）	プロパンガス卸売業（533）
化学繊維卸売業（511）	ガラス繊維卸売業（55B）
食塩卸売業（522）	絵具卸売業（油絵・水彩用）（55B）
プラスチック板・管卸売業（建築用）（531）	化学肥料卸売業（55B）
機械油卸売業（533）	ゴムホース卸売業（55B）
石油卸売業（533）	

533 石油・鉱物卸売業

主として石油類、石炭、金属鉱物及び非金属鉱物を卸売する事業所をいう。

ただし、土、砂、砂利、石材など主として土木建設用に使用する鉱物を卸売する事業所は「531 建築材料卸売業」に分類される。

○石油卸売業	天然ガス卸売業	砂鉄卸売業
揮発油卸売業	アスファルト卸売業	モリブデン鉱卸売業
潤滑油卸売業		クロム鉱卸売業
グリース卸売業	○鉱物卸売業	硫化鉄鉱卸売業
灯油卸売業	石炭卸売業	石灰石卸売業
軽油卸売業	コークス卸売業	雲母卸売業
重油卸売業	泥炭卸売業	けい（珪）石卸売業
機械油卸売業	鉄鉱卸売業	ほたる（蛍）石卸売業
液化石油ガス（L P G）卸売業	銅鉱卸売業	明ばん石卸売業
プロパンガス卸売業	マンガン鉱卸売業	粘土卸売業
	タングステン鉱卸売業	陶磁器用原料卸売業
	ボーキサイト卸売業	

×土・砂卸売業（531）	大理石卸売業（531）
砂利卸売業（531）	水晶卸売業（55B）
石材卸売業（531）	ガソリンスタンド（605）
液化石油ガス（L P G）充てん業（929）	
ガス小売業（導管による事業所向けのもの）（341）	

534 鉄鋼製品卸売業

主として鉄鋼粗製品、鉄鋼一次製品及びその他の鉄鋼製品を卸売する事業所をいう。

○鉄鋼粗製品卸売業	○鉄鋼一次製品卸売業	○その他の鉄鋼製品卸売業
銑鉄卸売業	鋼板卸売業	針金卸売業
原鉄卸売業	鋼管卸売業	鉄線卸売業
粗鋼卸売業	形鋼卸売業	ドラム缶卸売業
鋼半製品卸売業	ブリキ卸売業	金属粉卸売業（鉄粉）
鋳鋼品卸売業	亜鉛鉄板（トタン）卸売業	高圧容器卸売業
鍛鋼品卸売業	ステンレス鋼材卸売業	ワイヤロープ卸売業

有刺鉄線卸売業 ステンレス鋼管卸売業	溶接材料卸売業（溶接ワイヤ、溶接フラックス、溶接棒など）	ばね卸売業 チェーン卸売業 ガードレール卸売業
-----------------------	------------------------------	-------------------------------

×金属粉卸売業（非鉄金属粉）（535）

535 非鉄金属卸売業

主として非鉄金属地金及び非鉄金属製品を卸売する事業所をいう。

○非鉄金属地金卸売業 銅地金卸売業 金地金卸売業 銀地金卸売業 白金地金卸売業 アルミニウム地金卸売業 真ちゅう（鍮）地金卸売業 鉛地金卸売業 はんだ卸売業 すず（錫）地金卸売業 合金地金卸売業	○非鉄金属製品卸売業 銅板卸売業 銅管卸売業 銅棒卸売業 アルミニウム板卸売業 アルミニウム管卸売業 アルミニウム棒卸売業 鉛板卸売業 鉛管卸売業 すず（錫）管卸売業 金属はく（箔）卸売業	金属粉卸売業（非鉄金属粉） 銅・アルミニウム線卸売業（電線を除く） 伸銅品卸売業 アルミニウム展伸材卸売業 鉛展伸材卸売業
---	--	---

×金属粉卸売業（鉄粉）（534）

銅・アルミニウム電線卸売業（543）

金・銀・白金製品卸売業（食器を除く）（55B）

536 再生資源卸売業

主として空瓶、空缶、空袋、空箱などの空容器であって、再び容器として使用できるもの、鉄・非鉄金属スクラップ、製紙原料用古紙及びその他の古紙を集荷、選別して卸売する事業所並びに繊維ウェイト、カレット（ガラスくず）、くずゴムなどその他の再生資源を集荷、選別して卸売する事業所をいう。

集荷、選別にあわせて容器の洗浄、修理、塗装及び非鉄金属スクラップのプレス、裁断、異物処理などを行う事業所並びに建場業、同附随回収業も本分類に含まれる。

ただし、鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所は「229 その他の鉄鋼業」に分類される。

○空瓶・空缶等空容器卸売業 空缶問屋 空缶集荷業 空瓶問屋 空瓶集荷業 古瓶卸売業	空袋問屋（麻、綿など布製のもの） 空袋集荷業（麻、綿など布製のもの） 空紙袋問屋	空紙袋集荷業 空箱問屋 空箱集荷業 空たる問屋 空たる集荷業
--	--	--

○鉄スクラップ卸売業 鉄スクラップ（鉄くず）問屋 鉄スクラップ（鉄くず）集荷業 廃車処理業（解体を主とするもの）	合金くず問屋 合金くず集荷業 アルミニウム・軽合金くず問屋 アルミニウム・軽合金くず集荷業 非鉄金属くず問屋 非鉄金属くず集荷業 非鉄金属スクラップ集荷選別業 電線・ケーブル処理業（解体を主とするもの）	○その他の再生資源卸売業 繊維ウエイスト問屋 繊維ウエイスト卸売業 くず繊維卸売業 ぼろ（繊維くず）卸売業 カレット（ガラスくず）卸売業 カレット（ガラスくず）集荷業 古ゴム問屋 古ゴム卸売業 古ゴム集荷業 くずゴム集荷業 くず物回収業 建場業 仕切場 プラスチック再生資源卸売業 古材卸売業 自動車廃触媒回収業 廃食用油回収業
○非鉄金属スクラップ卸売業 非鉄金属スクラップ回収業 故銅問屋 銅くず問屋 銅くず集荷業 銅合金くず問屋 銅合金くず集荷業 亜鉛・鉛・すず（錫）くず問屋 亜鉛・鉛・すず（錫）くず集荷業	○古紙卸売業 製紙原料古紙問屋 製紙原料古紙集荷業 古紙問屋 古紙集荷業 紙くず卸売業	

×廃プラスチック製品製造業（185） 再生プラスチック成形材料製造業（185） 鉄スクラップ加工処理業（229） ドラム缶更生業（249） 18 リットル缶更生業（249） 自動車解体業（部品取りを主とするもの）（542） 廃油再生業（潤滑油、グリースのもの）（172） 廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（179）	アルミニウム再生業（232） 白金再生業（232） 木材・竹材卸売業（531） 廃プラスチック類処理業（882）
--	---

中分類 54－機械器具卸売業

総 説

この中分類には、主として産業機械器具、自動車、電気機械器具などを卸売する事業所が分類される。

540 管理、補助的経済活動を行う事業所（54 機械器具卸売業）

主として機械器具卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は機械器具卸売業における活動を促進するため、同一企業のお事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

541 産業機械器具卸売業

主として農業用機械器具、建設機械、鉱山機械、金属加工機械、事務用機械器具及びその他の産業機械器具を卸売する事業所をいう。

○農業用機械器具卸売業 噴霧機・散粉機卸売業 動力耕うん機卸売業 トラクタ卸売業（農業用） コンバイン卸売業 田植機卸売業	せん孔機卸売業 さく井機卸売業 破碎機卸売業 摩砕機卸売業 選別機卸売業 建設用クレーン卸売業	プレス機械卸売業 鑄造用金型卸売業 せん断機卸売業 鍛造機械卸売業 製管機卸売業 鑄造装置卸売業
○建設機械・鉱山機械卸売業 トラクタ卸売業（建設用） 掘削機械卸売業 くい打機卸売業 整地機械卸売業 コンクリート機械卸売業	○金属加工機械卸売業 金属工作機械卸売業 旋盤卸売業 ボール盤卸売業 フライス盤卸売業 研削盤卸売業	○事務用機械器具卸売業 電子式卓上計算機卸売業 複写機（コピー機）卸売業 複合機卸売業 事務用印刷機卸売業 金銭登録機（レジスタ）卸売業

○その他の産業機械器具卸売業 繊維機械卸売業（紡績機、織機、紡績機械附属品、おさ枠、製綿機、製糸機械、製糸用小道具、なっ染用機械、ニット機械など） 醸造機械卸売業 製めん（麺）機械器具卸売業 缶詰製造機械卸売業 製氷機械器具卸売業 製菓機械器具卸売業 自動販売機卸売業	乾燥機卸売業 ドライクリーニング用機械器具卸売業 製じょう（縄）機卸売業 ミシン卸売業 ポンプ卸売業 製材機械卸売業 製本機械器具卸売業 製紙機械器具卸売業 造船機械器具卸売業 船具卸売業 治具・工具類卸売業 理髪理容機械卸売業（電気式を除く）	配管・暖房工事用品卸売業（ボイラ、ラジエータ、油燃器、配管工事用真ちゅう製品、送風器、排気用品など） 建築用配管・暖房装置卸売業（スチーム装置、ガス使用装置、配管装置、空気調節装置など） 業務用娯楽機械器具卸売業（パチンコ・パチスロ機、業務用ゲーム機、自動麻雀卓など） 煙突卸売業 クレーン卸売業（荷役運搬用） 太陽熱利用温水装置卸売業
---	---	---

×家庭用電気機械器具卸売業（543） 電気ストーブ卸売業（543） 電動機卸売業（543） 電気炉卸売業（543） コンピュータ・パーソナルコンピュータ卸売業（543） ファクシミリ卸売業（543）	太陽光発電装置卸売業（543） 運搬用トラクタ卸売業（549） 吸入器卸売業（医療用）（549） すき・くわ・かま卸売業（55B）
--	--

542 自動車卸売業

主として自動車（二輪自動車を含む）・同部分品・同附属品及び自動車中古部品を卸売する事業所をいう。

ただし、鉄スクラップを卸売する事業所は「536 再生資源卸売業」に分類される。

○自動車卸売業（二輪自動車を含む） 乗用車卸売業 トラック卸売業 トレーラ卸売業 中古自動車卸売業 オートバイ卸売業 スクーター卸売業 原動機付自転車卸売業	○自動車部分品・附属品卸売業 オートバイ部分品・附属品卸売業 自動車電装品卸売業 自動車タイヤ卸売業 自動車エンジン卸売業 カーアクセサリ卸売業 カーエアコン卸売業	カーステレオ卸売業 カーナビゲーション卸売業 自動車用ガラス卸売業 ○自動車中古部品卸売業 自動車解体業（部品取りを主とするもの）
---	--	---

×廃車処理業（解体を主とするもの）（536）	運搬用トラクタ卸売業（549）
自動車解体業（解体を主とするもの）（536）	自転車部分品卸売業（549）
船舶エンジン卸売業（541）	自転車卸売業（549）
トラクタ卸売業（農業用）（541）	電動アシスト自転車卸売業（549）

543 電気機械器具卸売業

主として電気機械器具を卸売する事業所をいう。

○電気機械器具卸売業	電気冷蔵庫卸売業	交換機卸売業
テレビジョン受信機卸売業	電気掃除機卸売業	電信機卸売業
ラジオ受信機卸売業	電気洗濯機卸売業	警報機卸売業
録音・録画ディスクメディア卸売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで未記録のもの）	扇風機卸売業	火災報知器卸売業
CDプレーヤ卸売業	電気ストーブ卸売業	発電機卸売業
DVDレコーダ卸売業	電子レンジ卸売業	電動機卸売業
ビデオカメラ卸売業	電気ポット卸売業	太陽光発電装置卸売業
デジタルカメラ卸売業	ルームエアコン卸売業	住宅用火災警報器卸売業
データ保存用CD・DVD卸売業（未記録のもの）	電気こたつ卸売業	変圧器卸売業
電気音響機械器具卸売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）	電気毛布卸売業	整流器卸売業
コンピュータ・パーソナルコンピュータ卸売業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）	ホットカーペット卸売業	充電機卸売業
電気照明器具卸売業	電気アイロン卸売業	電線卸売業
電気スタンド卸売業	電気医療機械器具卸売業（家庭用）	電らん卸売業
電球卸売業	電気カミソリ卸売業	電気炉卸売業
蛍光灯卸売業	ヘアドライヤ卸売業	レントゲン装置卸売業（医療用を除く）
	ファクシミリ卸売業	蓄電池卸売業
	無線通信機械器具卸売業	乾電池卸売業
	テレビジョン発信機卸売業	ネオンサイン装置卸売業
	拡声装置卸売業	配線器具卸売業（ソケット、スイッチ、がい（碍）子、パイプなど）
	有線通信機械器具卸売業	架線金物卸売業
	電話機卸売業	電信信号装置卸売業
	携帯電話機卸売業	放電灯卸売業
	スマートフォン卸売業	

×太陽熱利用温水装置卸売業（541）	電気楽器類卸売業（55B）
レントゲン装置卸売業（医療用）（549）	電気医療機械器具卸売業（業務用）（549）
録音・録画ディスクメディア卸売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録済みのもの）（55B）	

549 その他の機械器具卸売業

主として自動車以外の輸送用機械器具、計量器、理化学機械器具、光学機械器具及び医療用機械器具（歯科用を含む）を卸売する事業所をいう。

○輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）	○計量器・理化学機械器具・	サングラス卸売業
自転車卸売業	光学機械器具等卸売業	時計卸売業（部分品を含む）
電動アシスト自転車卸売業	学術用機械器具卸売業	ストップウォッチ卸売業
マウンテンバイク卸売業	実験用機械器具卸売業	体温計卸売業
車いす卸売業	測定用機械器具卸売業	寒暖計卸売業
自転車部分品卸売業	測量用機械器具卸売業	長さ計卸売業
自転車タイヤ・チューブ卸売業	度量衡器卸売業	体積計卸売業
荷車卸売業	はかり（秤）卸売業	補聴器卸売業
リヤカー卸売業	写真機械器具卸売業（撮影機、映写機を含む）	コンタクトレンズ卸売業
運搬車卸売業	写真機械器具部分品・附属品卸売業	○医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
手押車卸売業	光学機械器具卸売業（望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡など）	電気医療機械器具卸売業（業務用）
運搬用トラクタ卸売業	光学レンズ卸売業	レントゲン装置卸売業（医療用）
航空機卸売業	眼鏡卸売業（枠を含む）	吸入器卸売業（医療用）
船舶卸売業	眼鏡レンズ卸売業	注射器卸売業
ヨット卸売業		注射針卸売業
モーターボート卸売業		
鉄道車両卸売業		
フォークリフト卸売業		

×トラクタ卸売業（農業用）（541）

動力耕うん機卸売業（541）

原動機付自転車卸売業（542）

デジタルカメラ卸売業（543）

電気医療機械器具卸売業（家庭用）（543）

レントゲン装置卸売業（医療用を除く）（543）

医療材料卸売業（552）

幼児用乗り物卸売業（55B）

写真フィルム卸売業（55B）

時計バンド卸売業（55B）

中分類 55－その他の卸売業

総 説

この中分類には、主として家具、建具、じゅう器、医薬品、化粧品、その他の商品を仕入卸売する事業所が分類される。

なお、主として他人又は他の事業所のために商品の売買に係わる卸売業の代理行為を行う事業所及び仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所も含まれる。

550 管理、補助的経済活動を行う事業所（55 その他の卸売業）

主としてその他の卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又はその他の卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

551 家具・建具・じゅう器等卸売業

主として家具、建具、荒物、畳、室内装飾用の織物・同製品、陶磁器、ガラス器及びその他のじゅう器を卸売する事業所をいう。

○家具・建具卸売業 事務用家具卸売業 木製家具卸売業 金属製家具卸売業 洋家具卸売業 和家具卸売業 ベッド卸売業 たんす卸売業 長持卸売業 机卸売業	いす卸売業 戸棚卸売業 本棚卸売業 浴槽卸売業 流し台卸売業 火鉢卸売業 指物卸売業 戸障子卸売業	ふすま卸売業 びょうぶ卸売業 金属製建具卸売業 つい立卸売業 衣こう（桁）卸売業 日おい（覆）卸売業 鏡卸売業 額縁卸売業 ブラインド卸売業
---	--	--

○荒物卸売業 荒物問屋 ほうき（箒）卸売業 しゅろほうき卸売業 はし（箸）卸売業 荒物雑貨卸売業（たわし、 掃除用ブラシ、ざる、し ゃくし（杓子）、小楊子、 七輪、あんか（行火）、ひ しゃくなど） 竹細工卸売業 かご卸売業 わら工品卸売業（縄、むし ろ、わら草履、俵など） こうり（行李）卸売業 バスケット卸売業 しの竹製品卸売業 つる細工卸売業 荷造ひも卸売業 線香問屋 マッチ卸売業 ろうそく卸売業 バケツ卸売業（プラスチッ クのもの） 折箱卸売業 経木卸売業	○畳卸売業 畳表・い表卸売業 畳床卸売業 花むしろ卸売業 ござ卸売業 上敷卸売業 七島表卸売業 とま卸売業 とう敷物卸売業 竹敷物卸売業 畳縁卸売業 ○室内装飾繊維品卸売業 じゅうたん卸売業 カーペット卸売業 だん通卸売業 カーテン卸売業 ロールスクリーン卸売業	○陶磁器・ガラス器卸売業 家庭用陶磁器卸売業 瀬戸物問屋 焼物卸売業 七宝焼卸売業 土器卸売業 素焼物卸売業 かめ・つぼ卸売業 ガラス器卸売業 花器卸売業（陶磁器製、ガ ラス製のもの） ○その他のじゅう器卸売業 魔法瓶卸売業（電気式でな いもの） プラスチック製容器・食器 卸売業 金属製食器卸売業（貴金属 製を含む）（ナイフ、フォ ーク、スプーン、皿など） 漆器卸売業
---	---	--

×サッシ卸売業（531） 板ガラス卸売業（531） 陶管卸売業（531） 衛生用陶磁器卸売業（531） 織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）（511） マットレス卸売業（ベッド用のもを含む）（513）	陶磁器用原料卸売業（533） 電気ポット卸売業（543） 金物卸売業（55B） 陶芸器卸売業（美術品、骨とう品）（55B）
--	--

552 医薬品・化粧品等卸売業

主として医薬品、医療用品、化粧品及び合成洗剤を卸売する事業所をいう。

○医薬品卸売業 薬種問屋 漢方薬問屋 朝鮮人参卸売業 生薬卸売業 薬用酒卸売業 薬用油脂卸売業 もぐさ卸売業	聴診器用ゴム管卸売業 衛生用ゴム製品卸売業 コルセット卸売業(医療用) ほう帯卸売業 氷まくら・氷のう卸売業 ばんそうこう卸売業 ゴム手袋卸売業(医療用) マスク卸売業	香油卸売業 化粧水卸売業 クリーム卸売業 白髪染卸売業 石けん卸売業(化粧、洗顔、 薬用のもの) シャンプー卸売業 歯磨卸売業
○医療用品卸売業 医療材料卸売業 歯科材料卸売業 衛生材料卸売業 紙おむつ卸売業	○化粧品卸売業 香水卸売業 おしろい卸売業 整髪料卸売業	○合成洗剤卸売業 洗濯石けん卸売業 クレンザー卸売業 廃油処理剤卸売業

×コルセット卸売業(衣装用)(512)	電気医療機械器具卸売業(業務用)(549)
化粧道具卸売業(513)	ゴム手袋卸売業(医療用を除く)(55B)
電気医療機械器具卸売業(家庭用)(543)	
日本赤十字社血液センター(血液製剤を製造するもの)(165)	
医療用機械器具卸売業(注射器・麻酔器具・酸素吸入器・きゅう(灸)治器・歯科医療機械器具など)(549)	

553 紙・紙製品卸売業

主として紙及び紙製品を卸売する事業所をいう。

○紙卸売業 紙問屋 和紙・洋紙卸売業 板紙卸売業 加工紙卸売業 段ボール卸売業	○紙製品卸売業 (事務用品、学用品、日用品、名刺台紙、私製はがきなど) 紙器卸売業 アルバム卸売業	カレンダー卸売業 トイレットペーパー卸売業 ティッシュペーパー卸売業 包装紙卸売業 障子紙・ふすま(襖)紙卸売業
--	--	--

×紙くず卸売業(536)	紙おむつ卸売業(552)
--------------	--------------

55A 代理商、仲立業

売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をするか否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所をいう。

○代理商、仲立業 ブローカー 代理業	船宿（仲立のもの、漁船に 対して漁業資材、食糧な どの仲介・あっせんを行 う事業所）	農産物集荷業（手数料をと ることを主たる業とする もの）
--------------------------	---	------------------------------------

×小売代理商・仲立業（有店舗のもの）（60G）	不動産代理業（682）
小売代理商・仲立業（無店舗のもの）（619）	不動産仲介業（682）
金融ブローカー（641）	土地ブローカー（682）
商品取引所（661）	船宿（釣船業）（80R）
農産物集荷業（手数料をとることを主たる業としないもの）（52A、52B、52E）	

55B 他に分類されないその他の卸売業

主として金物類、肥料、飼料、スポーツ用品、娯楽用品、がん具、たばこ、ジュエリー製品、書籍、雑誌及び他に分類されないその他の商品を卸売する事業所をいう。

○金物卸売業 金物問屋 刃物問屋 利器工匠具卸売業 鋳前卸売業 金具類卸売業 ちょうつがい卸売業 ボルト、ナット、リベット卸売業 くぎ卸売業 やすり卸売業 18 リットル缶卸売業 バケツ卸売業 なべ・やかん卸売業 フライパン卸売業 鉄瓶卸売業 五徳卸売業 金火ばし卸売業 アルミニウム台所用品卸売 業（アルミホイル、アル ミ皿などを含む） すき・くわ・かま卸売業	○肥料・飼料卸売業 肥料問屋 有機質肥料卸売業（油かす 類、魚肥、骨粉など） 化学肥料卸売業（硫安、石 灰窒素、過りん酸石灰、 カリ肥料、化成肥料など） ペットフード卸売業 ○スポーツ用品卸売業 スポーツ用具卸売業（野球 用品、ゴルフ用品、ボウ リング用品、スキー・ス ケート用品、登山用品、 釣道具、剣道用具など） スポーツ用手袋卸売業 競泳用水着卸売業 運動衣卸売業（野球ユニホ ーム、剣道着、柔道着など）	スポーツ用靴卸売業（スキ ー靴、スケート靴、登山 靴、スパイクシューズな ど） ジョギングシューズ卸売業 サーフボード卸売業 ○娯楽用品・がん具卸売業 娯楽用品卸売業（囲碁、 将棋、マージャン、トラ ンプ、花札、かるたなど） 人形卸売業 幼児用乗り物卸売業 ベビーカー卸売業 テレビゲーム機卸売業 携帯ゲーム機卸売業 ゲーム用ソフト卸売業 模型・プラモデル卸売業 ○たばこ卸売業 葉巻卸売業
---	--	---

○ジュエリー製品卸売業 宝石卸売業 金・銀・白金製品卸売業（食器を除く） 装身具卸売業（貴金属製のもの） さんご卸売業 真珠卸売業 水晶卸売業	絵具卸売業（油絵・水彩用） 教育標本卸売業 印章・印判・朱肉卸売業 時計バンド卸売業 香類卸売業 写真フィルム卸売業 印画紙卸売業 美術品・骨とう品卸売業（書画、刀剣など） きわ（際）物卸売業 土産物細工卸売業 き章・バッジ卸売業 賞杯卸売業 楽器類卸売業（バイオリン、アコーディオン、ギター、琴など） と（砥）石卸売業 研磨材料卸売業 研磨材・金剛砂卸売業 なめし革製品卸売業（革ベルト、パッキン、馬具など） 生ゴム卸売業 ラテックス卸売業	ゴムホース卸売業 ゴムベルト卸売業 ゴム手袋卸売業（医療用を除く） 製紙用パルプ卸売業 音楽ソフト卸売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みのもので音楽ビデオを含む） 映像ソフト卸売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みのもので音楽用以外のもの） ガラス繊維卸売業 仮設トイレ卸売業 工業用ダイヤモンド卸売業 漁網卸売業 旗・のぼり卸売業 テント卸売業（イベント用） 木炭・成型木炭卸売業 まき（薪）卸売業 練炭・豆炭卸売業 オガライト・オガタン卸売業
○書籍・雑誌卸売業 古本・古雑誌卸売業 楽譜卸売業 地図卸売業		
○他に分類されないその他の卸売業 種苗卸売業 種実卸売業（製油用を除く） 花・植木卸売業 愛がん用動物・家きん卸売業 観賞用魚卸売業 実験用動物卸売業 文房具卸売業（万年筆、ペン、ペン軸、鉛筆、筆、すずり（硯）、そろばん、クレヨン、インキスタンなど）		

×	レーヨンパルプ卸売業（511） 水着卸売業（競泳用を除く）（512） 装身具卸売業（貴金属製を除く）（513） 原皮卸売業（52E） 原毛皮卸売業（52E） 家畜卸売業（52E） 種実卸売業（製油用）（52E） わら類卸売業（加工品を除く）（52E） 合成ゴム卸売業（532） 石炭卸売業（533） 電気小売業（事業者向けのもの）（331） ガス小売業（導管による事業所向けのもの）（341） 録音・録画ディスクメディア卸売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで未記録のもの）（543）		チェーン卸売業（534） ばね卸売業（534） ドラム缶卸売業（534） ワイヤロープ卸売業（534） 金・銀・白金地金卸売業（535） 治具・工具類卸売業（541） わら工品卸売業（551） 金属製食器卸売業（貴金属製を含む）（551） ゴム手袋卸売業（医療用）（552） 電気卸供給業（331）
---	---	--	--

中分類 56－各種商品小売業

総 説

この中分類には、衣食住に関わる各種商品を小売する事業所が分類される。

この事業所は、幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により小売するものであり、具体的には、百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店などと称される。

560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）

主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

561 百貨店

百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時 50 人以上）をいう。

ただし、総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時 50 人以上）は「562 総合スーパーマーケット」に分類される。

○百貨店 (従業者が常時 50 人以 上)	デパートメントストア (従 業者が常時 50 人以上)
-----------------------------	--------------------------------

×家具百貨店 (601)

総合スーパーマーケット (562)

562 総合スーパーマーケット

総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時 50 人以上）をいう。

○総合スーパーマーケット
(従業者が常時 50 人以上)

×食料品スーパーマーケット (581)

563 コンビニエンスストア

コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。

○コンビニエンスストア

564 ドラッグストア

ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。

○ドラッグストア

×薬局 (603)

調剤薬局 (603)

565 ホームセンター

ホームセンター等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電気機械器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいう。

○ホームセンター

×コンビニエンスストア (563)

ドラッグストア (564)

均一価格店 (ワンプライスショップ) (566)

ディスカウントショップ (販売する商品によって分類される)

566 均一価格店

均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。

○均一価格店

ワンプライスショップ

×コンビニエンスストア (563)

食料品スーパーマーケット (581)

ドラッグストア (564)

569 その他の各種商品小売業

主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所（従業者が常時 50 人未満）をいう。

○その他の各種商品小売業
（従業者が常時 50 人未
満）

×百貨店（従業者が常時 50 人以上）(561)

総合スーパーマーケット（従業者が常時 50 人以上）(562)

コンビニエンスストア (563)

ホームセンター (565)

均一価格店 (566)

食料品スーパーマーケット (581)

インターネット販売小売業（衣食住にわたって小売するもの）(611)

中分類 ５７－織物・衣服・身の回り品小売業

総 説

この中分類には、呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨、小間物などの商品を小売する事業所が分類される。

なお、個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店も本分類に含まれる。

570 管理、補助的経済活動を行う事業所（57 織物・衣服・身の回り品小売業）

主として織物・衣服・身の回り品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は織物・衣服・身の回り品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○自家用倉庫

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場
自家用配送センター

571 呉服・服地・寝具小売業

主として呉服、服地及び寝具類を小売する事業所をいう。

ただし、下着類、ネクタイ、靴下、足袋、手袋、手ぬぐい、タオル、半えり、ふろしきなどを小売する事業所は「579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業」に分類される。

○呉服・服地小売業

呉服店
和服小売業
反物小売業
帯小売業
小ぎれ小売業
裏地小売業
らしや（羅紗）小売業

○寝具小売業

ふとん小売業
毛布小売業
ふとん地小売業
敷布小売業
蚊帳小売業

ふとん綿小売業

丹前小売業
まくら小売業
マットレス小売業（ベッド
用のものを含む）
パジャマ小売業
ナイトガウン小売業

×足袋小売業（579）	ベッド小売業（60I）
小間物小売業（579）	中古和服小売業（60F）
電気毛布小売業（593）	帆布小売業（60G）

572 男子服小売業

主として既製、注文を問わず背広服、学生服、オーバーコートなどの男子服を小売する事業所をいう。

ただし、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は「793 衣服裁縫修理業」に分類される。

○男子服小売業	テーラーショップ	背広小売業
洋服店	学生服小売業	ジャンパー小売業
注文服店（材料店持ちのもの）	オーバーコート小売業	作業服小売業
	レインコート小売業	ズボン小売業

×下着小売業（579）	運動衣小売業（60A）
セーター小売業（579）	中古衣類小売業（60F）
ワイシャツ小売業（579）	注文服店（材料個人持ちのもの）（793）

573 婦人・子供服小売業

主として既製、注文を問わず婦人服及び子供服を小売する事業所をいう。

ただし、洋裁店などで、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は「793 衣服裁縫修理業」に分類される。

○婦人服小売業	レインコート小売業	○子供服小売業
婦人服仕立業（材料店持ちのもの）	毛皮コート小売業	子供服仕立業（材料店持ちのもの）
婦人用事務服小売業	ブラウス小売業	ベビー服小売業
洋裁店（材料店持ちのもの）	ブティック（婦人服）	

×下着小売業（579）	運動衣小売業（60A）
Tシャツ小売業（579）	中古衣類小売業（60F）
セーター小売業（579）	婦人服仕立業（材料個人持ちのもの）（793）
白衣小売業（579）	子供服仕立業（材料個人持ちのもの）（793）

574 靴・履物小売業

主として各種の靴類（革製、布製、ゴム製、ビニール製など、材料のいかんを問わない）及びげた、草履、スリッパなどの履物を小売する事業所をいう。

靴の小売と修理を兼ねて行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) スポーツ用の靴を小売する事業所は「60A スポーツ用品小売業」に分類される。
- (2) 中古靴を小売する事業所は「60F 中古品小売業(他に分類されないもの)」に分類される。
- (3) 専ら靴の修理を行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

○靴小売業	地下足袋小売業	○履物小売業
革靴小売業	注文靴小売業	げた屋
ゴム靴小売業	靴附属品小売業（靴ひも、	草履小売業
合成皮革靴小売業	靴中敷物など）	スリッパ小売業
プラスチック成形靴小売業	靴墨小売業	サンダル小売業
布製靴小売業	靴小売修理業	鼻緒小売業

×中古靴小売業（60F）靴修理業（修理専門のもの）（909）
 スポーツ用靴小売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）（60A）

579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業

主としてかばん、ハンドバッグ、札入れ、名刺入れなどの袋物を小売する事業所、下着類、洋品雑貨、小間物を小売する事業所及び傘、ステッキなど他に分類されない衣服、身の回り品を小売する事業所をいう。

○かばん・袋物小売業	○洋品雑貨・小間物小売業	半えり小売業
トランク小売業	装身具小売業（貴金属製を	扇子・うちわ小売業
ハンドバッグ小売業	除く）	紋章小売業
札入れ小売業	洋品店	ベルト小売業
名刺入れ小売業	小間物店	バックル小売業
	化粧道具小売業	裁縫用品小売業
○下着類小売業	シャツ小売業	毛糸小売業
補整着小売業（ブラジャー、	ワイシャツ小売業	
ガードルなど）	セーター小売業	○他に分類されない織物・
下着小売業（パンツ、ズボ	帽子小売業	衣服・身の回り品小売業
ン下、スリッパ、ショール	ネクタイ小売業	洋傘小売業
ツなど）	ハンカチーフ小売業	水着小売業（競泳用を除く）
Tシャツ小売業	ふろしき小売業	和傘小売業
	手ぬぐい小売業	ステッキ小売業
	タオル小売業	白衣小売業
	足袋小売業	かつら小売業
	靴下小売業	

×和服小売業（571）ブラウス小売業（573）
 男子用レインコート小売業（572）競泳用水着小売業（60A）
 婦人用レインコート小売業（573）装身具小売業（貴金属製のもの）（60G）

中分類 58－飲食料品小売業

総 説

この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は「中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される。

580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58 飲食料品小売業）

主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用配送センター
------------------------------------	--------	---

581 各種食料品小売業

食料品スーパーマーケット等と称され、各種食料品を扱う設備を備え、主として生鮮食料品（青果、鮮魚、精肉）を対象に、その加工設備を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業所及び他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。

○食料品スーパーマーケット	○その他の各種食料品小売業 各種食料品店	食料雑貨店
---------------	-------------------------	-------

×コンビニエンスストア（563）

総合スーパーマーケット（従業者が常時 50 人以上）（562）

582 野菜・果実小売業

主として野菜及び果実を小売する事業所をいう。

○野菜小売業 八百屋 きのこ類小売業	○果実小売業 果物屋 木の実小売業	
×乾燥果実小売業（58B）	果実缶詰小売業（58B）	乾燥野菜小売業（58B）

583 食肉小売業

主として食肉、肉製品、卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。

○食肉小売業 肉屋 獣肉小売業 塩蔵肉小売業 冷凍肉小売業	肉製品小売業（ハム、ソー セージなど） 魚肉ハム・ソーセージ小売 業 馬肉屋	○卵・鳥肉小売業 鶏肉小売業
×鯨肉小売業（584）		

584 鮮魚小売業

主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。

○鮮魚小売業 魚屋 貝類小売業 かき小売業	川魚小売業 冷凍魚小売業 海藻小売業（生のもの）	うなぎ小売業 どじょう小売業 鯨肉小売業
×干魚小売業（58B） くん製品小売業（58B） 海藻小売業（乾燥したもの）（58B）	塩蔵魚小売業（58B） 観賞用鯉小売業（60E）	

585 酒小売業

主として酒を小売する事業所をいう。

○酒小売業 酒屋	リカーショップ	
×薬用酒小売業（603）		

586 菓子・パン小売業

主として各種の菓子類、あめ類及び食パン、コッペパン、菓子パンなどのパン類を小売する事業所をいう。

各種の菓子類、あめ類及びパン類を製造してその場所で小売する事業所も本分類に含まれる。

○菓子小売業（製造小売を含む）	ケーキ小売業	豆菓子小売業
洋菓子小売業	まんじゅう小売業	甘納豆小売業
和菓子小売業	もち小売業	
干菓子小売業	焼いも屋	○パン小売業（製造小売を含む）
だ菓子小売業	甘ぐり小売業	菓子パン小売業
せんべい小売業	アイスクリーム・アイスキャンデー小売業	食パン小売業
あめ小売業	ドーナツ小売業	

×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの）（58A）

肉まん小売業（58A）

ハンバーガー店（客の注文によって調理し、その場所で飲食させるもの）（76E）

ドーナツ店（その場所で飲食させるもの）（76G）

58A 料理品小売業

主として各種の料理品（折詰料理、そう菜など）を小売する事業所をいう。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所は、「中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される。

○料理品小売業	おにぎり小売業	駅弁売店
料理品製造小売業	すし小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）	持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
そう（惣）菜屋		
折詰小売業	煮豆小売業	ピザ小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
揚物小売業	ハンバーガー店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）	肉まん小売業
調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの）		

×飲食店（76）

仕出し料理・弁当屋（772）

宅配ピザ屋（772）

給食センター（773）

ケータリングサービス（772）

すし店（客の注文によって調理するもの）（764、771、772）

ハンバーガー店（客の注文によって調理するもの）（76E、771）

持ち帰り弁当屋（客の注文によって調理するもの）（771）

58B 他に分類されない飲食料品小売業

主として牛乳、飲料、各種の茶及び類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所、米穀類を小売する事業所、豆腐、納豆、漬物、かまぼこなどの加工食品及び乾物を小売する事業所並びにめん類、缶詰など他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。

○牛乳小売業 牛乳スタンド	○豆腐・かまぼこ等加工食品 小売業 豆腐製造小売業 こんにゃく小売業 納豆小売業 つくだ煮小売業 漬物小売業 たい味そ小売業 ちくわ小売業 おでん材料小売業	○他に分類されない飲食料品 小売業 氷小売業 めん（麺）類小売業 乾めん（麺）類小売業 インスタントラーメン小売業 缶詰小売業 塩蔵魚小売業 調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、化学調味料、香辛料、七味とうがらしなど） レトルト食品小売業 乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど） サプリメント（栄養補助食品）小売業 冷凍調理食品小売業
○飲料小売業（酒類を除く） 清涼飲料小売業 果汁飲料小売業 ミネラルウォーター小売業 乳酸菌飲料小売業 茶類飲料小売業	○乾物小売業 乾物屋 干魚小売業 干びょう小売業 干しのり小売業 干しいたけ小売業 かつお節小売業 こうや（高野）豆腐小売業 ふ（麴）小売業 くん製品小売業 海藻小売業（乾燥したもの） 塩干魚介類小売業 するめ小売業 寒天小売業 乾燥野菜小売業 乾燥果実小売業	
○茶類小売業 緑茶小売業 こぶ茶小売業 麦茶小売業 豆茶小売業 紅茶小売業 中国茶小売業 コーヒー豆小売業 粉末ココア小売業		
○米穀類小売業 米麦小売業 雑穀小売業 豆類小売業		

×酒屋（585）

アイスクリーム小売業（586）

コンビニエンスストア（563）

煮豆小売業（58A）

夕食材料宅配業（611）

中分類 ５９－機械器具小売業

総 説

この中分類には、主として自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品を小売する事業所が分類される。

なお、自動車、自転車、電気機械器具の小売と修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の整備、修理専門の事業所は「891 自動車整備業」に分類される。
- (2) 自動車以外の機械器具の整備、修理専門の事業所は「901 機械修理業（電気機械器具を除く）」～「909 その他の修理業」のそれぞれに分類される。

590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は機械器具小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
--------------------------------	--------	--

591 自動車小売業

主として自動車（新車）、中古自動車、自動車部分品・附属品並びに二輪自動車（原動機付自転車を含む）及びその部分品・附属品を小売する事業所をいう。

○自動車（新車）小売業 乗用車（新車）小売業	カーアクセサリ小売業 カーエアコン小売業 カーステレオ小売業	○二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む） オートバイ小売業 スクーター小売業
○中古自動車小売業	カーナビゲーション小売業 ETC車載器小売業	二輪自動車部分品・附属品小売業
○自動車部分品・附属品小売業 自動車タイヤ小売業	自動車バッテリー小売業	

×自動車一般整備業（891）

592 自転車小売業

主として自転車及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。

○自転車小売業 自転車店 自転車小売修理業 自転車部分品・附属品小売業	自転車タイヤ・チューブ小売業 マウンテンバイク小売業 電動アシスト自転車小売業	中古自転車小売業 車いす小売業 リヤカー小売業
--	---	-------------------------------

×二輪自動車小売業（591）
スクーター小売業（591）
原動機付自転車小売業（591）

貸自転車業（705）
自転車修理業（修理専門のもの）（909）

593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）

主として家庭用電気機械器具、電気事務機械器具（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品を小売する事業所並びにその他の機械器具を小売する事業所をいう。

○電気機械器具小売業（中古品を含む） テレビジョン受信機小売業 ラジオ受信機小売業 電気洗濯機小売業 電気ストーブ小売業 電気アイロン小売業 電気冷蔵庫小売業 電子レンジ小売業 電気掃除機小売業 電気毛布小売業 電気照明器具小売業 電気医療機械器具小売業 電球・蛍光灯小売業 電気音響機械器具小売業 （オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど） CDプレーヤ小売業 DVDレコーダ小売業 ビデオカメラ小売業 デジタルカメラ小売業	録音・録画ディスクメディア小売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで未記録のもの） 電話機小売業 携帯電話機小売業 スマートフォン小売業 扇風機小売業 ルームエアコン小売業 エアーコンディショナ小売業（家庭用） 電熱器小売業 ホットカーペット小売業 ○電気事務機械器具小売業（中古品を含む） パーソナルコンピュータ小売業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型） ファクシミリ小売業	プリンタ小売業 パソコンソフト小売業（ゲーム用ソフトを除く） データ保存用CD・DVD小売業（未記録のもの） ○その他の機械器具小売業 ガス器具小売業 ミシン・編機・同部分品小売業 石油ストーブ小売業 度量衡器小売業 金庫小売業 浄水器小売業 消火器小売業 ふろ釜小売業 シャワー器具小売業 太陽熱利用温水装置小売業 太陽光発電装置小売業
--	--	---

×ゲーム用ソフト小売業（60B）

中分類 60－その他の小売業

総 説

この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。

なお、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あつせんを有店舗により行う事業所も本分類に含まれる。

600 管理、補助的経済活動を行う事業所（60 その他の小売業）

主としてその他の小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又はその他の小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

601 家具・建具・畳小売業

主として各種の家庭用家具、建具、畳及び宗教用具を小売する事業所をいう。

畳完成品の製造小売と畳の裏返し、畳の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

ただし、専ら畳の裏返し、畳の修理を行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

○家具小売業 家具小売修理業 家具製造小売業 洋家具小売業 和家具小売業いす小売業 たんす小売業 机小売業 テーブル小売業	ベッド小売業 つい立小売業 びょうぶ小売業 浴槽小売業 額縁小売業 本箱小売業 鏡台小売業 調理台小売業	カーテン小売業 じゅうたん小売業 カーペット小売業 ○建具小売業 建具製造小売業 木製建具小売業 金属製建具小売業
--	---	---

建具屋 ふすま（襖）小売業 障子小売業	○畳小売業 畳製造小売業 ごさ小売業 花むしろ小売業 畳屋	○宗教用具小売業 仏具小売業 仏壇小売業 神具小売業 神棚小売業
---------------------------	---	--

×マットレス卸売業（ベッド用のもを含む）（513）
 マットレス小売業（ベッド用のもを含む）（571）
 ホットカーペット小売業（593）
 花器小売業（602）
 漆器小売業（602）
 茶道具小売業（602）

中古家具小売業（60F）
 墓石小売業（60G）
 表具業（903）
 畳裏返し業（専門のもの）（909）

602 じゅう器小売業

主として金物、荒物、陶磁器、ガラス器及び他に分類されないじゅう器を小売する事業所をいう。

ただし、主として農業用機械器具を小売する事業所は「604 農耕用品小売業」に分類される。

○金物小売業 金物店 刃物小売業 そり刃小売業 くぎ小売業 ボルト・ナット小売業 ほうろう鉄器小売業 鉄器小売業 アルミニウム製品小売業 鋳前小売業 バケツ・じょうろ小売業（板金製） ストープ小売業（鋳物製） 魔法瓶小売業（電気式でないもの） ○荒物小売業 荒物屋 日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）	ほうき（箒）小売業 ざる小売業 はし（箸）小売業 ふるい小売業 たわし小売業 竹かご小売業 バスケット小売業 竹細工小売業 わら製品小売業 縄小売業 しゅろ細工小売業 ろうそく小売業 マッチ小売業 こうり（行李）小売業 ポリバケツ小売業 ガムテープ・荷造ひも小売業 農業用ビニルシート小売業	○陶磁器・ガラス器小売業 陶器小売業 磁器小売業 瀬戸物小売業 焼物小売業 土器小売業 ○他に分類されないじゅう器小売業 漆器小売業 茶道具小売業 華道具小売業 花器小売業 食器小売業
--	---	---

×農業用機械器具小売業（604）

板ガラス小売業（60G）

603 医薬品・化粧品小売業

主として医薬品、医療用品及び化粧品を小売する事業所をいう。

薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であって、医薬品の販売を併せ行う薬局（病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く）も本分類に含まれる。

○医薬品小売業 （要指導医薬品及び一般 用医薬品の小売を主とす るもの） 薬店 漢方薬小売業 生薬小売業 薬種商販売業 アルコール小売業（医療用） 薬草小売業 朝鮮にんじん小売業	もぐさ小売業 薬用酒小売業 衛生材料小売業 衛生用ゴム製品小売業 紙おむつ小売業 氷まくら・氷のう小売業 ほう帯小売業 医療用品小売業 ○薬局 調剤薬局 ファーマシー	○化粧品小売業 化粧品店 香水小売業 香油小売業 おしろい小売業 整髪料小売業 石けん小売業（化粧、洗顔、 薬用のもの） 入浴剤小売業 歯磨小売業 シャンプー小売業 白髪染小売業
---	---	--

×化粧道具小売業（579）

サプリメント（栄養補助食品）小売業（58B）

農薬小売業（604）

合成洗剤小売業（60G）

医薬品配置小売業（611）

ドラッグストア（564）

604 農耕用品小売業

主として農業用機械器具、苗、種子、肥料、農薬及び飼料を小売する事業所をいう。

ただし、苗及び種子を栽培して販売するものは「011 耕種農業」又は「029 その他の林業」に分類される。

○農業用機械器具小売業 農機具小売業 中古農機小売業 鳥獣害防除器具小売業 畜産用機器小売業 養蚕用機器小売業 耕うん機小売業 ハンドトラクタ小売業 コンバイン小売業 農業用噴霧器小売業	田植機小売業 除草機小売業 脱穀機小売業 農具小売業（すき、くわ、 かまなど） ○苗・種子小売業 種苗小売業 苗木小売業 きのこ種菌小売業	○肥料・飼料小売業 肥料小売業（化学肥料、有 機質肥料、複合肥料など） 油かす類小売業 化成飼料小売業 骨粉小売業 園芸用土小売業 農薬小売業
--	---	--

×果樹苗木栽培業（011）
 林木種子採取業（029）
 花・植木小売業（60D）

ペットフード小売業（60E）
 小鳥飼料小売業（60E）

605 燃料小売業

主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油、液化石油ガス（L P G）及び灯油、プロパンガス、非石油系燃料などの燃料を小売する事業所をいう。

○ガソリンスタンド 給油所 液化石油ガス（L P G）スタンド	○燃料小売業 灯油小売業 プロパンガス小売業 非石油系燃料小売業（まき、練炭、豆炭、石炭など）	電気自動車向け充電スタンド 水素燃料電池自動車向け水素ステーション
---------------------------------------	--	--------------------------------------

×液化石油ガス（L P G）充てん業（929）
 電気小売業（消費者向けのもの）（331）
 ガス小売業（導管による消費者向けのもの）（341）

606 書籍・文房具小売業

主として書籍、雑誌、新聞、紙、紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。

古本を小売する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として書籍、雑誌を賃貸する事業所は「70B 他に分類されない物品賃貸業」に分類される。

○書籍・雑誌小売業 書店 洋書取次店 楽譜小売業 地図小売業 カレンダー小売業	○新聞小売業 新聞販売店 新聞取次店 ○紙・文房具小売業 洋紙小売業 板紙小売業 和紙小売業 ふすま（襖）紙小売業 障子紙小売業 文房具店 帳簿類小売業 ノート小売業	万年筆小売業 鉛筆小売業 ペン小売業 インキ小売業 すずり（硯）小売業 筆小売業 朱肉小売業 製図用具小売業 そろばん小売業 手工材料小売業 絵画用品小売業（絵具、毛筆、パレット、画架など） アルバム小売業
--	--	--

×教育用磁気テープ小売業（60G）

貸本屋（70B）

60A スポーツ用品小売業

主として各種のスポーツ用品を小売する事業所をいう。

ただし、主としてがん具を小売する事業所は「60B がん具・娯楽用品小売業」に分類される。

○スポーツ用品小売業	スポーツ用靴小売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）	登山用品小売業（登山ザック、登山用テントなど）
運動具小売業		サーフボード小売業
ゴルフ用品小売業		ジェットスキー小売業
釣具小売業	運動衣小売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など）	競泳用水着小売業
狩猟用具小売業		
スポーツ用手袋小売業		

×水着小売業（競泳用を除く）（579）

おもちゃ小売業（60B）

60B がん具・娯楽用品小売業

主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。

○がん具・娯楽用品小売業	羽子板小売業	携帯ゲーム機小売業
おもちゃ屋	娯楽用品小売業（囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど）	ゲーム用ソフト小売業
人形小売業		プラモデル小売業
模型がん具小売業	テレビゲーム機小売業	幼児用乗り物小売業
教育がん具小売業		ベビーカー小売業

60C 楽器小売業

主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所をいう。

○楽器小売業	ピアノ小売業	音楽ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みのもので音楽ビデオを含む）
楽器小売修理業	和楽器小売業	
洋楽器小売業	三味線小売業	

×中古楽器小売業（60F）

学習用磁気テープ小売業（60G）

電気音響機械器具小売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）（593）

録音・録画ディスクメディア小売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで未記録のもの）（593）

映像ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みのもので音楽用以外のもの）（60G）

608 写真機・時計・眼鏡小売業

主として写真機、写真材料、時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所は「79D 写真プリント、現像・焼付業」に分類される。
- (2) 専ら時計、眼鏡の修理を行う事業所は「909 その他の修理業」に、専ら光学機械及び附属品の修理を行う事業所は「901 機械修理業（電気機械器具を除く）」に分類される。

○写真機・写真材料小売業 カメラ（写真機）小売業 撮影機小売業 映写機小売業 写真感光材料小売業 写真フィルム小売業 写真機用レンズ小売業	レンズ付フィルム小売業 （使い捨てカメラ） ○時計・眼鏡・光学機械小売業 時計屋 時計小売修理業	眼鏡店 コンタクトレンズ小売業 サングラス小売業 双眼鏡小売業 望遠鏡小売業
---	--	--

×デジタルカメラ小売業（593） ビデオカメラ小売業（593） 中古カメラ小売業（60F） D P E 取次業（79D） 写真プリント、フィルム現像・焼付業（79D）	デジタルカメラ写真プリント業（79D） 光学機械修理業（901） 時計修理業（909） 眼鏡修理業（909）
---	---

60D 花・植木小売業

主として花及び植木を小売する事業所をいう。

ただし、主として造花を小売する事業所は「60G 他に分類されないその他の小売業」に分類される。

○花・植木小売業 花屋	フローリスト 切花小売業	盆栽小売業
----------------	-----------------	-------

×盆栽生産販売業（011） 造花小売業（60G）	苗木小売業（604）
-----------------------------	------------

60E ペット・ペット用品小売業

主として犬、猫、小鳥、熱帯魚などのペット及びペットフード、ペット用品を小売する事業所をいう。

○ペット・ペット用品小売業 ペットショップ（販売が主のもの）	ペットフード小売業 小鳥飼料小売業 愛がん用動物小売業	観賞用魚小売業 ペット用装飾品小売業（首輪、衣服など）
-----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

60F 中古品小売業（他に分類されないもの）

主として骨とう品、中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。

○骨とう品小売業 （絵画、書画、掛け軸、器、 刀剣、仏像など）	中古衣服小売業 古道具小売業 中古家具小売業 中古建具小売業 中古楽器小売業 中古カメラ小売業 中古運動具小売業	中古靴小売業 中古レコード小売業 中古CD小売業 中古ゲーム用ソフト小売業 リサイクルショップ（中古 電気製品小売業、古本屋 を除く）
○その他の中古品小売業（他 に分類されないもの）		

×くず物回収業（536）	中古農機小売業（604）
中古自動車小売業（591）	古本屋（606）
中古自転車小売業（592）	絵画小売業（60G）
中古電気機械器具小売業（593）	古切手・古銭小売業（60G）

60G 他に分類されないその他の小売業

専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所、主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所、金・銀加工製品（食器を除く）及び宝石類を小売する事業所並びに美術品、印章など他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。

なお、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をする
と否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務
を行い、あるいは仲立あっせんを有店舗により行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所は、他の商品によっ
て分類される。

また、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うもの
は「401 インターネット附随サービス業」に分類される。

○たばこ・喫煙具専門小売業 たばこ・喫煙具専門小売店 パイプ小売店 ライター小売店	○ジュエリー製品小売業 宝石小売業 金製品小売業 銀製品小売業 白金（プラチナ）製品小売業 装身具小売業（貴金属製の もの） さんご製品小売業 真珠製品小売業 水晶製品小売業	○他に分類されないその他の 小売業 美術品小売業（骨とう品を 除く） 名刺小売業 印章小売業 印判小売業 帆布小売業 造花小売業 標本小売業 旗ざお小売業
○建築材料小売業 木材小売業 セメント小売業 板ガラス小売業 ブロック小売業 プラスチック建材小売業		

物干しざお小売業	石けん小売業(化粧、洗顔、 薬用以外のもの)	金地金小売業
碑石・墓石小売業		銀地金小売業
石工業(個人の注文によっ て彫刻、仕上げを行い販 売するもの)	映像ソフト小売業(DVD、 ブルーレイディスクなど の物理的媒体に記録済み のもので音楽用以外のも の)	白金(プラチナ)地金小売業
絵画小売業	教育用磁気テープ小売業	漁具小売業
古切手小売業	学習用磁気テープ小売業	漁網小売業
古銭小売業	ブロマイド小売業	釣餌小売業
記念切手小売業		温泉水小売業(飲料用以外)
合成洗剤小売業		小売代理商・仲立業(有店 舗のもの)

×装身具小売業(貴金属製を除く)(579)

温泉水小売業(飲料用)(58B)

ミネラルウォーター小売業(58B)

録音・録画ディスクメディア小売業(CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで
未記録のもの)(593)

食器小売業(602)

金物小売業(くぎ、ボルトなど)(602)

石けん小売業(化粧、洗顔、薬用のもの)(603)

音楽ソフト小売業(DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みのもので音楽ビ
デオを含む)(60C)

骨とう品小売業(60F)

ホームセンター(565)

電気小売業(消費者向けのもの)(331)

ガス小売業(導管による消費者向けのもの)(341)

卸売代理商・仲立業(55A)

小売代理商・仲立業(無店舗のもの)(619)

中分類 61－無店舗小売業

総 説

この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。

なお、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために、無店舗により小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あつせんを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により「中分類 56－各種商品小売業」～「中分類 60－その他の小売業」に分類される。

また、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は「大分類 E－製造業」に分類される。

610 管理、補助的経済活動を行う事業所（61 無店舗小売業）

主として無店舗小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所、自企業の物品等を保管する事業所又は無店舗小売業における活動を促進するため、同一企業のお事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○自家用倉庫	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用配送センター
------------------------------------	--------	--

611 通信販売・訪問販売小売業

無店舗により商品を小売する事業所をいう。

ただし、店舗により小売する事業所は、取り扱う商品により「中分類 56－各種商品小売業」～「中分類 60－その他の小売業」に分類される。

○無店舗小売業 カタログによる販売小売業 インターネットによる販売 小売業 医薬品配置小売業	訪問販売による小売業 化粧品訪問販売小売業 乳酸菌飲料訪問販売業 夕食材料宅配業	宅配専門牛乳店 ウォーターサーバー・ 宅配水販売業
--	---	---------------------------------

×呉服・服地小売業（店舗によるもの）（571） 婦人服小売業（店舗によるもの）（573） 靴小売業（店舗によるもの）（574） 食肉小売業（店舗によるもの）（583） 酒小売業（店舗によるもの）（585） カーアクセサリ小売業（店舗によるもの）（591） 百貨店（従業者が常時 50 人以上）（561） 総合スーパーマーケット（従業者が常時 50 人以上）（562）	自動車小売業（店舗によるもの）（591） 家具小売業（店舗によるもの）（601） 薬局・薬店（店舗によるもの）（603） ペット小売業（店舗によるもの）（60E） 配食サービス業（772）
--	--

612 自動販売機による小売業

店舗を持たず、自動販売機により衣料品、飲食料品、がん具などを小売する事業所をいう。

ただし、店舗を持つ小売事業所の自動販売機による販売は、店舗によるものに含め、扱う商品により「中分類 56－各種商品小売業」～「中分類 60－その他の小売業」のそれぞれに分類される。

○自動販売機による小売業

619 その他の無店舗小売業

他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。

なお、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をする
と否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために、無店舗により小売業（個人を含
む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も本分類に含まれる。

また、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うもの
は「401 インターネット附随サービス業」に分類される。

○その他の無店舗小売業	小売代理商・仲立業（無店 舗のもの）
-------------	-----------------------

×卸売代理商・仲立業（55A） 小売代理商・仲立業（有店舗のもの）（60G）

大分類 J－金融業、保険業 ★

総 説

この大分類には、金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所及び漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は「851 社会保険事業団体」、「973 行政機関」、「981 都道府県の機関」又は「982 市町村の機関」に分類される。

◎ 金 融 業

資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業所及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業所が分類される。

(1) 資金融通機関

資金の融通を行う事業所としては、次のものが含まれる。

ア 資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関

イ 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

(2) 資金取引の仲介機関

資金取引の仲介を行う事業所としては、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等が含まれる。

(3) (1)、(2)と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所

◎ 保 険 業

不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業（生命保険、損害保険）、共済事業、少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業、保険サービス業を営む事業所が分類される。

中分類 62－銀行業 ★

総 説

この中分類には、中央銀行と銀行業又は信託業を営む預金取扱機関である銀行が分類される。

620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62 銀行業） ★

主として銀行業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は銀行業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

621 中央銀行 ★

銀行券を発行し、通貨及び金融の調節を行う銀行をいう。

○中央銀行	日本銀行	
-------	------	--

622 銀行（中央銀行を除く） ★

普通銀行、郵便貯金銀行及び信託銀行をいう。

外国に本店を有する銀行の本邦内支店その他の営業所である事業所も本分類に含まれる。

○普通銀行 都市銀行 地方銀行 インターネット専門銀行 銀行出張所	○郵便貯金銀行 ゆうちょ銀行 ○信託銀行	○その他の銀行 外国銀行支店・出張所・駐 在員事務所
---	--------------------------------	----------------------------------

×銀行計算センター（39A）	管理型信託会社（662）
銀行事務センター（929）	運用型外国信託会社（662）
貯金事務センター（929）	管理型外国信託会社（662）
信用金庫（631）	銀行代理業者（663）
日本政策投資銀行（649）	銀行協会（931）
運用型信託会社（662）	

中分類 63－協同組織金融業 ★

総 説

この中分類には、主として組合員である中小企業者、農業者、漁業者や労働団体、協同組合等に対する金融上の便益を供する預金取扱機関が分類される。

630 管理、補助的経済活動を行う事業所（63 協同組織金融業） ★

主として協同組織金融業の事業所を統括する本部等として、自法人組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は協同組織金融業における活動を促進するため、同一法人組織の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本部・本所・本店・支部・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

631 中小企業等金融業 ★

信用金庫及びその連合会、信用協同組合及びその連合会、商工組合中央金庫、労働金庫及びその連合会の事業所をいう。

○信用金庫・同連合会 信金中央金庫	○信用協同組合・同連合会 信用組合	○商工組合中央金庫 ○労働金庫・同連合会
----------------------	----------------------	-----------------------------

×信用保証協会（661） 信用金庫代理業者（663）	信用金庫協会（931） 信用組合協会（931）
-------------------------------	----------------------------

632 農林水産金融業 ★

農林中央金庫、農林中央金庫と信用事業を営む農業・漁業・水産加工業協同組合の中間にあつて、地域的親金融機関としてそれらの協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所及び農業・漁業・水産加工業協同組合のうち、組合員である者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。

○農林中央金庫	○農業協同組合 (信用事業のみを行うもの)	○漁業協同組合、水産加工業協同組合 (信用事業のみを行うもの)
○信用農業協同組合連合会		
○信用漁業協同組合連合会、 信用水産加工業協同組合連合会		

×農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）(871)
 漁業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）(871)
 水産加工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）(871)

中分類 64－貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 ★

総 説

この中分類には、貸金業、質屋、クレジットカード業を営む事業所、政府関係金融機関等、非預金信用機関が分類される。

640 管理、補助的経済活動を行う事業所（64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関） ★

主として貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

641 貸金業 ★

主として消費者及び事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所をいう。

○消費者向け貸金業 消費者向け無担保貸金業者 消費者向け有担保貸金業者	○事業者向け貸金業 事業者向け貸金業者 手形割引業者	金融ブローカー
---	----------------------------------	---------

×クレジットカード業（643）

642 質屋 ★

物品を質にとって利用者に資金を融通する事業所をいう。

○質屋		
-----	--	--

643 クレジットカード業、割賦金融業 ★

チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所及び割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいう。

○クレジットカード業 クレジットカード会社 信販会社（クレジットカード業のもの）	各種チケット団体（クレジットカード業のもの） タクシーチケット発行業	○割賦金融業 割賦金融業者
--	---------------------------------------	------------------

×ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの）（649）

649 その他の非預金信用機関 ★

特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等、独立行政法人の事業所、住宅資金を個人、会社などに対し融通する事業所又は無尽の方法により土地、建物の給付を行う事業所及び金融商品取引所の会員に対して信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券の貸付を行う事業所並びに他に分類されない非預金信用機関の事業所をいう。

ただし、商工組合中央金庫は「631 中小企業等金融業」に分類される。

○政府関係金融機関 中小企業基盤整備機構 福祉医療機構 住宅金融支援機構 奄美群島振興開発基金 エネルギー・金属鉱物資源機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	○住宅専門金融業 住宅金融業者 住宅無尽会社 ○証券金融業 証券金融会社	○他に分類されない非預金信用機関 ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの） 特定目的会社 販売代金精算業（魚市場精算会社、青果市場精算会社など） 日本政策投資銀行 日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 地方公共団体金融機構
---	--	--

×商工組合中央金庫（631）

割賦金融業（643）

中分類 65－金融商品取引業、商品先物取引業 ★

総 説

この中分類には、資金取引の仲介を行う金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等を営む事業所が分類される。

ただし、金融商品取引所及び商品取引所は「661 補助的金融業、金融附帯業」に分類される。

650 管理、補助的経済活動を行う事業所（65 金融商品取引業、商品先物取引業） ★

主として金融商品取引業、商品先物取引業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は金融商品取引業、商品先物取引業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

651 金融商品取引業 ★

金融商品取引法に基づき有価証券の売買等を行う事業所、投資顧問契約に基づく助言を行う事業所、主として投資一任契約等に基づく財産・委託者指図型投資信託等の運用を行う事業所、有価証券の保管及び振替等の補助的証券業務を営む事業所をいう。

また、特別の法律により、中小企業等に対し、株式引受の方法により資金を供給するなどする事業所も本分類に含まれる。

○金融商品取引業 金融商品取引業者（証券会 社、抵当証券業者、金融 先物取引業者、商品投資 販売業者など） インターネット証券会社	○投資助言・代理業 投資助言・代理業者 証券投資顧問業者 ○投資運用業 投資運用業者 ベンチャーキャピタル	中小企業投資育成株式会社 農業法人投資育成会社 ○補助的金融商品取引業 証券保管振替機関 金融商品取引清算機関 証券代行業者
--	--	---

×金融商品仲介業（663）
日本証券業協会（931）

金融先物取引業協会（931）
日本投資顧問業協会（931）

652 商品先物取引業、商品投資顧問業 ★

商品先物取引法に基づき主として国内及び外国の商品取引所の商品市場における先物取引の受託を業として営む事業所、商品取引所の商品市場によらず相対で商品先物取引等を業として営む事業所及び商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき主として顧客から出資された資産を商品投資により運用する契約を締結すること又は商品投資に係る投資判断に基づき顧客のために投資を行うことを業とする事業所並びに他に分類されない商品先物取引業等を行う事業所をいう。

○商品先物取引業 商品先物取引業者 国内商品市場先物取引業者 外国商品市場先物取引業者 店頭商品デリバティブ取引業者	○商品投資顧問業 商品投資顧問業者	○その他の商品先物取引業、 商品投資顧問業 特定店頭商品デリバティブ 取引業者 商品先物取引仲介業者
--	----------------------	--

×商品取引所（661）

中分類 66－補助的金融業等 ★

総 説

この中分類には、銀行等の預金取扱機関、貸金業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業等の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所が分類される。

660 管理、補助的経済活動を行う事業所（66 補助的金融業等） ★

主として補助的金融業等の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は補助的金融業等における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

661 補助的金融業、金融附帯業 ★

金融機関相互間に介在し、主としてコール資金の貸付又はその貸借の媒介及び手形売買取引を行う事業所、手形交換所、両替業を営む事業所、金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証する事業所、信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所、預金保険法等に基づき金融機関の預・貯金などの払戻しについての保険金の支払い及び救済金融機関等に対する資金援助を行う機関の事業所、金融商品取引所、商品取引所並びにその他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。

○短資業 短資会社	○信用保証機関 信用保証協会 農業信用基金協会 県農協保証センター 漁業信用基金協会 信用保証会社	○預・貯金等保険機関 預金保険機構 農水産業協同組合貯金保険 機構 投資者保護基金 保険契約者保護機構
○手形交換所 電子交換所		
○両替業 外国貨幣両替業者	○信用保証再保険機関 全国農協保証センター 農林漁業信用基金	○金融商品取引所 ○商品取引所

○その他の補助的金融業、金融附帯業 公共工事前払金保証会社 前払式支払手段発行者（前払式支払手段として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む）	プリペイドカード発行業 債権管理回収業者（サービス） 資金移動業者（資金移動業として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む）	資金清算業者 電子決済等代行業者 暗号資産交換業者 電子債権記録機関
---	--	---

×プリペイドカード等カードシステム業 (929)

662 信託業 ★

信託業を行う事業所をいう。

ただし、信託銀行は「622 銀行（中央銀行を除く）」に分類される。

○運用型信託業 運用型信託会社 運用型外国信託会社	○管理型信託業 管理型信託会社 管理型外国信託会社
---------------------------------	---------------------------------

663 金融代理業 ★

金融商品取引業又は登録金融機関の委託を受けて、有価証券の売買の媒介等を行う事業所、信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事業所及び他に分類されない金融代理業を行う事業所をいう。

○金融商品仲介業 金融商品仲介業者	○その他の金融代理業 銀行代理業者 信用金庫代理業者 信用協同組合代理業者 労働金庫代理業者	農林中央金庫代理業者 特定信用事業代理業者（農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づくもの）
----------------------	--	---

×証券代行業者 (651)

商品先物取引仲介業者 (652)

中分類 67－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） ★

総 説

この中分類には、あらゆる形態の保険業を行う事業所、保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを提供する事業所が分類される。

農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は「851 社会保険事業団体」、「973 行政機関」、「981 都道府県の機関」又は「982 市町村の機関」に分類される。

670 管理、補助的経済活動を行う事業所（67 保険業） ★

主として保険業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は保険業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

671 生命保険業 ★

生命保険業を行う事業所をいう。

なお、生命保険の再保険業を行う事業所も本分類に含まれる。

○生命保険業 生命保険株式会社 生命保険相互会社	○郵便保険業 かんぽ生命保険 ○生命保険再保険業 生命保険再保険会社	○その他の生命保険業 外国生命保険会社
--------------------------------	---	------------------------

×生命保険代理店（674）

672 損害保険業 ★

損害保険業を行う事業所をいう。

なお、損害保険の再保険業を行う事業所も本分類に含まれる。

○損害保険業	○損害保険再保険業	○その他の損害保険業
損害保険株式会社	損害保険再保険会社	外国損害保険会社
船主責任相互保険組合	地震再保険会社	
小型船相互保険組合		
ペット保険業（損害保険）		
日本貿易保険		
日本漁船保険組合		

×ペット保険業（少額短期保険）（673）	自動車保険代理店（674）
損害保険代理店（674）	

673 共済事業、少額短期保険業 ★

各種災害補償法、各種協同組合法等による共済事業を行う事業所及び少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業所をいう。

○共済事業（各種災害補償法 によるもの）	○共済事業（各種協同組合法 等によるもの）	全国労働者共済生活協同組 合連合会（全労済）
農業共済組合	全国共済農業協同組合連合 会	勤労者退職金共済機構
農業共済組合連合会	全国共済水産業協同組合連 合会	農畜産物価格安定基金
漁業共済組合	火災共済協同組合	○少額短期保険業
漁業共済組合連合会	各種生活協同組合共済	少額短期保険業者
		ペット保険業（少額短期保 険）

×ペット保険業（損害保険）（672）	国家（地方）公務員共済組合（851）
地方公務員災害補償基金（851）	農業者年金基金（851）

674 保険媒介代理業 ★

生命保険業者のために生命保険契約の募集、保険料の集金等を行う事業所、損害保険業者のために損害保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所、各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者のために共済契約の締結、共済料の収納等を行う事業所及び少額短期保険業者のために少額短期保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。

○生命保険媒介業 生命保険代理店	火災保険代理店 海上保険代理店 自動車保険代理店	○共済事業媒介代理業・少額 短期保険代理業 火災共済協同組合代理所 少額短期保険代理店
○損害保険代理業 損害保険代理店		

675 保険サービス業 ★

所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料の算出を行う事業所、保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業所及び他に分類されない保険サービスを提供する事業所をいう。

○保険料率算出団体 損害保険料率算出機構	○損害査定業 損害査定事務所	○その他の保険サービス業 生命保険相談所 保険仲立業者
-------------------------	-------------------	-----------------------------------

×生命保険協会（931）

日本損害保険協会（931）

大分類 K－不動産業、物品賃貸業

総 説

この大分類には、不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

◎ 不 動 産 業

不動産業には、主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。

主として自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所も本分類に含まれる。

◎ 不 動 産

不動産とは、土地、建物その他土地に定着する工作物をいう。

◎ 不動産業と他産業との関係

- (1) 映画館を賃貸する事業所は「801 映画館」に分類される。
- (2) 劇場を賃貸する事業所は「802 興行場（別掲を除く）、興行団」に分類される。
- (3) スポーツ施設を賃貸する事業所は「80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）」～「80H フィットネスクラブ」のそれぞれに分類される。
- (4) 講演会、展示会、集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所は「951 集会場」に分類される。
- (5) 主として自ら労働者を雇用して土地の造成又は建物の建設を行い、それを分譲する事業所は「061 一般土木建築工事業」、「062 土木工事業（舗装工事業を除く）」、「064 建築工事業（木造建築工事業を除く）」又は「065 木造建築工事業」に分類される。
- (6) 不動産に関する鑑定評価、調査などを行う事業所は「72H 他に分類されない専門サービス業」に分類される。

◎ 物品賃貸業

物品賃貸業には、主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。

中分類 68－不動産取引業

総 説

この中分類には、主として不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。

680 管理、補助的経済活動を行う事業所（68 不動産取引業）

主として不動産取引業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援、調査・研究開発、プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理等の現業以外の業務を行う事業所又は不動産取引業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

681 建物売買業、土地売買業

主として建物又は土地の売買（分譲を含む）を行う事業所をいう。

土地を売るために土地の開発を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所は「061 一般土木建築工事業」、「064 建築工事業（木造建築工事業を除く）」又は「065 木造建築工事業」に分類される。
- (2) 自ら労働者を雇用し土地造成を行い、それを分譲する事業所及び農地の開発工事を行う事業所は「061 一般土木建築工事業」又は「062 土木工事業（舗装工事業を除く）」に分類される。

○建物売買業 建売業（自ら建築施工しないもの） 事務所売買業	マンション分譲業 中古住宅売買業 別荘分譲業 リゾートマンション分譲業	○土地売買業（自ら土地造成を行わないもの） 土地分譲業 土地開発分譲業
--------------------------------------	--	---

×土地改良区（013）

農地開発請負業（061、062）

土地売買業（自ら土地造成を行うもの）（062）

土地開発分譲業（自ら土地造成を行うもの）（062）

建売業（自ら建築施工するもの）（061、064、065）

682 不動産代理業・仲介業

主として不動産の売買、貸借、交換の代理又は仲介を行う事業所をいう。

駐車場の貸借の仲介を行う事業所も本分類に含まれる。

○不動産代理業・仲介業	貸間仲介業	アパート仲介業
土地ブローカー	貸室仲介業	立木仲買業
建物仲介業	貸駐車場仲介業	リロケーションサービス業
貸家仲介業	マンション仲介業	(留守宅賃貸仲介)

×貸事務所業 (691)

貸家業 (692)

中分類 69－不動産賃貸業・管理業

総 説

この中分類には、主として不動産の賃貸又は管理を行う事業所が分類される。

690 管理、補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）

主として不動産賃貸業・管理業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援、調査・研究開発、プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理等の現業以外の業務を行う事業所又は不動産賃貸業・管理業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）

主として事務所、店舗、土地などを賃貸する事業所及び土地に定着する施設を賃貸する事業所をいう。

○貸事務所業 貸店舗業（店舗併用住宅を 除く） 貸ビル業 貸倉庫業	○土地賃貸業 地主（土地の賃貸を業とす るもの）	○その他の不動産賃貸業 貸会議室業 レンタル収納スペース業
---	--------------------------------	-------------------------------------

×貸店舗業（店舗併用住宅のもの）（692） ウィークリーマンション賃貸業（692） 貸家業（692） 映画館賃貸業（801） 劇場賃貸業（802）	競輪場賃貸業（803） スポーツ施設賃貸業（80A～80H） 貸画廊業（929） 集会場（951）
---	--

692 貸家業、貸間業

主として住宅（店舗併用住宅を含む）及び室（部屋）を賃貸する事業所をいう。

○貸家業 住宅賃貸業 アパート業 ウィークリーマンション 賃貸業	貸別荘業 住宅供給公社 都市再生機構 貸店舗業（店舗併用住宅 のもの）	マンション賃貸業 ○貸間業
--	---	----------------------

×住宅管理事務所（694）
簡易宿泊所（752）

下宿業（753）
法人用独身寮（75B）

693 駐車場業

主として自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所をいう。

ただし、長期的に倉庫に物品を保管することを業とする事業所は「中分類 47－倉庫業」に分類される。

○駐車場業 ガレージ業	自動車車庫業	駐車場管理業
----------------	--------	--------

×倉庫業（47）

駐輪場業（自転車預り業）（794）

694 不動産管理業

主としてビル、マンション等の所有者（管理組合等を含む）の委託を受けて経營業務あるいは保全業務等不動産の管理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務（清掃、衛生管理、設備の保守・点検、保安管理等）を総合的に請負い、そのサービスを提供する事業所は「92A ビルメンテナンス業」に分類される。
- (2) 所有者の委託を受けて駐車場の管理運営を行う事業所は「693 駐車場業」に分類される。

○不動産管理業 ビル管理業 マンション管理業	アパート管理業 土地管理業 社宅・世帯寮管理業	住宅管理事務所 住宅宿泊管理業
------------------------------	-------------------------------	--------------------

×ガレージ業（693）
法人用独身寮、学生寮（75B）
建物総合管理業（92A）

ビルサービス業（92A）
ビルメンテナンス業（92A）

中分類 70－物品賃貸業

総 説

この中分類には、主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 不動産の賃貸を行う事業所は「中分類 69－不動産賃貸業・管理業」に分類される。
- (2) 船舶を貸渡しする事業所は「454 船舶貸渡業」に分類される。
- (3) 映画館を賃貸する事業所は「801 映画館」に分類される。
- (4) 劇場を賃貸する事業所は「802 興行場（別掲を除く）、興行団」に分類される。
- (5) 競輪場、競馬場などの施設を賃貸する事業所は「803 競輪・競馬等の競走場、競技団」に分類される。

700 管理、補助的経済活動を行う事業所（70 物品賃貸業）

主として物品賃貸業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は物品賃貸業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場
------------------------------------	---------------------------	------------------

70C 総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類 3 項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が 1 年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。

○総合リース業

70D その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、他の小分類 3 項目以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。

○各種物品レンタル業

各種物品賃貸業

702 産業用機械器具賃貸業

主として各種産業の用に供する機械器具を賃貸する事業所をいう。

ただし、事務用機械器具を賃貸する事業所は「703 事務用機械器具賃貸業」に分類される。

○産業用機械器具賃貸業 農業機械器具賃貸業 通信機械器具賃貸業 電話交換機賃貸業 医療機械器具賃貸業 鉱山機械器具賃貸業 金属工作機械賃貸業 金属加工機械賃貸業 プラスチック成形加工機械 賃貸業 電動機賃貸業 計測器賃貸業	自動販売機（コインオペレ ータ）賃貸業 冷蔵陳列棚賃貸業 荷役運搬機械設備賃貸業 フォークリフト賃貸業 コンテナ賃貸業 パレット賃貸業 ボウリング機械設備賃貸業 娯楽機械賃貸業 パチンコ台賃貸業	○建設機械器具賃貸業 土木機械器具賃貸業 掘削機械器具賃貸業 建設用クレーン賃貸業 基礎工事用機械賃貸業 アスファルト舗装機械賃貸 業 ロードローラ賃貸業 ランマ賃貸業 鋼矢板賃貸業 仮設資材賃貸業 舗装機械賃貸業 整地機械賃貸業
--	--	---

703 事務用機械器具賃貸業

主として複写機、タイムレコーダ、金銭登録機並びに電子計算機及び同関連機器などの事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。

○事務用機械器具賃貸業（電 子計算機を除く） 電子式複写機（コピー機） 賃貸業 複合機賃貸業	金銭登録機賃貸業 タイムレコーダ賃貸業 ファイリングシステム用器 具賃貸業	○電子計算機・同関連機器賃 貸業 パーソナルコンピュータ賃 貸業（デスクトップ型、 ノート型、タブレット型）
--	--	--

704 自動車賃貸業

主として乗用車、トラック、二輪自動車などの自動車を賃貸する事業所をいう。

○自動車賃貸業 レンタカー業	自動車リース業 カーシェアリング業	二輪自動車賃貸業
-------------------	----------------------	----------

×フォークリフト賃貸業（702）

貸自転車業（705）

705 スポーツ・娯楽用品賃貸業

主としてスポーツ用品及び娯楽用品を賃貸する事業所をいう。

○スポーツ・娯楽用品賃貸業	貸自転車業	貸モーターボート業
スキー用品賃貸業	貸テント業	貸馬業
スケート靴賃貸業	パーティグッズ賃貸業	
運動会用具賃貸業	貸ヨット業	

×船舶貸渡業（454）	貸ピアノ業（70B）
ボウリング機械設備賃貸業（702）	レンタルブック業（70B）
パチンコ台賃貸業（702）	

70A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）

主としてコンパクトディスクなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう。

○音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	レンタルビデオ業	CD賃貸業
	DVDレンタル業	ブルーレイディスク賃貸業

×映画配給業（411）	映画フィルム賃貸業（70B）
-------------	----------------

70B 他に分類されない物品賃貸業

主として映画・演劇用品を賃貸する事業所、映画・演劇用、冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょうを賃貸する事業所及び貸本、貸植木など他に分類されない物品を賃貸する事業所をいう。

ただし、映画フィルムの配給を行う事業所は「411 映像情報制作・配給業」に分類される。

○映画・演劇用品賃貸業	○他に分類されない物品賃貸業	貸ピアノ業
映画・演劇用諸道具賃貸業	業	仮設トイレ賃貸業
映写機賃貸業	レンタルブック業	倉庫テント（ジャバラテント）賃貸業
映画フィルム賃貸業	貸楽器業	オフィス用じゅう器賃貸業
貸衣しょう業（映画・演劇用のもの）	貸美術品業	（事務用机・椅子、ロッカーなど）
	貸ふとん業	
	貸植木業	
○貸衣しょう業	医療・福祉用具賃貸業機械器具を除く）	
レンタルブティック	ペットレンタル業	
作業服・ユニホームレンタル業	貸花環業	

×映画配給業（411）	貸おしぼり業（78B）
医療機械器具賃貸業（702）	貸ぞうきん業（78B）

大分類 Lー学術研究、専門・技術サービス業

総 説

この大分類には、主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所及び広告に係る総合的なサービスを提供する事業所が分類される。

本分類には次のようなサービスを提供する事業所が含まれる。

- ① 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所
- ② 法律、財務及び会計などに関する事務や相談、デザイン、文芸・芸術作品の創作、経営戦略など専門的な知識サービスを提供する事業所
- ③ 依頼人のために、広告に係る総合的なサービスを提供する事業所
- ④ 獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明、写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業所

◎ 学術研究、専門・技術サービス業と他産業との関係

(1) 鉱業との関係

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業を行う事業所は「中分類 05ー鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない事業所は「415 広告制作業」に分類される。

(3) 運輸業との関係

運輸に附帯する船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は「489 その他の運輸に附帯するサービス業」に分類される。

(4) 生活関連サービス業との関係

写真撮影を行わず、デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は「79D 写真プリント、現像・焼付業」に分類される。

中分類 7 1－学術・開発研究機関

総 説

この中分類には、学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所が分類される。

710 管理、補助的経済活動を行う事業所（71 学術・開発研究機関）

主として学術・開発研究機関の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は学術・開発研究機関における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
-------------------	-------------------------------	----------------------------

711 自然科学研究所

地震研究所、有機合成研究所、気象研究所のような理学研究所、工業技術研究所、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所のような工学研究所及び農業、林業、漁業に関する研究所、試験所並びに医学、薬学に関する研究所、試験所をいう。

診断、治療上の必要からあるいは食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品などに関し、依頼に応じて試験、検査、検定などを行うことを業務の一環としている施設も本分類に含まれる。

○理学研究所 地震研究所 国立天文台 気象研究所 高層気象台 有機合成研究所 発酵研究所 触媒研究所 統計数理研究所 日本放送協会放送技術研究所 地磁気観測所	○工学研究所 工業技術研究所 窯業技術センター 物質・材料研究機構 鋳物研究所 建築研究所 情報通信研究機構 日本電信電話（株）情報ネットワーク総合研究所 産業技術総合研究所 国土技術政策総合研究所 土木研究所	○農学研究所 農業・食品産業技術総合研究機構 農業研究センター 畜産試験場 果樹試験場 農業試験場 農林水産政策研究所 国際農林水産業研究センター 水産資源研究所・水産技術研究所 酒類総合研究所 森林研究・整備機構森林総合研究所
---	---	--

○医学・薬学研究所 結核研究所 真菌医学研究センター 微生物病研究所	医薬化学研究所 国立医薬品食品衛生研究所 医薬基盤・健康・栄養研究 所	国立感染症研究所 食品衛生研究施設 医科学研究所 放射線影響研究所
---	--	--

×衛生検査所（83D）水質検査業（849）
 寄生虫卵検査業（849）

712 人文・社会科学研究所

文化、芸術などの人文科学又は政治、経済などの社会科学に関する研究を行う事業所をいう。

○人文・社会科学研究所 国立教育政策研究所 科学技術・学術政策研究所 文化財研究所 東洋文化研究所	社会科学研究所 日本放送協会放送文化研究 所 国立国語研究所	国立社会保障・人口問題 研究所 国土交通政策研究所
---	---	---------------------------------

中分類 72－専門サービス業（他に分類されないもの）

総 説

この中分類には、法務に関する事務、助言、相談、その他の法律的サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的な知識サービスを提供する事業所が分類される。

720 管理、補助的経済活動を行う事業所（72 専門サービス業）

主として専門サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は専門サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	自家用車庫
-------------------	-------------------------------	-------

72A 法律事務所

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行う事業所をいう。

○法律事務所 法律相談所	弁護士事務所 弁護士法人事務所	外国法事務弁護士事務所
-----------------	--------------------	-------------

×弁護士会（931）

72B 特許事務所

特許、実用新案、意匠又は商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理及び鑑定などの業務を行う事業所をいう。

○特許事務所 弁理士事務所	弁理士法人事務所	特許出願代理業
------------------	----------	---------

×弁理士会（931）

72J 公証人役場、司法書士事務所

公正証書の作成、私署証書の認証を行う事業所及び司法官署に提出する書類の作成、登記又は供託に関する手続の代理を行う事業所をいう。

○公証人役場	司法書士事務所	司法書士法人事務所
--------	---------	-----------

×行政書士事務所（723）

72K 土地家屋調査士事務所

不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続及び筆界特定の手続についての代理を行う事業所をいう。

○土地家屋調査士事務所	土地家屋調査士法人事務所
-------------	--------------

723 行政書士事務所

官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類などの作成を行う事業所をいう。

○行政書士事務所	行政書士法人事務所
----------	-----------

×司法書士事務所（72J）

72C 公認会計士事務所

財務書類の監査、証明、調整又は財務に関する調査、立案、相談などの業務を行う事業所をいう。

○公認会計士事務所 監査法人事務所	外国公認会計士事務所	会社設立決算事務引受業
----------------------	------------	-------------

×経営コンサルタント業（72E）

72D 税理士事務所

税務代理、税務書類の作成及び税務相談などの業務を行う事業所をいう。

○税理士事務所	税理士法人事務所
---------	----------

725 社会保険労務士事務所

労働・社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行う事業所をいう。

○社会保険労務士事務所	社会保険労務士法人事務所
-------------	--------------

726 デザイン業

主として物品、画像、空間などの製作に関して、形状、模様、色彩などの視覚表現を組み合わせ、利用者への利便性や審美性を考慮しつつ専門的なデザインのサービスを提供する事業所をいう。

ただし、そのデザインを利用するが、製品の製造加工を行う事業所、プログラムの設計を行う事業所、広告の企画・制作を行う事業所、芸術作品の創作、演出などの専門的なサービスを提供する事業所、建築設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する事業所、機械の設計を行う事業所は本分類に含まれない。

○デザイン業	ディスプレイデザイン業	ホームページデザイン業
グラフィックデザイン業	UI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）	（プログラム設計を伴わず、ホームページデザインのみ行うもの）
パッケージデザイン業		
インダストリアルデザイン業（テキスタイル・ファッションデザイン、インテリアデザイン等）	デザイン業	
	サービスデザイン業	

×造園工事・ゴルフ場工事業（062）	看板・標識機製造業（32D）
室内装飾工事業（078）	広告制作業（415）
陶磁器絵付業（214）	広告業（731）建築設計事務所（74A）
装身具・装飾品製造業（322）	芸術写真業（74E）
漆器製造業（327）	
ホームページ作成業（プログラム設計を伴うもの）（391）	
ディスプレイ業（調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して行うもの）（929）	

727 著述・芸術家業

個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論及び美術、音楽、演劇などの芸術作品の創作、演出など専門的なサービスを提供する事業所をいう。

○著述家業	○芸術家業	ピアニスト業
作家業	美術家業	映画監督業
シナリオライター業	彫刻家業	演出家業
文芸批評家業	鋳金家業	画家業
歌人業	作曲家業	ポスター画家業
評論家業	声楽家業	イラストレーター業
		能楽師業

×コピーライター業（72H）	芸術写真家業（74E）
落語家業（802）	俳優業（フリーのもの）（802）

72E 経営コンサルタント業

マネジメントに関する診断、指導、教育訓練、調査研究などを行う事業所をいう。

○経営コンサルタント業 経営管理事務所	経営管理診断事務所 経営管理指導研究事務所	経営管理相談所
------------------------	--------------------------	---------

×公認会計士事務所（72C）

72F 純粋持株会社

経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし、自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。

ただし、子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない。

○純粋持株会社	金融持株会社
---------	--------

×事業持株会社（主たる事業内容によりそれぞれに分類される）

72G 興信所

主として個人及び法人の信用調査を行う事業所をいう。

○興信所 信用調査所	商業興信所	探偵業
---------------	-------	-----

×市場調査業（39C）

世論調査業（39C）

72H 他に分類されない専門サービス業

主として翻訳業、通訳業、通訳案内業、不動産鑑定業を行う事業所及び司会業、コピーライター業など他に分類されない専門サービスを提供する事業所をいう。

○翻訳業（著述家業を除く）	鑑定業（美術品、骨とう品など）	モデル業
○通訳業、通訳案内業	司会業	スタイリスト業
○不動産鑑定業	コピーライター業	盲導犬訓練所
○他に分類されない専門サービス業	投資顧問業（証券・商品投資を除く）	犬調教事業所
	国際規格審査業	海事代理士業
	補償コンサルタント業	著作権管理業

×広告制作業（415）

船積貨物鑑定業（489）

著述家業（727）

観光案内所（489）

観光案内業（日本語による観光ガイド）（79E）

証券投資顧問業者（651）

商品投資顧問業者（652）

司法書士事務所（72J）

土地家屋調査士業（72K）

中分類 73-広告業

総説

この中分類には、主として依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所が分類される。

730 管理、補助的経済活動を行う事業所（73 広告業）

主として広告業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は広告業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

731 広告業

主として依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所をいう。

ただし、広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない事業所は「415 広告制作業」に分類される。

○広告業 総合広告業 広告代理業 新聞広告代理業 インターネット広告業	屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの） 空中広告宣伝業（総合的なサービスを提供するもの） アドバルーン広告業（総合的なサービスを提供するもの）	車内広告業（総合的なサービスを提供するもの） 電柱広告業（総合的なサービスを提供するもの）
---	--	--

×電飾看板設置業（081）
広告制作業（415）

放送業（38）
デザイン業（726）

×印刷業（151）

コピーライター業（72H）

テレビコマーシャル制作業（411）

サンプル配布業（929）

ラジオスポット制作業（412）

ディスプレイ業（調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して行うもの）（929）

ポスティング業（929）

新聞業（413）

ちんどん屋（929）

出版業（414）

中分類 74ー技術サービス業（他に分類されないもの）

総 説

この中分類には、獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業所が分類される。

740 管理、補助的経済活動を行う事業所（74 技術サービス業）

主として技術サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は技術サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場
-------------------	-------------------------------	------------------

741 獣医業

獣医学上の内科的、外科的、歯科的サービスを提供する事業所をいう。

○獣医業 家畜診療所	動物病院	ペットクリニック
---------------	------	----------

×家畜人工授精所（013）
トリマー業（79E）

牛種付け請負業（013）

74A 建築設計業

建築設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。
国、地方公共団体などの各種建設工事の設計・監理を行う現業機関も本分類に含まれる。

○建築設計業 設計監理業 建物設計製図業 建設コンサルタント業	建築設計事務所 トレース業（建築設計のもの） 住宅性能評価業 住宅構造診断業	建築確認検査業 構造計算業 国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）
--	---	--

×建築積算業（74C）

トレース業（機械設計のもの）（743）

74B 測量業

基準点測量、地図を作成するための測量、土木測量、河川測量、境界測量などの専門的なサービスを提供する事業所をいう。

国、地方公共団体などの測量を行う現業機関も本分類に含まれる。

○測量業

×水路測量業（489）

74C その他の土木建築サービス業

他に分類されない土木建築サービスを提供する事業所をいう。

ただし、鉱山、油田の試掘を請負う事業所は「中分類 05－鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。

○その他の土木建築サービス業
地質調査業

ボーリング業（地質調査）
試すい（錐）業（鉱山用を除く）

建築積算業

×油田さく井請負業（053）

土地家屋調査士事務所（72K）

油田試掘請負業（053）

プラントエンジニアリング業（749）

ボーリング業（さく井工事のためのもの）（089）

743 機械設計業

各種機械の設計を行う事業所をいう。

○機械設計業

機械設計製図業

トレース業（機械設計のもの）

×建築設計業（74A）

トレース業（建築設計のもの）（74A）

744 商品・非破壊検査業

各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所及び主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう（梁）、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を破壊せずに検査する事業所をいう。

ただし、運輸に附帯する検数、検量、鑑定などのサービスを提供する事業所は「489 その他の運輸に附帯するサービス業」に分類される。

○商品検査業
計量検定所

計測機器校正業

○非破壊検査業
漏水調査業

×検数業（489）	放射能等測定分析業（745）
検量業（489）	金属・鉱物分析業（745）
船積貨物鑑定業（489）	水質検査業（849）
計量証明業（745）	ビルメンテナンス業（92A）

745 計量証明業

主として委託を受けて、貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量及び環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能など並びに貨物以外又は環境の状態以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。

ただし、船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数、鑑定及び検量を行う事業所は「489 その他の運輸に附帯するサービス業」に分類される。

○一般計量証明業 質量計量証明業 長さ・面積等計量証明業	作業環境測定分析業 土壌汚染測定分析業 水質汚濁測定分析業 浮遊粉じん測定業 放射能等測定分析業	○その他の計量証明業 金属・鉱物分析業 貨物以外の質量証明業 環境以外の濃度計量証明業
○環境計量証明業 環境測定分析業		

×検数業（489）	測量業（74B）
検量業（489）	商品検査業（744）
船積貨物鑑定業（489）	寄生虫卵検査業（849）

74D 写真業（商業写真業を除く）

主として肖像を撮影し、撮影した肖像の写真プリント、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は「79D 写真プリント、現像・焼付業」に分類される。
- (2) 広告、出版などの業務的使用者のための写真業は「74E 商業写真業」に分類される。

○写真業（商業写真業を除く） 写真館	営業写真業 写真スタジオ業	街頭写真業
-----------------------	------------------	-------

×写真製版業（152）	写真材料小売業（608）
映画制作業（411）	D P E 取次業（79D）
映画フィルム現像業（416）	デジタルカメラ写真プリント業（79D）
航空写真業（航空機使用業のもの）（462）	写真フィルム現像、焼付・引伸業（79D）

74E 商業写真業

主として広告、出版及びその他の業務的使用者のための写真業を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は「79D 写真プリント、現像・焼付業」に分類される。
- (2) 映画制作を行う事業所は「411 映像情報制作・配給業」に分類される。
- (3) 映画フィルムの現像を行う事業所は「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に分類される。

○商業写真業 宣伝写真業 出版写真業	広告写真業 芸術写真業	航空写真業（航空機使用業でないもの）
×写真製版業（152）	写真材料小売業（608）	
映画制作業（411）	デジタルカメラ写真プリント業（79D）	
映画フィルム現像業（416）	写真フィルム現像、焼付・引伸業（79D）	
航空写真業（航空機使用業のもの）（462）		

749 その他の技術サービス業

その他の技術サービスを提供する事業所をいう。

なお、ここに分類されるプラントエンジニアリング業とは、石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業をいい、プラントメンテナンス業とは、石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、機能の維持・改善等に必要なサービスを総合的に提供する事業をいう。

○その他の技術サービス業 電気保安協会 ガス保安検査業	消防設備保守点検業 普及指導センター	プラントエンジニアリング業 プラントメンテナンス業
×機械器具設置工事業（084）	プラント工事業（084）	

大分類 M－宿泊業、飲食サービス業

総 説

この大分類には、宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。

◎ 宿 泊 業

宿泊業とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいう。

◎ 飲食サービス業

飲食サービス業とは、主として客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所並びに、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業所をいう。

なお、ここでいう調理とは、形状・性質を変える加熱、切断、調整（成型・味付）をいい、単に再加熱するだけのものは含まない。

また、百貨店、遊園地などの一区画を占めて飲食サービス業が営まれている場合、それが独立の事業所であれば本分類に含まれる。

中分類 75－宿 泊 業

総 説

この中分類には、宿泊を提供する事業所が分類される。

本分類には、一般公衆に提供する営利的宿泊施設、特定の団体の会員のみに限られる宿泊施設、会社、官公署、学校、病院などの事業体附属の宿泊施設及びキャンプ場が含まれる。

なお、その場所で飲食、催事等のサービスを併せて提供する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 貸間業は「692 貸家業、貸間業」に分類される。
- (2) 社会福祉施設の宿泊所は「中分類 85－社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

750 管理、補助的経済活動を行う事業所（75 宿泊業）

主として宿泊業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は宿泊業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

751 旅館、ホテル

主として短期間（通例、日を単位とする）宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 多数人が共用する構造設備を主とする簡易宿所は「752 簡易宿所」に分類される。
- (2) 長期滞在を原則とする下宿業は「753 下宿業」に分類される。

○旅館、ホテル シティホテル 観光ホテル 民宿（旅館、ホテルに該当するもの）	温泉旅館 割ぼう旅館 国民宿舎 モーテル	ビジネスホテル ペンション リゾートホテル（会員制でないもの）
---	-------------------------------	---------------------------------------

×山小屋（752） ベッドハウス（752） カプセルホテル（752）	民宿（簡易宿所に該当するもの）（752） 会員制リゾートホテル（75B） 割ぼう料理店（76A）
--	--

752 簡易宿所

宿泊する場所が主として多数人で共用する構造及び設備であって宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所をいう。

○簡易宿所 簡易宿泊所	ベッドハウス 山小屋	カプセルホテル 民宿（簡易宿所に該当するもの）
×貸別荘業（692） ウィークリーマンション賃貸業（692） 民宿（旅館、ホテルに該当するもの）（751）	会社の宿泊所（75A） ユースホステル（75A） 合宿所（75B）	

753 下宿業

主として長期間（通例、月を単位とする）食事付きで宿泊を提供する事業所又は寝具を提供して宿泊させる事業所をいう。

ただし、住宅及び住宅の一部を賃貸する事業所は「692 貸家業、貸間業」に分類される。

○下宿業	下宿屋	
×貸家業（692） 貸間業（692）	アパート業（692） 法人用独身寮（75B）	

75A 会社・団体の宿泊所

主として短期間（通例、日を単位とする）会社・団体の所属員など、特定の対象のみに宿泊等を提供する事業所をいう。

○会社・団体の宿泊所 保養所	共済組合会館（宿泊設備を有するもの） 会員宿泊所	ユースホステル 共済組合宿泊所
×宿所提供施設（85L） 共済組合会館（宿泊設備を有しないもの）（951）		

75B 他に分類されない宿泊業

主として預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設又は宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所及び会社の寄宿舍など他に分類されない宿泊等を提供する事業所をいう。

ただし、社会福祉施設の宿泊所は「中分類 85－社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

○リゾートクラブ
会員制リゾートホテル

○他に分類されない宿泊業
合宿所
法人用独身寮

学生寮
キャンプ場
住宅宿泊事業

×リゾートマンション分譲業（681）
別荘分譲業（681）
社宅・世帯寮管理業（694）

ユースホステル（75A）
母子生活支援施設（85B）
宿所提供施設（85L）

中分類 76－飲食店

総 説

この中分類には、客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が分類される。

なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も本分類に含まれる。

760 管理、補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店）

主として飲食店の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は飲食店における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）

主として主食となる和洋中各種の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。

ただし、専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は「76A 日本料理店」～「764 すし店」のそれぞれに分類される。

○食堂、レストラン（専門料 理店を除く） 大衆食堂	定食屋 めし屋 学生食堂	ファミリーレストラン（和 洋中各種の料理を提供す るもの）
---------------------------------	--------------------	-------------------------------------

×中華レストラン（76B） 焼肉レストラン（76C） ファミリーレストラン（中華料理のみを提供するもの）（76B）	洋食レストラン（76D）
---	--------------

76A 日本料理店

主として日本料理をその場所で飲食させる事業所をいう。

なお、ある地域の生活の中で、作り食べ伝承されてきた、その土地特有の料理をその場所で飲食させる事業所も本分類に含まれる。

ただし、「76B 中華料理店」～「76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店」に分類される事業所を除く。

○日本料理店	にぎりめし屋	牛丼店
てんぷら料理店	とんかつ料理店	ちゃんこ鍋店
うなぎ料理店	郷土料理店	しゃぶしゃぶ店
川魚料理店	ジンギスカン料理店	すき焼き店
精進料理店	沖縄料理店	お茶漬屋
鳥料理店	沖縄そば店	焼鳥屋
懷石料理店	かに料理店	おでん屋
会席料理店	ふぐ料理店	もつ焼屋
割ぼう料理店	釜めし屋	ホルモン焼店（店が調理した料理を提供するもの）

×割ぼう旅館（751）

大衆割ぼう店（765）

ホルモン焼肉店（自ら網で焼くもの）（76C）

料亭（76D）

76B 中華料理店

主として中華料理（ラーメンを含む）をその場所で飲食させる事業所をいう。

○中華料理店	四川料理店	○ラーメン店
上海料理店	台湾料理店	中華そば店
北京料理店	ぎょうざ（餃子）専門料理店	
広東料理店	ちゃんぽん店	

76C 焼肉店

主として焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業所をいう。

○焼肉店	焼肉レストラン	ホルモン焼肉店（自ら網で焼くもの）
------	---------	-------------------

×すき焼き店（76A）

ステーキハウス（76D）

ホルモン焼店（店が調理した料理を提供するもの）（76A）

ジンギスカン料理店（76A）

バーベキュー料理店（76D）

76D その他の専門料理店

主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所及び他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。

○料亭 待合	朝鮮料理店 洋食レストラン ハンバーグレストラン	ステーキハウス スパゲティ店 オムライス専門店
○その他の専門料理店 西洋料理店 フランス料理店 イタリア料理店 スペイン料理店 メキシコ料理店	韓国料理店(焼肉店を除く) インド料理店 カレー料理店 タイ料理店 ロシア料理店 バーベキュー料理店	ピザ専門店 エスニック料理店 無国籍料理店

×割ぼう料理店 (76A)	宅配ピザ屋 (772)
焼肉店 (76C)	置屋 (80R)
ホルモン焼店 (店が調理した料理を提供するもの) (76A)	
ホルモン焼肉店 (自ら網で焼くもの) (76C)	

763 そば・うどん店

主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。

○そば・うどん店 そば屋 うどん屋	きしめん店 ほうとう店	立ち食いそば店 立ち食いうどん店
-------------------------	----------------	---------------------

×沖縄そば店 (76A)	中華そば店 (76B)
--------------	-------------

764 すし店

主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。

○すし店	すし屋	回転すし店
------	-----	-------

×すし屋 (客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰りを専門とする店) (771)
すし屋 (宅配専門店) (772)

765 酒場、ビヤホール

主として酒類及び料理（簡易な食事を含む）又は酒類のみをその場所で飲食させる事業所をいう。

○酒場、ビヤホール	オーセンティックバー	ろばた焼屋
大衆酒場	スタンドバー	小料理屋
ダイニングバー	ショットバー	居酒屋
	大衆割ぼう店	

×割ぼう料理店（76A）

766 バー、キャバレー、ナイトクラブ

主として洋酒や料理などを提供し、カラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより客に遊興飲食させる事業所をいう。

○バー、キャバレー、ナイト クラブ	スナックバー キャバクラ	クラブ（客にダンスをさせ、 かつ飲食をさせるもの）
----------------------	-----------------	------------------------------

×ダイニングバー（765）

オーセンティックバー（765）

767 喫茶店

主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。

○喫茶店	音楽喫茶	カフェ
フルーツパーラー	コーヒーショップ	珈琲店

×牛乳スタンド（58B）

スナックバー（766）

76E ハンバーガー店

主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。

○ハンバーガー店		
----------	--	--

×サンドイッチ店（その場所で飲食させるもの）（76G）

ハンバーガー店（客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰りを専門とする店）（771）

76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店

主としてお好み焼、焼きそば、たこ焼をその場所で飲食させる事業所をいう。

○お好み焼・焼きそば・たこ
焼店

もんじゃ焼店

×お好み焼店（客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰りを専門とする店）（771）

たこ焼小売業（客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰りを専門とする店）（771）

76G 他に分類されない飲食店

主として大福、今川焼、ところ天、汁粉など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。

○他に分類されない飲食店
大福屋
今川焼屋
ところ天屋
ドーナツ店

アイスクリーム店
甘酒屋
氷水屋
汁粉屋
甘味処

フライドチキン店
サンドイッチ専門店
ホットドッグ店
ドライブイン（飲食店であ
って主たる飲食料品が不
明なもの）

×宅配ピザ屋（772）

ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が判明するものは、761～764、767～76F のそれ
ぞれに分類される）

中分類 77ー持ち帰り・配達飲食サービス業

総 説

この中分類には、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所が分類される。

770 管理、補助的経済活動を行う事業所（77 持ち帰り・配達飲食サービス業）

主として持ち帰り・配達飲食サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は持ち帰り・配達飲食サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

771 持ち帰り飲食サービス業

飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所をいう。

従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて、販売する事業所は、本分類には含まない。

なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所も本分類に含める。

○持ち帰り飲食サービス業 持ち帰りすし店	持ち帰り弁当屋 クレープ屋	移動販売（調理を行うもの）
-------------------------	------------------	---------------

×持ち帰りすし店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）（58A）

持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）（58A）

そう（惣）菜屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）（58A）

772 配達飲食サービス業

その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける主に対個人消費者向けの事業所及び客の求める場所において調理した飲食料品を提供する主に対個人消費者向けの事業所をいう。

○配達飲食サービス業 宅配ピザ屋 宅配すし屋	仕出し料理屋 仕出し弁当屋 配達弁当屋	デリバリー専門店 ケータリングサービス店 配食サービス業
------------------------------	---------------------------	------------------------------------

×給食センター（773） 病院給食業（773）	施設給食業（773） ピザ店（その場所で飲食させるもの）（76D）
----------------------------	--------------------------------------

773 施設給食業

学校や病院等の施設において、特定された多人数に対して、調理した飲食料品を継続的に提供する対事業所向けの事業所をいう。

○施設給食業 給食センター	病院給食業	機内食提供サービス業
------------------	-------	------------

×配達弁当屋（772） ケータリングサービス店（772） セントラルキッチン（集中調理施設）（外食産業）（099）	配食サービス業（772）
---	--------------

大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業

総 説

この大分類には、主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

中分類 78－洗濯・理容・美容・浴場業

総 説

この中分類には、洗濯業、洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業などの主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス及びリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所が分類される。

780 管理、補助的経済活動を行う事業所（78 洗濯・理容・美容・浴場業）

主として洗濯・理容・美容・浴場業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は洗濯・理容・美容・浴場業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

78A 普通洗濯業

衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所並びに洗濯物の受取り及び引渡しを行う事業所をいう。

○普通洗濯業 洗濯業 クリーニング業	ランドリー業 クリーニング工場 ふとんクリーニング業	○洗濯物取次業 洗濯物取次所 クリーニング取次所
--------------------------	----------------------------------	--------------------------------

×洗張業（78C） 染物業（78C）	コインランドリー業（78D） 寝具消毒・乾燥業（78D）
-----------------------	---------------------------------

78B リネンサプライ業

繊維製品（シーツ、ベッドカバー、おしぼり、タオル等）を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所をいう。

○リネンサプライ業 貸おむつ業	貸おしぼり業 貸ぞうきん業	貸モップ業 貸タオル業
--------------------	------------------	----------------

×作業服・ユニホームレンタル業（70B）	貸ふとん業（70B）
----------------------	------------

782 理容業

主として頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業所をいう。

○理容業 理髪店	床屋 バーバー	
×	美容院 (783) 理容学校 (専修学校のもの) (81A)	美容師養成施設 (各種学校のもの) (81B)

783 美容業

主としてパーマネントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業所をいう。

○美容業 美容室	美容院 髪結業	ビューティサロン まつげエクステンション業
×	エステティックサロン (78D) ネイルサロン (78D) ペット美容室 (79E)	美容学校 (専修学校のもの) (81A) 美容師養成施設 (各種学校のもの) (81B)

784 一般公衆浴場業

日常生活の用に供するため、公衆又は特定多数人を対象として入浴させるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第 2 条第 3 項に基づく都道府県の条例による規制の対象となっている事業所をいう。

○一般公衆浴場業	銭湯業	
×	温泉浴場業 (785) 蒸しぶろ業 (785)	コインシャワー業 (78D)

785 その他の公衆浴場業

薬治、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所をいう。

○その他の公衆浴場業 温泉浴場業 蒸しぶろ業 砂湯業	サウナぶろ業 スパ業 鉱泉浴場業 岩盤浴業	健康ランド スーパー銭湯 ラドンぶろ業
×	温泉旅館 (751) 銭湯業 (784)	ソーランド業 (78D) ゲルマニウム温浴業 (78D)

78C 洗張・染物業

個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業所及び衣類、織物などの染色を行う事業所をいう。

染物の取次を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、業者からの委託（染替えを除く）によって染色を行う事業所は「114 染色整理業」に分類される。

○洗張・染物業	染物屋	色揚げ業
張物業	京染屋	染物取次業
湯のし業	丸染屋	紋入れ業（個人からの注文によるもの）
染抜（しみぬき）業	染直し業	

×紋染業（114）	染色業（業者からの委託のもの）（114）
なっ染業（114）	洗濯業（78A）

78D 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業

手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所、化粧品・器具等を用いて、手及び足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所並びにコインランドリー業、寝具消毒・乾燥業など主として個人に対して身の回りの清潔を保持するため又は心身のリラックス及びリフレッシュを促進するための他に分類されないサービスを提供する事業所をいう。

ただし、リフレクソロジーを行う事業所及び医業類似行為を業とする者が、ボディケア、ハンドケア、フットケア、ヘッドセラピー、タラソセラピーの施術を行う事業所は「835 施術業」に分類される。

○エステティック業	○リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）	○他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
エステティックサロン		コインシャワー業
全身美容業	ボディケア・ハンドケア・	寝具消毒・乾燥業
痩身術業	フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）	コインランドリー業
美顔術業		衣しょう着付業
美容脱毛業		ソープランド業
ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えることを目的としたもの）	○ネイルサービス業	ゲルマニウム温浴業
	ネイルサロン	
	マニキュア業	
	ペディキュア業	

×理容業（782）	フィットネスクラブ（80H）
美容業（783）	リフレクソロジー（835）
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（835）	
ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）（835）	

中分類 79－その他の生活関連サービス業

総 説

この中分類には、主として個人を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が分類される。

790 管理、補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）

主としてその他の生活関連サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の生活関連サービス業における活動を促進するため、同一企業のお事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

791 旅行業

運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所及び旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。

○旅行業 第一種旅行業 第二種旅行業 第三種旅行業 国内旅行業	海外旅行業 地域限定旅行業 旅行サービス手配業 住宅宿泊仲介業	○旅行業者代理業
---	--	----------

×定期観光バス業（431） 運送代理店（483） 観光協会（489） 観光案内業（日本語による観光ガイド）（79E）	観光案内所（489） 通訳業、通訳案内業（72H） 旅館案内業（929）
---	--

792 家事サービス業

経済センサス - 基礎調査では対象外

個人の家庭で家事労働に従事する者をいう。

○家事サービス業	お手伝い	家政婦（夫）
----------	------	--------

×民営職業紹介業（911）	家政婦（夫）紹介所（911）
---------------	----------------

793 衣服裁縫修理業

主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所をいう。

裏返しなどの衣服の更生を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 業者から材料を支給されて衣服の製造を行う事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (2) 個人の注文により店持ちの材料で男子服を仕立てる事業所は「572 男子服小売業」に、婦人・子供服を仕立てる事業所は「573 婦人・子供服小売業」に分類される。

○衣服裁縫修理業 衣服裁縫業（材料個人持ちのもの） 衣服修理業	更生仕立直し業 裏返し業 衣服リフォーム業	和・洋服裁縫業（材料個人持ちのもの） かけはぎ業
---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

×洋服・洋裁店（材料店持ちのもの）（572、573）

794 物品預り業

一時的に物品を預かる事業所をいう。

ただし、倉庫に物品を保管することを業とする事業所は「中分類 47－倉庫業」に分類される。

○物品預り業 手荷物預り業	荷物一時預り業 自転車預り業	コインロッカー業 駐輪場業
------------------	-------------------	------------------

×普通倉庫業（471） トランクルーム業（471）	ガレージ業（693） 駐車場業（693）
------------------------------	-------------------------

795 火葬・墓地管理業

主として死体の火葬を業務とする事業所及び墓地の管理を行う事業所をいう。

○火葬業	火葬場
------	-----

○墓地管理業 霊園分譲業	霊園管理事務所 納骨堂	
×	葬儀屋（79A） 斎場（79A） ペット火葬・葬儀業（79E）	犬猫霊園管理事務所（79E） 霊園分譲仲介業（929）

79A 葬儀業

主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所をいう。

ただし、霊きゅう自動車で死体を運搬する事業所は「441 一般貨物自動車運送業」に分類される。

○葬儀業 葬儀屋	斎場 葬儀会館	湯かん（灌）業
×	霊きゅう自動車業（441） 火葬場（795）	冠婚葬祭互助会（79C） ペット葬儀業（79E）

79B 結婚式場業

主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所をいう。

○結婚式場業		
×	冠婚葬祭互助会（79C）	

79C 冠婚葬祭互助会

婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行い、これらの便益の提供を受けるものから、当該便益等の提供に先立って、対価の一部又は全部を二か月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する事業所をいう。

○冠婚葬祭互助会	前払式特定取引業（冠婚葬祭互助会）	
×	葬儀業（79A） 結婚式場業（79B）	結婚式場紹介業（79E）

79D 写真プリント、現像・焼付業

主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所をいう。

○写真プリント、現像・焼付業	デジタルカメラ写真プリント業	写真修整業 遺影写真加工業
----------------	----------------	------------------

D P E 業（現像、焼付、引伸）	D P E 取次業	写真フィルム複写業
-------------------	-----------	-----------

×映画フィルム現像業（416） 写真撮影業（74D、74E）	商業写真業（74E） コピーサービス業（921）
-----------------------------------	-----------------------------

79E 他に分類されないその他の生活関連サービス業

家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賃加工する事業所、主として結婚相手の紹介、婚礼のための相談、施設の紹介、あっせんなどを行う事業所並びに易断所、宝くじ売りさばき業など主として他に分類されない個人サービスを提供する事業所をいう。

ただし、主として商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の賃加工を行う事業所は「096 精穀・製粉業」に分類される。

○食品賃加工業 （原料個人持ちのもの） （家庭消費用） 精米賃加工業 小麦粉賃加工業 菓子賃加工業	○他に分類されないその他の生活関連サービス業 易断所 観相業 靴磨き業 ペット美容室 トリマー業 ドッグラン業 ドッグホテル 犬猫霊園管理事務所 ペット葬儀業 ペット火葬業 観光案内業（日本語による観光ガイド） 便利屋 賃貸住宅保証人代行業（個人契約の賃貸住宅に対するもの）	古綿打直し業 綿打直し仲介業 家事代行サービス業 ハウスクリーニング業（個人宅） デパート友の会 留学斡旋業 運転代行業 チケット類売買業（金券ショップ） 宝くじ売りさばき業 放課後子ども教室 貸農園業（個人に貸すもの） 介護サービス業（介護保険適用外のもので生活全般の支援をするもの）
--	--	--

×小麦粉製造業（096） 精米業（業者からの委託によるもの）（096） 観光協会（489） ペット保険業（損害保険）（672） ペット保険業（少額短期保険）（673） 通訳業、通訳案内業（72H） ペットクリニック（741） 旅行業（791） 結婚式場業（79B）	プレイガイド（80Q） 学童保育所（学童クラブ）（85B） 放課後児童クラブ（85B） 放課後等デイサービス（85B） 訪問介護事業所（老人福祉事業のもの）（85F） 結婚相談所（社会福祉施設のもの）（85L） 表装業（903） 表具業（903） 自家用自動車管理業（929）
--	--

中分類 80－娯 楽 業

総 説

この中分類には、映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供する事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

ただし、映画・ビデオ制作業に附帯するサービスを提供する事業所は「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に分類される。

800 管理、補助的経済活動を行う事業所（80 娯楽業）

主として娯楽業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は娯楽業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	---------------------------	----------------------------

801 映画館

アトラクションのあるなしにかかわらず商業的に映画の公開を行う事業所をいう。

なお、主として映画館の賃貸を行う事業所も本分類に含まれる。

○映画館 映画劇場	野外映画劇場 映画館賃貸業	ミニ・シアター ビデオ・シアター
--------------	------------------	---------------------

×個室ビデオ業（80R）

プラネタリウム（82C）

802 興行場（別掲を除く）、興行団

演劇、音楽、舞踊、落語、見世物、野球、相撲、ボクシングなどの娯楽を提供する興行場及び契約により出演又は自ら公演し、これらの娯楽を提供する興行団をいう。

俳優及び演劇興行を請け負う事業所並びに主として劇場及び興行場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。

ただし、音楽の個人教授を行う事業所は「82F 音楽教授業」に、舞踊の個人教授を行う事業所は「82M その他の教養・技能教授業」に分類される。

○劇場 劇場附属の劇団 劇場附属のオーケストラ 劇場附属の歌劇団 劇場附属のダンシングチーム 劇場を持つ劇団 劇場賃貸業	サーキット場（プロのレース興行用） ○劇団 劇団（独立のもの） 歌劇団（独立のもの） 俳優業（フリーのもの） 演劇興行請負業 芸能プロダクション コンサート・ツアー業 ○楽団、舞踊団 楽団（独立のもの） バンド（独立のもの） 舞踊団（独立のもの） 歌謡歌手業（フリーのもの）	○演芸・スポーツ等興行団 寄席出演業 見世物業 曲芸・軽業（かるわざ）団 サーカス団 相撲部屋 ボクシングジム プロサッカー団 プロ野球団 プロレス協会 落語家業 音曲業 漫才業 浪曲興行団 テレビタレント業（フリーのもの） プロゲーマー業 e スポーツ業
--	---	--

×演劇用諸道具賃貸業（70B）

声楽家業（72F）
映画劇場（801）
競馬場（803）
公営野球場（80A）

演劇俳優あっせん業（80Q）

プレイガイド（80Q）
舞台技術サービス業（80Q）
ピアノ教授所（82F）
舞踊教授所（82M）

803 競輪・競馬等の競走場、競技団

競輪、競馬、小型自動車、モーターボートの競走場及びこれらの競走を施行、実施する事業所をいう。

競走場を賃貸する事業所、競輪の競技に附帯する業務（選手の登録、訓練など）、競馬に附帯する業務（馬主、馬などの登録、調教師、騎手の免許、訓練など）、小型自動車、モーターボートの競技に附帯する業務（選手、自動車の登録など）も本分類に含まれる。

○競輪場 市営競輪場 民営競輪場 競輪場管理組合 競輪場施設賃貸業	競馬場（日本中央競馬会所属） ○自動車・モーターボートの競走場 市営モーターボート競走場 市営小型自動車競走場 競艇場施設会社 小型自動車競走施設会社	オートレース場 ○競輪競技団 市競輪事業部（課） 全国競輪施行者協議会 J K A（Japan Keirin Autorace foundation） 競輪選手団
---	--	---

○競馬競技団 市競馬事務局 日本中央競馬会 競馬きゅう舎 地方競馬全国協会 競走馬育成牧場 競走馬育成請負業	○自動車・モーターボートの 競技団 小型自動車競走会 小型自動車選手団 市競艇事業部（課） 日本モーターボート競走会	全国モーターボート競走施 行者協議会
--	---	-----------------------

×サーキット場（プロのレース興行用）（802） 場外馬券売場（80Q） 競走馬生産牧場（012） 競走馬生産育成牧場（オーナーブリーダー牧場）（012）	場外車券売場（80Q） 日本財団（939）
---	--------------------------

80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）

主として興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うための施設を提供する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 体育館及びフィットネスクラブ並びにゴルフ競技、ボウリング競技及びテニス競技を行うための施設を提供する事業所は「80B 体育館」～「80H フィットネスクラブ」のそれぞれに分類される。
- (2) 興行的スポーツのための施設を提供する事業所は「802 興行場（別掲を除く）、興行団」に分類される。

○スポーツ施設提供業（別 掲を除く） 陸上競技場 公営野球場 柔道場 弓道場 剣道場 アーチェリー場 運動広場	バレーボール場 卓球場 クレ射撃場 スケートリンク アイススケート場 公営運動場管理事務所 乗馬クラブ ローラースケート場 サッカー場	プール フィールドアスレチック 場 フットサル場 漕艇場 レーシングカート場 サーキット場（プロ興行 用以外） ボルダリングジム
---	---	--

×貸馬業（705） 野球場（プロ野球興行用）（802） 体育館（80B） ゴルフ場（80C） ゴルフ練習場（80D） ボウリング場（80E） テニสนาม（80F）	テニス練習場（80G） フィットネスクラブ（80H） アスレチッククラブ（80H） ビリヤード場（80M） ダンスホール（80R） 柔道場（教授しているもの）（82L）
--	---

80B 体育館

各種のスポーツを必要に応じて室内で行うことができるように多目的に設備された施設を提供する事業所をいう。

○体育館

×卓球場（80A）

室内プール（80A）

運動広場（80A）

室内スケートリンク（80A）

80C ゴルフ場

ゴルフ競技を行うための施設を提供する事業所をいう。

ただし、ゴルフの練習施設を提供する事業所は「80D ゴルフ練習場」に分類される。

○ゴルフ場

×ゴルフ練習場（80D）

ゴルフ会員権買取販売（売買あっせんを含む）（80Q）

80D ゴルフ練習場

ゴルフの練習施設を提供する事業所をいう。

○ゴルフ練習場

×ゴルフ場（80C）

80E ボウリング場

ボウリング競技を行うための施設を提供する事業所をいう。

○ボウリング場

ボウリングセンター

80F テニス場

テニス競技を行うための施設を提供する事業所をいう。

○テニス場

×テニス練習場（80G）

80G バッティング・テニス練習場

バッティング及びテニスの練習施設を提供する事業所をいう。

○バッティング・テニス練習場	バッティングセンター
----------------	------------

×テニス場 (80F)

80H フィットネスクラブ

室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に提供する事業所をいう。

○フィットネスクラブ フィットネスジム	アスレチッククラブ スポーツジム	スポーツクラブ(施設提供)
------------------------	---------------------	---------------

×フィールドアスレチック場 (80A) スイミングスクール (82L)
加圧トレーニング教室 (82L)

805 公園、遊園地

公園、遊園地などの事業所をいう。

○公園 庭園 公園管理事務所	○遊園地 遊園場	○テーマパーク
----------------------	-------------	---------

80J マージャンクラブ

マージャンを行うための施設を提供する事業所をいう。

○マージャンクラブ	マージャン(麻雀) 荘
-----------	-------------

80K パチンコホール

パチンコ、パチスロ、アレンジボール、じゃん(雀) 球などを行うための施設を提供し、貸し球又はコインを景品と交換する事業所をいう。

○パチンコホール パチンコ店 パーラー(パチンコ店)	パチスロ店 アレンジボール店 スマートボール店	じゃん(雀) 球店
----------------------------------	-------------------------------	-----------

×フルーツパーラー (767) スロットマシン場 (80L)

80L ゲームセンター

主としてスロットマシン、テレビゲーム機などの遊戯を行うための施設を提供する事業所をいう。

○ゲームセンター

スロットマシン場

×屋内型遊園地 (805)

パチンコホール (80K)

パチスロ店 (80K)

射的場 (80M)

プリントシール機 (プリクラ) 専門店 (80M)

80M その他の遊戯場

ビリヤード、囲碁、将棋、射的など他に分類されない遊戯を行うための施設を提供する事業所をいう。

○ビリヤード場

囲碁センター

○その他の遊戯場

将棋集会所

射的場

○囲碁・将棋所
碁会所

将棋センター

プリントシール機 (プリクラ) 専門店

×卓球場 (80A)

パチスロ店 (80K)

ゴルフ練習場 (80D)

アレンジボール店 (80K)

ボウリング場 (80E)

スロット店 (80K)

バッティング練習場 (80G)

スロットマシン場 (80L)

テニス練習場 (80G)

囲碁連盟 (939)

パチンコ店 (80K)

将棋連盟 (939)

80N カラオケボックス業

個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業所をいう。

○カラオケボックス (飲食を
主としないもの)

×カラオケ喫茶 (767)

80Q 娯楽に附帯するサービス業

プレイガイド、場外馬券・車券の取次販売など他に分類されない娯楽に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○プレイガイド 場外馬券売場 場外車券売場 競輪・競馬等予想業	遊漁券売場 演劇俳優あっせん業 舞台照明業 舞台技術サービス業	ゴルフ会員権買取販売業 (売買あっせんを含む) キャディ請負業
×映画出演者あっせん業 (416) 映画・ビデオ照明業 (416) 映画・演劇用諸道具賃貸業 (70B) 宝くじ売りさばき業 (79E)	観光案内業(日本語による観光ガイド) (79E) 芸能プロダクション (802) イベントホール (951)	

80R 他に分類されない娯楽業

ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸ぎ業を行う事業所及び釣堀業など他に分類されない娯楽を提供する事業所をいう。

ダンスホールを賃貸する事業所も本分類に含まれる。

○ダンスホール ダンスホール賃貸業	○芸ぎ業 置屋 検番 三業組合 芸妓組合	○他に分類されない娯楽業 釣堀業 ダイビングサービス業 インターネットカフェ (飲食を主としないもの) 漫画喫茶店 (飲食を主としないもの) 登山ガイド業
○マリーナ業 ヨットハーバー		
○遊漁船業 釣船業 瀬渡船業 船宿 (釣船業)		
×湖沼遊覧船業 (453) 貸ボート業 (705) 貸ヨット業 (705) 待合 (76D) 漕艇場 (80A) 貸スタジオ業 (映画撮影、録音用) (416) 貸スタジオ業 (映画撮影、録音用以外のもの) (691) カラオケボックス業 (飲食を主としないもの) (80N)	ダイビングスクール (82L) 日本舞踊・ダンス教室 (82M) ダンス教習所 (82M)	

大分類 O－教育、学習支援業 ☆

総 説

この大分類には、学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。

通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業所も本分類に含まれる。

ただし、スポーツを行うための施設を提供する事業所は「80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）」～「80H フィットネスクラブ」のそれぞれに分類される。

☆ ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業

この大分類には、ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業がある。

(1) ネットワーク型産業 ★

中分類 81 学校教育

(2) 非ネットワーク型産業

中分類 82 その他の教育、学習支援業

中分類 81－学校教育 ★

総 説

この中分類には、所定の学科課程を教授する事業所及び学校教育の支援を行う事業所が分類される。

810 管理、補助的経済活動を行う事業所（81 学校教育） ★

主として学校教育の事業所を統括する本部等として、自法人組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本部・事務局
-------------------	-----------------------

811 幼稚園 ★

幼児を保育し、その心身を発達させるための教育を行う事業所をいう。

○幼稚園	幼稚園型認定こども園
------	------------

×幼保連携型認定こども園（819） 保育所型認定こども園（85A）	地方裁量型認定こども園（85A） 保育所（85A）
--------------------------------------	------------------------------

812 小学校 ★

義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行う事業所をいう。

○小学校	
------	--

×義務教育学校（813）

813 中学校、義務教育学校 ★

小学校における教育を基礎として、義務教育として行われる普通教育を行う事業所及び義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して行う事業所をいう。

○中学校	○義務教育学校
------	---------

×小学校（812）	中等教育学校（814）
-----------	-------------

814 高等学校、中等教育学校 ★

中学校における教育を基礎として、高度な普通教育及び専門教育を行う事業所、小学校における教育を基礎として、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して行う事業所をいう。

学校教育法による通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。

○高等学校	NHK学園高等学校	○中等教育学校
-------	-----------	---------

×中学校 (813)

815 特別支援学校 ★

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せてその障害を補うために必要な知識技能を授ける事業所をいう。

○特別支援学校 盲学校	ろう（聾）学校	養護学校
----------------	---------	------

×児童自立支援施設 (822)

816 高等教育機関 ★

学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的、応用的能力を展開させるための教育を行う事業所及び職業又は实际生活に必要な能力を育成するための教育を行う短期大学、高等専門学校をいう。

学校教育法による専門職大学、専門職短期大学及び通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。

○大学 法科大学院 放送大学学園 大学農場 大学演習林 専門職大学	○短期大学 専門職短期大学	○高等専門学校
--	------------------	---------

×専修学校 (81A)

専門学校（専門課程を置く専修学校）(81A)

各種学校 (81B)

海上保安大学校 (822)

防衛大学校 (822)

大学附属病院 (831)

81A 専修学校 ★

職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所をいう。

○専修学校 高等専修学校（高等課程を置く専修学校）	専門学校（専門課程を置く専修学校）	農業大学校（専修学校のもの）
------------------------------	-------------------	----------------

×高等専門学校（816）

農業大学校（専修学校でないもの）（822）

81B 各種学校 ★

学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所をいう。

○各種学校 日本語学校（各種学校のもの） 進学塾（各種学校のもの） 予備校（各種学校のもの） 学習塾（各種学校のもの）	写真学校（各種学校のもの） 自動車教習所（各種学校のもの） 理容師・美容師養成施設（各種学校のもの） 洋裁学校（各種学校のもの）	アメリカンスクールイン ジャパン 中華学校 朝鮮学校
---	---	-------------------------------------

×高等専門学校（816）

学習塾（各種学校でないもの）（823）

進学塾（各種学校でないもの）（823）

予備校（各種学校でないもの）（823）

自動車教習所（各種学校でないもの）（829）

日本語学校（各種学校でないもの）（829）

818 学校教育支援機関 ★

高等教育機関の評価、大学入学共通テストの実施など高等教育機関の支援活動を行う事業所をいう。

ただし、評価機関であっても、高等教育機関の評価が主たる事業ではない場合は、その主たる事業によりそれぞれの産業に分類される。

○高等教育機関の支援機関 大学入試センター 日本学生支援機構	学校教育法に基づく認証評価機関 大学改革支援・学位授与機構 大学基準協会 日本高等教育評価機構 大学・短期大学基準協会	学校教育法に基づかない自主的な評価機関
--------------------------------------	---	---------------------

×日本学生支援機構（国際交流会館）（75B）

日本学生支援機構（日本語教育センター）（81B）

819 幼保連携型認定こども園 ★

子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業を行う事業所をいう。

○幼保連携型認定こども園

×幼稚園（811）

幼稚園型認定こども園（811）

保育所（85A）

保育所型認定こども園（85A）

地方裁量型認定こども園（85A）

中分類 82－その他の教育、学習支援業

総 説

この中分類には、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。

820 管理、補助的経済活動を行う事業所（82 その他の教育、学習支援業）

主としてその他の教育、学習支援業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の教育、学習支援業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所
自家用車庫

自家用修理工場
自家用補修所

82A 公民館

市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の活動を行う事業所をいう。

○公民館

×公会堂（951）
自治公民館（951）

市民会館（951）

82B 図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆又は特定人の利用に供する事業所をいう。

○図書館
専門図書館

点字図書館

公文書館
視聴覚ライブラリー

82C 博物館、美術館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して一般公衆の利用に供する事業所をいう。

○博物館、美術館	郵政博物館	埋蔵文化財収蔵庫
産業博物館	宝物館	民俗資料収蔵庫
天文博物館	歴史民俗資料館	プラネタリウム
貿易博物館	郷土資料館	

82D 動物園、植物園、水族館

一般公衆に対して動植物を観覧させる事業所をいう。

○動物園、植物園、水族館	へび専門園	サファリパーク
動物公園		

82N 社会通信教育

通信の方法により一定の教育計画の下に教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答などを行う事業所をいう。社会教育法に基づく認定社会通信教育を行う事業所、営利法人・個人等が実施主体の非認定社会通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、学校教育法による通信教育は本分類に含まれない。

○社会通信教育	中央工学校生涯学習センタ	実務教育研究所
日本書道教育学会	ー	

×通信教育（学校教育の補習）（829）

82P その他の社会教育

青少年教育活動を行う事業所及び他に分類されない社会教育を行う事業所をいう。

○青少年教育施設	少年自然の家	○その他の社会教育
青少年交流の家	青年館	女性教育会館
青年の家	国立青少年教育振興機構	勤労者家庭支援施設
児童文化センター		

×児童厚生施設（児童館）（85B）

822 職業・教育支援施設

官公庁、企業若しくは事業所が業務遂行のため所属職員等を対象として教育・研修を行う事業所又は官公庁、企業若しくは事業所からの委託を受けて業務遂行のため所属職員等の教育・研修を行う事業所及び公的に職業能力開発、技能講習などを行う事業所並びに他に分類されない職業・教育支援施設を営む事業所をいう。

○職員教育施設・支援業 航空保安大学校 防衛大学校 防衛医科大学校 警察大学校 警察学校 海上保安大学校 海上保安学校 自治大学校 気象大学校 消防大学校 消防学校 経済産業研修所 農林水産研修所	森林技術総合研修所 郵政研修センター 社員教育受託業 ○職業訓練施設 職業能力開発総合大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発校 職業能力開発促進センター 職業能力開発短期大学校 職業訓練所 障害者職業能力開発校 海技大学校 海上技術短期大学校	海上技術学校 航空大学校 水産研究・教育機構水産大学校 農業大学校（専修学校でないもの） ○その他の職業・教育支援施設 少年院 児童自立支援施設 若者自立支援施設
---	--	--

×農業大学校（専修学校のもの）（81A）

823 学習塾

小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所をいう。

○学習塾（各種学校でないもの）	予備校（各種学校でないもの） 進学塾（各種学校でないもの）	英語教室 数学教室
-----------------	----------------------------------	--------------

×学習塾（各種学校のもの）（81B）

進学塾（各種学校のもの）（81B）

予備校（各種学校のもの）（81B）

英会話教室（82K）

家庭教師（829）

幼児教室（幼稚園・小学校受験のためのもの）（82M）

82F 音楽教授業

主として音楽に関する技能、技術を教授する事業所をいう。

○音楽教授業	ギター教授所	声楽教授所
ピアノ教授所	三味線教授所	歌謡教室
バイオリン教授所	琴教授所	カラオケ教室
エレクトーン教授所	尺八教授所	長唄指南所

-
- ×音楽学校（専修学校のもの）（81A）
音楽学校（各種学校のもの）（81B）
音楽学校（専修学校、各種学校でないもの）（829）

82G 書道教授業

主として書道を教授する事業所をいう。

○書道教授業	書道教授所	書道教室
--------	-------	------

-
- ×書道専門学校（専修学校のもの）（81A） 硬筆教室（82M）
書道学校（各種学校のもの）（81B）

82H 生花・茶道教授業

主として生花、茶道を教授する事業所をいう。

○生花・茶道教授業	華道教室	茶道教授所
生花教授所		

-
- ×華道・茶道専門学校（専修学校のもの）（81A） フラワーデザイン教室（82M）
華道・茶道学校（各種学校のもの）（81B）

82J そろばん教授業

主としてそろばんを教授する事業所をいう。

○そろばん教授業	そろばん塾（各種学校でないもの）	珠算塾
そろばん教授所		

-
- ×珠算学校（各種学校のもの）（81B）

82K 外国語会話教授業

主として外国語会話を教授する事業所をいう。

○外国語会話教授業 英会話教授所	英会話教室（各種学校でないもの）	外国語会話教室（各種学校でないもの）
×	英会話専門学校（専修学校のもの）（81A） 英会話学校（各種学校のもの）（81B）	英語教室（823） 日本語学校（各種学校でないもの）（829）

82L スポーツ・健康教授業

スポーツ技能、健康、美容などの増進のため、指導者が柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授することを主たる目的とする事業所をいう。

ただし、教授が行われている場合でもスポーツを行うための施設を提供することを主とした事業所は「80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）」～「80H フィットネスクラブ」のそれぞれに分類される。

○スポーツ・健康教授業 スポーツ・健康教授所 スイミングスクール ヨガ教室 気功術教授所	テニス教室 バレーボール教室 エアロビクス教室 リズム体操教室 体操教室	ゴルフスクール 柔道場（教授しているもの） 剣道場（教授しているもの） サーフィン教室 ダイビングスクール
×	フィットネスクラブ（80H）	リトミック教室（82M）

82M その他の教養・技能教授業

他に分類されない教養や技能、趣味の活動などを教授する事業所をいう。

○その他の教養・技能教授業 囲碁教室 将棋教室 編物教室 着物着付教室 料理教室 美術教室 絵画教室 硬筆教室	手芸教授所 工芸教室（彫金、陶芸など） パソコン・スマートフォン教室 教養講座 日本舞踊・ダンス教室 クラシックバレエ教室 社交ダンス（ボールルームダンス）教授所	フラワーデザイン教室 カルチャー教室（総合的なもの） 和裁教授所 洋裁教授所 リトミック教室 幼児教室
×	フィットネスクラブ（80H） 碁会所（80M） ダンスホール（80R）	学習塾（各種学校でないもの）（823） 家庭教師（829）

- ×料理学校（専修学校のもの）（81A）
- 料理学校（各種学校のもの）（81B）
- 料理学校（専修学校、各種学校でないもの）（829）

829 他に分類されない教育、学習支援業

他に分類されない教育、学習支援業を営む事業所をいう。

学校教育法に基づかずに、資格取得、技能習得を目的として体系的・組織的な教育を行う事業所も本分類に含まれる。

○他に分類されない教育、学習支援業	美容学校（専修学校、各種学校でないもの）	通信教育（学校教育の補習）
料理学校（専修学校、各種学校でないもの）	自動車教習所（各種学校でないもの）	外国人学校（各種学校でないもの）
洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）	家庭教師	フリースクール（無許可校）
	家庭教師派遣業	適応指導教室

-
- | | |
|----------------------|----------------|
| ×外国人学校（各種学校のもの）（81B） | 料理教室（82M） |
| 若者自立支援施設（822） | 家庭教師あっせん業（911） |
| 学習塾（各種学校でないもの）（823） | |

大分類 P－医療、福祉

総 説

この大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

医療業とは、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所をいう。

保健衛生とは、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所をいう。

社会保険・社会福祉・介護事業とは、公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業を行う事業所及び児童、老人、障害者などに対して社会福祉、介護等に関するサービスを提供する事業所をいう。

◎ 医療、福祉と他産業との関係

(1) 卸売業、小売業との関係

主として薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であって、医薬品の販売を併せ行う事業所（病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く）は「603 医薬品・化粧品小売業」に分類される。

(2) 金融業、保険業との関係

社会保険以外の保険業を行う事業所、保険会社及び保険契約者に対して保険サービスを提供する事業所は「中分類 67－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」に分類される。

中分類 83－医 療 業

総 説

この中分類には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。

830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83 医療業）

主として医療業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は医療業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

831 病院

20 人以上の患者を入院させるための施設を有して医師又は歯科医師が医業を行う事業所をいう。

○一般病院 総合病院 歯科病院 大学病院 温泉病院	産院 特定機能病院 地域医療支援病院 療養病床を有する病院	○精神科病院
---------------------------------------	--	--------

×動物病院（741） 一般診療所（832）	歯科医院（833） 助産院（83A）
--------------------------	-----------------------

832 一般診療所

19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの又は患者を入院させるための施設を有しないもの、若しくは往診のみによって医師が医業を行う事業所をいう。

○有床診療所 医院（有床のもの）	産婦人科医院（有床のもの） 療養病床を有する診療所	○無床診療所 医院（無床のもの） 産婦人科医院（無床のもの）
---------------------	------------------------------	--------------------------------------

×病院（831）	歯科診療所（833）
----------	------------

833 歯科診療所

患者を入院させるための施設を有しないで若しくは往診のみによって又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有して歯科医師が歯科医業を行う事業所をいう。

○歯科診療所	歯科医院	訪問歯科診療所
--------	------	---------

× 歯科病院 (831)

一般診療所 (832)

83A 助産所

助産師がその業務（病院又は診療所において行うものを除く）を行う事業所をいう。助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

○助産所	助産師業	助産院
------	------	-----

× 産院 (831)

産婦人科医院 (832)

83B 看護業

看護師、保健師、助産師又は准看護師が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対して、その居宅において、療養上の世話や診療の補助を行うもの又は独立して看護を業とするものをいう。

○看護業	看護師業	訪問看護ステーション
------	------	------------

× 訪問介護事業所（老人福祉事業のもの）(85F)

835 施術業

国家資格を有して医業類似行為を業とする者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所並びに温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などによる医業類似行為を行う事業所をいう。

これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も本分類に含まれる。

○あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゅう師・柔道 整復師の施術所 あん摩業	マッサージ業 指圧業 はり業 きゅう業	柔道整復業 骨接ぎ業 接骨院 整骨業
---	------------------------------	-----------------------------

○療術業	催眠療法業	ボディケア・ハンドケア・
カイロプラクティック療法	クイックマッサージ業	フットケア・ヘッドセラ
業	電気療法業	ピー・タラソセラピー(医
視力回復センター	温熱療法業	業類似行為のもの)
太陽光線療法業	リフレクソロジー	整体業
温泉療法業	足裏マッサージ業	

×ゲルマニウム温浴業（78D）

リラクゼーション業（手技を用いるもの）（78D）

ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみを目的としたもの）（78D）

ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えることを目的としたもの）（78D）

83C 歯科技工所

歯科医師又は歯科技工士が業として特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理又は加工を行う事業所をいう。

○歯科技工所	歯科技工業
--------	-------

×歯科材料製造業（歯科医の指示によらないもの）（274）

83D その他の医療に附帯するサービス業

主として臓器のあつせん、医療に係る検体検査など医療業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○その他の医療に附帯するサービス業	腎バンク	衛生検査所
アイバンク	骨髄バンク	臨床検査業
	日本赤十字社献血ルーム	滅菌業（医療用器材）

×血液製剤製造業（165）

歯科技工所（83C）

日本赤十字社血液センター（血液製剤を製造するもの）（165）

中分類 84－保健衛生

総 説

この中分類には、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。

840 管理、補助的経済活動を行う事業所（84 保健衛生）

主として保健衛生の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は保健衛生における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

841 保健所

各種の疾病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善など、公衆衛生の向上及び増進を図るために都道府県又は市若しくは特別区が設置している保健所をいう。

○保健所		
------	--	--

×市町村保健センター（842）

家畜保健衛生所（959）

842 健康相談施設

結核の予防、治療などについて相談指導を行う事業所、精神病など精神障害の予防、治療などについて相談指導を行う事業所、母性、乳児、幼児の保健についての相談指導を行う事業所及び他に分類されない健康相談を行う事業所をいう。

○結核健康相談施設 結核予防会総合健診推進セ ンター 結核集団検診業	○母子健康相談施設 母子健康包括支援センター 母子健康相談所	○その他の健康相談施設 市町村保健センター 成人病集団検診業 健康科学センター 歯科衛生士業 人間ドック
○精神保健相談施設 精神保健福祉センター 精神健康相談所		

×精神科病院（831）

助産所（83A）

産婦人科病院（831）

849 その他の保健衛生

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関して感染症予防に必要な措置などを行う事業所、疫病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善などに必要な検査、試験を行う事業所及び他に分類されない保健衛生に関するサービスの提供を行う事業所をいう。

○検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く） 支所 出張所	○検査業 寄生虫卵検査業 水質検査業 食肉衛生検査所	○他に分類されない保健衛生 犬管理所 犬管理事務所 動物管理センター
-----------------------------------	-------------------------------------	---

×衛生研究所（試験所）（711）	物品消毒業（929）
臨床検査業（83D）	動物検疫所（973）
衛生検査所（83D）	植物防疫所（973）
保健所（841）	

中分類 85－社会保険・社会福祉・介護事業

総 説

この中分類には、社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。

850 管理、補助的経済活動を行う事業所（85 社会保険・社会福祉・介護事業）

主として社会保険・社会福祉・介護事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は社会保険・社会福祉・介護事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

851 社会保険事業団体

公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業を行う事業所をいう。

○社会保険事業団体 健康保険組合 健康保険組合連合会 国民健康保険団体連合会 国民健康保険中央会 教職員共済組合 国家（地方）公務員共済組 合	国民年金基金 厚生年金基金 企業年金基金 社会保険診療報酬支払基金 消防団員等公務災害補償組 合 地方公務員災害補償基金	日本年金機構本部 日本年金機構地域部 日本年金機構事務センター 日本年金機構年金事務所 石炭鉱業年金基金 農業者年金基金 年金積立金管理運用
--	--	--

× 勤労者退職金共済機構（673）
農業共済組合（673）

労働保険事務組合（929）
教職員互助会（939）

852 福祉事務所

都道府県、市町村及び特別区が設置する福祉に関する事務所をいう。

○福祉事務所

社会福祉事務所

×社会福祉士事務所（85L）

85A 保育所

日々保護者の委託を受けて、乳児又は幼児を保育する福祉事業を行う事業所をいう。

○保育所

保育園

保育所型認定こども園

地方裁量型認定こども園

小規模保育事業所

事業所内保育事業所

ベビーホテル

認可外保育施設

×幼稚園（811）

幼稚園型認定こども園（811）

特別支援学校（815）

幼保連携型認定こども園（819）

85B その他の児童福祉事業

乳児、幼児、少年に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所をいう。

○その他の児童福祉事業

児童相談所

乳児院

母子生活支援施設

児童厚生施設（児童館）

児童養護施設

障害児居宅介護サービス業
（障害児福祉事業のもの）

障害児入所施設（知的障害
児施設、盲ろうあ児施設、
肢体不自由児施設）

児童心理治療施設

児童発達支援センター

児童家庭支援センター

母子・父子福祉センター

母子・父子休養ホーム

家庭的保育事業所

居宅訪問型保育事業所

ベビーシッター

ひとり親家庭休養ホーム

学童保育所（学童クラブ）

放課後児童クラブ

放課後等デイサービス

×放課後子ども教室（79E）

特別支援学校（815）

児童自立支援施設（822）

少年院（822）

85C 特別養護老人ホーム

常時介護を必要とし、在宅介護が困難な老人又はこれに準じる状態の要介護者に対して介護サービスを提供する事業所をいう。

○特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設

85D 介護老人保健施設

心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所をいう。

○介護老人保健施設

×介護老人福祉施設（85C）

85M 介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所をいう。

○介護医療院

×介護老人福祉施設（85C）

介護老人保健施設（85D）

85E 通所・短期入所介護事業

要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所をいう。

○通所・短期入所介護事業
老人デイサービスセンター

老人短期入所施設
老人ショートステイ施設

小規模多機能型居宅介護事業所

×訪問介護事業所（老人福祉事業のもの）（85F）

85F 訪問介護事業

要介護者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う事業所をいう。

○訪問介護事業 訪問介護事業所	訪問入浴介護事業所	夜間対応型訪問介護事業所
--------------------	-----------	--------------

×介護サービス業（介護保険適用外のもので生活全般の支援をするもの）（79E）

訪問看護ステーション（83B）

障害児居宅介護サービス業（障害児福祉事業のもの）（85B）

訪問介護事業所（障害者福祉事業のもの）（855）

85G 認知症老人グループホーム

比較的安定した状態にある認知症の要介護者に対し、共同生活を営む住居において介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所をいう。

○認知症老人グループホーム	認知症高齢者グループホーム
---------------	---------------

×グループホーム（障害者福祉事業のもの）（855）

85H 有料老人ホーム

入居一時金等の料金を徴収して老人を入居させ、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する事業所をいう。

○有料老人ホーム	
----------	--

85J その他の老人福祉・介護事業

他に分類されない老人福祉・介護事業を行う事業所をいう。

○その他の老人福祉・介護事業 養護老人ホーム 老人福祉センター 老人憩の家	老人休養ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む） 高齢者生活福祉センター （生活支援ハウス）	老人介護支援センター （在宅介護支援センター） 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
--	--	---

×介護老人保健施設（85D）

訪問介護事業所（老人福祉事業のもの）（85F）

シルバー人材センター（911）

高齢者事業団（911）

855 障害者福祉事業

施設等に入所・入居して生活する障害者につき、入浴、排せつ又は食事の介護、身体機能又は生活能力の向上や日常生活の世話、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業所並びに障害者に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所をいう。

○居住支援事業 障害者支援施設 グループホーム（障害者福祉事業のもの） 福祉ホーム（障害者福祉事業のもの）	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 障害者通勤寮 障害者更生施設 ○その他の障害者福祉事業 生活介護事業所（障害者福祉事業のもの）	自立訓練事業所 地域活動支援センター 就労継続支援施設〔B型〕 訪問介護事業所（障害者福祉事業のもの） 授産施設（障害者施設のもの）
--	--	--

×特別支援学校（815） 精神科病院（831） 児童心理治療施設（85B） 就労継続支援施設〔A型〕（主たる事業内容によりそれぞれに分類される）	障害児入所施設（85B） 児童発達支援センター（85B）
---	---------------------------------

85K 更生保護事業

保護観察対象者、刑務所出所者等の更生を助けることを目的とする更生保護事業を行う事業所をいう。

○更生保護事業	更生保護施設	更生保護協会
---------	--------	--------

×障害者更生施設（855）	保護観察所（973）
---------------	------------

85L 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業を行う事業所をいう。

ただし、労働者のための福利厚生事業、特定団体所属員及びその家族に対する福利厚生事業を行う事業所は、その行う主な事業内容によりそれぞれに分類される。

○他に分類されない社会保 険・社会福祉・介護事業 社会福祉協議会 共同募金会 善意銀行 社会福祉士事務所	授産施設（障害者施設以外 のもの） 医薬品医療機器総合機構 認知症カフェ 婦人相談所 婦人保護施設	救護施設 宿所提供施設 無料低額宿泊所（社会福祉 事業のもの） 薬物依存症回復支援施設
---	--	---

×アイバンク（83D） 年金積立金管理運用（851） 介護老人保健施設（85D）	授産施設（障害者施設のもの）（855） 勤労者福祉会館（951） 保護観察所（973）
--	---

大分類 Q－複合サービス事業 ☆

総 説

この大分類には、信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

◎ 郵便局

郵便局とは、郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに、市町村等からの委託を受けることなどにより、複数の大分類にわたる各種サービスを提供する事業所をいう。

◎ 協同組合

協同組合とは、信用事業又は共済事業と併せて経営指導事業、購買事業、厚生事業等を複合的に行う農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所をいう。

なお、単一の事業を行う協同組合の事業所は、その行う事業によりそれぞれの産業に分類される。また、複数の事業を行う事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

☆ ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業

この大分類には、ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業がある。

(1) ネットワーク型産業 ★

中分類 86 郵便局

(2) 非ネットワーク型産業

中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）

中分類 86－郵便局 ★

総 説

この中分類には、郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに、市町村等からの委託を受けることなどにより、複数の大分類にわたる各種サービスを提供する郵便局及び郵便局受託業を行う事業所が分類される。

860 管理、補助的経済活動を行う事業所（86 郵便局） ★

主として郵便局の本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は郵便局における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所 日本郵便株式会社（本社）
-------------------	---	----------------------------------

861 郵便局 ★

郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに、市町村等からの委託を受けることなどにより、複合的に各種サービスを提供する事業所をいう。

○郵便局 （日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行う事業所）	
---	--

×信書便事業（491）	郵政研修センター（822）
ゆうちょ銀行（622）	逓信病院（831）
郵便保険業（671）	簡易郵便局（862）
郵政博物館（82C）	総合通信局（973）
日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所（491）	
日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び銀行窓口業務を行う事業所（491）	
日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び保険窓口業務を行う事業所（491）	

862 郵便局受託業 ★

日本郵便株式会社等からの委託を受けて、複合的に各種サービスを提供する事業所及び他に分類されない郵便局受託業を行う事業所をいう。

○簡易郵便局

○その他の郵便局受託業
郵便切手類販売所

印紙売りさばき所

×ゆうパック配達請負業（44）

郵便物配達請負業（491）

中分類 87－協同組合（他に分類されないもの）

総 説

この中分類には、信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる各種のサービスを提供する農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所が分類される。

870 管理、補助的経済活動を行う事業所（87 協同組合）

主として協同組合の事業所を統括する本部等として、自組合組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又は協同組合における活動を促進するため、同一組合組織の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本部・本所・本店・支部・支所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
-------------------	--	-----------------------------

871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）

信用事業又は共済事業と併せて、経営指導事業、購買事業、厚生事業等を複合的に行う他に分類されない農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の事業所並びにこれらの連合会（以下「農林水産業協同組合」という）の事業所をいう。

ただし、単一の事業を行う農林水産業協同組合の事業所は、その行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

なお、複数の事業を行う事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

○農業協同組合（他に分類されないもの） 農業協同組合・農業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）	○漁業協同組合（他に分類されないもの） 漁業協同組合・漁業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）	○水産加工業協同組合（他に分類されないもの） 水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）
--	--	---

○森林組合（他に分類されないもの）	森林組合・森林組合連合会 （信用事業又は共済事業 と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）	
-------------------	---	--

×生産森林組合（021）	農業共済組合連合会（673）
漁業生産組合（03、04）	無線漁業協同組合（373）
森林組合製材所（121）	信用農業協同組合連合会（632）
有線放送電話農業協同組合（371）	信用漁業協同組合連合会（632）
信用水産加工業協同組合連合会（632）	漁業共済組合連合会（673）
農業共済組合（673）	全国共済農業協同組合連合会（673）
漁業共済組合（673）	全国共済水産業協同組合連合会（673）

872 事業協同組合（他に分類されないもの）

信用事業又は共済事業と併せて、経営指導事業、検査事業、厚生事業等を複合的に行う他に分類されない事業協同組合及び事業協同組合連合会（以下「事業協同組合」という）の事業所をいう。

ただし、単一の事業を行う事業協同組合の事業所は、その行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

なお、複数の事業を行う事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

○事業協同組合（他に分類されないもの） 事業協同組合・事業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）	織物協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの） ニット工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）	青果物商業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）
--	---	--

×米穀販売協同組合精米工場（096）	たばこ耕作組合（931）
木製品工業協同組合製材所（121）	米穀商組合（931）
火災共済協同組合（673）	商店街振興組合（931）
酒販組合（931）	商工組合（931）
酒造組合（931）	土建一般労働組合（932）
生活衛生同業組合・生活衛生同業組合連合会（931）	

大分類 R－サービス業

(他に分類されないもの) ☆

総 説

この大分類には、主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

本分類には、次のような各種のサービスを提供する事業所が含まれる。

- ① 廃棄物の処理に係る技能・技術等を提供するサービス「中分類 88－廃棄物処理業」
- ② 物品の整備・修理に係る技能・技術を提供するサービス「891 自動車整備業」、「中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）」
- ③ 労働者に職業をあつせんするサービス及び労働者派遣サービス「中分類 91－職業紹介・労働者派遣業」
- ④ 企業経営に対して提供される他の分類に属さないサービス「中分類 92－その他の事業サービス業」
- ⑤ 会員のために情報等を提供するサービス「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」
- ⑥ その他のサービス「中分類 95－その他のサービス業」、「中分類 96－外国公務」

◎ サービス業（他に分類されないもの）と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

ア 農業事業所に対して請負により又は委託を受けて耕種、畜産に直接関係する農業サービスを提供する事業所は「013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）」に、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所は「014 園芸サービス業」に分類される。

イ 山林の下刈り、林木の枝下ろしのような林業に直接関係するサービスを提供する事業所は「024 林業サービス業」に分類される。

ウ 漁業事業所に対して請負により又は委託を受けて漁業に直接関係するサービスを提供する事業所は「中分類 03－漁業（水産養殖業を除く）」又は「中分類 04－水産養殖業」に分類される。

(2) 鉱業との関係

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑、掘削、排土などの鉱山開発作業を行う事業所は「中分類 05－鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。

(3) 製造業との関係

ア 新たな製品を製造加工し、かつ、同種製品の修理を行う事業所は「大分類 E－製造業」に分類されるが、修理を専業としている事業所は本分類に含まれる。修理のために補修品を製造している場合も本分類に含まれる。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行わなくても製造業に分類される。

また、主として自己又は他人の所有する原材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行っている事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。

イ 他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行って加工賃を受取る賃加工業は「大分類E－製造業」に分類される。

(4) 運輸業との関係

ア 財貨の運搬、保管を行う事業所は「大分類H－運輸業、郵便業」に分類される。

イ 運輸のあっせん、運輸施設の提供、船積の検数、水先案内などの運輸に附帯するサービスを提供する事業所は「中分類48－運輸に附帯するサービス業」に分類される。

(5) 卸売業、小売業との関係

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は「大分類I－卸売業、小売業」に分類されるが、修理を専業としている事業所は本分類に含まれる。修理のために部分品などを取替えても本分類に含まれる。

(6) 金融業、保険業、不動産業との関係

ア 保険業を行う事業所、保険会社及び保険契約者に対して保険サービスを提供する事業所は「中分類67－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」に分類される。

イ 不動産の運用及び仲介を行う事業所は「大分類K－不動産業、物品賃貸業」に分類される。

(7) 専門・技術サービス業との関係

ア 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、機能の維持・改善等に必要なサービスを総合的に提供する事業所は「749 その他の技術サービス業」に分類される。

イ 依頼を受け、看板書きを行う事業所は、本分類に含まれる。ただし、依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「731 広告業」に分類される。

☆ ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業

この大分類には、ネットワーク型産業と非ネットワーク型産業がある。

(1) ネットワーク型産業 ★

中分類 93 政治・経済・文化団体

中分類 94 宗教

(2) 非ネットワーク型産業

中分類 88 廃棄物処理業

中分類 89 自動車整備業

中分類 90 機械等修理業（別掲を除く）

中分類 91 職業紹介・労働者派遣業

中分類 92 その他の事業サービス業

中分類 95 その他のサービス業

中分類 88－廃棄物処理業

総 説

この中分類には、廃棄物の処理を行う事業所が分類される。

880 管理、補助的経済活動を行う事業所（88 廃棄物処理業）

主として廃棄物処理業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための人事・人材育成、財務・経理、企画、広報・宣伝、契約等の現業以外の業務を行う事業所又は廃棄物処理業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所 自家用集荷所
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

881 一般廃棄物処理業

主としてし尿、ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物を収集運搬、処分する事業所及び浄化槽の清掃、保守点検を行う事業所をいう。

一般廃棄物処理業について指導、管理等を行う市町村設置の清掃事務所も本分類に含まれる。

なお、次に掲げる廃棄物を収集運搬、処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業から生じたこれらの廃棄物を収集運搬、処分する事業所は「882 産業廃棄物処理業」に分類される。

- (1) 畜産農業以外から生じた動物のふん尿及び死体
- (2) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い紙くずを生じさせるものに限る）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず
- (3) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い木くずを生じさせるものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木くず
- (4) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い繊維くずを生じさせるものに限る）、繊維工業（衣類、その他の繊維製品を除く）以外から生じた繊維くず
- (5) 食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性の残りかす

○し尿収集運搬業	○ごみ収集運搬業	粗大ごみ破碎・圧縮業
○し尿処分業	ごみ中継業 道路清掃業	ごみ高速たい（堆）肥化業
○浄化槽清掃業	○ごみ処分業	○清掃事務所
○浄化槽保守点検業	ごみ焼却業 ごみ埋立業	市区町村清掃事務所

×たい（堆）肥製造業（106）	浄化槽法定検査業（749）
死亡獣畜取扱場（889）	建物清掃業（92B）
海上清掃業（489）	産業用設備洗浄業（929）
動物のふん尿・死体収集運搬業（畜産農業から生じたもの）（882）	
給水タンク洗浄業（産業用設備洗浄業を除く）（92B）	

882 産業廃棄物処理業

主として事業活動に伴って生じた廃棄物（専ら再生利用の目的となるものを除く）を収集運搬、処分する事業所をいう。

ただし、放射性廃棄物収集運搬、処理を行う事業所は「889 その他の廃棄物処理業」に分類される。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次に掲げる廃棄物を収集運搬、処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を収集運搬、処分する事業所は「881 一般廃棄物処理業」に分類される。

- (1) 畜産農業から生じた動物のふん尿及び死体
- (2) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い紙くずを生じさせるものに限る）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生じた紙くず
- (3) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い木くずを生じさせるものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じた木くず
- (4) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴い繊維くずを生じさせるものに限る）、繊維工業（衣類、その他の繊維製品を除く）から生じた繊維くず
- (5) 食料品・医薬品・香料製造業から生じた動植物性の残りかす

○産業廃棄物収集運搬業	○産業廃棄物処分業	○特別管理産業廃棄物収集運搬業
船舶廃油収集運搬業	汚泥処理業	特別管理汚泥収集運搬業
産業廃棄物中継業	廃酸・廃アルカリ処理業	特別管理廃油収集運搬業
動物のふん尿・死体収集運搬業（畜産農業から生じたもの）	廃油処理業	感染性産業廃棄物収集運搬業
	廃プラスチック類処理業	廃石綿等収集運搬業
	船舶廃油処理業	
	産業廃棄物埋立業	
	工業廃水処理業	

○特別管理産業廃棄物処分業 特別管理汚泥処分業	特別管理廃油処分業 感染性産業廃棄物処分業	廃石綿等処分業 特別管理産業廃棄物埋立業
----------------------------	--------------------------	-------------------------

×廃プラスチック製品製造業（185）	非鉄金属スクラップ卸売業（536）
再生ゴム製造業（199）	古紙卸売業（536）
再生骨材製造業（218）	鉄スクラップ卸売業（536）
ドラム缶更生業（249）	放射性廃棄物処理業（889）
18 リットル缶更生業（249）	放射性廃棄物収集運搬業（889）
空瓶・空缶等空容器卸売業（536）	
潤滑油製造業（石油精製によらないもの）（172）	
グリース製造業（石油精製によらないもの）（172）	
廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（179）	

889 その他の廃棄物処理業

死んだ獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体し、埋却し、又は焼却するための事業所及び放射性廃棄物処理業など他に分類されない廃棄物の処理を行う事業所をいう。

○死亡獣畜取扱業 死亡獣畜取扱場	○他に分類されない廃棄物処理業	放射性廃棄物処理業 放射性廃棄物収集運搬業
---------------------	-----------------	--------------------------

×毛皮製造業（208）	と畜場（952）
使用済核燃料再処理業（239）	

中分類 ８９－自動車整備業

総 説

この中分類には、自動車の整備修理を行う事業所が分類される。

ただし、自動車の整備修理と販売（取次ぎを含まない）とを行う事業所は「542 自動車卸売業」又は「591 自動車小売業」に分類される。

890 管理、補助的経済活動を行う事業所（89 自動車整備業）

主として自動車整備業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は自動車整備業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・支所	自家用車庫
-------------------	-------------------------------	-------

891 自動車整備業

自動車の整備修理を総合的に行う事業所及び主として自動車の車体や電装品、タイヤ等の部品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行う事業所をいう。

○自動車一般整備業 自動車整備業 自動車修理業 自動車検査業（民間車検場） 車検代行業 オートバイ整備修理業	自動車溶接業（自動車修理のためのもの） 自動車板金塗装業 自動車電装品整備業 自動車蓄電池修理業 自動車タイヤ整備業 自動車タイヤ修理業 自動車エンジン再生業 自動車エンジン修理業 自動車再生業 自動車ガラス取替業	自動車ガラス修理業 自動車フィルム施工業 自動車工場（自動車、自動車エンジンの再生を主とするもの） 自動車ブレーキ修理業 自動車部品整備業 自動車清掃業 自動車洗車業
---	--	---

×更生タイヤ製造業（199）	レンタカー業（704）
自動車小売修理業（591）	軽自動車検査協会（744）
日本自動車連盟（J A F）ロードサービス基地（489）	
日本自動車連盟（J A F）本部・支部（939）	

中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）

総 説

この中分類には、機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所が分類される。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 修理する商品と同種の商品を製造する事業所は「大分類E－製造業」に分類され、同種の商品を販売する事業所は「大分類I－卸売業、小売業」に分類される。
- (2) 自動車修理業は「891 自動車整備業」に分類される。
- (3) 衣服修理業は「793 衣服裁縫修理業」に分類される。

900 管理、補助的経済活動を行う事業所（90 機械等修理業）

主として機械等修理業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は機械等修理業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用車庫
------------------------------------	---------------------------	-------

901 機械修理業（電気機械器具を除く）

一般機械、建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所をいう。

○一般機械修理業 内燃機関修理業 航空機整備業 ミシン修理業 金型修理業 光学機械修理業 映写機修理業 農業用トラクタ修理業 ガーデントラクタ修理業	フォークリフト整備業 エレベータ修理業 エレベータ保守業 船舶機関修理業 事務用複写機（コピー機） 修理業 自動販売機修理業 ボイラー・圧力容器整備業	○建設・鉱山機械整備業 建設用トラクタ整備業 建設用トラクタ修理業 建設機械修理業 鉱山機械修理業 掘削機械整備業 建設用クレーン整備業 整地機械整備業 基礎工事用機械整備業
--	--	---

×各種機械部品製造修理業（259）

鉄道車両改造修理業（自家用を除く）（312）

自動車修理工場（891）

船舶修理業（313）

航空機オーバーホール業（314）

電気機械器具修理業（902）

×鉄道業の鉄道車両修理工場（通常の運営とは別にして維持補修等を行うもの）（420）

鉄道業の鉄道車両修理工場（日々の運行と並行して維持補修等を行うもの）（421）

902 電気機械器具修理業

電気機械器具の修理を行う事業所をいう。

○電気機械器具修理業	電気冷蔵庫修理業	電子計算機修理業
テレビ修理業	電動機修理業	
ラジオ修理業	電気計測器修理業	
変圧器修理業		

×家庭用電気機械器具小売修理業（593）

計量器修理業（909）

計測機器校正業（744）

電子楽器修理業（909）

事務用複写機（コピー機）修理業（901）

電子応用がん具修理業（909）

業務用ビデオゲーム機修理業（901）

903 表具業

ふすま、びょうぶ、巻物、掛物などの布はく又は紙はりを行う事業所をいう。

○表具業	経師業	ふすま張業
表装業	びょうぶ張業	障子張業

×ふすま製造業（133）

びょうぶ製造業（139）

909 その他の修理業

家具、時計（電気時計を含む）、履物の修理を行う事業所及び金物、楽器（調律修正を含む）、かばん、洋傘、自転車、のこぎりの目立て、はさみ・包丁研ぎなど他に分類されない修理を行う事業所をいう。

また、主として注文で手工鍛造、その他のかじ業を行う事業所も本分類に分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鋼塊、他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで鍛鋼品、鍛工品を製造する事業所は「225 鉄素形材製造業」に、銅、アルミニウム等の非鉄金属及び合金からハンマ、プレスなどで鍛造を行い鍛造品を製造する事業所は「235 非鉄金属素形材製造業」に分類される。
- (2) くわ、かま、すきなどの農業用器具を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。

○家具修理業 仏壇修理業 いす修理業 たんす更生業	○他に分類されない修理業 楽器修理業（調律修正を含む） ピアノ調律・修正業 オルガン調律・修正業 三味線修理業 太鼓張替業 電子楽器修理業 くら・馬具修理業 かばん・袋物修理業 洋傘修理業 装身具修理業 はさみ・包丁研ぎ業 のこぎり目立業 研ぎ屋 眼鏡修理業	計量器修理業 自転車修理業 自転車タイヤ修理業 畳裏返し業 ガス器具修理業（ガスコンロ、ガスオーブンなど） 電子応用がん具修理業
○時計修理業 電気時計修理業		
○履物修理業 靴修理業 革靴修理業		
○かじ業 農業用器具修理業（手工鍛造によるもの） 手工鍛造業		

×装てい（蹄）業（013） 鍛工品製造業（225） 鍛鋼製造業（225） 非鉄金属鍛造品製造業（235） くわ・すき製造業（242） かばん・袋物小売修理業（579） 自転車小売修理業（592）	家具小売修理業（601） 楽器小売修理業（60C） 時計小売修理業（608） げた小売修理業（574） 靴小売修理業（スポーツ用を除く）（574） 計測機器校正業（744） 自動車タイヤ修理業（891）
---	---

中分類 91－職業紹介・労働者派遣業

総 説

この中分類には、主として労働者に職業をあつせんする事業所及び労働者派遣業を行う事業所が分類される。

910 管理、補助的経済活動を行う事業所（91 職業紹介・労働者派遣業）

主として職業紹介・労働者派遣業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所又は職業紹介・労働者派遣業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

○その他の管理、補助的経済
活動を行う事業所

自家用車庫

911 職業紹介業

主として労働者に職業をあつせんする事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 映画出演者の紹介を行う事業所は「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に分類される。
- (2) 演劇出演者の紹介を行う事業所は「80Q 娯楽に附帯するサービス業」に分類される。
- (3) 公共職業安定所（ハローワーク）は「973 行政機関」に分類される。

○職業紹介業
民営職業紹介業
家政婦（夫）紹介所
マネキン紹介所
配せん人紹介所

労働者供給業
労働者募集業
内職あつせん業
シルバー人材センター
家庭教師あつせん業

ファミリー・サポート・
センター
ジョブカフェ（就職支援
センター）
ヘッドハンティング業

×映画出演者あつせん業（416）

家庭教師派遣業（829）

演劇俳優あつせん業（80Q）

労働者派遣業（912）

全国シルバー人材センター事業協会（939）

公共職業安定所（ハローワーク）（973）

912 労働者派遣業

主として派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とする事業所をいう。

ただし、主として請負によって各種事業を行っている事業所、自らその業務の遂行等に関する指揮命令を行っている事業所は、経済活動の種類によりそれぞれの産業に分類される。

○労働者派遣業

×建設業（06、07、08）
港湾運送業（481）
民営職業紹介業（911）

労働者供給業（911）
警備業（923）
公共職業安定所（ハローワーク）（973）

中分類 92－その他の事業サービス業

総 説

この中分類には、企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が分類される。

920 管理、補助的経済活動を行う事業所（92 その他の事業サービス業）

主としてその他の事業サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の事業サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○主として管理事務を行う 本社・本所・本店・支社・ 支所	○その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫	自家用修理工場 自家用補修所
------------------------------------	------------------------------------	-------------------

921 速記・ワープロ入力・複写業

主として速記、ワープロ入力を行う事業所及び各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物を制作する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 情報を記録した物を製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。
- (2) 新聞の発行を行う事業所は「413 新聞業」に、書籍等の出版を行う事業所は「414 出版業」に分類される。

○速記・ワープロ入力業 筆耕業 あて名書業 ワープロ入力請負業 テープ起こし業	○複写業 複写加工業 青写真業 地図複製業 マイクロ写真業	コピーサービス業 トレース業（機械・建築設計を伴わないもの）
---	---	-----------------------------------

×印刷業（151）	ビデオディスクレコード製造業（32C）
新聞業（413）	写真フィルム複写業（79D）
出版業（414）	トレース業（建築設計のもの）（74A）
オーディオディスクレコード製造業（32C）	トレース業（機械設計のもの）（743）

92A ビルメンテナンス業

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務（清掃、衛生管理、設備の保守・点検、保安管理等）を総合的に請負い、そのサービスを提供する事業所をいう。

○ビルメンテナンス業 ビルサービス業	ビル総合管理業	建物総合管理業
×	×	×
ビル管理業（694）	害獣駆除業（929）	
エレベータ保守業（901）	物品消毒業（929）	
ビル清掃業（92B）	船内くんじょう業（929）	

92B その他の建物等維持管理業

主としてビルなどの建物を対象として、清掃などの建物の維持管理業務の一部を請負い、そのサービスを提供する事業所をいう。

また、鉄道車両、船舶、航空機等を対象として建物に対して行われる清掃と類似した業務を請負う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務（清掃、衛生管理、設備の保守・点検、保安管理等）を総合的に請負い、そのサービスを提供する事業所は「92A ビルメンテナンス業」に分類される。

○その他の建物等維持管理業	ビル清掃業	船舶清掃業
床磨き業	建築物飲料水管理業	建物あく洗業
ガラスふき業	建築物排水管清掃業	電柱清掃業
建築物清掃業	電車清掃業	
煙突掃除業	建築物飲料水貯水槽清掃業	
×	×	×
×	×	×
ハウスクリーニング業（個人宅）（79E）	住宅消毒業（929）	
浄化槽清掃業（881）	船内くんじょう業（929）	
エレベータ保守業（901）	物品消毒業（929）	
害虫駆除業（街路樹）（014）	産業用設備洗浄業（929）	
害虫駆除業（建物）（929）		
害虫駆除業（農家と請負契約によるもの）（013）		
清掃業（一般廃棄物収集運搬業・処理業）（881）		
清掃業（産業廃棄物収集運搬業・処理業）（882）		

923 警備業

事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生の警戒及び防止並びに人身の安全の確保若しくは、貴重品等の運搬の際の盗難等の事故の発生の警戒及び防止の業務を請負う事業所をいう。

○警備業	警備保障業	ガードマン業
------	-------	--------

929 他に分類されない事業サービス業

主としてディスプレイ業（販売促進、教育啓もう、情報伝達等の機能を発揮させることを目的として、店舗、博覧会々場、催事などの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請負い、これら施設の内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）などを総合的に構成演出する業務）を行う事業所、産業用各種設備機器、配管設備、貯水槽及び上下水道管を洗浄する事業所、屋号などの看板書き（単純な加工を注文によって行うものを含む）を行う事業所、電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所、人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）の防除・駆除・消毒を行う事業所並びに集金業など他に分類されないその他の事業に対するサービスを提供する事業所をいう。

なお、通信販売などの受注、消費者からの問い合わせ・苦情などを電話等で受け付ける事業所、電話をかけて購買を勧誘する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 看板の規格品などを大量に製造する事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」又は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。
- (2) 屋外広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「731 広告業」に分類される。

○ディスプレイ業 （調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して行うもの）	住宅消毒業 物品消毒業 船内くんじょう業	液化石油ガス（L P G）充てん業 プリペイドカード等カードシステム業 メーリングサービス業 サンプル配布業 ポスティング業 ちんどん屋 棚卸代行業 自家用自動車管理業 縫製品箱詰請負業 包装業 貸画廊業 ディーラーヘルプ業 販売促進業 イベント企画業 展示会（見本市を含む）の企画・運営業 コンベンション（国際会議等）の企画・運営業 日本放送協会営業センター 治験施設支援機関（S M O） 銀行事務センター 貯金事務センター
○産業用設備洗浄業 プラント洗浄業 産業用配管洗浄業 産業用タンク洗浄業 産業用上下水道管洗浄業	○他に分類されないその他の事業サービス業 新聞切抜業 電話事務代行業 医療事務代行業 労働保険事務組合 鉄くず破碎請負業 船舶解体請負業 集金業 取立業 陸送業（陸送する車を自ら運転して運ぶもの） 商品展示所（ショールーム） パーティ請負業 バンケットサービス業 温泉供給業 はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの） 圧縮ガス充てん業 液化ガス充てん業	
○看板書き業 看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む） ペンキ屋（看板書きを主とするもの）		
○コールセンター業 テレマーケティング業		
○ペストコントロール業 害獣駆除業 害虫駆除業（建物）		

×農作物害虫駆除業(013)	こん包業(484)
室内装飾工事業(078)	サルベージ業(489)
内装工事業(078)	レッカー車業(489)
事務所用・店舗用装備品製造業(139)	インテリアデザイン業(726)
はく(箔)押し業(印刷物)(153)	商業デザイン業(726)
ほうろう製看板製造業(219)	著作権管理業(72H)
打ちはく(箔)業(249)	広告業(731)
看板・標識機製造業(32D)	建築設計業(74A)
モデル・模型製造業(32D)	運転代行業(79E)
日本放送協会本部(381)	自動車清掃業(891)
マーケティングリサーチ業(39C)	ビルメンテナンス業(92A)
広告制作業(415)	ビル清掃業(92B)
陸送業(一般貨物自動車運送業)(441)	
陸送業(特定貨物自動車運送業)(442)	
看板製造業(看板書き業、ほうろう製を除く)(32D)	
屋外広告業(総合的なサービスを提供するもの)(731)	

中分類 93－政治・経済・文化団体 ★

総 説

この中分類には、経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体が分類される。

931 経済団体 ★

一定地域の商工業者によって組織された団体で、当該地域の経済発展などに寄与するための活動を行う事業所及び同業者によって組織された団体で、当該業界の親睦、地位・技術の向上、発展などに寄与するための活動を行う事業所をいう。

ただし、信用事業又は共済事業と併せて、各種の事業を行う協同組合は「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」又は「872 事業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。

○実業団体	日本製紙連合会	日本水道協会
商工会議所	板硝子協会	日本製薬団体連合会
商工会	日本造船工業会	日本医療機器産業連合会
商工組合	日本プラスチック工業連盟	日本医師会
商店街組合	日本産業機械工業会	日本歯科医師会
商業組合	日本鉄鋼連盟	日本薬剤師会
工業組合	日本電機工業会	日本看護協会
日本経済団体連合会	電子情報技術産業協会	日本弁護士連合会
経済同友会	日本自動車工業会	弁護士会
全国商工会連合会	日本化学工業協会	日本弁理士会
全国中小企業団体中央会	石油化学工業協会	銀行協会
	セメント協会	信用金庫協会
○同業団体	日本紡績協会	信用組合協会
全国銀行協会	日本化学繊維協会	生活衛生同業組合・生活衛生同業組合連合会
日本証券業協会	日本陶業連盟	輸入組合
生命保険協会	日本鉱業協会	輸出組合
日本損害保険協会	石油連盟	海運組合
日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	地域医療連携推進法人
日本乳業協会	電気事業連合会	
日本百貨店協会	日本アルミニウム協会	
石油鉱業連盟	日本ガス協会	

×信金中央金庫（631）	信用保証協会（661）
信用協同組合連合会（631）	土建一般労働組合（932）
農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて各種の事業を行うもの）（871）	
織物工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて各種の事業を行うもの）（872）	

932 労働団体 ★

労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体の事業所又はその連合団体の事業所をいう。

○労働団体	全国労働組合総連合	全日本自動車産業労働組合
労働組合	全国労働組合連絡協議会	総連合会
職員組合	全日本金属産業労働組合協	全日本自治団体労働組合
日本労働組合総連合会	議会	土建一般労働組合

933 学術・文化団体 ★

学術功労者の顕彰、学術研究の援助、学術交流の実施・援助など学術の振興に寄与するための活動を行う団体の事業所並びに文化功労者の顕彰、文化研究の援助、文化交流の実施・援助、コンクールの実施・援助など美術、映画、演劇、工芸、芸能などの文化の向上に寄与するための活動を行う団体の事業所をいう。

○学術団体	日本医学会	○文化団体
日本学術振興会	日本薬学会	日本芸術院
日本地理学会		日本児童文学者協会
日本学士院		国際文化協会
		国際交流基金

934 政治団体 ★

政党その他の政治団体の事業所をいう。

○政治団体	政治資金団体	議員・政治家後援会事務所
政党	資金管理団体	

939 他に分類されない非営利的団体 ★

趣味・社交・親睦のための事業所、地域活動・教育施設への援助、奨学金・育英資金の給付、市民運動、青少年活動、国際親善活動を行う事業所、スポーツの振興活動を行う事業所など他に分類されない非営利的な事業所をいう。

○他に分類されない非営利的	YMCA	交通安全協会
団体	日本野鳥の会	日本自動車連盟（JAF）
学会	青年会議所	本部・支部
同好会	ライオンズクラブ	自動車安全運転センター本
親交会	ロータリークラブ	部
納税協会	ベルマーク教育助成財団	後援会事務所（議員・政治
日本スポーツ協会	ボーイスカウト日本連盟	家後援会事務所を除く）
育英会	全国シルバー人材センター	市長会
日本棋院	事業協会	町村会
囲碁連盟	日本財団	青色申告会
将棋連盟	自家用自動車協会	教職員互助会

×観光協会（489）

シルバー人材センター（911）

自動車安全運転センター都道府県事務所（929）

日本自動車連盟（JAF）ロードサービス基地（489）

中分類 94－宗教 ★

総 説

この中分類には、神道系、仏教系、キリスト教系及びその他の宗教の宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等並びにこれらを含む宗教団体の事務所である教務本庁、宗務所、教団事務所等が分類される。

なお、神社、寺院、教会などが、同一敷地内で結婚式場、駐車場、保育所などの事業を併せて行っている場合でも、本分類に含まれる。

ただし、別法人で宗教活動以外の事業を行っている場合は、別の事業所として、それぞれの産業に分類される。

941 神道系宗教 ★

神道系の神社、教会、布教所等及び教派等の事務を行う事業所をいう。

○神社、神道教会 神宮	○教派事務所 神社本庁
----------------	----------------

942 仏教系宗教 ★

仏教系の寺院、教会、布教所等及び宗派等の事務を行う事業所をいう。

○寺院、仏教教会	○宗派事務所
----------	--------

943 キリスト教系宗教 ★

キリスト教系の教会、修道院等及び教団等の事務を行う事業所をいう。

○キリスト教教会、修道院 布教所	○教団事務所 キリスト教系事務所 キリスト教系事務局
---------------------	----------------------------------

949 その他の宗教 ★

神道、仏教、キリスト教のいずれにも分類しがたい諸宗教の支部、布教所等及び本部事務所等の事業所をいう。

○その他の宗教の教会 (神道、仏教、キリスト教以外)	○その他の宗教の教団事務所 (神道、仏教、キリスト教以外)
-------------------------------	----------------------------------

中分類 95－その他のサービス業

総 説

この中分類には、他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

950 管理、補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）

主としてその他のサービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部・支店等の管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約、仕入・原材料購入、役務・資材調達、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所又はその他のサービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○管理、補助的経済活動を行う事業所

主として管理事務を行う
本社・本所・本店・支社・
支所

自家用車庫
自家用修理工場
自家用補修所

951 集会場

講演会、展示会、集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所をいう。

ただし、政治・経済・文化団体など他に分類されない非営利的団体と同一場所にあるこれら団体運営の集会場は「中分類 93－政治・経済・文化団体」に分類される。

○集会場

県民会館
文化会館
公会堂

公会堂管理事務所
勤労会館
婦人会館
自治公民館

多目的ホール
イベントホール
展示会会場

×貸会議室業（69I）

旅館（75I）

共済組合宿泊所（75A）

結婚式場（79B）

展示会（見本市を含む）の企画・運営業（929）

コンベンション（国際会議等）の企画・運営業（929）

体育館（80B）

公民館（82A）

老人福祉センター（85J）

商品展示所（ショールーム）（929）

952 と畜場

食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう）をと殺し又は解体するために設けられた事業所をいう。

獣畜のと殺又は解体を請負う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 肉製品製造のために一貫作業としてと殺を行う事業所は「091 畜産食料品製造業」に分類される。
- (2) 毛皮獣をと殺し、毛皮の調整及び染色を行う事業所は「208 毛皮製造業」に分類される。

○と畜場	と畜請負業
×	
×毛皮製造業（208）	死亡獣畜取扱場（889）

959 他に分類されないサービス業

他に分類されないサービスを提供する事業所をいう。

○他に分類されないサービス業 中央卸売市場 地方卸売市場 家畜保健衛生所 家畜自衛防疫組合	日本司法支援センター（法テラス） 消費生活センター 県民・市民相談センター	植物検疫業（植物防疫所を除く） 木材くんじょう業（輸入材に行うもの）
×公設市場（地方公共団体）(691) 保健所(841)		

中分類 96－外国公務

経済センサス - 基礎調査では対象外

総 説

この中分類には、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所が分類される。

961 外国公館

日本国内に駐在する外国の大使館などの公館の事業所をいう。

○外国公館 大使館	総領事館	外国政府代表部
--------------	------	---------

969 その他の外国公務

日本国内に駐在する国際機関などの事業所をいう。

○その他の外国公務 国際連合広報センター 国際連合開発計画駐日代表 事務所	アジア生産性機構 国際労働機関駐日事務所 国際連合大学本部 国連地域開発センター	在日米軍施設
--	---	--------

×アメリカンスクールインジャパン（81B）

外国人学校（各種学校のもの）（81B）

外国人学校（各種学校でないもの）（829）

大分類 S－公務

(他に分類されるものを除く)

総 説

この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所などにおいて、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、市場性の差異を踏まえ、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。

◎ 事業所

一般原則の事業所の定義では、単一の経営主体等により事業所を識別することとしているが、国又は地方公共団体の機関の分類に当たっては、原則として、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。例えば、同一の場所に複数の機関が所在している場合には、それぞれの機関を別々の事業所として扱う。ただし、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合には、それぞれの場所における機関を別々の事業所として扱う。

◎ 公務と他産業との関係

以下のような業務を行う事業所は、その行う業務により、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

- (1) 農産物（桑、繭、家畜を含む）の生産、配付を行う事業所
- (2) 国有林野及び公有林野の直接管理、経営を行う事業所
- (3) 魚貝類の養殖及び種苗の生産、配付などを行う事業所
- (4) 岩石、砂利、砂などの採取を行う事業所
- (5) 道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、開拓、干拓、農業水利など国及び地方公共団体が公共のための建設工事を施工監理又は直営で行う事業所
- (6) 印刷物、土石製品、肥料などの製造を行う事業所
- (7) 電気、ガス、水道の供給を行う事業所
- (8) 鉄道、軌道、道路運送、海運などの運送事業並びに空港、灯台、ふ頭などの海上、航空又は陸上運送に必要な営造物の管理その他の運輸に附帯するサービス業務を行う事業所
- (9) 食料品その他の商品の売買を行う事業所
- (10) 公営住宅の管理及びその他の不動産の賃貸などを行う事業所
- (11) 自然科学、人文又は社会科学に関する試験研究施設
- (12) 火葬場、墓地、公衆浴場、宿泊所、結婚式場などの市民サービスを提供する事業所
- (13) 競輪、競馬その他公営競技の事業を行う事業所
- (14) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、看護師養成所などの学校教育施設、農業大学校などの教育施設、職員の養成及び研修施設
- (15) 図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公民館などの社会教育施設
- (16) 病院、診療所、保健所などの医療保健のサービスを提供する事業所
- (17) 社会福祉事務所、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、訪問介護事業所などの社会福祉施設
- (18) 機械器具の修理を行う事業所
- (19) と畜場、ごみ処理場、汚物処理場、死亡獣畜取扱場などの施設
- (20) 各種生産物、家畜などの検査、検定、事業経営及び技術の相談、指導、地方物産のあつせん、陳列など企業経営を対象としてサービスを提供する事業所

中分類 97－国家公務

総 説

この中分類には、国の機関のうち、国会、裁判所、行政機関及びその地方支分部局などにおいて、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、市場性の差異を踏まえ、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、研修所、研究所、学校などがある。

971 立法機関

国会に属する機関であり、主として立法事務を行う事業所をいう。

国会	
○ 衆議院 法制局	× 議員宿舎（694） 国立国会図書館（82B） 国会分館（82B） 関西館（82B） 国際子ども図書館（82B） 憲政記念館（82C）
○ 参議院 法制局	
○ 裁判官弾劾裁判所	
○ 裁判官訴追委員会	

972 司法機関

裁判所に属する機関であり、主として司法事務を行う事業所をいう。

裁判所	
○ 最高裁判所 高等裁判所 支部 地方裁判所 支部 出張所 家庭裁判所 支部 出張所 簡易裁判所	× 最高裁判所図書館（82B） 司法研修所（822） 裁判所職員総合研修所（822）
○ 検察審査会	

973 行政機関

中央官庁及びその地方支分部局等であり、主として行政事務を行う事業所をいう。また、国等の財政を監視する機関を含む。

会計検査院

- 会計検査院
- ×
- × 会計検査院図書館 (82B)

内閣

- 内閣官房
- ×
- × 内閣法制局図書館 (82B)
- 総理大臣官邸事務所
- 内閣衛星情報センター
- 内閣法制局
- 郵政民営化委員会

人事院

- 人事院
- ×
- × 人事院図書館 (82B)
- 地方事務局 (所) (事務総局の地方機関)
- 公務員研修所 (822)
- 国家公務員倫理審査会

内閣府

- 本府
- ×
- × 内閣府図書館 (82B)
- 地方創生推進事務局
- 経済社会総合研究所 (712)
- 健康・医療戦略推進事務局
- 経済研修所 (822)
- 宇宙開発戦略推進事務局
- 土地改良総合事務所・支所 (74A)
- 総合海洋政策推進事務局
- 農業水利事業所 (74A)
- 国際平和協力本部
- 国道事務所・出張所 (74A)
- 食品安全委員会
- 那覇港湾・空港整備事務所 (74A)
- 官民人材交流センター
- 港湾事務所 (74A)
- 迎賓館
- 国営沖縄記念公園事務所・出張所 (805)
- 沖縄総合事務局
- 土地改良総合事務所・支所 (74A)
- 財務出張所
- 農業水利事業所 (74A)
- 北部ダム統合管理事務所
- 国道事務所・出張所 (74A)
- 陸運事務所
- 那覇港湾・空港整備事務所 (74A)
- 運輸事務所
- 港湾事務所 (74A)
- 国営沖縄記念公園事務所・出張所 (805)
- 宮内庁
- ×
- × 御料牧場 (012)
- 陵墓監区事務所
- 皇居東御苑管理事務所 (805)
- 御用邸管理事務所
- 宮内庁図書館 (82B)
- 正倉院事務所
- 宮内庁病院 (831)
- 京都事務所
- 公正取引委員会
- ×
- × 公正取引委員会図書館 (82B)
- 地方事務所 (事務総局の地方機関)

- 国家公安委員会
警察庁
皇宮警察本部
管区警察局・警察支局
東京都警察情報通信部
北海道警察情報通信部

- × 警察庁図書館 (82B)
警察大学校 (822)
附属警察情報通信学校 (822)
国際警察センター (822)
警察情報通信研究センター (711)
特別捜査幹部研修所 (822)
警察政策研究センター (712)
財務捜査研修センター (822)
取調べ技術総合研究・研修センター (822)
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター (822)
科学警察研究所 (711)
附属鑑定所 (711)
法科学研修所 (822)
皇宮警察学校 (822)
管区警察学校 (822)

- 個人情報保護委員会

- カジノ管理委員会

- 金融庁
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

- × 金融庁図書館 (82B)

- 消費者庁

- × 消費者庁図書館 (82B)

- こども家庭庁

- × 国立児童自立支援施設 (きぬ川学院・武蔵野学院) (822)
附属人材育成センター (822)

デジタル庁

- 本庁

復興庁

- 本庁
復興局

総務省

- 本省
統計局
電気通信紛争処理委員会
管区行政評価局・支局
行政評価事務所
行政監視行政相談センター
沖縄行政評価事務所
総合通信局
沖縄総合通信事務所・出張所
情報公開・個人情報保護
審査会

- × 総務省図書館 (82B)
総務省統計図書館 (82B)
国際連合アジア太平洋統計研修所 (822)
自治大学校 (822)
情報通信政策研究所 (712)
統計研究研修所 (822)

○ 公害等調整委員会

○ 消防庁

× 消防大学校 (822)

法務省

○ 本省

刑務所・拘置支所・刑務
支所

少年刑務所・拘置支所

拘置所・拘置支所

少年鑑別所・分所

矯正管区

地方更生保護委員会・分室

法務局・支局・出張所

地方法務局・支局・出張所

保護観察所・支部・

駐在官事務所

× 法務図書館 (82B)

少年院・分院 (822)

法務総合研究所・支所 (712)

矯正研修所・支所 (822)

○ 検察庁

○ 出入国在留管理庁

入国者収容所 (入国管理
センター)

地方出入国在留管理局・

支局・出張所

○ 公安審査委員会

○ 公安調査庁

公安調査局

× 公安調査庁研修所 (822)

外務省

○ 本省

× 外務省図書館 (82B)

外務省研修所 (822)

財務省

○ 本省

財務局・財務支局

財務事務所

出張所

税関

支署

出張所

監視署

沖縄地区税関

支署

出張所

監視署

× 税関研修所・支所 (822)

会計センター研修部 (822)

財務総合政策研究所 (712)

財務総合政策研究所研修部・研修支所 (822)

財務省図書館 (82B)

関税中央分析所 (711)

○ 国税庁
 国税局
 税務署
 沖縄国税事務所
 税務署

文部科学省

○ 本省

× 税務大学校・地方研修所 (822)

× 国立教育政策研究所 (712)
 教育図書館 (82B)
 教育課程研究センター (712)
 生徒指導・進路指導研究センター (712)
 幼児教育研究センター (712)
 社会教育実践研究センター (712)
 文教施設研究センター (712)
 科学技術・学術政策研究所 (712)
 科学技術予測・政策基盤調査研究センター (712)
 日本学士院 (933)
 文部科学省図書館 (82B)

○ スポーツ庁

○ 文化庁

× 日本芸術院 (933)

厚生労働省

○ 本省

 地方厚生局・支局
 地方麻薬取締支所
 都道府県労働局
 労働基準監督署
 公共職業安定所
 (ハローワーク)
 出張所

× 厚生労働省図書館 (82B)
 検疫所・支所・出張所 (849)
 輸入食品・検疫検査センター (849)
 国立ハンセン病療養所 (831)
 附属看護学校 (81A)
 国立医薬品食品衛生研究所 (711)
 安全性生物試験研究センター (711)
 国立保健医療科学院 (711)
 国立社会保障・人口問題研究所 (712)
 国立感染症研究所 (711)
 ハンセン病研究センター (711)
 国立障害者リハビリテーションセンター (855)
 国立光明寮 (視力障害センター) (855)
 国立保養所 (重度障害者センター) (855)
 国立福祉型障害児入所施設 (秩父学園) (85B)
 病院 (831)
 障害者健康増進・運動医科学支援センター (842)
 研究所 (711)
 学院 (81A)
 国立看護大学校 (822)

○ 中央労働委員会

農林水産省

○ 本省

地方農政局
 県域拠点
 駐在所
北海道農政事務所
 地域拠点
動物医薬品検査所
植物防疫所
 支所
 出張所
那覇植物防疫事務所
 出張所
動物検疫所
 支所
 出張所

○ 林野庁

○ 水産庁

漁業調整事務所

経済産業省

○ 本省

経済産業局・支局
 通商事務所
産業保安監督部・支部
 産業保安監督署
那覇産業保安監督事務所

○ 資源エネルギー庁

○ 特許庁

○ 中小企業庁

× 農林水産省図書館 (82B)
 農林水産政策研究所分館 (82B)
 農林水産技術会議事務局つくば分館 (82B)
農林水産研修所 (822)
農林水産政策研究所 (711)
四国東部農地防災事務所 (74A)
土地改良調査管理事務所・支所 (74A)
 ダム管理所 (013)
 犬山頭首工管理所 (013)
 農業水利施設総合管理所 (013)
土地改良技術事務所 (74A)
農地整備事業所 (74A)
農業水利事業所 (74A)
 農業水利事業建設所 (74A)
農地防災事業所・支所 (74A)
海岸保全事業所 (74A)
農地保全事業所 (74A)
土地改良建設事務所 (74A)

× 林野図書資料館 (82B)
森林技術総合研修所 (822)
 林業機械化センター (822)
森林管理局 (021)
 森林生態系保全センター (021)
 森林技術・支援センター (711)
 森林ふれあい推進センター (929)
 森林管理署・支署 (021)
 森林事務所 (021)
 治山事業所 (74A)
 森林放射性物質汚染対策センター (021)

× 経済産業省図書館 (82B)
経済産業研修所 (822)

× 特許庁図書館 (82B)

国土交通省

○ 本省

小笠原総合事務所
海難審判所
地方海難審判所
支所
システム開発評価・危機
管理センター

地方整備局
ダム統合管理事務所
・ダム管理支所
相模川水系広域ダム管
理事務所
ダム管理所
品木ダム水質管理所

北海道開発局
ダム管理所
ダム統合管理事務所
ダム管理支所

地方運輸局・運輸監理部
運輸支局・事務所

地方航空局・事務所

○ 観光庁

○ 気象庁

気象衛星センター
管区气象台
地方气象台・測候所

○ 運輸安全委員会

× 国土交通省図書館 (82B)
国土技術政策総合研究所分館 (82B)
国土地理院分館 (82B)
北海道開発局分館 (82B)
空港保安防災教育訓練センター (822)
国土交通政策研究所 (712)
国土技術政策総合研究所 (711)
国土交通大学校 (822)
研修センター (822)
航空保安大学校 (822)
研修センター (822)
国土地理院 (74B)
測地観測センター (74B)
地理地殻活動研究センター (711)
地方測量部・支所 (74B)

技術事務所 (711)
営繕事務所 (74A)
復興事務所 (74A)
空港整備事務所 (74A)
河川国道事務所・出張所 (74A)
港湾・空港整備事務所 (74A)
港湾空港技術調査事務所 (74A)
総合開発工事事務所・出張所 (74A)
多治見砂防国道事務所・出張所 (74A)
霞ヶ浦導水工事事務所 (74A)
港湾事務所 (74A)
ダム工事事務所 (74A)
砂防事務所・出張所 (74A)
河川事務所・出張所 (74A)
公園事務所 (74A)
国道事務所・出張所 (74A)

北海道開発局開発建設部 (74A)
ダム建設事業所 (74A)
河川事務所 (74A)
道路事務所 (74A)
港湾事務所 (74A)
千歳空港建設事業所 (74A)
国営滝野すずらん丘陵公園事務所 (805)
農業事務所 (74A)
農業施設管理支所 (013)
農業開発事業所 (74A)
開発事務所 (74A)

空港・航空路監視レーダー事務所 (489)
航空交通管制部 (489)

× 気象庁図書館 (82B)
気象測器検定試験センター (711)
気象研究所 (711)
高層气象台 (711)
地磁気観測所 (711)
気象大学校 (822)

○ 海上保安庁 運用指令センター 管区海上保安本部・事務所 海上保安（監）部 海上保安署 海上保安航空基地 航空基地 国際組織犯罪対策基地 特殊警備基地 特殊救難基地 機動防除基地	×	海上保安庁図書館（82B） 海洋情報部分館（82B） 海上保安試験研究センター（711） 海上保安大学校（822） 図書館（82B） 海上保安学校・分校（822） 海上交通センター（489） 水路観測所（489）
環境省		
○ 本省 地方環境事務所 自然環境事務所	×	環境省図書館（82B） 生物多様性センター（82C） 環境調査研修所（822） 国立水俣病総合研究センター（711） 千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所（795） 国民公園管理事務所（805） 自然保護官事務所（805）
○ 原子力規制委員会 原子力規制庁	×	原子力安全人材育成センター（822）
防衛省		
○ 本省 地方防衛局・支局 その他の機関 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	×	防衛省図書館（82B） 防衛大学校（822） 総合情報図書館（82B） 防衛医科大学校（822） 病院（831） 図書館（82B） 防衛医学研究センター（711） 防衛研究所（712） 自衛隊中央病院（831） 職業能力開発センター（822） 診療放射線技師養成所（822） 自衛隊地区病院（831） 准看護学院（822） 統合幕僚学校（822） 自衛隊体育学校（822）
○ 防衛装備庁	×	研究所・支所（711） 航空装備研究所（711） 陸上装備研究所（711） 艦艇装備研究所（711） 次世代装備研究所（711） 試験場（711）

中分類 98－地方公務

総 説

この中分類には、地方公共団体の機関のうち、都道府県庁、市役所、町村役場、地方公共団体の組合及びそれらの地方の事務所などにおいて、立法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、市場性の差異を踏まえ、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、研修所、研究所、学校などのほか、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。

981 都道府県の機関

都道府県庁及びその地方機関などであり、主として立法事務及び地方行政事務を行う事業所をいう。

○ 都道府県議会			
○ 都道府県庁・支庁・行政委員会 地方事務所 総務事務所 財務事務所 税務事務所 給与事務所 東京事務所 労政事務所 県民センター 旅券事務所（パスポートセンター） 環境事務所 建築指導事務所 労働福祉事務所 防災安全センター 地方振興事務所	×	大学（816） 附属一般病院（831） 短期大学（816） 消防学校（訓練所）（822） 自治研修所（822） 職員研修所（822） 公営事業所（競輪・競馬・モーターボート）（803） 運動競技場管理事務所（80A） 体育館（80B） スポーツ施設（80） 公園管理事務所（805） 福祉事務所（852） 県民生活センター（959） 消費生活センター（959） 老人ホーム（85） 介護老人保健施設（85D） 福祉ホーム（85） 老人福祉センター（85J） 児童相談所（85B） 乳児院（85B） 母子生活支援施設（85B） 身体障害者更生相談所（855） 知的障害者更生相談所（855） 肢体不自由児総合療育センター（85B） 障害者福祉センター（855） 婦人相談所（85L） 女性就業援助センター（822） 職員宿泊所（75A） 日雇労働者簡易宿泊所（752） 営繕工事事務所（74A）	森林公園事務所（805） 運動公園（80A） 野球場（80A） 労働会館（951） 県民会館（951） 児童養護施設（85B） 県民相談センター（959） 職業訓練センター（822） 障害児入所施設（85B） 母子・父子福祉センター（85B） 児童館（85B） 児童自立支援施設（822） 保育所（85A） 助産施設（831、83A） 更生施設（855、85L） 授産施設（855、85L） 救護施設（85L） 補装具製作施設（274） 総合療育訓練センター（85B） 障害者支援施設（855） 職業適性相談所（79E） 宿所提供施設（85L） 労働経済研究所（712）

	健康科学センター (842)	保育専門学院 (81A)
	点字図書館 (82B)	保健所・支所 (841)
	一般診療所 (832)	衛生研究所 (711)
	一般病院 (831)	薬事研究所 (711)
	精神科病院 (831)	食肉衛生検査所 (849)
	歯科衛生専門学校 (81A)	市場衛生検査所 (849)
	衛生検査所 (83D)	動物愛護管理センター (849)
	公共職業能力開発施設 (822)	栄養研究所 (711)
	障害者職業能力開発校 (822)	
	精神障害者地域生活支援センター (855)	
	がん・成人病センター (831)	
	精神保健福祉センター (842)	
	保健師・助産師・看護師専門学校 (養成所) (81A)	
商工労働事務所	物産館 (929)	計量検定所 (744)
商工労政事務所	競輪場 (803)	工業試験場 (711)
	中小企業労働相談所 (929)	工業技術センター (711)
	中央卸売市場 (分場) (959)	工業指導所 (749)
	商品展示所 (929)	観光会館 (951)
	食品加工研究センター (711)	
農林事務所	園芸試験場 (711)	植物園 (82D)
農政事務所	家畜病性鑑定所 (959)	畜産試験場 (711)
農地事務所	蚕業試験場 (711)	家畜衛生試験所 (711)
土地改良事務所	営農センター (749)	種畜場 (013)
	農業試験場・分場・支場 (711)	家畜人工授精所 (013)
	牧場 (012、013)	種鶏場 (012、013)
	農業大学校 (81A、822)	農業短期大学校 (81A、822)
	病虫害防除所 (959)	競馬事務局 (803)
	普及指導センター (749)	競馬場 (803)
	畜産指導所 (749)	と畜場 (952)
	家畜保健衛生所・支所 (959)	原種農場 (01)
	物産観光あっせん所 (929)	研究農場 (711)
	農業教育共同実習所 (822)	
	試験農場 (711)	
林業事務所 (公有林の育林 管理を行わないもの)	林道建設事務所 (74A)	林業試験場 (711)
林務事務所・出張所	林業指導所 (749)	緑化センター (749)
山林事務所	林業技術センター (711)	県有林事務所 (021)
耕地事務所 (土地改良工事 の管理を行わないもの)	山林事業所 (021)	林木育種場 (021)
	治山事務所 (主として復旧工事の管理を行うもの) (74A)	
	治山事務所 (主として造林を行うもの) (021)	
	林務署 (021)	
	土地改良事務所 (土地改良工事の管理を行うもの) (74A)	
	営林事務所 (021)	林産物検査所 (744)
	苗ほ場 (029)	用排水改良事務所 (74A)
	林産試験場 (711)	干拓建設事務所 (74A)
	森林管理事務所 (021)	鉱物分析所 (745)
	製材所 (121)	砂利採取所 (054)
	耕地事務所 (土地改良工事の管理を行うもの) (74A)	
漁業取締事務所	水産試験場・分場・支場 (711)	
水産事務所	漁業研究所 (711)	養魚場 (04)

ダム管理事務所
(防災・多目的利用)

漁業指導所 (749)	水族館 (82D)
漁業研修所 (822)	水産技術センター (711)
漁業用無線局 (373)	水産製品検査所 (744)
栽培漁業センター (041、042)	水産業改良普及所 (749)
水産増殖センター (041、042)	水産業普及指導センター (749)
あゆ種苗センター (042)	水産共同実習所 (822)
土木事務所 (74A)	港湾建設事務所 (74A)
土木出張所 (74A)	河川改修事務所 (74A)
砂防工事事務所 (74A)	営繕工事事務所 (74A)
ダム建設事務所 (74A)	土地区画整理事務所 (74A)
総合治水事務所 (74A)	総合開発工事事務所 (74A)
土木技術研究所 (711)	総合開発事務所 (74A)
土木現業所 (74A)	河川開発工事事務所 (74A)
利水工事事務所 (74A)	道路舗装事務所 (74A)
建設事務所 (74A)	道路改良工事事務所 (74A)
橋建設事務所 (74A)	工事事務所 (74A)
港湾修築工事事務所 (74A)	海岸工事事務所 (74A)
えん堤建設事務所 (74A)	復興工事事務所 (74A)
えん堤工事事務所 (74A)	道路建設事務所 (74A)
建設機械整備 (管理) 事務所 (901)	
橋管理事務所 (485)	
有料道路管理事務所 (485)	
空港 (空港管理事務所) (485)	
港務所 (港湾管理事務所) (485)	
電気局 (330)	浄水場 (361)
電気局事務所 (330)	貯水池管理事務所 (361)
変電所 (331)	貯水池建設事務所 (74A)
発電所 (331)	下水道局の本所等 (360)
発電所建設事務所 (74A)	下水道出張所 (360、363)
発電管理事務所 (331)	下水処理場 (360、363)
発電管理所 (331)	下水ポンプ場 (360、363)
電気科学館 (82C)	ポンプ場 (361)
水道局の本所等 (360)	給水所 (361)
水道局営業所 (360)	下水道建設事務所 (74A)
水運用センター (361)	下水道管理事務所 (360、363)
水道管理事務所 (360、361)	水源林事務所 (021)
温泉管理事務所 (929)	工業用水道事務所 (362)
建設技術センター (土木建築に対する専門サービスを提供するもの) (74A)	
配水事務所 (360、361)	
ロープウェイ管理事務所 (421)	
霊園管理事務所 (795)	
公会堂管理事務所 (951)	
火葬場 (795)	
葬儀所管理事務所 (79A)	
駐車場管理事務所 (693)	
交通局 (部) (42、43)	
電車営業所 (421)	清掃局 (881)
電車車両整備工場 (42)	清掃事務所 (881)
駅務管理所 (421)	ごみ焼却場 (881)
工務部出張所 (421)	清掃作業所 (881)
変電区 (所) (421)	自動車営業所 (43)

○ 教育委員会 教育庁 教育事務所 教育出張所	×	高等学校 (814) 特別支援学校 (815) 中等教育学校 (814) 高等専門学校 (816) 幼稚園 (811) 附属農場 (81) 実習農場 (81) 教育研究所 (712) 教育研修所 (822) ユースホステル (75A) 産業能率研究所 (712) 科学技術研究所 (711) 青年の家 (82P) 看護学校 (81A) 総合運動場管理事務所 (80A)	高等技術専門学校 (822) 図書館 (82B) 教育会館 (951) 文書館 (82B) 博物館 (82C) 美術館 (82C) 歴史民俗資料館 (82C) 少年自然の家 (82P) 理科教育センター (822) 観光案内所 (489) 観光博物館 (82C) 社会福祉研修所 (822) 職業訓練センター (822) 情報処理教育センター (822)
○ 公安委員会 道府県警察本部 (警視庁) 方面本部 警察署 運転免許センター (試験場)	×	警察学校 (822)	
○ 選挙管理委員会			
○ 監査委員			
○ 内水面漁場管理委員会			
○ 海区漁業調整委員会			
○ 収用委員会			
○ 労働委員会			
○ 人事委員会			

982 市町村の機関

市区役所、町村役場及びその地方機関などであり、主として立法事務及び地方行政事務を行う事業所をいう。

○ 市（区）町村議会

○ 市役所

区役所

町村役場

支所・出張所

行政委員会

東京事務所

税務事務所

旅券事務所（パスポート
センター）

農政事務所

市史編さん室

消防本部（消防局）

消防署

× 職員研修所（822）

大学（816）

短期大学（816）

体育館（80B）

区民会館管理事務所（951）

勤労青少年ホーム（951）

勤労青少年センター（951）

福祉事務所（852）

老人ホーム（85）

老人福祉センター（85J）

介護老人保健施設（85D）

救護施設（85L）

授産施設（855、85L）

児童自立支援施設（822）

助産施設（831、83A）

更生施設（855、85L）

障害者支援施設（855）

勤労者家庭支援施設（82P）

国民宿舎（751）

公衆浴場（784）

職業訓練校（822）

簡易宿泊所（752）

市町村保健センター（842）

障害者リハビリテーションセンター（855）

一般病院（831）

診療所（832、833）

衛生研究所（711）

保健・看護・准看護学校（81A、81B）

火葬場（795）

斎場（79A）

霊園管理事務所（795）

墓地管理事務所（795）

市営葬儀事務所（79A）

清掃局（881）

清掃課（881）

清掃事務所（881）

清掃工場（881）

ごみ焼却場（881）

地方卸売市場（分場）（959）

市営小売市場（691）

公設市場（691）

商工相談所（929）

計量検査所（744）

観光案内所（489）

ユースホステル（75A）

工芸指導所（749）

印刷所（151）

自動車整備所（891）

公会堂（951）

文化会館（951）

消防学校（822）

公文書館（82B）

勤労者センター（951）

消費生活センター（959）

市民相談センター（959）

宿所提供施設（85L）

乳児院（85B）

母子生活支援施設（85B）

保育所（85A）

児童養護施設（85B）

障害児入所施設（85B）

児童相談所（85B）

児童館（85B）

母子・父子福祉センター（85B）

隣保館（85L）

母子健康包括支援センター（842）

保健所（841）

精神保健福祉センター（842）

助産所（83A）

公害研究所（711）

し尿処分場（881）

と畜場（952）

死亡獣畜取扱場（889）

食肉処理場（952）

食肉衛生検査所（849）

動物管理センター（849）

食品衛生検査所（849）

食肉センター（952）

住宅管理課（692）

農業試験場（711）

農業指導所（749）

種鶏場（012、013）

製茶工場（103）

製氷所（104）

製材所（121）

木材乾燥工場（129）

家畜診療所（741）

水産ふ化場（041、042）

	工業研究所 (711)	遊園地 (805)
	工業試験場 (711)	植物園 (82D)
	保養センター (75A)	休養施設 (75A)
	土木事務所 (74A)	公園管理事務所 (805)
	建設事務所 (74A)	運動場管理事務所 (80A)
	土木工営所 (74A)	動物園 (82D)
	埋立工事事務所 (74A)	ふ頭事務所 (485)
	港湾建設事務所 (74A)	港湾管理事務所 (485)
	下水道建設事務所 (74A)	港務所 (485)
	土地区画整理事務所 (74A)	渡船事務所 (45)
	公営事業所 (競輪・競馬・モーターボート) (803)	
	競馬事務所 (803)	競輪事務局 (803)
	競輪事務所 (803)	競馬事務局 (803)
	競輪事業部 (803)	競艇事業課 (803)
	競馬場 (803)	競輪事業課 (803)
	競艇場 (803)	競輪場 (803)
	水道局 (部・課・係) の本所等 (360)	
	船舶給水所 (360、361)	下水処理場 (360、363)
	浄水場 (361)	下水ポンプ場 (360、363)
	配水場 (361)	排水ポンプ所 (360、363)
	加圧ポンプ場 (361)	浄水場管理事務所 (361)
	漏水管理事務所 (360)	配水管理事務所 (360、361)
	水源池事務所 (361)	汚泥処理センター (36)
	貯水池建設事務所 (74A)	下水道管理事務所 (360、363)
	下水道局 (部・課・係) の本所等 (360)	
	ガス局 (部・課) の本所等 (340)	
	ガス局営業所 (340)	自動車営業所 (43)
	ガス製造工場 (341)	鉄道建設事務所 (74A)
	交通局 (部) (42、43)	索道事業所 (421)
	運輸局 (42、43)	交通局教習所 (822)
	交通事業課 (42、43)	運転区 (421)
	運輸事務所 (42、43)	変電区 (421)
	交通事務所 (42、43)	駅務区 (421)
	電車営業所 (421)	電車車両整備工場 (42)
	運転指令所 (421)	ロープウェイ事務所 (421)
	観光貸切自動車営業所 (433)	空港 (空港管理事務所) (485)
○ 教育委員会	×	
	幼稚園 (811)	公民館 (82A)
	小学校 (812)	教育研究所 (712)
	中学校 (813)	理科教育センター (822)
	義務教育学校 (813)	青年の家 (82P)
	高等学校 (814)	音楽堂 (802)
	特別支援学校 (815)	給食センター (773)
	高等専修学校 (81A)	埋蔵文化財調査センター (712)
	図書館 (82B)	水族館 (82D)
	博物館 (82C)	認定こども園 (811、819、85A)
	美術館 (82C)	
	資料館 (82C)	
○ 選挙管理委員会		
○ 公平 (人事) 委員会		

○ 農業委員会		
○ 監査委員		
○ 固定資産評価審査委員会		
○ 地方公共団体の組合 消防組合・消防署 水防事務組合 市町村税滞納整理組合 公平委員会組合 地区行政事務組合 広域行政事務組合 広域市町村圏事務組合 市町村職員退職手当組合 ダム管理組合 治水組合 備荒資金組合	× 病院組合（831） 診療所組合（832） 火葬場組合（795） 水道組合（361） 競輪組合（803） 競馬組合（803） 競艇組合（803） 港管理組合（485） 食肉センター組合（952） 学校給食組合（773） 教育研修センター組合（822） 養護老人ホーム組合（85） 知的障害児施設組合（85B） 農業共済事務組合（673） 自治会館管理組合（951） 町村会館管理組合（951） 交通災害共済組合（673） 組合立小学校・中学校・高等学校（81） 山林管理事務組合（021） 地方卸売市場組合（959） 消防団員等公務災害補償組合（851）	老人福祉施設組合（85） と畜場組合（952） 植林町村組合（021） 競輪事務組合（803） 競艇事務組合（803） 清掃施設組合（881） 環境衛生組合（881） 運動公園事務組合（80A） 青年の家組合（82P） 衛生組合（881） 家畜自衛防疫組合（959） し尿処理組合（881）

大分類 T－分類不能の産業

経済センサス - 基礎調査では対象外

総 説

この大分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。
これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

中分類 99－分類不能の産業

総 説

この中分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。
これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

999 分類不能の産業

参 考

参考 1

令和 6 年経済センサス - 基礎調査

令和 3 年経済センサス - 活動調査との産業分類相違項目比較表

令和 6 年経済センサス - 基礎調査 産業分類	令和 3 年経済センサス - 活動調査 産業分類
E－製造業	
095 砂糖・でんぷん糖類製造業	095 糖類製造業
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
I－卸売業、小売業	
561 百貨店 562 総合スーパーマーケット	561 百貨店、総合スーパー
563 コンビニエンスストア	新設（58B 他に分類されない飲食料品小売業の一部）
564 ドラッグストア	新設（603 医薬品・化粧品小売業の一部）
565 ホームセンター	新設（60G 他に分類されないその他の小売業の一部）
566 均一価格店	新設（56 各種商品小売業～60 その他の小売業の一部）
569 その他の各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50人未満のもの）
M－宿泊業、飲食サービス業	
773 施設給食業	新設（772 配達飲食サービス業の一部）
O－教育、学習支援業	
813 中学校、義務教育学校	813 中学校
P－医療、福祉	
835 施術業	835 療術業
85M 介護医療院	新設（85J その他の老人福祉・介護事業の一部）
R－サービス業（他に分類されないもの）	
922 建物等維持管理業	922 建物サービス業
92B その他の建物等維持管理業	92B その他の建物サービス業
S－公務（他に分類されるものを除く）	
981 都道府県の機関	981 都道府県機関
982 市町村の機関	982 市町村機関

令和 6 年経済センサス - 基礎調査の産業分類
日本標準産業分類との相違項目比較表

日本標準産業分類	令和 6 年経済センサス - 基礎調査 産業分類
E 製造業	
325 がん具・運動用具製造業	32A がん具製造業 32B 運動用具製造業
329 他に分類されない製造業	32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く） 32D 他に分類されないその他の製造業
G 情報通信業	
392 情報処理・提供サービス業	39A 情報処理サービス業 39B 情報提供サービス業 39C その他の情報処理・提供サービス業
I 卸売業、小売業	
501 各種商品卸売業	50A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの） 50B その他の各種商品卸売業
521 農畜産物・水産物卸売業	52A 米穀類卸売業 52B 野菜・果実卸売業 52C 食肉卸売業 52D 生鮮魚介卸売業 52E その他の農畜産物・水産物卸売業
559 他に分類されない卸売業	55A 代理商、仲立業 55B 他に分類されないその他の卸売業
589 その他の飲食料品小売業	58A 料理品小売業 58B 他に分類されない飲食料品小売業
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	60A スポーツ用品小売業 60B がん具・娯楽用品小売業 60C 楽器小売業
609 他に分類されない小売業	60D 花・植木小売業 60E ペット・ペット用品小売業 60F 中古品小売業（他に分類されないもの） 60G 他に分類されないその他の小売業
K 不動産業、物品賃貸業	
701 各種物品賃貸業	70C 総合リース業 70D その他の各種物品賃貸業
709 その他の物品賃貸業	70A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く） 70B 他に分類されない物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	
721 法律事務所、特許事務所	72A 法律事務所 72B 特許事務所
722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	72J 公証人役場、司法書士事務所 72K 土地家屋調査士事務所
724 公認会計士事務所、税理士事務所	72C 公認会計士事務所 72D 税理士事務所

日本標準産業分類		令和 6 年経済センサス - 基礎調査 産業分類
728 経営コンサルタント業、純粋持株会社		72E 経営コンサルタント業 72F 純粋持株会社
729 その他の専門サービス業		72G 興信所 72H 他に分類されない専門サービス業
742 土木建築サービス業		74A 建築設計業 74B 測量業 74C その他の土木建築サービス業
746 写真業		74D 写真業（商業写真業を除く） 74E 商業写真業
M 宿泊業、飲食サービス業		
759 その他の宿泊業		75A 会社・団体の宿泊所 75B 他に分類されない宿泊業
762 専門料理店		76A 日本料理店 76B 中華料理店 76C 焼肉店 76D その他の専門料理店
769 その他の飲食店		76E ハンバーガー店 76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店 76G 他に分類されない飲食店
N 生活関連サービス業、娯楽業		
781 洗濯業		78A 普通洗濯業 78B リネンサプライ業
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業		78C 洗張・染物業 78D 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
796 冠婚葬祭業		79A 葬儀業 79B 結婚式場業 79C 冠婚葬祭互助会
799 他に分類されない生活関連サービス業		79D 写真プリント、現像・焼付業 79E 他に分類されないその他の生活関連サービス業
804 スポーツ施設提供業		80A スポーツ施設提供業（別掲を除く） 80B 体育館 80C ゴルフ場 80D ゴルフ練習場 80E ボウリング場 80F テニス場 80G バッティング・テニス練習場 80H フィットネスクラブ
806 遊戯場		80J マージャンクラブ 80K パチンコホール 80L ゲームセンター 80M その他の遊戯場
809 その他の娯楽業		80N カラオケボックス業 80Q 娯楽に附帯するサービス業 80R 他に分類されない娯楽業

日本標準産業分類	令和6年経済センサス - 基礎調査 産業分類
O 教育、学習支援業	
817 専修学校、各種学校	81A 専修学校 81B 各種学校
821 社会教育	82A 公民館 82B 図書館 82C 博物館、美術館 82D 動物園、植物園、水族館 82N 社会通信教育 82P その他の社会教育
824 教養・技能教授業	82F 音楽教授業 82G 書道教授業 82H 生花・茶道教授業 82J そろばん教授業 82K 外国語会話教授業 82L スポーツ・健康教授業 82M その他の教養・技能教授業
P 医療、福祉	
834 助産・看護業	83A 助産所 83B 看護業
836 医療に附帯するサービス業	83C 歯科技工所 83D その他の医療に附帯するサービス業
853 児童福祉事業	85A 保育所 85B その他の児童福祉事業
854 老人福祉・介護事業	85C 特別養護老人ホーム 85D 介護老人保健施設 85M 介護医療院 85E 通所・短期入所介護事業 85F 訪問介護事業 85G 認知症老人グループホーム 85H 有料老人ホーム 85J その他の老人福祉・介護事業
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	85K 更生保護事業 85L 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業（他に分類されないもの）	
922 建物等維持管理業	92A ビルメンテナンス業 92B その他の建物等維持管理業